

高知市事前復興まちづくり計画  
復興基本方針（素案）  
〈復興手順書〉

## 目次

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 第1章 総則 .....          | 1   |
| 1. 復興手順書の目的.....      | 1   |
| 2. 復興手順書の対象となる業務..... | 1   |
| 3. 復興手順書の対象フェーズ.....  | 1   |
| 4. 本書の構成.....         | 2   |
| 第2章 復興業務一覧 .....      | 3   |
| 1. 復興に関連する応急対応.....   | 3   |
| 2. 計画的復興への条件整備.....   | 3   |
| 3. すまいと暮らしの再建.....    | 3   |
| 4. 安全な地域づくり.....      | 4   |
| 5. 産業・経済復興.....       | 5   |
| 第3章 タイムライン .....      | 6   |
| 1. 復興に関連する応急対応.....   | 6   |
| 2. 計画的復興への条件整備.....   | 7   |
| 3. すまいと暮らしの再建.....    | 9   |
| 4. 安全な地域づくり.....      | 14  |
| 5. 産業・経済復興.....       | 17  |
| 第4章 復興手順書 .....       | 19  |
| 1. 復興に関連する応急対応.....   | 19  |
| 2. 計画的復興への条件整備.....   | 49  |
| 3. すまいと暮らしの再建.....    | 65  |
| 4. 安全な地域づくり.....      | 117 |
| 5. 産業・経済復興.....       | 153 |

# 第1章 総則

## 1. 復興手順書の目的

南海トラフ地震が発生した場合、発災直後から応急対策を進め、その後、被災地域の再建・復興を図るための業務に取り組んでいくことになります。しかし、被災後は業務量が増大することに加え、職員も被災するため、マンパワーが不足することが想定されます。また、他自治体からの応援職員が派遣された場合などは、担当する職員が業務について十分な経験や知識があるとは限らない状況となることも考えられます。

東日本大震災など、過去の大規模災害の被災地では、復興の時間的な遅れが人口流出など地域の衰退につながった事例が見られており、復興に関する業務は時機を逸せず、遅滞ないように進める必要があります。

復興手順書は、被災後の厳しい状況下であっても、担当する職員が円滑に復興業務を進めていくことができるように、各部署における復興業務を抽出し、業務手順を定めたものです。

## 2. 復興手順書の対象となる業務

被災後の再建に係る諸対策のうち「復旧対策」、「復興対策」を中心としつつ、「応急対策」のなかで復旧・復興対策に関連の深い業務も含まれます。

### 【各対策の内容】

応急対策：人命救助や被災者支援、保健衛生、物資供給といった生命・財産等の安全を図る対策

復旧対策：応急仮設住宅の建設や学校教育の再開、道路や上下水道などの復旧といった通常業務の再開に向けた対策

復興対策：被災前の生活環境や産業基盤の回復あるいは向上させる対策

## 3. 復興手順書の対象フェーズ

発災から概ね1か月までを「応急対策期」、概ね1か月以降を「復旧・復興期」として、各段階の状況に応じた対策を進めていきます。



応急対策期：人命救助や被災者支援、保健衛生、物資供給といった生命・資産等の安全対策を実施する時期。

復旧・復興期：応急仮設住宅の建設や学校教育の再開といった通常業務の再開に向けた対策を図る復旧期と、被災前の生活環境や産業基盤の回復あるいは向上させる対策を図る復興期を併せた時期。事業によって復旧対策、復興対策、あるいは両方を併せ持つものがあります。



## 第 2 章 復興業務一覽

## 第2章

## 復興業務一覧

復興に際しての業務としては、大きく区分して5業務を分類しており、その業務ごとに「施策」、実際の事業等を示し整理しました。

| 1.復興に関連する応急対応 |                     | ページ    |       |
|---------------|---------------------|--------|-------|
|               |                     | タイムライン | 手順書   |
| 施策1:被災状況等の把握  |                     | 6      | 19~48 |
|               | (1)応急対応のための調査       | 6      | 19~24 |
|               | (2)二次的被害の拡大防止に関する調査 | 6      | 25~28 |
|               | (3)法制度の適用に関する調査     | 6      | 29~40 |
|               | (4)すまいと暮らしの再建に関する調査 | 6      | 41~48 |

| 2.計画的復興への条件整備  |                | ページ    |       |
|----------------|----------------|--------|-------|
|                |                | タイムライン | 手順書   |
| 施策1:復興体制の整備    |                | 7      | 49~52 |
|                | (1)復興組織体制の整備   | 7      | 49~50 |
|                | (2)復興本部等の運営    | 7      | 51~52 |
| 施策2:復興計画の作成    |                | 7      | 53~56 |
|                | (1)復興計画策定体制    | 7      | 53~54 |
|                | (2)復興計画の策定     | 7      | 55~56 |
| 施策3:広報・相談対応の実施 |                | 7~8    | 57~60 |
|                | (1)広報          | 7      | 57~58 |
|                | (2)相談・各種申請の受付  | 8      | 59~60 |
| 施策4:金融・財政面の措置  |                | 8      | 61~64 |
|                | (1)金融・財政面の緊急措置 | 8      | 61~62 |
|                | (2)復興財源の確保     | 8      | 63    |
|                | (3)復興基金の活用     | 8      | 64    |

| 3.すまいと暮らしの再建 |                       | ページ    |       |
|--------------|-----------------------|--------|-------|
|              |                       | タイムライン | 手順書   |
| 施策1:緊急の住宅確保  |                       | 9      | 65~72 |
|              | (1)一時提供住宅の供給          | 9      | 65    |
|              | (2)応急的な住宅の供給計画の検討     | 9      | 66~67 |
|              | (3)応急仮設住宅の建設          | 9      | 68~69 |
|              | (4)入居者の募集・選定と入居後のサポート | 9      | 70~71 |
|              | (5)利用の長期化・解消への措置      | 9      | 72    |

| 3.すまいと暮らしの再建 |                     | ページ    |         |
|--------------|---------------------|--------|---------|
|              |                     | タイムライン | 手順書     |
|              | 施策 2: 恒久住宅の供給・再建    | 10     | 73～77   |
|              | (1) 住宅供給に関する基本計画の作成 | 10     | 73～74   |
|              | (2) 公営住宅の供給         | 10     | 75～76   |
|              | (3) その他各種対策         | 10     | 77      |
|              | 施策 3: 雇用の維持・確保      | 10～11  | 78～82   |
|              | (1) 雇用状況の調査         | 10     | 78      |
|              | (2) 雇用の維持           | 10     | 79～80   |
|              | (3) 離職者の生活・再就職支援    | 11     | 81～82   |
|              | 施策 4: 被災者への経済的支援    | 11     | 83～90   |
|              | (1) 給付金等            | 11     | 83～84   |
|              | (2) 各種減免猶予等         | 11     | 85～88   |
|              | (3) 義援金             | 11     | 89～90   |
|              | 施策 5: 公的サービス等の回復    | 12～13  | 91～116  |
|              | (1) 公共施設の復旧         | 12     | 91～104  |
|              | (2) 医療・保健対策         | 12     | 105～106 |
|              | (3) 福祉対策            | 12     | 107～109 |
|              | (4) メンタルヘルスケアの充実    | 12     | 110～112 |
|              | (5) 学校の再開           | 13     | 113～115 |
|              | (6) ボランティアとの連携      | 13     | 116     |

| 4.安全な地域づくり |                      | ページ    |         |
|------------|----------------------|--------|---------|
|            |                      | タイムライン | 手順書     |
|            | 施策 1: 公共土木施設等の災害復旧   | 14     | 117～134 |
|            | (1) 災害復旧             | 14     | 117～126 |
|            | (2) 山地災害対策           | 14     | 127     |
|            | (3) 洪水対策             | 14     | 128～130 |
|            | (4) 津波・高潮対策          | 14     | 131～132 |
|            | (5) 防災活動体制の強化        | 14     | 133～134 |
|            | 施策 2: 安全な市街地・公共施設整備  | 15     | 135～138 |
|            | (1) 基盤未整備地域の整備       | 15     | 135～136 |
|            | (2) 被災宅地・公共施設の移転・嵩上げ | 15     | 137～138 |
|            | 施策 3: 都市基盤施設の復興      | 15～16  | 139～147 |
|            | (1) 道路・交通基盤の復興       | 15     | 139～140 |
|            | (2) 物流基地・港湾の復興       | 15     | 141～142 |
|            | (3) 公園・緑地等の復興        | 15     | 143～144 |
|            | (4) ライフライン施設の復興      | 16     | 145～147 |



| 4.安全な地域づくり |             | ページ    |         |
|------------|-------------|--------|---------|
|            |             | タイムライン | 手順書     |
|            | 施策 4:文化の再生  | 16     | 148～152 |
|            | (1)文化財等への対応 | 16     | 148～149 |
|            | (2)スポーツの復興  | 16     | 150～151 |
|            | (3)災害記憶の継承  | 16     | 152     |

| 5.産業・経済復興 |                   | ページ    |         |
|-----------|-------------------|--------|---------|
|           |                   | タイムライン | 手順書     |
|           | 施策 1:情報収集・提供・相談   | 17     | 153～157 |
|           | (1)資金需要の把握        | 17     | 153～154 |
|           | (2)各種融資制度の周知・経営相談 | 17     | 155～156 |
|           | (3)物流の安定・取引等のあつ旋等 | 17     | 157     |
|           | 施策 2:中小企業の再建      | 17～18  | 158～162 |
|           | (1)再建資金の貸付等       | 17     | 158～159 |
|           | (2)事業の場の確保        | 18     | 160～161 |
|           | (3)観光振興           | 18     | 162     |
|           | 施策 3:農林漁業の再建      | 18     | 163～166 |
|           | (1)再建資金の貸付等       | 18     | 163～164 |
|           | (2)農林漁業基盤等の再建     | 18     | 165～166 |

## 第3章 タイムライン

# 第3章

# タイムライン

復興業務一覧に示したそれぞれの業務のタイムラインを以下の様に、設定しています。

## 1. 復興に関連する応急対応

### 施策1：被災状況等の把握

#### (1) 応急対応のための調査

| 内 容            | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①建築物被害の概要調査    |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②都市基盤施設被害の概要調査 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ③人的被害の把握       |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ④利用可能空地の把握     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

#### (2) 二次的被害の拡大防止に関する調査

| 内 容                | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|--------------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                    | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①応急危険度判定（地震災害）     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②被災宅地危険度判定         |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ③がけ崩れ・地すべり発生状況等の調査 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ④被災ビルのアスベスト使用状況調査  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

#### (3) 法制度の適用に関する調査

| 内 容                           | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                               | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①災害救助法の適用                     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②各種公共施設等の災害復旧事業に関する調査         |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ③激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律の適用 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ④関連する視察等への対応                  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

#### (4) すまいと暮らしの再建に関する調査

| 内 容               | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①住家の被害認定調査        |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②罹災証明書の発行         |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ③被災者生活実態調査        |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ④住宅再建意向調査         |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ⑤離職者・雇用動向調査       |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ⑥産業被害と再建意向調査      |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ⑦文化財・歴史的建造物等の被害調査 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ⑧復興状況把握のための調査     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

## 2. 計画的復興への条件整備

### 施策1：復興体制の整備

#### (1) 復興組織体制の整備

| 内 容       | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|           | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①復興本部の設置  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②災害復興部の設置 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ③人的資源の確保  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

#### (2) 復興本部等の運営

| 内 容          | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|              | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①復興本部の運営     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②県及び他市町村との連携 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ③関係機関との連携    |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

### 施策2：復興計画の作成

#### (1) 復興計画策定体制

| 内 容             | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                 | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①組織体制           |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②地域等との連携        |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ③国や他の地方公共団体との連携 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

#### (2) 復興計画の策定

| 内 容         | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|             | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①復興計画の策定    |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②復興計画の公表・広報 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

### 施策3：広報・相談対応の実施

#### (1) 広報

| 内 容          | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|              | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①広報手段・ルートの確保 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②広報一元化体制の整備  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

## (2) 相談・各種申請の受付

| 内 容                    | 期 間         |             |             |             |             |        |        |        |        |
|------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|
|                        | 2<br>週<br>間 | 1<br>か<br>月 | 2<br>か<br>月 | 4<br>か<br>月 | 6<br>か<br>月 | 1<br>年 | 2<br>年 | 3<br>年 | 8<br>年 |
| ①臨時相談窓口の設置             |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ②総合支援窓口（ワンストップセンター）の設置 |             |             |             |             |             |        |        |        |        |

## 施策4：金融・財政面の措置

### (1) 金融・財政面の緊急措置

| 内 容         | 期 間         |             |             |             |             |        |        |        |        |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|
|             | 2<br>週<br>間 | 1<br>か<br>月 | 2<br>か<br>月 | 4<br>か<br>月 | 6<br>か<br>月 | 1<br>年 | 2<br>年 | 3<br>年 | 8<br>年 |
| ①緊急の金融措置    |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ②財政需要見込額の算定 |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ③行財政計画の検討   |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ④予算編成       |             |             |             |             |             |        |        |        |        |

### (2) 復興財源の確保

| 内 容            | 期 間         |             |             |             |             |        |        |        |        |
|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|
|                | 2<br>週<br>間 | 1<br>か<br>月 | 2<br>か<br>月 | 4<br>か<br>月 | 6<br>か<br>月 | 1<br>年 | 2<br>年 | 3<br>年 | 8<br>年 |
| ①補助事業、特例等の有効活用 |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ②起債            |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ③特別交付税         |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ④その他の財源確保      |             |             |             |             |             |        |        |        |        |

### (3) 復興基金の活用

| 内 容             | 期 間         |             |             |             |             |        |        |        |        |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|
|                 | 2<br>週<br>間 | 1<br>か<br>月 | 2<br>か<br>月 | 4<br>か<br>月 | 6<br>か<br>月 | 1<br>年 | 2<br>年 | 3<br>年 | 8<br>年 |
| ①南海地震等災害復興基金の活用 |             |             |             |             |             |        |        |        |        |

### 3. すまいと暮らしの再建

#### 施策1：緊急の住宅確保

##### (1) 一時提供住宅の供給

| 内 容             | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                 | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①供給可能な一時提供住宅の確保 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②入居者の募集・選定      |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ③一時提供住宅の入居者の管理  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

##### (2) 応急的な住宅の供給計画の検討

| 内 容               | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①応急的な住宅の供給戸数の検討   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②応急仮設住宅の供給可能戸数の算出 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ③応急的な住宅の供給計画の策定   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

##### (3) 応急仮設住宅の建設

| 内 容              | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①建設可能用地の確保       |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②応急仮設住宅等の建設      |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ③維持管理体制構築・住環境の改善 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

##### (4) 入居者の募集・選定と入居後のサポート

| 内 容        | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|            | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①入居者の募集・選定 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②入居者の生活支援  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

##### (5) 利用の長期化・解消への措置

| 内 容                     | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                         | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①利用長期化への経過措置            |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②応急的な住宅から恒久的な住宅への住み替え支援 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

## 施策2：恒久住宅の供給・再建

### (1) 住宅供給に関する基本計画の作成

| 内 容               | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①恒久的な住宅の必要戸数の算出   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②恒久的な住宅の供給可能戸数の把握 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ③恒久的な住宅の供給計画の策定   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

### (2) 公営住宅の供給

| 内 容         | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|             | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①公営住宅の建替・補修 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②災害公営住宅の供給  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ③家賃低減化対策    |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ④入居者の募集・選定  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ⑤その他公的住宅の供給 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

### (3) その他各種対策

| 内 容           | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|               | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①建築確認・監視体制の整備 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

## 施策3：雇用の維持・確保

### (1) 雇用状況の調査

| 内 容         | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|             | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①雇用状況調査     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②定期的雇用状況調査  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ③雇用状況の整理・分析 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

### (2) 雇用の維持

| 内 容              | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①事業者への雇用維持の要請    |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②公的機関での雇用維持の要請   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ③各種事業制度の周知及び活用促進 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

### (3) 離職者の生活・再就職支援

| 内 容             | 期 間     |             |             |             |             |        |        |        |        |
|-----------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|
|                 | 2週<br>間 | 1<br>か<br>月 | 2<br>か<br>月 | 4<br>か<br>月 | 6<br>か<br>月 | 1<br>年 | 2<br>年 | 3<br>年 | 8<br>年 |
| ①雇用保険制度の活用促進と周知 |         |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ②求人動向の把握        |         |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ③求職動向の把握        |         |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ④求人の拡大          |         |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ⑤職業のあっ旋         |         |             |             |             |             |        |        |        |        |

### 施策4：被災者への経済的支援

#### (1) 給付金等

| 内 容                      | 期 間     |             |             |             |             |        |        |        |        |
|--------------------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|
|                          | 2週<br>間 | 1<br>か<br>月 | 2<br>か<br>月 | 4<br>か<br>月 | 6<br>か<br>月 | 1<br>年 | 2<br>年 | 3<br>年 | 8<br>年 |
| ①災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給       |         |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ②生活再建用資金の貸付              |         |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ③被災者生活再建支援制度（被災者生活再建支援法） |         |             |             |             |             |        |        |        |        |

#### (2) 各種減免猶予等

| 内 容                           | 期 間     |             |             |             |             |        |        |        |        |
|-------------------------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|
|                               | 2週<br>間 | 1<br>か<br>月 | 2<br>か<br>月 | 4<br>か<br>月 | 6<br>か<br>月 | 1<br>年 | 2<br>年 | 3<br>年 | 8<br>年 |
| ①税の減免等                        |         |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ②公共料金の減免等                     |         |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ③保険料の減免，徴収猶予                  |         |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ④国保・一部負担金減免                   |         |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ⑤後期高齢者医療保険・保険料，一部負担金の減免，徴収猶予等 |         |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ⑥保育料の減免等                      |         |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ⑦奨学資金貸付金返還金の徴収猶予について          |         |             |             |             |             |        |        |        |        |

#### (3) 義援金

| 内 容                     | 期 間     |             |             |             |             |        |        |        |        |
|-------------------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|
|                         | 2週<br>間 | 1<br>か<br>月 | 2<br>か<br>月 | 4<br>か<br>月 | 6<br>か<br>月 | 1<br>年 | 2<br>年 | 3<br>年 | 8<br>年 |
| ①義援金の受付                 |         |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ②義援金配分委員会の設置            |         |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ③義援金の配分対象・基準・方法等の協議及び決定 |         |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ④義援金の配分・交付              |         |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ⑤義援金の交付申請               |         |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ⑥配分計画及び配分項目の再検討         |         |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ⑦義援金処理にかかる監査及び支給状況の公表   |         |             |             |             |             |        |        |        |        |



## 施策5：公的サービス等の回復

### (1) 公共施設の復旧

| 内 容              | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①施設等の被災状況の把握     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②早期復旧による機能維持     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ③仮設・代替施設等による機能維持 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

### (2) 医療・保健対策

| 内 容                        | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|----------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                            | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①中長期保健活動計画（ロードマップ）の作成・進捗管理 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②保健医療専門職の確保                |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ③保健活動のまとめと評価               |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ④巡回相談の実施                   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ⑤健康教育の実施・普及啓発の実施           |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ⑥新たな健康被害に関する保健活動の実施        |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ⑦健診等通常業務の再開                |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

### (3) 福祉対策

| 内 容        | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|            | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①社会福祉施設の再建 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②在宅福祉サービス等 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ③生活保護      |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

### (4) メンタルヘルスケアの充実

| 内 容                        | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|----------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                            | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①こころのケアに関する相談窓口の設置         |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②児童・生徒に対するこころのケア事業の実施      |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ③在宅障害者、ハイリスク者の巡回相談         |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ④支援者自身の心のケア                |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ⑤ストレスやPTSDに関する健康教育、普及啓発の実施 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

(5) 学校の再開

| 内 容           | 期 間         |             |             |             |             |        |        |        |        |
|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|
|               | 2<br>週<br>間 | 1<br>か<br>月 | 2<br>か<br>月 | 4<br>か<br>月 | 6<br>か<br>月 | 1<br>年 | 2<br>年 | 3<br>年 | 8<br>年 |
| ①教育施設の復旧      |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ②教室の確保        |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ③被災児童・生徒への支援  |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ④入学試験への対応     |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ⑤転校についての柔軟な対応 |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ⑥子ども会事業の再開    |             |             |             |             |             |        |        |        |        |

(6) ボランティアとの連携

| 内 容         | 期 間         |             |             |             |             |        |        |        |        |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|
|             | 2<br>週<br>間 | 1<br>か<br>月 | 2<br>か<br>月 | 4<br>か<br>月 | 6<br>か<br>月 | 1<br>年 | 2<br>年 | 3<br>年 | 8<br>年 |
| ①ボランティアとの連携 |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ②ボランティアの育成  |             |             |             |             |             |        |        |        |        |

## 4. 安全な地域づくり

### 施策1：公共土木施設等の災害復旧

#### (1) 災害復旧

| 内 容             | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                 | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①被害の把握・報告       |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②応急工事           |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ③復旧の基本方針の決定等    |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ④災害査定           |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ⑤災害復旧関係技術職員等の確保 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ⑥被害調査（2次調査）の実施  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ⑦本復旧工事の実施       |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

#### (2) 山地災害対策

| 内 容        | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|            | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①被災箇所の応急対策 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②被災施設の災害復旧 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ③治山施設の整備   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

#### (3) 洪水対策

| 内 容             | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                 | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①総合的な治水対策の検討    |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②河川施設における障害物の除去 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ③河川施設の災害復旧      |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ④河道整備           |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ⑤保水・遊水機能の強化     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ⑥内水排除施設の整備      |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

#### (4) 津波・高潮対策

| 内 容                | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|--------------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                    | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①海岸・港湾施設・漁港施設の災害復旧 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②河川改修，水門等の整備       |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ③潮害防備保安林の復旧        |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

#### (5) 防災活動体制の強化

| 内 容             | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                 | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①監視・情報伝達システムの整備 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②自主防災組織の育成・強化   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

## 施策2：安全な市街地・公共施設整備

### (1) 基盤未整備地域の整備

| 内 容         | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|             | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①建築制限の実施    |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②住宅市街地の基盤整備 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

### (2) 被災宅地・公共施設の移転・嵩上げ

| 内 容             | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                 | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①移転事業           |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②嵩上げ事業          |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ③被災公共施設等の移転・嵩上げ |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

## 施策3：都市基盤施設の復興

### (1) 道路・交通基盤の復興

| 内 容               | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①復旧・復興方針の策定       |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②迅速かつ円滑な復旧事業の実施   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ③災害に強い交通ネットワークの構築 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ④より快適な道路空間の整備     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

### (2) 物流基地・港湾の復興

| 内 容          | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|              | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①港湾・漁港の復旧・復興 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②流通施設の復旧・復興  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

### (3) 公園・緑地等の復興

| 内 容                 | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|---------------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                     | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①復旧・復興方針の策定         |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②既存公園の復旧・復興         |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ③公園緑地の体系的な整備        |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ④防災拠点としての公園施設の拡充・整備 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

#### (4) ライフライン施設の復興

| 内 容               | 期 間         |             |             |             |             |        |        |        |        |
|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|
|                   | 2<br>週<br>間 | 1<br>か<br>月 | 2<br>か<br>月 | 4<br>か<br>月 | 6<br>か<br>月 | 1<br>年 | 2<br>年 | 3<br>年 | 8<br>年 |
| ①復旧・復興方針の策定       |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ②災害に強いライフライン施設の整備 |             |             |             |             |             |        |        |        |        |

#### 施策4：文化の再生

##### (1) 文化財等への対応

| 内 容               | 期 間         |             |             |             |             |        |        |        |        |
|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|
|                   | 2<br>週<br>間 | 1<br>か<br>月 | 2<br>か<br>月 | 4<br>か<br>月 | 6<br>か<br>月 | 1<br>年 | 2<br>年 | 3<br>年 | 8<br>年 |
| ①文化・社会教育施設の再建     |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ②文化芸術による被災者等の支援   |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ③地域における文化芸術活動への支援 |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ④被害状況把握・調査        |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ⑤文化財・資料に対する応急措置   |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ⑥所有者又は管理者との協議     |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ⑦文化財・資料の保護・復旧     |             |             |             |             |             |        |        |        |        |

##### (2) スポーツの復興

| 内 容               | 期 間         |             |             |             |             |        |        |        |        |
|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|
|                   | 2<br>週<br>間 | 1<br>か<br>月 | 2<br>か<br>月 | 4<br>か<br>月 | 6<br>か<br>月 | 1<br>年 | 2<br>年 | 3<br>年 | 8<br>年 |
| ①スポーツ施設の復興        |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ②地元スポーツチームの活動再開支援 |             |             |             |             |             |        |        |        |        |

##### (3) 災害記憶の継承

| 内 容       | 期 間         |             |             |             |             |        |        |        |        |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|
|           | 2<br>週<br>間 | 1<br>か<br>月 | 2<br>か<br>月 | 4<br>か<br>月 | 6<br>か<br>月 | 1<br>年 | 2<br>年 | 3<br>年 | 8<br>年 |
| ①災害記録誌の作成 |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ②記念館等の整備  |             |             |             |             |             |        |        |        |        |

## 5. 産業・経済復興

### 施策1：情報収集・提供・相談

#### (1) 資金需要の把握

| 内 容            | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①事業所等被害概況調査    |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②定期的な被害・復旧状況調査 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ③取引状況の把握       |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ④資金需要の把握       |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

#### (2) 各種融資制度の周知・経営相談

| 内 容            | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①取扱い機関への説明会の開催 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②事業主・組合等への周知   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ③相談体制の構築       |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ④相談窓口の設置       |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

#### (3) 物流の安定・取引等のあつ旋等

| 内 容       | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|           | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①物流の安定    |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②取引先のあつ旋等 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

### 施策2：中小企業の再建

#### (1) 再建資金の貸付等

| 内 容                 | 期 間 |     |     |     |     |    |    |    |    |
|---------------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                     | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①資金需要の把握と関係金融機関への要請 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ②既往融資制度の活用促進        |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ③経営相談の実施            |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| ④商工業の高度化支援          |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

## (2) 事業の場の確保

| 内 容                 | 期 間         |             |             |             |             |        |        |        |        |
|---------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|
|                     | 2<br>週<br>間 | 1<br>か<br>月 | 2<br>か<br>月 | 4<br>か<br>月 | 6<br>か<br>月 | 1<br>年 | 2<br>年 | 3<br>年 | 8<br>年 |
| ①早期の復旧支援            |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ②賃貸型共同仮設工場・店舗の検討    |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ③共同仮設工場・店舗設置団体への支援  |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ④民間賃貸工場・店舗の情報提供とあっ旋 |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ⑤事業用地の情報提供とあっ旋      |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ⑥街路市の再開             |             |             |             |             |             |        |        |        |        |

## (3) 観光振興

| 内 容      | 期 間         |             |             |             |             |        |        |        |        |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|
|          | 2<br>週<br>間 | 1<br>か<br>月 | 2<br>か<br>月 | 4<br>か<br>月 | 6<br>か<br>月 | 1<br>年 | 2<br>年 | 3<br>年 | 8<br>年 |
| ①観光施設の新設 |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ②観光資源の開発 |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ③観光客の誘致  |             |             |             |             |             |        |        |        |        |

## 施策3：農林漁業の再建

### (1) 再建資金の貸付等

| 内 容                          | 期 間         |             |             |             |             |        |        |        |        |
|------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|
|                              | 2<br>週<br>間 | 1<br>か<br>月 | 2<br>か<br>月 | 4<br>か<br>月 | 6<br>か<br>月 | 1<br>年 | 2<br>年 | 3<br>年 | 8<br>年 |
| ①資金需要の把握                     |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ②既往融資制度の活用促進及び当該制度活用に係る被害認定等 |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ③相談・営農指導等の実施                 |             |             |             |             |             |        |        |        |        |

### (2) 農林漁業基盤等の再建

| 内 容           | 期 間         |             |             |             |             |        |        |        |        |
|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|
|               | 2<br>週<br>間 | 1<br>か<br>月 | 2<br>か<br>月 | 4<br>か<br>月 | 6<br>か<br>月 | 1<br>年 | 2<br>年 | 3<br>年 | 8<br>年 |
| ①災害復旧事業       |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ②災害関連事業       |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ③公共土木施設災害復旧事業 |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ④代替生産施設の整備    |             |             |             |             |             |        |        |        |        |
| ⑤農林水産業の活性化    |             |             |             |             |             |        |        |        |        |

## 第4章 復興手順書



# 第4章

# 復興手順書

復興業務一覧に示したそれぞれの業務の手順を以下の様に、設定しています。

## 1. 復興に関連する応急対応

- 1.復興への条件整備
- 1.1復興に関連する応急対応

### 施策1:被災状況等の把握

#### (1)応急対応のための調査

|       |  |     |              |
|-------|--|-----|--------------|
| 施策コード | 1-1-1  | 施策名 | 施策1:被災状況等の把握 |
| 項目    | (1)応急対応のための調査  |     |              |
| 概要    | ○緊急に必要な対策ニーズの把握、今後の詳細調査体制の検討のため、被災地域の被害概要を把握し、迅速な機能回復を図る |     |              |

#### ●業務項目・手順等

| 内容          | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |
|-------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|--|
|             |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |  |
| ①建築物被害の概要調査 | 災害対策本部   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |
| 災害対策本部      | 1)被害の調査<br>所管施設について、被害の概要を迅速に調査し、応急復旧や二次災害防止のための措置、各種応急対応計画検討のための資料として活用する。被害程度の判定は外観目視による簡便なもので良く、当該被害による利用の可否、復旧の難易度、緊急措置や機能代替措置の必要性を判断することに重点を置く。<br>2)被害の報告等<br>把握した被害の概要を随時、県に報告する。市は、これらの調査結果について、関係機関が情報共有するための体制を構築する。そうした体制を活用して、各機能被害の関連を踏まえた復旧順位の検討や各種機能の代替方策を検討する。また、被災者への適切な情報提供に努める。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |

| 内容             | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |
|----------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|--|
|                |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |  |
| ②都市基盤施設被害の概要調査 | 環境施設対策課、清掃工場、耕地課、みどり課、道路管理課、道路整備課、河川水路課、上下水道局水道整備課、上下水道局下水道整備課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |
| 共通事項           | 1)被害の調査<br>所管施設について、被害の概要を迅速に調査し、応急復旧や二次災害防止のための措置、各種応急対応計画検討のための資料として活用する。被害程度の判定は外観目視による簡便なもので良く、当該被害による利用の可否、復旧の難易度、緊急措置や機能代替措置の必要性を判断することに重点を置く。<br>2)被害の報告等<br>把握した被害の概要を随時、県に報告する。市は、これらの調査結果について、関係機関が情報共有するための体制を構築する。そうした体制を活用して、各機能被害の関連を踏まえた復旧順位の検討や各種機能の代替方策を検討する。また、被災者への適切な情報提供に努める。   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |
| 下水道整備課         | 1)調査計画の策定<br>①共通<br>・応援自治体、日本下水道管路管理業協会(災害協定)との調整<br>・市内・市外の協力業者や機器メーカーとの調整<br>②管路施設<br>・長期浸水エリア外の施設を対象とし、各エリアの重要度から調査の優先順位を決定する<br>③処理場、ポンプ場<br>・長期浸水エリア外の施設も考慮し、復旧順位の高い施設、設備等を抽出する。<br>2)被害調査(一次調査)の実施<br>①管路施設<br>・地上からの目視及び計測調査<br>・マンホールの異常調査<br>②終末処理場・ポンプ場<br>・水路、躯体、建築物、設備機器の損害の程度を計測<br>3)応急復旧方針の作成<br>①共通<br>・構造的及び機能的な被害程度、道路及び周辺施設に与える影響を考慮して応急復旧工事の判断を行う<br>②処理場<br>・本復旧までに要する時間が長期と想定される場合は、段階的な応急復旧を実施する。排水・揚水機能の確保や放流水質の向上に向けて代替施設の活用や他設備機器の転用を検討する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |

| 内容       | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|----------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|          |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ③人的被害の把握 | 防災政策課、中央窓口センター  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項     | <p>○人的被害の調査は、次の2つの目的で実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害弔慰金・災害障害見舞金支給、義援金配分の実施などの被災者・遺族の生活支援</li> <li>・人的被害の発生要因の把握・分析と復旧・復興対策への反映</li> </ul> <p>1)人的被害の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察、消防、医療など関係機関からの情報や、遺体安置所からの報告、本市への死亡届の提出、火葬・埋葬許可証の申請などを通じて、人的被害の正確な把握に努める。さらに、被災者遺族からの災害弔慰金の申請情報などと併せて、正確な情報管理に努める。</li> </ul> <p>2)身元不明遺体・行方不明者への対処</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身元不明遺体については、警察による身元確認調査が行われる。身元確認ができない場合、遺骨・遺留品を保管する。</li> <li>・行方不明者については、警察が届け出を受けて調査する。なお、当該災害のやんだ後3月間その生死がわからない場合には死亡したものと推定され、災害弔慰金に関する規定が適用される(弔慰金法第4条)。</li> </ul> <p>3)各種届等に基づき、住民票や戸籍へ速やかに記録することによって、人口動態の把握に努める。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容           | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|--------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|              |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ④利用可能空地の把握   | 新エネルギー・環境政策課、住宅政策課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項         | <p>○現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用現況図、住宅地図などを参考に、利用可能空地进行抽出し、現地調査を行う。</li> <li>・利用条件に適した空地であれば、公有地の所管部署と利用に係る協議を行うとともに、民有地の所有者を調査の上、利用に関する交渉を行う。</li> <li>・庁内各部局、各事業者が利用している空地についても情報提供を求め、利用に係る諸条件や利用予定期間を把握する。</li> </ul>             |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 新エネルギー・環境政策課 | <p>1)「高知市災害廃棄物処理計画Ver.2」において、平時の仮置場候補地確保に関する事項を掲載しており、仮置場として利用可能と見込まれる公有地について、現地調査等を実施のうえ、候補地カルテの作成に取り組んでいる。候補地が不足する場合は、高知県等の協力を得ながら、民有地を含めた選定や土地の所有者(公有地の所管含む)等との、全庁的な調整を行う必要がある。</p> <p>2)情報の共有・活用<br/>以後、庁内各部局、各事業者等との情報交換、協議を継続的に行い、空地の効率的な利用について調整する。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

【防災政策課】

|   |                             |
|---|-----------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |                             |
| ○被害状況の調査について<br>・被害調査では、被害の規模や被災場所等による調査方法について検討する。(関連部署)<br>・協定先である関係機関との調査方法について、事前に検討する。(関連部署)<br>・被災者から寄せられるさまざまな質問や要請を想定し、その返答方法や想定問答などを整理する。(関連部署)<br>○被害情報の収集、集約の効率化<br>・関係部署等が現場で収集する被害情報を迅速かつ効率的に集約するため、DXを活用したシステムの構築等を検討する。<br>⇒被災現場や避難所等で活動する職員からの情報をデータ化し、対策本部及び関係部署が即時に共有できる環境整備(サービスの導入等)を検討。<br>・死者・行方不明者等に関する情報公開については、県と連携し、公開ルールを検討する。 |                             |
| <b>●留意事項</b>  |                             |
| ○被害調査において、立ち入りが難しい場合は、航空写真を活用したり外観目視による確認を行う。市民との対応では、被災者の立場に立った丁寧な対応を心掛けるとともに、被害状況の把握だけでなく、被災前後の生活状況や今後の意向を把握し、住宅対策や福祉対策等への連携を図るよう留意する。<br>○関係機関への情報提供では、県が策定を予定している「災害時の死者・行方不明者の氏名等公表に係るガイドライン」を踏まえる必要があり、確認が必要。   |                             |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                             |
| 関係機関  | 調整事項                        |
| 高知警察署   | 遺体検視                        |
| 県危機対策課  | 災害時の死者・行方不明者の氏名等公表に係るガイドライン |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |                             |
| 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  |                             |

【中央窓口センター】

|  |                        |
|--|------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                        |
| ○警察等関連機関との連携<br>○協定を締結している葬祭業者との連携   |                        |
| <b>●留意事項</b>   |                        |
| ○身元不明遺体・行方不明者への対処<br>・身元不明遺体については、警察による身元確認調査が行われる。身元確認ができない場合、地方公共団体は遺骨・遺留品を保管する。行方不明者については、警察が届け出を受けて調査する。 |                        |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                        |
| 関係機関   | 調整事項                   |
| 高知県警   | 検視への協力                 |
| 葬祭業者   | 遺体の保存に必要な物資の提供や霊柩車等の依頼 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |                        |
| 災害時特例埋・火葬許可証の発行(厚生労働省通知)<br>認定死亡(戸籍法第89条)<br>遺体安置所等運用管理設置マニュアル<br>墓地、埋葬等に関する法律                               |                        |

【新エネルギー・環境政策課】

|  |             |
|--|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>                              |             |
| ○仮置場として利用可能と見込まれる公有地について、現地調査等を実施のうえ、候補地カルテの作成に取り組む。 |             |
| <b>●留意事項</b>   |             |
| ○南海トラフ地震において、仮置場の必要面積は、L1で60ha、L2で223ha必要と想定される。     |             |
| <b>●関係機関との調整</b>                                     |             |
| 関係機関   | 調整事項        |
| 高知県環境対策課   | 利用可能空地の情報共有 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>                                |             |
| 高知市災害廃棄物処理計画Ver.2                                    |             |

【環境施設対策課】

|   |                                       |
|---|---------------------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>                         |                                       |
| ○廃棄物処理の代替方法や住民等への情報提供方法を事前に検討                   |                                       |
| <b>●留意事項</b>                                    |                                       |
| ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に適合する処理方法の選択                   |                                       |
| <b>●関係機関との調整</b>                                |                                       |
| <b>関係機関</b>                                     | <b>調整事項</b>                           |
| 公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会                            | プラスチック製容器包装及びPETボトルペール品、ガラスびんの引渡しの可否等 |
| 公益社団法人 全国都市清掃会議                                 | 乾電池等水銀を含む廃棄物の引渡しの可否等                  |
| 公益財団法人 高知市環境事業公社                                | プラスチック製容器包装及びPETボトルペール品の中間処理業務の可否等    |
| 高知市再生資源処理協同組合                                   | ガラスびん及び乾電池等水銀を含む廃棄物の中間処理業務の可否等        |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>                           |                                       |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律<br>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 |                                       |

【清掃工場】

|  |             |
|--|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>                          |             |
| ○防災訓練等により緊急時の初期対応について職員教育を行う。                    |             |
| <b>●留意事項</b>                                     |             |
| ○現地調査にあたる職員には、市民からの質問に対応できるように各種問い合わせ窓口一覧を携帯させる。 |             |
| <b>●関係機関との調整</b>                                 |             |
| <b>関係機関</b>                                      | <b>調整事項</b> |
| 高知県公営企業局 電気工水課                                   | 工水供給の確認     |
| 上下水道局 水道整備課                                      | 上水供給の確認     |
| ヨネツこうち指定管理者                                      | 施設の設備上の安全確認 |
| 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社                            | 部品調達・復旧対応   |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>                            |             |
| 高知市災害廃棄物処理計画ver.2<br>環境部災害時初期対応マニュアル(震災時特別点検表)   |             |

【耕地課】

|  |                        |
|--|------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>                      |                        |
| ○各所管施設の点検・整備。                                |                        |
| <b>●留意事項</b>                                 |                        |
| ○破堤している場合は排水ができないため、現地調査時にポンプの運転を停止させる必要がある。 |                        |
| <b>●関係機関との調整</b>                             |                        |
| <b>関係機関</b>                                  | <b>調整事項</b>            |
| 高知県農業基盤課                                     | 被害状況等の報告、情報共有、復興対応での連携 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>                        |                        |
| 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法                           |                        |

【住宅政策課】

|   |                           |
|---|---------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |                           |
| ○応急仮設住宅建設候補地となる公有地の掘り起こし  |                           |
| ○高知市防災協力仮設候補地登録制度による民有地の登録促進  |                           |
| ○応急仮設住宅の建設候補地となり得る民有地情報の把握及び精査  |                           |
| <b>●留意事項</b>  |                           |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                           |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>               |
| 高知県土木部住宅課   | 応急仮設住宅の建設等に関する連絡・調整       |
| JA高知市・JA高知県   | 災害協定に基づく使用可能な農地のあっせんに関する事 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |                           |
| 災害救助法<br>高知県応急仮設住宅供給計画<br>高知市防災協力仮設候補地登録事務処理要領<br>災害時応急対策等の協力に関する協定(JA高知市・JA高知県との協定)<br>高知市応急機能配置計画 |                           |

【みどり課】

|   |                          |
|---|--------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |                          |
| ○公園台帳の整備, 報告様式の作成   |                          |
| <b>●留意事項</b>  |                          |
| ○本市は700箇所を超える公園緑地を管理している。被害調査にあたっては、近隣公園など利用頻度の高い公園緑地の調査を優先するなど、優先順位をつけた調査を行う必要があると考えられる。 |                          |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                          |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>              |
| 高知県土木部公園下水道課  | 被害状況等の報告, 情報共有, 復興対応での連携 |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>   |                          |
| 都市公園法<br>公園台帳<br>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法<br>地域防災計画   |                          |

【道路管理課】

|  |                          |
|--|--------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                          |
| ○緊急輸送道路等の防災拠点に至るルートを把握し, 危険箇所を検討しておく。                              |                          |
| ○情報共有のための連絡体制の構築   |                          |
| <b>●留意事項</b>   |                          |
| ○被災後の被害程度の判定は外観目視による簡便なものであることを周知し, 調査員の二次被災等を防ぐ。                  |                          |
| ○道路は連続する線的施設であるため, ドローン等の活用も有効的である。                                |                          |
| ○中山間地域について, アクセス道路等の寸断により孤立地域が発生した場合, その地域の被災状況をどのように把握するのか検討しておく。 |                          |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                          |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>              |
| 高知県道路課   | 被害状況等の報告, 情報共有, 復興対応での連携 |
| 一般社団法人高知県建設業協会   | 被害状況等の報告, 情報共有, 復興対応での連携 |
| 高知土木事務所  | 被害状況等の報告, 情報共有, 復興対応での連携 |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>  |                          |
| 高知県道路啓開計画<br>高知市地域防災計画<br>道路法<br>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法                |                          |

【道路整備課】

|  |                          |
|--|--------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                          |
| ○災害発生前に被害調査時の流れを確認しておき, 調査器具や資機材を準備する。                             |                          |
| ○現地調査時の写真撮影方法や調査結果報告書の取りまとめ方を確認する。                                 |                          |
| <b>●留意事項</b>   |                          |
| ○被災後の被害程度の判定は外観目視による簡便なものであることを周知し, 調査員の二次被災等を防ぐ。                  |                          |
| ○道路は連続する線的施設であるため, ドローン等の活用も有効的である。                                |                          |
| ○中山間地域について, アクセス道路等の寸断により孤立地域が発生した場合, その地域の被災状況をどのように把握するのか検討しておく。 |                          |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                          |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>              |
| 高知県道路課   | 被害状況等の報告, 情報共有, 復興対応での連携 |
| 一般社団法人高知県建設業協会   | 被害状況等の報告, 情報共有, 復興対応での連携 |
| 高知土木事務所  | 被害状況等の報告, 情報共有, 復興対応での連携 |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>  |                          |
| 高知県道路啓開計画<br>高知市地域防災計画<br>道路法<br>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法                |                          |

【河川水路課】

|   |                        |
|---|------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>                                       |                        |
| ○被災状況を的確に把握することが出来るよう、排水機場等の施設台帳及び準用河川(調整池・親水公園)の河川台帳を整備しておく。 |                        |
| <b>●留意事項</b>  |                        |
| ○被災後の被害調査は、平時の調査項目に加え、損傷部の目視調査を行い、応急復旧等の必要性を確認する。             |                        |
| ○被災が広範囲にわたる場合、二次災害への防止措置・機能代替措置の検討を行う。                        |                        |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                        |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>            |
| 高知県河川課  | 被害状況等の報告、情報共有、復興対応での連携 |
| 高知土木事務所   | 被害状況等の報告、情報共有、復興対応での連携 |
| 高知河川国道事務所   | 被害状況等の報告、情報共有、復興対応での連携 |
| 一般社団法人高知県建設業協会  | 被害状況等の報告、情報共有、復興対応での連携 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |                        |
| 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法<br>河川法<br>高知市地域防災計画                        |                        |

【上下水道局水道整備課】

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>              |   |
| ○関係各所との情報連絡体制の構築。                    |   |
| ○日常点検時等に施設の状況及び機能把握を行っておく。           |   |
| ○各エリアおよび各施設と設備の調査優先順位を定める            |   |
| ○受援力の向上                              |   |
| <b>●留意事項</b>                         |   |
| ○長期浸水の状況により調査及び応急復旧の対象施設数が異なることに留意する |   |
| <b>●関係機関との調整</b>                     |   |
| <b>関係機関</b>                          | <b>調整事項</b>   |
| 高知県業務衛生課                             | 被害概要の報告   |
| 道路管理者・河川管理者                          | 復旧工事が現場で錯綜する可能性もあるので工事の時期・内容について明示し広報する                           |
| 地下埋設物管理者                             | 特にガス事業者からの情報は管路施設の被害箇所の推定に参考になり、かつ管路施設内へのガス漏洩の危険防止対策になるため、情報収集を行う |
| 道路管理者・河川管理者                          | 未処理汚水の放流、緊急放流について協議を行う  |
| 災害協定締結者                              | 調査の協力体制   |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>                |   |
| 高知市水道事業業務継続計画(BCP)                   |   |

【上下水道局下水道整備課】

|   |   |
|---|---|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |   |
| ○関係各所との情報連絡体制の構築。   |   |
| ○日常点検時等に施設の状況及び機能把握を行っておく。  |   |
| ○各エリアおよび各施設と設備の調査優先順位を定める   |   |
| ○受援力の向上   |   |
| <b>●留意事項</b>  |   |
| ○長期浸水の状況により調査及び応急復旧の対象施設数が異なることに留意する  |   |
| <b>●関係機関との調整</b>  |   |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>   |
| 道路管理者・河川管理者   | 復旧工事が現場で錯綜する可能性もあるので工事の時期・内容について明示し広報する                           |
| 地下埋設物管理者  | 特にガス事業者からの情報は管路施設の被害箇所の推定に参考になり、かつ管路施設内へのガス漏洩の危険防止対策になるため、情報収集を行う |
| 道路管理者・河川管理者   | 未処理汚水の放流、緊急放流について協議を行う  |
| 災害協定締結者   | 調査の協力体制   |
| 高知県土木部公園下水道課  | 高知県下水道対策本部が設置されるため、災害支援に関する総合的な調整を行う                              |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |   |
| 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法<br>道路法<br>下水道法<br>下水道施設の地震対策マニュアル2014年版<br>高知市下水道事業業務継続計画(BCP) |   |



## (2)二次的被害の拡大防止に関する調査

|       |   |     |              |
|-------|---|-----|--------------|
| 施策コード | 1-1-2   | 施策名 | 施策1:被災状況等の把握 |
| 項目    | (2)二次的被害の拡大防止に関する調査   |     |              |
| 概要    | ○地震により被災した建築物等について、余震等による倒壊等の危険性を判定し、恒久的復旧までの間における被災建築物等の使用にあたっての危険性を情報提供することにより、人命に係る二次的災害を防止する。 |     |              |

| 内容             | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|----------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①応急危険度判定(地震災害) | 建築指導課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 建築指導課          | ○地震後の被災建築物の余震等による倒壊の危険性、および落下物の危険性等を判定し、その建築物と敷地や周囲の建築物の当面の使用の可否を応急的に判定することにより、二次的災害を防止する。また、災害対策本部からの被災状況をもとに、判定地区の優先順位をつける。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容         | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|            |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ②被災宅地危険度判定 | 都市計画課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 都市計画課      | <p>1)危険度判定実施本部の運営</p> <p>①職員等による情報収集、地元住民からの通報、「被災建築物応急危険度判定」の情報などを考慮して、実施本部の立ち上げを判断する。</p> <p>②被災規模によっては、県へ、実施本部設置の連絡及び支援本部立ち上げの要請を行う。</p> <p>③現地調査、情報整理分析を行う。</p> <p>④判定実施計画書の作成、支援要請書の作成・送付、資機材準備を行う。</p> <p>⑤(※判定実施に関しては、下記の「2)被災宅地危険度判定」のとおり)</p> <p>⑥判定実施結果を災害対策本部及び支援本部へ報告する。</p> <p>2)被災宅地危険度判定</p> <p>①宅地調査実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物内に住民が居住している場合もあるため、パンフレットの配布や調査の趣旨を説明し理解・協力を求める。</li> </ul> <p>②調査票の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁、宅地地盤、のり面の箇所ごとに作成する。</li> </ul> <p>③写真撮影</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホワイトボード等に記入した宅地番号及び調査票の番号が写りこむように、道路側からの全景及び被災箇所を撮影する。</li> </ul> <p>④危険度判定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」を参考に、危険度判定を行う。</li> <li>・判定結果を住民に説明し、判定ステッカーを貼り付ける。</li> </ul> <p>⑤判定結果の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動日ごとに、調査票や写真等を取りまとめて提出し、現地の状況報告を行う。</li> </ul> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容                 | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|--------------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                    |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ③がけ崩れ・地すべり発生状況等の調査 | 道路管理課, 道路整備課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項               | <p>○方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所を対象に調査を実施する。調査は、主に市職員が中心となって、関係機関、専門家等の協力も得ながら実施する。</li> <li>・なお、危険な箇所が発見された場合には、避難勧告等の措置、観測・監視機器等の設置、警戒基準雨量や余震震度の設定などの警戒避難対策を実施する。</li> <li>・上記調査に際しては、対象が広範囲にわたり、また、地中の岩盤風化や亀裂など目視によって確認できない危険箇所もあることから、発災前後の航空写真による比較、ヘリコプターによる空中探査なども併行して実施する。</li> </ul> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容                | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                   |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ④被災ビルのアスベスト使用状況調査 | 環境保全課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 環境保全課             | <p>1)初動対応</p> <p>①初動対応者等への注意喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生直後に救護活動や障害物撤去を行う従事者等に対し石綿の危険性について注意喚起を行い、適切な防護を実施させる。</li> <li>・また、市民に対し不必要に被災建物に近づかない様に注意喚起を行う。</li> </ul> <p>2)応急対応</p> <p>①石綿露出等の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿露出等の情報受け入れ窓口を設置し、通報のあった場所に対し確認調査を行う。石綿露出が確認された場合には所有者に対し周辺への立ち入り禁止措置や飛散防止措置を行う様に指導する。</li> </ul> <p>②環境モニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿の飛散状況把握のため環境モニタリングを実施する。</li> </ul> <p>3)復旧・復興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・解体等工事における飛散・ばく露防止</li> <li>・大気汚染防止法に基づき適切な飛散・ばく露防止措置を行う様に指導する。</li> </ul> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |



**【都市計画課】**

|  |                       |
|--|-----------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                       |
| ○必要な資機材の調達<br>○被災宅地危険度判定業務実施マニュアル等の実効性を確保するための机上訓練   |                       |
| <b>●留意事項</b>   |                       |
| ○判定士確保の困難さ等から、1ヶ月間を実施本部設置期間の目安とし、判定実施終了後、担当課へ業務引き継ぎを終えた時点で実施本部を解散する。<br>○実施本部解散後において余震等により調査の必要が生じた場合は、担当課が適宜対応する。 |                       |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                       |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>           |
| 高知県 都市計画課 開発指導担当   | 被災宅地危険度判定に関する助言、支援、調整 |
| 高知市 災害対策本部   | 危険度判定の結果報告            |
| 国県市の道路、海岸、港湾及び河川管理者  | 道路啓開及び浸水の状況を情報共有      |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |                       |
| 実施本部業務マニュアル<br>被災宅地の調査・危険度判定マニュアル等   |                       |

**【建築指導課】**

|  |                                |
|--|--------------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                                |
| ○受援による判定活動となるため、宿泊場所等の想定及び必要資機材の確保(応急危険度判定実施本部の設置は高知市被災建築物応急危険度判定震前実施計画による)。応急危険度判定の調査と罹災証明のための建物被害認定調査の違いについて市民への広報。高知県主催の被災建築物応急危険度判定に関する連絡会や訓練への参加。 |                                |
| <b>●留意事項</b>   |                                |
| ○判定士確保の困難さ等から、1ヶ月間を実施本部設置期間の目安とし、判定実施終了後、担当課へ業務引き継ぎを終えた時点で実施本部を解散する。<br>○実施本部解散後において余震等により調査の必要が生じた場合は、担当課が適宜対応する。                                     |                                |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                                |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>                    |
| (公社)高知県建築士会  | 高知県被災建築物応急危険度判定士の召集に関する協定書による。 |
| 高知県土木部建築指導課  | 実施体制の情報共有。                     |
| 国県市の道路、海岸、港湾及び河川管理者  | 道路啓開及び長期浸水の状況の聴取               |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |                                |
| 高知市被災建築物応急危険度判定震前実施計画  |                                |

**【道路整備課、道路管理課】**

|  |                        |
|--|------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                        |
| ○平時におけるレッドゾーン等の危険場所の点検及び把握。<br>○相当な調査件数となるので、受援体制を踏まえ、準備しておく。<br>○調査体制の構築、調査フローを決めておく。 |                        |
| <b>●留意事項</b>   |                        |
| ○調査従事者の二次被災を防ぐ。  |                        |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                        |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>            |
| 高知県防災砂防課   | 被害状況等の情報共有             |
| 高知土木事務所  | 交通規制箇所の情報共有            |
| 一般社団法人高知県建設業協会   | 被害状況等の報告、情報共有、復興対応での連携 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |                        |
| 土砂災害防止法<br>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律<br>地すべり等防止法<br>高知県住家防災対策事業補助金交付要綱<br>高知市地域防災計画        |                        |

**【環境保全課】**

|  |             |
|--|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>                  |             |
| ○アスベスト台帳の整備及び更新<br>○環境モニタリングの実施方法についての検討 |             |
| <b>●留意事項</b>                             |             |
|  |             |
| <b>●関係機関との調整</b>                         |             |
| <b>関係機関</b>                              | <b>調整事項</b> |
| 高知県環境対策課                                 | 被害状況等の情報共有  |
|  |             |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>                  |             |
| 大気汚染防止法<br>災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(環境省) |             |

### (3) 法制度の適用に関する調査

|       |   |     |              |
|-------|---|-----|--------------|
| 施策コード | 1-1-3   | 施策名 | 施策1:被災状況等の把握 |
| 項目    | (3)法制度の適用に関する調査   |     |              |
| 概要    | ○法制度等の適用による災害復旧費用等の確保は、被災者支援と市の財政にとって重要であるため、対象となる費用の申請と各種補助など法制度の適用について、必要な情報の記録、申請書類の作成を行う。 |     |              |

#### 【施設所管課】

地域活性推進課、文化振興課、民権・文化財課、総務課、地域防災推進課、地域コミュニティ推進課、スポーツ振興課、人権同和・男女共同参画課、斎場、介護保険課、地域保健課、生活食品課、障がい福祉課、高齢者支援課、保育幼稚園課、新エネルギー・環境政策課、環境施設対策課、環境保全課、環境業務課、清掃工場、東部環境センター、観光企画課、観光魅力創造課、公営事業課、農林水産課、鏡地域振興課、土佐山地域振興課、春野地域振興課、耕地課、市場課、都市建設総務課、市街地整備課、住宅政策課、公共建築課、みどり課、上下水道局総務課、消防局総務課、学校教育課(鏡幼稚園)、学校環境整備課、青少年・事務管理課、人権・こども支援課、図書館・科学館課、高知商業高等学校

#### ●業務項目・手順等

| 内容        | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
|-----------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|
|           |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |
| ①災害救助法の適用 | 防災政策課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
| 防災政策課     | ○被害状況を取りまとめ、随時その概要を県に報告する。報告内容は下記のようなものがある。<br>・仮設住宅－住宅政策課<br>・学用品－教育委員会<br>・埋葬－斎場<br>・障害物の除去－道路部局 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |

| 内容                    | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
|-----------------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|
|                       |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |
| ②各種公共施設等の災害復旧事業に関する調査 | 施設所管課等   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
| 共通事項                  | ○対象施設の災害査定に向けて、当該災害による被災であることを明らかにし、被災状況を正確に把握する。<br>①調査及び報告<br>・災害復旧事業に関する調査を実施し、国又は県に報告する。<br>②応急工事<br>・被害の把握・報告と並行して、被害の拡大を防ぎ、被災した施設の従前の効用を一刻も早く回復させるために、必要に応じて応急工事を検討・実施する。<br>③復旧方針の決定<br>・被害状況、地域特性や地域住民の意向等を踏まえ復旧方針を決定する。<br>○災害対策法の適用を受け、施設に関する災害復旧・復興への財政的援助を受ける。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |

| 内容                             | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
|--------------------------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|
|                                |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |
| ③激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用 | 施設所管課等  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
| 共通事項                           | ○激甚法の適用を受け、災害復旧・復興に関する財政的援助を受ける。<br>1)方法<br>・激甚である災害が発生したと判断される場合には、高知県が行う「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、必要な調査を実施する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |

| 内容           | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|--------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|              |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ④関連する視察等への対応 | 議会事務局  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 議会事務局        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○視察申込み <ul style="list-style-type: none"> <li>・視察希望の連絡があった際、当該希望団体から、視察時期、視察場所、視察人数その他必要な内容を、議会事務局が電話等で聞き取る。</li> </ul> </li> <li>○担当課との日程調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会事務局が、防災政策課、地域防災推進課その他の関係各課に連絡し、日程調整等を行う。</li> </ul> </li> <li>○視察希望団体への連絡 <ul style="list-style-type: none"> <li>・日程調整等がついた場合には、議会事務局が視察希望団体に連絡する。</li> </ul> </li> <li>○資料準備・視察場所の手配 <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係各課は、視察時に使用する資料を作成するとともに、関係各課又は議会事務局は視察場所の手配を行う。</li> </ul> </li> <li>○視察当日の対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係各課が対応することとし、必要に応じて議会事務局が同行する。</li> </ul> </li> </ul> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

**【防災政策課】**

**●事前準備(平時にやるべきこと)**

○災害救助法で国庫負担の対象となる応急救助の程度、方法、過去の特別基準の例、諸手続きなどについて理解し、マニュアルを準備したり、情報の記録・申請等に関するシステム構築を検討する。

【共通事項参照】

**●留意事項**

○「災害救助事務取扱要領、平成27年7月、内閣府」では、人口規模に応じた滅失世帯数に満たない場合でも、内閣府令第3号及び第4号として、「災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、市町村で多数の世帯の住家が滅失した場合」、「多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、府令で定める基準に該当する場合」とされている。また、注釈にも、「夜間等で被害状況の確認が困難な場合に、多数の者が死傷し、又は危険にさらされ、迅速な救助が必要であれば、第4号に該当することができる」と弾力的な運用が示されている他、適用となった事例が参考として紹介されており、各地方公共団体は、一般基準に縛られることなく、災害の様態に応じた必要な対策を検討実施する必要がある。また、救助の長期化が見込まれる場合などには、延長を求める。

○近年に類似の災害を経験した地方公共団体などに速やかに支援を求めることで、必要な情報の記録、申請書類の作成を効率的に進めるためのアドバイスが得られる。

【共通事項参照】

**●関係機関との調整**

| 関係機関          | 調整事項      |
|---------------|-----------|
| 高知県南海トラフ地震対策課 | 財政的援助での連携 |
| 内閣府           | 財政的援助での連携 |

**●関連する法令、計画、資料等**

災害対策基本法  
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

**【地域活性推進課】**

**●事前準備(平時にやるべきこと)**

【共通事項参照】

**●留意事項**

【共通事項参照】

**●関係機関との調整**

| 関係機関                 | 調整事項      |
|----------------------|-----------|
| 高知県中山間地域対策課          | 財政的援助での連携 |
| 高知県産業振興部計画推進課高知市地域本部 | 調査・復旧の連携  |

**●関連する法令、計画、資料等**

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

**【文化振興課】**

**●事前準備(平時にやるべきこと)**

【共通事項参照】

**●留意事項**

【共通事項参照】

**●関係機関との調整**

| 関係機関  | 調整事項     |
|-------|----------|
| 文部科学省 | 調査・復旧の連携 |

**●関連する法令、計画、資料等**

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

【民権・文化財課】

|                            |      |
|----------------------------|------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>    |      |
| 【共通事項参照】                   |      |
| <b>●留意事項</b>               |      |
| 【共通事項参照】                   |      |
| <b>●関係機関との調整</b>           |      |
| 関係機関                       | 調整事項 |
|                            |      |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>      |      |
| 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 |      |

【総務課】

|  |           |
|--|-----------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |           |
| ○対象となる復旧費用の申請や各種の補助など法制度の適用について、理解をしておく。<br>○平時の日常点検による施設管理台帳を作成しておく。<br>【共通事項参照】          |           |
| <b>●留意事項</b>   |           |
| ○災害認定に向けた適切なデータ整理を行うことに留意する。<br>【共通事項参照】   |           |
| <b>●関係機関との調整</b>   |           |
| 関係機関   | 調整事項      |
| 高知県管財課   | 財政的援助での連携 |
| 総務省  | 調査・復旧の連携  |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |           |
| 災害対策基本法<br>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律<br>市町村行政機能応急復旧補助金<br>震災復興特別交付税及び被災施設復旧関連事業債(東日本大震災時) |           |

【地域防災推進課】

|  |             |
|--|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |             |
| ○災害後国庫負担(補助)の適用対象外とならないよう、施設の保守点検や補修等適切な維持管理を行うとともに、現状を把握する。<br>○施設の所有権、管理責任を明確にする。<br>○所管する施設等に適用される法制度を事前に確認する。<br>○災害復旧事業に関する調査、報告が迅速に行われるよう、県との連携体制を強化する。<br>【共通事項参照】  |             |
| <b>●留意事項</b>   |             |
| ○災害復旧費算出時には、標準単価が必要となるため、県との連携を行う。<br>○激甚の適用<br>①被害の原因が「激甚災害」に指定されること。<br>②「特定地方公共団体」として指定されること。<br>○災害復旧事業に関する調査は、各施設等の所管課が実施する。<br>○災害復旧事業については、災害査定に向けて、当該災害による被災であることを明らかにすることや被災状況を正確に把握して伝えることが求められる。<br>○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用を受け、災害復旧・復興に関する財政的援助を受ける。<br>【共通事項参照】 |             |
| <b>●関係機関との調整</b>   |             |
| 関係機関   | 調整事項        |
| 高知県南海トラフ地震対策課  | 災害復旧の補助事業申請 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |             |
| 備品台帳   |             |

【地域コミュニティ推進課】

|                            |          |
|----------------------------|----------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>    |          |
| 【共通事項参照】                   |          |
| <b>●留意事項</b>               |          |
| 【共通事項参照】                   |          |
| <b>●関係機関との調整</b>           |          |
| 関係機関                       | 調整事項     |
| 文部科学省                      | 調査・復旧の連携 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>      |          |
| 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 |          |

**【スポーツ振興課】**

|   |             |
|---|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |             |
| ○適切な日常点検を行い、施設の維持管理に努める。<br>○激甚法における社会体育施設の災害復旧の国庫負担事業の概要を調査しておく。 |             |
| <b>●留意事項</b>  |             |
| 【共通事項参照】  |             |
| <b>●関係機関との調整</b>  |             |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b> |
| スポーツ庁   | 調査・復旧の連携    |
| 公益財団法人高知市スポーツ振興事業団  | 調査・復旧の連携    |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |             |
| 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律  |             |

**【人権同和・男女共同参画課】**

|  |             |
|--|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |             |
| ○被害状況の調査方法の手順について明確にしておく。<br>【共通事項参照】  |             |
| <b>●留意事項</b>   |             |
| 【共通事項参照】   |             |
| <b>●関係機関との調整</b>   |             |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b> |
| 高知県人権・男女共同参画課  | 復興対応の連携     |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |             |
| 隣保館設置運営要綱<br>同和対策関連施策～部落差別解消に向けた取組～<br>高知市立市民会館条例<br>高知市人権施策推進基本計画<br>高知市立市民会館条例施行規則 |             |

**【斎場】**

|                            |             |
|----------------------------|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>    |             |
| 【共通事項参照】                   |             |
| <b>●留意事項</b>               |             |
| 【共通事項参照】                   |             |
| <b>●関係機関との調整</b>           |             |
| <b>関係機関</b>                | <b>調整事項</b> |
| 厚生労働省                      | 調査・復旧の連携    |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>      |             |
| 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 |             |

**【介護保険課】**

|   |             |
|---|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |             |
| ○「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」以外の適用法の有無を確認する。<br>【共通事項参照】            |             |
| <b>●留意事項</b>  |             |
| ○総合計画、地域防災計画等の既存計画との整合性に配慮し、既存計画自体を見直す必要がある場合は、適宜修正を行う。<br>【共通事項参照】 |             |
| <b>●関係機関との調整</b>  |             |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b> |
| 高知県長寿社会課  | 調査・復旧の連携    |
| 厚生労働省   | 調査・復旧の連携    |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |             |
| 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律  |             |

**【地域保健課】**

|  |                        |
|--|------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>                                    |                        |
| ○施設に関する災害復旧・復興への財政的援助を受けるためにより詳細に補助メニューを調べておく。<br>【共通事項参照】 |                        |
| <b>●留意事項</b>   |                        |
| 【共通事項参照】   |                        |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                        |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>            |
| 高知県保健政策課   | 調査・復旧の連携               |
| 高知県  | 財政的支援を受けるにあたっての財政面での調整 |
| 厚生労働省  | 調査・復旧の連携               |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>                                      |                        |
| 災害対策基本法<br>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律                      |                        |

**【生活食品課】**

|                            |             |
|----------------------------|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>    |             |
| 【共通事項参照】                   |             |
| <b>●留意事項</b>               |             |
| 【共通事項参照】                   |             |
| <b>●関係機関との調整</b>           |             |
| <b>関係機関</b>                | <b>調整事項</b> |
| 厚生労働省                      | 調査・復旧の連携    |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>      |             |
| 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 |             |

**【障がい福祉課】**

|   |             |
|---|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |             |
| ○公共建築課等と調査方法や施設使用有無の判断基準の確認をする。<br>○被災後の施設の使用有無の判断基準について、指定管理者と確認しておく。<br>○「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」以外の適用法の有無を確認する。<br>【共通事項参照】            |             |
| <b>●留意事項</b>  |             |
| ○総合計画、地域防災計画等の既存計画との整合性に配慮し、既存計画自体を見直す必要がある場合は、適宜修正を行う。<br>【共通事項参照】   |             |
| <b>●関係機関との調整</b>  |             |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b> |
| 高知県障害福祉課  | 調査・復旧の連携    |
| 公共建築課   | 調査・復旧の連携    |
| 厚生労働省   | 調査・復旧の連携    |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |             |
| 高知市東部健康福祉センター条例、身体障害者福祉法(高知市障害者福祉センター)、高知市南部健康福祉センター条例、高知市春野あじさい会館条例、高知市土佐山健康福祉センター条例<br>身体障害者福祉法(高知市障害者福祉センター)<br>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 |             |

**【高齢者支援課】**

|   |             |
|---|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |             |
| ○近隣施設との統廃合に向けた調整<br>○避難所として活用する可能性を念頭に、随時施設点検及び修繕を実施する。<br>【共通事項参照】 |             |
| <b>●留意事項</b>  |             |
| 【共通事項参照】  |             |
| <b>●関係機関との調整</b>  |             |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b> |
| 高知県長寿社会課  | 調査・復旧の連携    |
| 厚生労働省   | 調査・復旧の連携    |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |             |
| 老人福祉法<br>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律                                 |             |



**【保育幼稚園課】**

|                                |             |
|--------------------------------|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>        |             |
| 【共通事項参照】                       |             |
| <b>●留意事項</b>                   |             |
| 【共通事項参照】                       |             |
| <b>●関係機関との調整</b>               |             |
| 関係機関                           | 調整事項        |
| 防災政策課                          | 調査実施における相談  |
| 高知県幼保支援課                       | 復旧・復興対応での連携 |
| 子ども家庭庁                         | 復旧・復興対応での連携 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>          |             |
| 児童福祉法<br>公立学校施設災害復旧費国庫負担法 ※幼稚園 |             |

**【新エネルギー・環境政策課】**

|  |                   |
|--|-------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>                    |                   |
| ○「災害関係業務事務処理マニュアル」を活用し、補助事業に係る業務の流れを身につける。 |                   |
| <b>●留意事項</b>                               |                   |
| 【共通事項参照】                                   |                   |
| <b>●関係機関との調整</b>                           |                   |
| 関係機関                                       | 調整事項              |
| 高知県環境対策課                                   | 国県への施設被災状況などの情報共有 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>                      |                   |
| 廃棄物処理施設災害復旧事業                              |                   |

**【環境施設対策課】**

|                         |                   |
|-------------------------|-------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b> |                   |
| 【共通事項参照】                |                   |
| <b>●留意事項</b>            |                   |
| 【共通事項参照】                |                   |
| <b>●関係機関との調整</b>        |                   |
| 関係機関                    | 調整事項              |
| 高知県環境対策課                | 国県への施設被災状況などの情報共有 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |                   |
| 廃棄物処理施設災害復旧事業           |                   |

**【環境保全課】**

|   |             |
|---|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>                           |             |
| 【共通事項参照】  |             |
| <b>●留意事項</b>                                      |             |
| 【共通事項参照】  |             |
| <b>●関係機関との調整</b>                                  |             |
| 関係機関  | 調整事項        |
| 高知県業務衛生課  | 復旧・復興対応での連携 |
| 厚生労働省   | 復旧・復興対応での連携 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>                             |             |
| 高知市地域防災計画(地震、津波編)<br>激震災害による対処するための特別の財政支援等に関する法律 |             |

**【環境業務課】**

|                         |                   |
|-------------------------|-------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b> |                   |
| 【共通事項参照】                |                   |
| <b>●留意事項</b>            |                   |
| 【共通事項参照】                |                   |
| <b>●関係機関との調整</b>        |                   |
| 関係機関                    | 調整事項              |
| 高知県環境対策課                | 国県への施設被災状況などの情報共有 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |                   |
| 災害等廃棄物処理事業              |                   |



**【清掃工場】**

|                         |                   |
|-------------------------|-------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b> |                   |
| 【共通事項参照】                |                   |
| <b>●留意事項</b>            |                   |
| 【共通事項参照】                |                   |
| <b>●関係機関との調整</b>        |                   |
| <b>関係機関</b>             | <b>調整事項</b>       |
| 高知県環境対策課                | 国県への施設被災状況などの情報共有 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |                   |
| 廃棄物処理施設災害復旧事業           |                   |

**【東部環境センター】**

|                         |                   |
|-------------------------|-------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b> |                   |
| 【共通事項参照】                |                   |
| <b>●留意事項</b>            |                   |
| 【共通事項参照】                |                   |
| <b>●関係機関との調整</b>        |                   |
| <b>関係機関</b>             | <b>調整事項</b>       |
| 高知県環境対策課                | 国県への施設被災状況などの情報共有 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |                   |
| 廃棄物処理施設災害復旧事業           |                   |

**【観光企画課・観光魅力創造課】**

|  |                |
|--|----------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>                  |                |
| ○災害救助法等関係法令の内容について平時から習熟を図る。<br>【共通事項参照】 |                |
| <b>●留意事項</b>                             |                |
| 【共通事項参照】                                 |                |
| <b>●関係機関との調整</b>                         |                |
| <b>関係機関</b>                              | <b>調整事項</b>    |
| 高知県                                      | 各種制度の適用の可否について |
| 高知県観光政策課・地域観光課                           | 復旧・復興対応での連携    |
| 国土交通省                                    | 復旧・復興対応での連携    |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>                    |                |
| 災害救助法<br>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法              |                |

**【公営事業課】**

|                         |             |
|-------------------------|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b> |             |
| 【共通事項参照】                |             |
| <b>●留意事項</b>            |             |
| 【共通事項参照】                |             |
| <b>●関係機関との調整</b>        |             |
| <b>関係機関</b>             | <b>調整事項</b> |
| 経済産業省                   | 復旧・復興対応での連携 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |             |
|                         |             |

**【農林水産課】**

|                         |             |
|-------------------------|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b> |             |
| 【共通事項参照】                |             |
| <b>●留意事項</b>            |             |
| 【共通事項参照】                |             |
| <b>●関係機関との調整</b>        |             |
| <b>関係機関</b>             | <b>調整事項</b> |
| 農林水産省                   | 復旧・復興対応での連携 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |             |
| 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法      |             |

【鏡地域振興課】

|                              |             |
|------------------------------|-------------|
| ●事前準備(平時にやるべきこと)             |             |
| 【共通事項参照】                     |             |
| ●留意事項                        |             |
| 【共通事項参照】                     |             |
| ●関係機関との調整                    |             |
| 関係機関                         | 調整事項        |
| 高知県林業振興・環境部                  | 復旧・復興対応での連携 |
| ●関連する法令、計画、資料等               |             |
| 激震災害による対処するための特別の財政支援等に関する法律 |             |

【土佐山地域振興課】

|                              |             |
|------------------------------|-------------|
| ●事前準備(平時にやるべきこと)             |             |
| 【共通事項参照】                     |             |
| ●留意事項                        |             |
| 【共通事項参照】                     |             |
| ●関係機関との調整                    |             |
| 関係機関                         | 調整事項        |
| 高知県農業振興部                     | 復旧・復興対応での連携 |
| 高知県中山間地域対策課                  | 復旧・復興対応での連携 |
| ●関連する法令、計画、資料等               |             |
| 激震災害による対処するための特別の財政支援等に関する法律 |             |

【春野地域振興課】

|                              |             |
|------------------------------|-------------|
| ●事前準備(平時にやるべきこと)             |             |
| 【共通事項参照】                     |             |
| ●留意事項                        |             |
| 【共通事項参照】                     |             |
| ●関係機関との調整                    |             |
| 関係機関                         | 調整事項        |
| 高知県農業振興部                     | 復旧・復興対応での連携 |
| ●関連する法令、計画、資料等               |             |
| 激震災害による対処するための特別の財政支援等に関する法律 |             |

【耕地課】

|   |             |
|---|-------------|
| ●事前準備(平時にやるべきこと)                                    |             |
| 【共通事項参照】  |             |
| ●留意事項   |             |
| 【共通事項参照】  |             |
| ●関係機関との調整   |             |
| 関係機関  | 調整事項        |
| 高知県農業政策課・農業基盤課                                      | 復旧・復興対応での連携 |
| 農林水産省   | 復旧・復興対応での連携 |
| ●関連する法令、計画、資料等                                      |             |
| 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法<br>農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 |             |

【市場課】

|                  |             |
|------------------|-------------|
| ●事前準備(平時にやるべきこと) |             |
| 【共通事項参照】         |             |
| ●留意事項            |             |
| 【共通事項参照】         |             |
| ●関係機関との調整        |             |
| 関係機関             | 調整事項        |
| 農林水産省            | 復旧・復興対応での連携 |
| ●関連する法令、計画、資料等   |             |
| 卸売市場施設災害復旧事業     |             |

**【都市建設総務課】**

|  |             |
|--|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |             |
| ○被災前の状況写真等の記録・整備<br>○災害査定に係る測量及び設計書作成を行うことのできる技術職員との災害時を想定した平時の打ち合わせ等<br>【共通事項参照】  |             |
| <b>●留意事項</b>   |             |
| ○災害復旧費用等の確保のため、被害の把握・報告・申請等の事務処理を行うことになるが、市民の利便性確保のため必要がある場合は、復旧工事(本復旧)が完了するまでの期間に施設の効用を最小限必要な範囲で確保する応急仮工事を行う。<br>【共通事項参照】 |             |
| <b>●関係機関との調整</b>   |             |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b> |
| 高知県公園下水道課  | 復興対応での連携    |
| 国土交通省  | 復興対応での連携    |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |             |
| 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(国土交通省)<br>高知市駐車場修繕計画  |             |

**【市街地整備課】**

|   |             |
|---|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>                         |             |
| ○災害復旧・復興費用等の申請手続き等の作成要領等を事前に確認しておく。<br>【共通事項参照】 |             |
| <b>●留意事項</b>                                    |             |
| 【共通事項参照】  |             |
| <b>●関係機関との調整</b>                                |             |
| <b>関係機関</b>                                     | <b>調整事項</b> |
| 高知県都市計画課  | 復旧・復興対応での連携 |
| 国土交通省   | 復旧・復興対応での連携 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>                           |             |
| 公営住宅法(国土交通省)<br>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(農林水産省・国土交通省) |             |

**【住宅政策課】**

|                         |             |
|-------------------------|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b> |             |
| 【共通事項参照】                |             |
| <b>●留意事項</b>            |             |
| 【共通事項参照】                |             |
| <b>●関係機関との調整</b>        |             |
| <b>関係機関</b>             | <b>調整事項</b> |
|                         |             |
|                         |             |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |             |
| 公営住宅法                   |             |

**【公共建築課】**

|  |                       |
|--|-----------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>                                |                       |
| 【共通事項参照】   |                       |
| <b>●留意事項</b>   |                       |
| ○被災状況の把握調査については、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。<br>【共通事項参照】 |                       |
| <b>●関係機関との調整</b>                                       |                       |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>           |
| 各施設管理課・防災対策部   | 仮施設の建設予定地、設置の優先順位について |
| 各建設業団体   | 復旧工事の調整               |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>                                  |                       |
| 事前着工制度(文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課)<br>建築基準法<br>事前復興まちづくり計画    |                       |

【みどり課】

|   |            |
|---|------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |            |
| ○災害査定に係る測量及び設計書作成を行うことのできる技術職員の確保(研修等)  |            |
| ○被災前の状況写真等の記録・整備  |            |
| 【共通事項参照】  |            |
| <b>●留意事項</b>  |            |
| ○被災後、公園緑地は公共のオープンスペースとして、応急仮設住宅建設用地や災害廃棄物仮置場等の応急的な用地と使用される。復興復旧に向けた公園緑地の整備に際しては、これら応急的な使用状況と整合を図る必要がある。 |            |
| 【共通事項参照】  |            |
| <b>●関係機関との調整</b>  |            |
| 関係機関  | 調整事項       |
| 高知県土木部公園下水道課  | 復旧復興対応での連携 |
| 国土交通省   | 復興対応での連携   |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |            |
| 公共土木施設(公園)災害復旧事業(国土交通省)   |            |
| 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律  |            |

【上下水道局総務課】

|                              |          |
|------------------------------|----------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>      |          |
| 【共通事項参照】                     |          |
| <b>●留意事項</b>                 |          |
| 【共通事項参照】                     |          |
| <b>●関係機関との調整</b>             |          |
| 関係機関                         | 調整事項     |
| 国土交通省                        | 復興対応での連携 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>        |          |
| 激震災害による対処するための特別の財政支援等に関する法律 |          |

【上下水道局お客さまサービス課】

|                               |          |
|-------------------------------|----------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>       |          |
| 【共通事項参照】                      |          |
| <b>●留意事項</b>                  |          |
| 【共通事項参照】                      |          |
| <b>●関係機関との調整</b>              |          |
| 関係機関                          | 調整事項     |
| 料金徴収等包括委託業者                   | 復旧活動での連携 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>         |          |
| 高知市水道事業業務継続計画(大規模地震・津波対策編)    |          |
| 事業継続計画(高知市上下水道局料金お客さまセンターBCP) |          |

【消防局総務課】

|                         |          |
|-------------------------|----------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b> |          |
| 【共通事項参照】                |          |
| <b>●留意事項</b>            |          |
| 【共通事項参照】                |          |
| <b>●関係機関との調整</b>        |          |
| 関係機関                    | 調整事項     |
| 総務省消防庁                  | 復興対応での連携 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |          |
| 消防防災施設災害復旧費補助金交付        |          |

**【学校教育課(鏡幼稚園)】**

|                              |             |
|------------------------------|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>      |             |
| 【共通事項参照】                     |             |
| <b>●留意事項</b>                 |             |
| 【共通事項参照】                     |             |
| <b>●関係機関との調整</b>             |             |
| <b>関係機関</b>                  | <b>調整事項</b> |
| 文部科学省                        | 復興対応での連携    |
| 高知県教育委員会                     | 復興対応での連携    |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>        |             |
| 激震災害による対処するための特別の財政支援等に関する法律 |             |

**【学校環境整備課】**

|  |                   |
|--|-------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                   |
| ○公立学校施設台帳や備品台帳を整備する。<br>○教育委員会と土木・建築関係部局の連携。<br>【共通事項参照】                                 |                   |
| <b>●留意事項</b>   |                   |
| ○文教施設災害実務ハンドブックを把握する。<br>【共通事項参照】  |                   |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                   |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>       |
| 高知県教育政策課   | 国庫補助等の申請について連携する。 |
| 高知県教職員・福利課   | 災害復旧費算出に用いる単価の設定  |
| 文部科学省  | 復興対応での連携          |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |                   |
| 公立学校施設災害復旧費国庫負担法<br>施設台帳(学校施設)<br>備品台帳<br>公立学校施設整備事務ハンドブック<br>「公立学校施設の災害復旧について」(文部科学省HP) |                   |

**【青少年・事務管理課】**

|                         |             |
|-------------------------|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b> |             |
| 【共通事項参照】                |             |
| <b>●留意事項</b>            |             |
| 【共通事項参照】                |             |
| <b>●関係機関との調整</b>        |             |
| <b>関係機関</b>             | <b>調整事項</b> |
| 文部科学省                   | 復興対応での連携    |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |             |
| 公立社会教育施設災害復旧事業          |             |

**【人権・こども支援課】**

|                                       |             |
|---------------------------------------|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>               |             |
| 【共通事項参照】                              |             |
| <b>●留意事項</b>                          |             |
| 【共通事項参照】                              |             |
| <b>●関係機関との調整</b>                      |             |
| <b>関係機関</b>                           | <b>調整事項</b> |
| 高知県人権教育・児童生徒課                         | 復興対応での連携    |
| 文部科学省                                 | 復興対応での連携    |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>                 |             |
| 災害対策基本法<br>激震災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 |             |

**【図書館・科学館課】**

|   |          |
|---|----------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>                   |          |
| 【共通事項参照】                                  |          |
| <b>●留意事項</b>                              |          |
| ○激甚法適用時には公立社会教育施設災害復旧事業を活用する。<br>【共通事項参照】 |          |
| <b>●関係機関との調整</b>                          |          |
| 関係機関                                      | 調整事項     |
| 高知県生涯学習課                                  | 復興対応での連携 |
| 文部科学省                                     | 復興対応での連携 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>                     |          |
| 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律                |          |

**【高知商業高等学校】**

|                         |          |
|-------------------------|----------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b> |          |
| 【共通事項参照】                |          |
| <b>●留意事項</b>            |          |
| 【共通事項参照】                |          |
| <b>●関係機関との調整</b>        |          |
| 関係機関                    | 調整事項     |
| 高知県学校安全対策課              | 復興対応での連携 |
| 高知県高等学校課                | 復興対応での連携 |
| 文部科学省                   | 復興対応での連携 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |          |
| 公立学校施設災害復旧費国庫負担法        |          |

**【議会事務局】**

|  |      |
|--|------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>                                |      |
| ○速やかな視察対応のために、複数の職員が対応できるよう体制を整えておく。                   |      |
| <b>●留意事項</b>   |      |
| ○大規模災害時には、現地視察が困難な場面も想定されるため、防災政策課と地域防災推進課と情報共有しておくこと。 |      |
| <b>●関係機関との調整</b>                                       |      |
| 関係機関   | 調整事項 |
|  |      |
|  |      |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>                                  |      |

**【共通事項】**

|   |      |
|---|------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>                           |      |
| ○早期復興を目指すために迅速かつ効率的に調査が実施できるよう、優先順位や調査体制を準備・検討する。 |      |
| ○公共建築課等と調査方法や施設使用有無の判断基準を整備しておく。                  |      |
| ○被災後の施設の使用有無の判断基準について、指定管理者と確認しておく。               |      |
| ○防災訓練等により緊急時の初期対応について職員教育を行う。                     |      |
| ○情報共有のための連絡体制を構築しておく。                             |      |
| ○各所管施設の点検、施設台帳の整備、現地調査時の写真撮影方法、報告様式の作成しておく。       |      |
| ○災害発生前に被害調査時の流れを確認しておき、調査器具や資機材を準備する。             |      |
| <b>●留意事項</b>                                      |      |
| 1) 被害の調査  |      |
| ①被災後の被害程度の判定は外観目視による簡便なものであることを周知し、調査員の二次被災等を防ぐ。  |      |
| ②現地調査にあたる職員には、市民からの質問に対応できるように各種問い合わせ窓口一覧を携帯させる。  |      |
| ③被災後の被害調査は、平時の調査項目に加え、損傷部の目視調査を行い、応急復旧等の必要性を確認する。 |      |
| <b>●関係機関との調整</b>                                  |      |
| 関係機関  | 調整事項 |
| 建設技術公社  |      |
| 建築士会  |      |

#### (4) すまいと暮らしの再建に関する調査

|       |   |     |              |
|-------|---|-----|--------------|
| 施策コード | 1-1-4   | 施策名 | 施策1:被災状況等の把握 |
| 項目    | (4)すまいと暮らしの再建に関する調査   |     |              |
| 概要    | <p>○被災者の生活再建支援の前提となる当該調査は、発災後、可能な限り速やかに実施することが求められる。</p> <p>○大規模災害では、これらの作業は膨大な事務量となるため、できるだけ迅速かつ効率的に進める必要がある。</p> <p>○当該調査の実施後、被災者の生活再建支援を遅滞なく実施することができるよう、つなげること。</p> <p>○各種の基礎調査は被災者の生活再建支援の前提となるため、発災後速やかに実施し、可能な限り迅速かつ効率的に進める。</p> |     |              |

#### ●業務項目・手順等

| 内容         | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
|------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|
|            |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |
| ①住家の被害認定調査 | 税務管理課, 市民税課, 資産税課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
| 共通事項       | <p>1)調査計画の策定</p> <p>①被害規模の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況及び被害地区を把握。</li> </ul> <p>②県による市町村向け説明会への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害認定調査の情報共有。県に対し調査サポートや応援職員・資機材の要請。</li> </ul> <p>③調査方針等の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査対象・調査地域・調査手法・調査期間・り災証明書の発行時期などを含めた調査方針の決定。</li> </ul> <p>④調査計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査棟数など業務量を把握し、必要な人員を算出。生活再建支援業務とのスケジュールの確認調整。他の被災市町村間との情報共有。</li> </ul> <p>2)調査体制の構築</p> <p>①人員の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害規模により他課あるいは他市町村職員等の応援を仰ぐ。</li> </ul> <p>②作業場所の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害認定調査専用の作業場所の確保。</li> </ul> <p>3)資機材の調達</p> <p>①資機材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査員:調査票・バイナダー・住宅地図・下げ振り・メジャー・デジカメ・電卓・ヘルメット・腕章・雨靴(安全靴)・懐中電灯・携帯電話(タブレット)など</li> <li>調査本部:パソコン・プリンター・電話</li> </ul> <p>②移動手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車・自転車・バイク</li> </ul> <p>4)研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査の流れの把握と調査基準の平準化のため、実地調査の前に研修を実施。</li> </ul> <p>5)広報・周知</p> <p>○広報紙やチラシ等により、以下の内容について、広報・周知を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害認定調査と罹災証明書の交付までの流れ及びスケジュール調整</li> <li>応急危険度判定と被害認定調査についての調査の相違</li> <li>被災家屋等の被害状況の写真による保存の呼びかけ</li> <li>再調査について</li> </ul> <p>6)現地調査・情報共有</p> <p>①現地調査の実施</p> <p>②調査結果の報告(問題点や課題を把握し対応策を検討)</p> <p>③ミーティングの実施(対応策等の情報共有)</p> <p>7)調査結果の整理・被災台帳の入力作成</p> <p>①調査結果(写真データを含む)の整理・被災台帳への入力</p> <p>②翌日の調査準備</p> <p>③再調査への対応</p> <p>①り災証明書交付後の再調査受付(再調査が必要箇所の把握)</p> <p>②再調査の実施(調査実施時に再調査箇所のすり合わせ)</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |

| 内容        | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
|-----------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|
|           |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |
| ②罹災証明書の発行 | 福祉管理課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
| 福祉管理課     | <p>1)交付体制の整備</p> <p>2)被災者台帳(被災者支援システム等)の作成を税務管理課へ依頼</p> <p>3)罹災証明書交付の広報</p> <p>4)罹災証明書の交付</p> <p>5)再調査依頼の受付</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |



| 内容         | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|            |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ③被災者生活実態調査 | 介護保険課, 障がい福祉課, 高齢者支援課, 子ども家庭支援センター  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項       | <p>○本市職員, 委託事業者, 福祉サービス事業者等が中心となり, 要介護高齢者・障がい者, 要保護児童及び生活困窮者について, 避難所や応急的な住宅への入居者, 在宅の被災者, 各種施設入所者に対する調査を行う。</p> <p>※調査項目例<br/>安否確認, 身体状況等の変化, 緊急ショートステイや緊急一時受入施設の必要性, ヘルパー, デイサービス, 日常生活用具, 補装具の必要性, 応急仮設住宅における改修ニーズ等。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容        | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-----------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|           |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ④住宅再建意向調査 | 災害復興部, 住宅政策課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項      | <p>○住宅被災者の再建について適切な支援策を検討すること及び地方公共団体が各種事業制度の適用により被災地地の整備や移転, 公営住宅の供給等を行うとする場合に, 事業計画の検討を行うために実施する。</p> <p>○被災地が一定程度落ち着きを取り戻した段階で, 訪問による聞き取り調査又はアンケート調査を行う。</p> <p>○項目: 被災住宅の概要(位置, 宅地面積, 住宅面積, 附帯施設, 住宅と兼ねる用途, 構造, 築年数), 被害箇所・程度, 関連事業に関する意向, 住宅確保方法の意向(補修, 再建, 購入, 公営住宅入居等), 確保する住宅に関する意向(位置, 宅地・住宅面積, その他), 資金・既往債務等。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容          | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|             |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ⑤離職者・雇用動向調査 | 産業政策課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 産業政策課       | <p>1)被災者の雇用を確保するために, 雇用実態を正確に把握する。</p> <p>2)被災地を管轄する公共職業安定所からの情報収集及び業界団体への問い合わせを行う。また, 業界団体を通じた従業員過不足実態に関するアンケート調査を実施する。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容           | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|--------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|              |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ⑥産業被害と再建意向調査 | 産業政策課, 商業振興・外商支援課, 農林水産課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項         | <p>1)商工業, 農林水産業被害調査<br/>・激基法, 天災融資法, 中小企業信用保険法等の適用や関連事業の適用を受けるために緊急融資の資金需要把握や, 復興施策の検討等を実施する。<br/>・被災事業者及び事業協同組合等に対して, 聞き取り調査, アンケート調査を実施する。<br/>・項目: 各事業者における災害前の状況(売り上げ・生産高等), 直接被害状況・被害額, 間接被害額(売上減), 既往債務, 再開意向及び再建への課題等, 事業協同組合等の共同施設に関する直接被害状況・被害額。</p> <p>2)経営者に対する再建意向調査<br/>・被災事業者の再建・継続意思, 再建にあたっての問題点・要望を把握し, 適切な支援を検討する。<br/>・相談窓口における意向把握, 聞き取り調査, アンケート調査, 事業者団体からの情報収集等を行う。<br/>・項目: 再建や継続への意向, 被害額, 取引先の状況, 再建時の希望(事業規模・内容・高度化等), 再建にあたっての問題点等</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容                | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                   |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ⑦文化財・歴史的建造物等の被害調査 | 民権・文化財課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 民権・文化財課           | <p>○国・地方公共団体の指定する文化財やその候補, (一社)日本建築学会等から一定の評価を与えられた歴史的建造物などのいわゆる「未指定文化財」, その他民家等に保管されている歴史的資料など, 被災地において次世代に受け継いでいくべき財産に関する早急な被害調査と修理・保護の呼びかけを行う。また, 埋蔵文化財の存在が周知されている埋蔵文化財包蔵地における建物被害を把握し, 再建等に関する埋蔵文化財発掘調査に関する対処方策を検討する。</p> <p>○項目: 被害状況, 修理・保護の呼びかけ及び意向, 保管要望等。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |



| 内容            | 担当部局   | 期間          |  |     |     |     |    |    |    |    |    |    |    |            |   |           |  |             |  |             |   |          |   |  |
|---------------|--|-------------|--|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|------------|---|-----------|--|-------------|--|-------------|---|----------|---|--|
|               |  | 2週間         | 1か月  | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |    |    |    |            |   |           |  |             |  |             |   |          |   |  |
| ⑧復興状況把握のための調査 | 総務課, 災害復興部(防災政策課), 地域コミュニティ推進課, 地域保健課, 保育幼稚園課, 都市建設総務課   |             |  |     |     |     |    |    |    |    |    |    |    |            |   |           |  |             |  |             |   |          |   |  |
| 共通事項          | <p>○被災地の復興状況を継続的に把握し、適切な措置を実施する必要がある。必要な支援策を国・関係機関に要望するためにも正確な実態の継続的把握が不可欠である。</p> <p>○調査が必要な主な項目は以下のとおりである。</p>   |             |  |     |     |     |    |    |    |    |    |    |    |            |   |           |  |             |  |             |   |          |   |  |
|               | <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 被害の復旧状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設・公共土木施設等の復旧状況</li> <li>ライフライン関連事業者の復旧状況</li> <li>交通関連事業者の復旧状況</li> </ul> </td> <td>4) 経済復興状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>工業・商業統計調査</li> <li>業界団体別再建状況調査</li> <li>店舗や商店街、小売市場再開率</li> <li>百貨店販売額推移・観光入り込み客数、ホテルの客室稼働率</li> <li>オフィスの再建状況</li> <li>借入金の償還状況</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>2) 住宅再建状況調査</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築確認の申請状況</li> <li>住宅資金融資、同申込状況</li> <li>公営住宅等への入居状況</li> <li>応急的な住宅の解消見通し</li> </ul> </td> <td>5) その他総合的指標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>人口、人口動態</li> <li>地価動向</li> <li>住民意識調査</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>3) 被災者生活</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者生活実態調査</li> <li>離職者・雇用動向</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○なお、人口指標は各種復興施策の計画・実施やその効果を評価するための基本的な指標であることから、実態人口の把握が重要な課題となる。この把握には、国勢調査が基本となり、毎月住民基本台帳上の出生・死亡、転出・転入及び外国人登録の増減を加減して公表されるが、災害後の特殊な状況下で、届け出のない人口移動が発生し、その把握は困難となるため、別途その推計を行う必要がある。</p> |             |  |     |     |     |    |    |    | 項目 | 内容 | 項目 | 内容 | 1) 被害の復旧状況 | <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設・公共土木施設等の復旧状況</li> <li>ライフライン関連事業者の復旧状況</li> <li>交通関連事業者の復旧状況</li> </ul> | 4) 経済復興状況 | <ul style="list-style-type: none"> <li>工業・商業統計調査</li> <li>業界団体別再建状況調査</li> <li>店舗や商店街、小売市場再開率</li> <li>百貨店販売額推移・観光入り込み客数、ホテルの客室稼働率</li> <li>オフィスの再建状況</li> <li>借入金の償還状況</li> </ul> | 2) 住宅再建状況調査 | <ul style="list-style-type: none"> <li>建築確認の申請状況</li> <li>住宅資金融資、同申込状況</li> <li>公営住宅等への入居状況</li> <li>応急的な住宅の解消見通し</li> </ul> | 5) その他総合的指標 | <ul style="list-style-type: none"> <li>人口、人口動態</li> <li>地価動向</li> <li>住民意識調査</li> </ul> | 3) 被災者生活 | <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者生活実態調査</li> <li>離職者・雇用動向</li> </ul> |  |
| 項目            | 内容   | 項目          | 内容   |     |     |     |    |    |    |    |    |    |    |            |   |           |  |             |  |             |   |          |   |  |
| 1) 被害の復旧状況    | <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設・公共土木施設等の復旧状況</li> <li>ライフライン関連事業者の復旧状況</li> <li>交通関連事業者の復旧状況</li> </ul>  | 4) 経済復興状況   | <ul style="list-style-type: none"> <li>工業・商業統計調査</li> <li>業界団体別再建状況調査</li> <li>店舗や商店街、小売市場再開率</li> <li>百貨店販売額推移・観光入り込み客数、ホテルの客室稼働率</li> <li>オフィスの再建状況</li> <li>借入金の償還状況</li> </ul> |     |     |     |    |    |    |    |    |    |    |            |   |           |  |             |  |             |   |          |   |  |
| 2) 住宅再建状況調査   | <ul style="list-style-type: none"> <li>建築確認の申請状況</li> <li>住宅資金融資、同申込状況</li> <li>公営住宅等への入居状況</li> <li>応急的な住宅の解消見通し</li> </ul>   | 5) その他総合的指標 | <ul style="list-style-type: none"> <li>人口、人口動態</li> <li>地価動向</li> <li>住民意識調査</li> </ul>  |     |     |     |    |    |    |    |    |    |    |            |   |           |  |             |  |             |   |          |   |  |
| 3) 被災者生活      | <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者生活実態調査</li> <li>離職者・雇用動向</li> </ul>  |             |  |     |     |     |    |    |    |    |    |    |    |            |   |           |  |             |  |             |   |          |   |  |

**【税務管理課・市民税課・資産税課】**

|   |  |
|---|--|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |  |
| <p>○調査マニュアルの整備、調査研修の実施、資機材の確保(他部署から調達が困難な資機材の最低限の備蓄、民間企業等との資機材供給についての災害協定の締結等)</p> <p>○調査要員確保のための研修・育成の実施</p> <p>○調査を実施するにあたって中心的な役割を担うコーディネーター等を育成するため、被災自治体への積極的な職員派遣の実施</p> <p>○調査の平準化や省労力化のため、被害認定調査システムの導入の検討、有効な調査手法の検討</p>   |  |
| <b>●留意事項</b>  |  |
| <p>○市町村長は、異常な自然現象等により当該市町村の区域内の住家等に被害が発生した場合には、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査しなければならないとされている。</p> <p>○住家の被害認定調査に関する事務は、法制化以後も引き続き市町村の自治事務に該当するものであり、市町村が実施主体となることに留意が必要である。</p> <p>○住家被害等の調査はその後の被災者支援の内容に大きな影響を与えうることから再調査を依頼することが可能であることを十分周知する必要がある。</p> <p>○調査計画策定の段階で、り災証明の申請・交付時期に合わせたスケジュール調整及び必要人員の確保等の庁内協議が必要。</p> <p>広範囲で調査が必要な場合は、地区によって調査の早い遅いが出ないような配慮や調整を要する。</p> |  |
| <b>●関係機関との調整</b>  |  |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>                                |
| 他の被災市町村   | 他市町村と調査開始時期や証明書の交付時期について情報共有(同時期である方が望ましい) |
| 高知県危機管理・防災課   | 応援体制や資機材の調達方法についての事前調整                     |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |  |
| 災害対策基本法第90条の2   |  |

**【福祉管理課】**

|   |  |
|---|--|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |  |
| <p>○罹災証明書等の申請・交付に関するマニュアルを整備し、関連した業務について、対応体制や必要な資機材等を簡潔にまとめておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の生活再建の混乱を軽減するため、罹災証明書の交付について広報しておく。</li> <li>・会場を設営して罹災証明書を交付する場合には、交付会場に求められる規模や条件を整理し、事前に候補を選定し、交付会場の候補場所の管理者と優先使用に関する協定を締結しておく。</li> </ul> |  |
| <b>●留意事項</b>  |  |
| <p>○効率的に証明書を交付するため、住家被害調査のデータ化(税務管理課)及び被災者支援システム(防災政策課:整備中)、また利便性向上のため電子申請(防災政策課:整備中)、関係各課と情報共有し都度体制の見直しを図っていくこと。</p>   |  |
| <b>●関係機関との調整</b>  |  |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>                                |
| 他の被災市町村   | 他市町村と調査開始時期や証明書の交付時期について情報共有(同時期である方が望ましい) |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |  |
| 災害対策基本法   |  |

**【介護保険課】**

|  |             |
|--|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |             |
| <p>○地域の介護サービスのニーズ等の継続的な調査・把握体制を構築しておく。協力団体を把握し連絡系統を定める。</p> <p>○施設の復旧や新設に係る国や県の補助金等を把握する。</p> <p>○一時入所の実施について、国と協議すべき内容を整理する。また、一時保護基準について検討しておく。</p> <p>○本市や近隣市町村における福祉施設の所在地、入所可能な人数を把握しておく。</p> <p>○本市における介護が必要な被保険者の名前、所在地等を把握しておく。</p>  |             |
| <b>●留意事項</b>   |             |
| <p>○被災した災害弱者が多数の場合は、地域内の施設のみでは入所定員を超える場合が考えられるため、近隣の地方公共団体の施設と情報交換を行い、簡易ベッドの補充や他施設への搬送等の措置を図る等、一時入居者への対応や受入人数の調整を図る。</p> <p>○一時入居者の転所、退所にあたっては入居の必要性、入居者の希望等に配慮し、適切に対処する。</p> <p>○介護施設やグループホーム等の施設が被災した場合には、周辺の福祉施設と調整を図り、被災施設の入居者の受け入れ先を速やかに確保し、移転が図られるようにする。この場合、入居者はできるだけまとまった形で周辺施設へ移転することに配慮し、移転先で入居者が孤立することのないように調整することが重要である。</p> |             |
| <b>●関係機関との調整</b>   |             |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b> |
| 高知県、県内市町村、各施設等   | 被災者の受入調整    |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |             |
| <p>介護保険法</p> <p>高知市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</p>  |             |

**【障がい福祉課】**

|  |             |
|--|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |             |
| ○個別避難計画及び災害時個別支援計画(高知県南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアルの対象者)の作成推進。<br>○関係各課との調査内容や調査対象の確認。<br>○関係各課との情報共有方法。   |             |
| <b>●留意事項</b>   |             |
| ○調査実施主体として想定している本市職員、委託事業者、障害福祉サービス事業者でも数が不足する可能性もあるため、訪問看護ステーション等、日頃関りのある関係機関にも調査協力を依頼する必要がある。<br>○心身の健康、生活環境、仕事や収入など、個人のプライバシーに密接に関わることから、調査方法、データの保護、利用に最大の配慮が必要とされる。 |             |
| <b>●関係機関との調整</b>   |             |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b> |
| 各社会福祉法人等   | 調査への協力      |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |             |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<br>児童福祉法  |             |

**【高齢者支援課】**

|   |                        |
|---|------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |                        |
| ○関係各課との調査内容及び調査対象の確認及び情報共有方法のブラッシュアップ<br>○高齢者と障害者が同居している世帯や多問題世帯等の情報共有及び支援の検討   |                        |
| <b>●留意事項</b>  |                        |
| ○調査実施主体として想定している市職員、委託事業者、ケアマネジャー、介護サービス事業者等でも人員不足となる可能性が高いため、日頃、関わりのある関係機関にも調査協力を依頼する必要がある。<br>○心身の健康、生活環境、仕事や収入等個人のプライバシーに密接に関わることから、調査方法、データの取り扱いや利用等に配慮が必要。 |                        |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                        |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>            |
| 入所施設  | 緊急ショートステイ等発生した際の空き状況確認 |
| 通所施設等   | 発災後のサービス提供状況           |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |                        |
| ○老人福祉法  |                        |

**【子ども家庭支援センター】**

|   |                        |
|---|------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |                        |
| ○関係各課との調査内容及び調査対象の確認及び情報共有方法のブラッシュアップ<br>○高齢者と障害者が同居している世帯や多問題世帯等の情報共有及び支援の検討   |                        |
| <b>●留意事項</b>  |                        |
| ○調査実施主体として想定している市職員、委託事業者、ケアマネジャー、介護サービス事業者等でも人員不足となる可能性が高いため、日頃、関わりのある関係機関にも調査協力を依頼する必要がある。<br>○心身の健康、生活環境、仕事や収入等個人のプライバシーに密接に関わることから、調査方法、データの取り扱いや利用等に配慮が必要。 |                        |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                        |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>            |
| 入所施設  | 緊急ショートステイ等発生した際の空き状況確認 |
| 通所施設等   | 発災後のサービス提供状況           |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |                        |
| 災害対策基本法   |                        |

**【住宅政策課】**

|  |                     |
|--|---------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                     |
| ○住宅再建意向調査<br>・効果的に意向把握できるよう、調査の内容、手段等を検討する。  |                     |
| <b>●留意事項</b>   |                     |
| ○住宅再建意向調査<br>・経済的な再建の目的がたない時点では、被災者の住宅再建意向は、公営住宅への入居希望が多くなる傾向にある。しかし、各種の生活再建施策の実施によりその意向が徐々に変化し、自主再建による住宅確保へ意向が変化する例がある。このため、災害公営住宅の必要戸数を検討するための、住宅再建意向の把握のためのアンケート等の実施時期については、生活再建施策の実施状況との関連に留意することが必要である。<br>・過去の例では、被災者の意向を把握する前に市側から住宅移転の提案が出されたことから、被災者と市側との調整が困難となった例がある。生活再建に関する被災者意向は、先々の収入の見通しや地域の安全性によっても強く左右されることから、復興計画の全体像を示しながら進めていくことが必要である。 |                     |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                     |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>         |
| 自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員   | 要配慮者への聞き取り、福祉ニーズの集約 |
| 高知県子育て支援課、福祉政策課  | 審査等貸付事務             |
| 高知県土木部住宅課  | 住宅再建意向調査での連携        |
| 高知県教育委員会   | 住宅再建意向調査での連携        |
| みどり課   | 住宅再建意向調査での連携        |
| 住宅政策課  | 住宅再建意向調査での連携        |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |                     |
| 災害対策基本法<br>被災者生活再建支援法<br>「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成25年6月改定、内閣府)<br>「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」(平成27年3月改定、内閣府)  |                     |

**【産業政策課】**

|   |             |
|---|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |             |
| ○高知労働局及び高知県雇用労働政策課と災害発生時の対応、役割分担について事前協議が必要。<br>○関係各課との調査内容や調査対象の確認。<br>○効果的に意向把握できるよう、調査の内容、手段等を検討する。  |             |
| <b>●留意事項</b>  |             |
| ○被災地における雇用動向の把握については公共職業安定所のデータ及び事業所等からの情報が基本となるが、これだけでは必ずしも十分な実態把握は難しい。生活実態調査などのデータとも合わせた分析が必要となる。<br>○発災後、建設業者等の多くが応急対応に追われ、被害額の算定ができない事態が生じる。こうした場合、各種支援制度の適用可能性を把握するためには、サンプリングに基づく被害額推計を行う必要がある。 |             |
| <b>●関係機関との調整</b>  |             |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b> |
| 高知労働局・高知県雇用労働政策課  | 調査対応での連携    |
| 商工会議所   | 被害調査等       |
| 高知県雇用労働政策課  | 支援施策等のあり方   |
| 農林水産課   | 調査対応での連携    |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |             |
| 労働基準法   |             |

**【農林水産課】**

|  |             |
|--|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |             |
| ○関係各課との調査内容や調査対象の確認。<br>○効果的に意向把握できるよう、調査の内容、手段等を検討する。   |             |
| <b>●留意事項</b>   |             |
| ○発災後、建設業者等の多くが応急対応に追われ、被害額の算定ができない事態が生じる。こうした場合、各種支援制度の適用可能性を把握するためには、サンプリングに基づく被害額推計を行う必要がある。 |             |
| <b>●関係機関との調整</b>   |             |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b> |
| 産業政策課  | 調査対応での連携    |
| 高知県商工政策課   | 調査対応での連携    |
| 商工会議所  | 被害調査等       |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |             |
| 労働基準法  |             |

**【総務課】**

|   |             |
|---|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>                                   |             |
| ○発災後、円滑に復興状況の調査が行えるよう、復興の進捗状況を把握することが可能となる指標等を事前に整理し検討する。 |             |
| <b>●留意事項</b>  |             |
| ○災害後の特別な状況下での調査となるため、情報収集が困難となった場合の推測方法を検討しておく必要がある。      |             |
| ○指定統計等を有効に活用しつつ、それらを補完する形での調査を実施する。                       |             |
| <b>●関係機関との調整</b>  |             |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b> |
| 高知県復興本部事務局  | 復興対応での連携    |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>                                   |             |
| 統計法   |             |

**【災害復興部(防災政策課)】**

|   |                             |
|---|-----------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |                             |
| ○関係各課との調査内容や調査対象の確認。  |                             |
| <b>●留意事項</b>  |                             |
| ○被災地の復興状況を継続的に把握し、適切な措置を実施する必要がある。必要な支援策を国・関係機関に要望するためにも正確な実態の継続的把握が不可欠である。 |                             |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                             |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>                 |
| 高知県保健政策課  | 住家の被害判定調査員の応援派遣             |
| 高知県建築士会   | 住家の被害判定調査支援                 |
| 高知県建築士事務所協会   | 住家の被害判定調査支援                 |
| 高知県不動産鑑定士協会   | 住家の被害判定調査支援                 |
| 自治会, 自主防災組織, 民生委員・児童委員  | 要配慮者への聞き取り, 福祉ニーズの集約        |
| 高知県子育て支援課, 福祉政策課  | 審査等貸付事務                     |
| 高知県土木部住宅課   | 住宅再建意向調査での連携                |
| 企業・事業者  | 産業被害と再建意向の把握                |
| 高知県労働局  | 離職者・雇用動向調査                  |
| ハローワーク  | 離職者・雇用動向調査                  |
| 高知商工会議所, 高知県商工会連合会  | 産業被害と再建意向の把握                |
| 高知県教育委員会  | 復旧について助言, 指導, 支援や国(文化庁)との調整 |
| 文化財所有者  | 早期復旧方法の協議                   |
| 高知県教育委員会  | 復旧について助言, 指導, 支援や国(文化庁)との調整 |
| みどり課  | 住宅再建意向調査での連携                |
| 住宅政策課   | 住宅再建意向調査での連携                |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>   |                             |
| 避難行動要支援者名簿に関する要綱  |                             |
| 母子及び父子並びに寡婦福祉法  |                             |
| 災害対策基本法   |                             |
| 「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)                        |                             |
| 被災者生活再建支援法  |                             |
| 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成25年6月改定, 内閣府)  |                             |
| 「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」(平成27年3月改定, 内閣府)                                    |                             |

**【地域コミュニティ推進課】**

|   |                                  |
|---|----------------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>                         |                                  |
| ○平時から施設管理者や地域住民等との連携に努め、発災時の状況把握がスムーズに行えるようにする。 |                                  |
| <b>●留意事項</b>                                    |                                  |
| ○必要な支援策を国や関係機関に要望していくことを視野に入れ、正確な状況把握に努める必要がある。 |                                  |
| <b>●関係機関との調整</b>                                |                                  |
| <b>関係機関</b>                                     | <b>調整事項</b>                      |
| ふれあいセンター運営委員会及び指定管理者                            | 平時の意見交換や、発災時の施設や地域の状況等についての情報収集等 |
| 高知市町内会連合会                                       | 平時の意見交換や、発災時の施設や地域の状況等についての情報収集等 |
| 地域内連携協議会  | 平時の意見交換や、発災時の施設や地域の状況等についての情報収集等 |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>                         |                                  |
| 高知市のコミュニティ計画                                    |                                  |

**【地域保健課】**

|  |             |
|--|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |             |
| ○県等の公的機関や高知市医師会等の医療関係団体との連携に努める。                                     |             |
| <b>●留意事項</b>   |             |
| ○発災以降の市民の施設利用については、安全性の確保、ライフラインの復興状況により、合理的に使用可能であるとの判断があるまでは認可しない。 |             |
| <b>●関係機関との調整</b>   |             |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b> |
| 高知県  | 復興対応での連携    |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>  |             |
|  |             |

**【保育幼稚園課】**

|                                 |             |
|---------------------------------|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>         |             |
| ○公立保育施設の点検・整備を行っておく。            |             |
| <b>●留意事項</b>                    |             |
| ○保護者の生活再建支援に向けての保育所再開の視点が必要である。 |             |
| <b>●関係機関との調整</b>                |             |
| <b>関係機関</b>                     | <b>調整事項</b> |
| 防災政策課                           | 復興支援における相談  |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>         |             |
|                                 |             |

**【都市建設総務課】**

|   |             |
|---|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |             |
| ○各駐車場における特性等の把握<br>○災害査定に係る測量及び設計書作成を行うことのできる技術職員との災害時を想定した平時の打ち合わせ等  |             |
| <b>●留意事項</b>  |             |
| ○被災後は罹災証明の発行等の行政手続きのため、市役所への来庁者が増えることが想定されることから、高知市県庁前地下駐車場等については市民の利便性確保のため、施設の効用を最小限必要な範囲で確保する応急仮工事等も検討する。また、一部国民保護避難施設としての指定を受けている駐車場もあり、国民の生命を保護する目的も有している駐車場もあることから、駐車場ごとに優先順位をつけ、できるだけ早期の原形復旧に努め、被災後の修繕計画についても随時更新していく。 |             |
| <b>●関係機関との調整</b>  |             |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b> |
| 高知県公園下水道課   | 復興対応での連携    |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>   |             |
| 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(国土交通省)<br>高知市駐車場修繕計画   |             |



## 2. 計画的復興への条件整備

### 施策1：復興体制の整備

#### (1)復興組織体制の整備

|       |  |     |             |
|-------|--|-----|-------------|
| 施策コード | 2-1-1  | 施策名 | 施策1：復興体制の整備 |
| 項目    | (1)復興組織体制の整備   |     |             |
| 概要    | ○復興対策を計画的かつ円滑、迅速に実施するために、全庁的な体制を敷くとともに、それを統括、調整するための組織及び復興業務を選任する組織の検討及び設置をする。 |     |             |

#### ●業務項目・手順等

| 内容       | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|----------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|          |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①復興本部の設置 | 防災政策課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 防災政策課    | 1)復興本部の設置の検討<br>○復興本部は、重大な被害により都市の復興及び市民生活に関する事業を迅速かつ計画的に実施する必要があると認め たときに設置する。設置する場合は、復興本部設置条例の制定などが必要となる。<br>○復興本部の体制については、復興基本方針(案)の復興組織を踏まえて検討する。<br>2)復興業務の推進体制の検討<br>○被災状況に応じて復興業務を整理し、復興業務を割り当てる。<br>3)復興本部の設置<br>○発災当初は災害対策本部での対応が中心となるため、応急対策が一段落した段階で、復興本部(災害対策本部とは別組織)を設置する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容        | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-----------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|           |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ②災害復興部の設置 | 防災政策課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 防災政策課     | 1)災害復興部の設置の検討<br>○被災状況により、本市における復興業務推進の司令塔として、各部局の統括、特に横断的又は新たな視点での対応が必要となる分野を専任で所管する「災害復興部」の設置を検討する。<br>2)災害復興部の体制<br>○復興基本方針(案)の復興組織を踏まえて、災害復興部の体制を検討する。<br>○被災状況や市民ニーズなどにより、段階的に組織化する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容       | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|----------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|          |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ③人的資源の確保 | 人事課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 人事課      | ○安否確認システムを活用し、安否確認を行う。<br>○各所属は部局総務課を通じて部局長へ安否状況及び参集状況を報告する。部局長は災害対策本部へ報告する。<br>○BCPに基づき、参集職員を業務に振り分ける。<br>○状況に応じて部局内で人員調整を行う。<br>○各部局より災害対策本部へ応援要請、または余剰人員の報告を行う。<br>○災害対策本部において庁内調整を行った上で、不足人員について国等へ応援要請を行う。<br>○高知市旅館ホテル協同組合と調整し、宿泊所の確保を行う。<br>○派遣元団体と協定案を調整し、協定を締結する。<br>○着任した職員の辞令交付を行い、各部局の指揮下に置く。<br>○災害復旧業務のうち、会計年度任用職員が対応可能な業務については、人事課が緊急雇用を行う。<br>・災害対策本部から応援が必要な部署、人数等の情報を受け、募集を行う。<br>・必要に応じて、臨時職員の雇用、他地方公共団体への職員の派遣要請を行う。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

**【人事課】**

|   |             |
|---|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |             |
| ○安否確認システムの運用テストを行う。<br>○BCPの精査。庁内の人員調整方法の整理を行っておく。                              |             |
| <b>●留意事項</b>  |             |
| ○応急対策期の応援職員の受け入れについては、災害対策本部で対応する。<br>○会計年度任用職員の安否確認の方法及び市営住宅の宿泊所としての活用を今後検討する。 |             |
| <b>●関係機関との調整</b>  |             |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b> |
| 高知市旅館ホテル協同組合  | 宿泊所の確保      |
| 総務省   | 人的資源の確保     |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>   |             |
| 業務継続計画(BCP)<br>受援計画   |             |

**【防災政策課】**

|   |             |
|---|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |             |
| ○本部の枠組み(設置場所, 組織, 本部員の人選等)を確認しておく。<br>○復興本部を迅速に立ち上げることができるよう, あらかじめ構成員を検討しておくとともに事務局を担当する部局を決めておく。<br>○復興本部設置条例(案)を策定する。<br>○市における復興対策を進める上での根拠として, 復興対策の基本理念や考え方, 復興本部の設置に係る事項, 生活等の復興に係る事項などを示す復興条例について検討する。<br>○災害対策本部と復興本部の事務分掌の棲み分けについて検討する。<br>○災害復興部の人員配置等について, 復興業務の関係課と事前に調整を図る。 |             |
| <b>●留意事項</b>  |             |
| ○本部設置の際の手続き(条例制定など)<br>○庁内の関係部局や外部の関係機関及び住民が常に復興状況を把握することができるよう, 復興関連の情報について随時, 伝達するように努める。<br>○状況に応じて復興対策を迅速, 円滑に推進するために, 各種資料作成や調査等を行う外部事業者への業務の委託について検討する。<br>○各種復興事業が平常業務へ移行したと考えられる時点において, 庁内で関係部局と調整を図りつつ, 復興組織の廃止あるいは縮小について検討を行う。  |             |
| <b>●関係機関との調整</b>  |             |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b> |
| 高知県復興本部   | 復興対応での連携    |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>   |             |
| 大規模災害からの復興に関する法律(復興法)<br>事前復興まちづくり計画<br>高知市地域防災計画   |             |



## (2)復興本部等の運営

|       |   |     |             |
|-------|---|-----|-------------|
| 施策コード | 2-1-2   | 施策名 | 施策1:復興体制の整備 |
| 項目    | (2)復興本部等の運営   |     |             |
| 概要    | <p>○各種復興施策を円滑に実施するために、各部局が相互に連絡・調整を図るため、復興本部会議を運営する。</p> <p>○被災地の復興における国、都道府県、市町村、ライフライン機関及びNPO等との役割分担を踏まえ、各機関が連携・調整を図りつつ復興対策を推進できるよう連携を図る。</p> |     |             |

### ●業務項目・手順等

| 内容       | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|----------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|          |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①復興本部の運営 | 災害復興部   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 災害復興部    | <p>○復興施策を展開していくためには、復興にかかわる各部署が相互に協議・調整を図ることが必要になるため、その場として復興本部会議を運営する。</p> <p>○復興本部会議は、本部長、副本部長、本部員を構成員とし、復興基本方針、復興計画の策定等の復興に係わる重要事項の審議、復興施策、事業の進行管理などを行う。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容           | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|--------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|              |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ②県及び他市町村との連携 | 総務課, 災害復興部  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項         | <p>○被害が複数の市町村におよび、それらの市町村が連携して復興対策を推進するために、県が市町村復興連絡会議を組織した場合には、会議を通じて県及び他市町村との連携を図る。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容        | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-----------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|           |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ③関係機関との連携 | 災害復興部   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 災害復興部     | <p>○国、県、市町村、ライフライン機関及びNPO等との情報提供、連絡・調整を図るために、県が関係機関復興連絡会議を組織した場合には、会議を通じて関係機関との連携を図る。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

**【総務課】**

|  |             |
|--|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |             |
| ○復興対策を推進する場合の事務分掌とそれを担当する部課名及び担当者名を確認しておく。また、必要となり得る復興対策について想定を行う。 |             |
| <b>●留意事項</b>   |             |
| ○関連部署で、それぞれの想定される役割について検討する必要がある。                                  |             |
| <b>●関係機関との調整</b>   |             |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b> |
| 高知県復興本部  | 復興対応での連携    |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>  |             |
| 大規模災害からの復興に関する法律   |             |

**【災害復興部(防災政策課)】**

|   |                                 |
|---|---------------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |                                 |
| ○関係機関候補となる者をリストアップしておき、連携を確認しておく。<br>(復興体制の整備に記載)                                       |                                 |
| ○状況に応じて復興対策を迅速、円滑に推進するために、被災状況等各種資料作成や調査などを行う外部事業者への業務の委託について検討する。                      |                                 |
| ○復興対策を推進する場合に連携が必要な県や市町村の担当部署や担当者を確認する。   |                                 |
| ○周辺市町村との連携については、相互応援協定を締結している団体だけではなく、広域市町村圏に属する自治体間の連携や広域市町村圏間の連携を図るなど、周辺市町村との連携強化を図る。 |                                 |
| <b>●留意事項</b>  |                                 |
| ○外部から人材を確保する場合、宿泊等生活環境の整備が必要となるため、確保手段について人事課と確認する。                                     |                                 |
| ○庁内の関係部局や外部の関係機関及び住民が常に復興状況を把握することができるよう、復興関連の情報について随時、伝達するように努める。                      |                                 |
| ○各種復興事業が平常業務へ移行したと考えられる時点において、庁内で関係部局と調整を図りつつ、復興組織の廃止あるいは縮小について検討を行う。                   |                                 |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                                 |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>                     |
| 高知県市町村振興課   | 市が処理する事務・事業の指導・あつせん、復興本部運営に係る連携 |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>   |                                 |
| 大規模災害からの復興に関する法律(復興法)   |                                 |

## 施策2:復興計画の作成

### (1)復興計画策定の体制

|       |  |     |             |
|-------|--|-----|-------------|
| 施策コード | 2-2-1  | 施策名 | 施策2:復興計画の作成 |
| 項目    | (1)復興計画策定の体制   |     |             |
| 概要    | ○復興計画策定のための庁内組織を設置するとともに、地域や国、他の地方公共団体との連携を図る場として連絡協議会を設置するなどの対応をとる。 |     |             |

#### ●業務項目・手順等

| 内容    | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|       |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①組織体制 | 災害復興部  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 災害復興部 | <p>○復興計画の策定にあたっては、既存計画(施策)との整合性の検討、庁内各部局の調整を行った上で、復興計画作成の基本的方針の庁内原案を作成する。</p> <p>1)庁内組織の設置</p> <p>○災害復興部を設置する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同部局内に復興計画を策定する復興政策課を新設する。</li> </ul> <p>○災害復興部を設置しない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興計画は、総合的な観点から策定することが必要であり、行内各部局間での調整を十分に行っていくことが必要となるため、復興プロジェクトチームといった復興に携わる組織を設置する。</li> </ul> <p>2)委員会・専門部会等の設置</p> <p>○防災、産業、都市計画、福祉等の復興に関連する分野の専門家が参画する委員会等を設置し、専門家の意見を反映させる。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容       | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|----------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|          |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ②地域等との連携 | 災害復興部   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 災害復興部    | <p>○復興計画の策定にあたり、住民との協議会などの場の設定のほか、電子メール等による意見の募集、避難所や街中での住民アンケートなどの実施により、住民の意見を十分に反映させる。</p> <p>○住民の意見・提案を収集する際には、地域外へ疎開した被災者も対象者として考える。</p> <p>○復興計画の大枠および方向性が固まった段階で住民に提示し、その大枠や方向性に対する住民の意見を十分に復興計画に反映させる。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容              | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-----------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                 |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ③国や他の地方公共団体との連携 | 災害復興部   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 災害復興部           | ○復興事業に携わる機関、団体は被災市町村、都道府県、国等をはじめとして多岐にわたる。そのため、復興計画の策定にあたっては、国や他の地方公共団体との連携及び復興計画の整合性を図ることが必要になる。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

**【災害復興部(防災政策課)】**

**●事前準備(平時にやるべきこと)**

- 復興計画を作成する際に学識経験者等で構成される委員会の設置について検討する。
- 委員会を設置する場合は、委員会の構成人数、委員となる学識経験者の分野及び候補者、委員会での検討内容等について検討する。また、委員会の設置に係る条例の制定が必要な場合は、条例案についても検討する。
- 事前復興まちづくり計画を策定する

**●留意事項**

- 復興計画は多様な分野に及ぶものであり、住民生活に密接に関わるものである。そのため、住民の意見を十分に反映した復興計画を作成する。
- 住民の意見・提案を収集する際、地域外へ疎開した被災者も対象として考える。
- 被災市、県、国等が復興事業に関係し、被害が広範囲におよんだときは複数の被災市町村が関係するため、国や他の市町村との連携を図るとともに、他の市町村の復興計画と整合性を図りながら復興計画を作成することが必要となる。

**●関係機関との調整**

| 関係機関      | 調整事項             |
|-----------|------------------|
| 高知県災害対策本部 | 復興計画の作成に係る調整及び連携 |

**●関連する法令、計画、資料等**

- 大規模災害からの復興に関する法律(復興法)
- 事前復興まちづくり計画

## (2)復興計画の策定

|       |  |     |             |
|-------|--|-----|-------------|
| 施策コード | 2-2-2  | 施策名 | 施策2:復興計画の作成 |
| 項目    | (2)復興計画の策定   |     |             |
| 概要    | ○発災後に復興対策を迅速かつ効果的に実施していくため、復興計画を速やかに策定するとともに、職員や住民等、関係者の共通の合意形成を図っていく。 |     |             |

### ●業務項目・手順等

| 内容       | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|----------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|          |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①復興計画の策定 | 災害復興部  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 災害復興部    | <p>○復興まちづくりの目指す姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、県が策定する都市復興基本方針を踏まえ、発災から2か月以内に復興計画(骨子案)を策定し、6か月以内に復興計画を策定する。</p> <p>○復興計画では下記の内容を定める。</p> <p>①復興に関する基本理念、②復興の方向性、③復興の基本方針・目標(理念・姿)、④復興計画の目標年次、⑤復興計画の対象地域、⑥個々の復興施策の体系(被災市街地・都市基盤等の復興計画・被災者の生活再建支援計画・地域経済復興支援計画等)⑦復興施策や復興事業の事業推進方策、⑧復興施策や復興事業の優先順位</p> <p>○再度被災しないために、被災教訓を反映させて防災性の向上を図った施策等を盛り込む。</p> <p>①被害状況への対応と既存の上位計画と整合したものとする</p> <p>②災害事象に適合した防災対策を検討する</p> <p>③災害対策のためのハード施設とともに、被害を軽減するために施設管理、観測、避難等ソフト面の対策を検討する。</p> <p>○復興施策は広範囲な分野にわたり、内容も多岐にわたるため、限られた財源の中で、地域の被災状況等に応じ、復興施策の優先順位を設定する。</p> <p>【計画の策定手順】</p> <p>○災害復興部が中心となり、各部局間の調整を行った上で、復興計画作成にあたっての基本方針について庁内原案を作成する。</p> <p>○基本方針をもとに、計画の指針として、計画の目標や取り組むべき施策・事業等について策定する。その際、審議会等(連絡協議会、都市計画審議会など)の開催により、専門家の知見の反映を図る。</p> <p>○復興指針を受け、具体的な計画策定を行う。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容          | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|             |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ②復興計画の公表・広報 | 災害復興部   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 災害復興部       | <p>○地域が一体となって復興を行っていくために、復興計画を地域住民に公表する。</p> <p>・記者発表</p> <p>・あかるいまち</p> <p>・高知市ホームページ など</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

**【災害復興部(防災政策課)】**

**●事前準備(平時にやるべきこと)**

- 市街地の復旧・復興の方向や方針を決定する基準を検討し、復興地区区分についても検討する。
- 過去の災害における復興方針(基本方針)について情報収集する。
- 復興方針で取り上げるべき項目を整理し、内容について検討する。
- 事前復興まちづくり計画を策定する。

**●留意事項**

- 被災状況の把握
  - ・市街地を復旧するのみにとどめるか、復興するか、復興するにしてもどのような方針・手法で復興するかということは市街地の被災状況に大きく左右される。
- 地域の従前の基盤整備状況の把握
  - ・基盤整備が行われていた地区では基盤整備を伴う事業を復興事業として行う必要性は低い。逆に従前に基盤整備がさほど行われていなかった地域では土地区画整理事業等の基盤整備を伴う事業を行う必要性が高くなる。
- 土台となる既存計画、住民組織の有無
  - ・どのような方針・手法で復興するかということは復興事業の土台となる既存計画の有無、住民組織の有無等に左右される。
- 既存の長期計画・広域計画における位置づけ
  - ・復旧・復興の基本方針の決定には既存の長期計画・広域計画等においてその地域がどのような位置づけをなされていたのかを考慮する必要がある。
- 「大規模災害からの復興に関する法律(復興法)」(平成25年6月、平成27年9月)において、復興計画等における特別措置が認められたことがある。復興事業については、制度に合わせるのではなく、復興に制度を合わせるなどの方法を検討する必要がある。

**●関係機関との調整**

| 関係機関    | 調整事項           |
|---------|----------------|
| 高知県復興本部 | 県の復興方針との整合性の確認 |
| 学識経験者等  | 復興計画策定支援       |

**●関連する法令、計画、資料等**

- 大規模災害からの復興に関する法律(復興法)
- 高知市総合計画
- 高知市都市計画マスタープラン
- 高知市地域防災計画
- 高知県復興方針(仮称)

## 施策3: 広報・相談対応の実施

### (1) 広報

|       |  |     |                 |
|-------|--|-----|-----------------|
| 施策コード | 2-3-1  | 施策名 | 施策3: 広報・相談対応の実施 |
| 項目    | (1) 広報   |     |                 |
| 概要    | <p>○被災地域の生活関連情報等(避難勧告・避難指示, 被害情報, ライフライン情報, 避難所情報など)や, 復興に係る行政の方針や具体的施策など, 集中する各種情報を, 迅速かつ的確に提供する。</p> <p>○正確できめ細やかな広報を行うことにより, 被災者と地方公共団体との協働による復興のための信頼感を醸成する。</p> |     |                 |

#### ●業務項目・手順等

| 内容            | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|---------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|               |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ① 広報手段・ルートの確保 | 広聴広報課, 災害復興部  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項          | <p>1) チラシ・臨時広報紙等の作成・配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者等の協力も得て, 市民が必要とする情報を掲載したチラシや臨時広報紙の作成・配布に関する体制を構築する。配布については, 郵便局等民間団体に協力を依頼するとともに, デジタル媒体の積極的な利用を行う。なお, 普段から自治会等を通じた広報を実施している場合には, そうしたルートでの情報提供方法についても体制に組み込む。</li> </ul> <p>2) 避難先情報の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他県・他市町村に避難している市民にも必要な情報を届けるため, 郵便局等と連携して, 避難先を把握し, 郵送やデジタル媒体等による情報提供体制を構築する。</li> </ul> <p>3) マスメディア等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新聞・テレビ・CATV・ラジオ・シティFM, インターネットなどの多様なメディアとの連携体制を構築する。マスメディア専用の場所を災害対策本部周辺に確保・提供する。</li> </ul> <p>4) 報道, うわさ, 問い合わせ状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>報道やうわさ, 問い合わせの多い事項を把握・整理する。報道の多い項目については, 内容を精査し, 必要とされる情報の発信に努める。問い合わせの多い事項については, 市民向けに積極的に広報を行うことで, 問い合わせの件数の抑制に努めるほか, コールセンター等の回答マニュアルや庁内での情報共有に努める。デマ情報や風評被害については, 問い合わせやSNSでの情報把握を行いながら, できるだけ迅速に拡散性のある媒体において, デマ情報の打消し情報を信じよう性の高い手法で発信する。</li> </ul> <p>5) 外国人への広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際交流等の担当部署が中心となり, 高知県国際交流協会やJICA, 各国大使館等と連携を行い, 多くの言語に対応する体制を構築する。広報物については, やさしい日本語を心がける。窓口や避難所においては, コミュニケーションボード等の活用を推進する。</li> </ul> <p>6) コールセンターの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>問い合わせの一元的な窓口となるコールセンターを設置し, 市民の混乱を防ぐとともに各部局への問い合わせへの対応の負担を軽減する。</li> </ul> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容           | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|--------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|              |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ② 広報一元化体制の整備 | 広聴広報課, 災害復興部   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項         | <p>1) 行政機関における広報一元化の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広報の一元化体制を早急に構築し, 庁内や情報を発信する関係機関において周知・徹底を行う。マスコミ等への情報提供については, 定期的に広報担当窓口が行うことを徹底し, 提供については各媒体に合わせた手法を選択する。</li> </ul> <p>2) 行政機関の担当窓口・連絡情報の一元化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国や県, 関係機関との連絡を行う部署を明確にする。また担当部署の新設・変更, 連絡先の変更等を把握し, 問い合わせに迅速に対応する。特に国の出先機関と地方公共団体との広報の調整方法を明確にする。</li> </ul> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |



**【広聴広報課】**

**●事前準備(平時にやるべきこと)**

- 広報物の作成については、全国的レベルで対応可能な事業者等との協定を行う。合わせて、印刷物の配布体制について、既存の地域団体や郵便局等の民間団体などと検討を行う。
- 災害時の広報に必要な項目をタイムラインに沿って整理し、関係部局と発信する情報について精査を行う。
- 市外への避難先の把握及び情報共有について、郵便局等と協定締結を行う。
- マスコミ等のメディアと必要な協定を結ぶとともに、個々のメディアの特性に応じた情報提供方法・内容について検討を行い、また定期的な情報提供訓練を実施する。
- HPやSNSなどオウンドメディアにおいて、どのような情報を、どのタイミングで発信するか計画を策定し、マニュアル化する。
- 各避難所等におけるアナログでの情報発信の手法について検討を行う。
- マスメディアの場所の確保

**●留意事項**

- 広報担当部署と関係各部署との情報交換の徹底及び最新情報の共有。
- 情報の選別や整理、評価などを行うための災害の経験値やスキルの不足。

**●関係機関との調整**

| 関係機関            | 調整事項                     |
|-----------------|--------------------------|
| メディア各社          | 個々のメディアに応じた提供情報内容や方法等の検討 |
| 郵便局             | 避難先情報の把握                 |
| 郵便局等民間団体        | 臨時広報紙等の配布の検討             |
| 高知県広報広聴課        | 行政機関の担当窓口の共有             |
| 国際交流機関・ボランティア機関 | 専門性を活かした情報発信のサポート        |

**●関連する法令、計画、資料等**

- 「災害時における放送要請に関する協定書」(平成11年6月18日、平成12年4月2日締結)
- 「災害に係る情報発信等に関する協定」(平成23年11月8日締結)

**【災害復興部(防災政策課)】**

**●事前準備(平時にやるべきこと)**

- 広報の内容は医療・福祉、り災証明の取得、ゴミ・がれきの処分、応急的な住宅の確保、住宅の補修・再建、雇用、各種給付金や義援金支給、税の減免、心のケアなど、被災者の生活再建に関する広報は多岐にわたるため、制度等を広く周知することに加え、対象者に向けたきめ細やかな広報の方法について検討する。
- 障がい者等への広報について、その方法や体制について検討する。
- 被災地外への避難者にも情報提供を行う方法について検討する。
- 防災に関する専門用語や外国人や障がい者等への分かりやすい情報発信のためのマニュアルや用語集、QA集などの作成
- 復興に関する行政の方針や具体策等を整理し、高齢者にわかりやすく情報が伝達できる広報について、その方法や体制について検討する。
- ⇒震災時には防災行政無線をはじめとした従来の広報活動が不可能となることが想定されるので、どのように情報発信を行うのか関係各課と調整が必要。
- 市外に避難している高齢者へ情報提供を行う方法について検討する。
- ⇒市外の地方公共団体及び高齢者施設等との調整が必要。

**●留意事項**

- 重要な広報に関しては、重要性を伝えるため、できるだけ市長等が直接被災者に語りかける形で情報提供する。
- 被害情報、関連情報、統計情報を併せて準備し、発信できるようにする。これは各種視察者への対応のためにも不可欠である。
- マスメディアへの情報提供を定期的実施する。この際、新聞等の締め切り時刻に配慮した時間設定を行う。
- 広報担当部署は、定期的に関係各部署との情報交換を実施し、最新情報の共有に努める。
- 重要な区切りの時期に向けて、最新情報を準備し、マスコミ等に積極的に情報提供する。(発災後、1週間、1カ月、3カ月、半年、1年、3年、5年、10年など)
- 生活再建に係る広報
  - ・復興に関する行政の方針や具体の施策等を整理し、分かりやすく速やかに住民に広報し、住民が、公平公正に情報を受け取り、情報弱者を出さないよう留意する必要がある。
  - ⇒障がい者に対する広報については、一般的な連絡方法(放送・メール等)以外に実際に対面しなければならない場合も想定される。障がい者の支援に当たっている方にも協力を求め、情報入手する方法を提示していただくとともに手続等が必要な場合にはお手伝いいただくなどして、情報入手手段の確保に努める。また、発信方法についても検討が必要。
  - ・高齢者は情報弱者になる恐れが高いため、各種情報が伝わらない高齢者がないように留意する。

**●関係機関との調整**

| 関係機関        | 調整事項                       |
|-------------|----------------------------|
| 報道機関        | 情報発信、市民及び他地域避難者への情報提供      |
| 自治会、自主防災組織等 | 情報発信                       |
| ボランティア      | 広報紙・災害情報紙の配布協力・ボランティア情報の発信 |
| 郵便局         | 被災者の避難先の把握・情報共有            |

**●関連する法令、計画、資料等**

- 臨時災害放送局仮設等の手引き(総務省)



## (2)相談・各種申請の受付

|       |  |     |                |
|-------|--|-----|----------------|
| 施策コード | 2-3-2  | 施策名 | 施策3:広報・相談対応の実施 |
| 項目    | (2)相談・各種申請の受付  |     |                |
| 概要    | <p>○被災者の様々な生活上の不安や問題に対し、行政が相談窓口を設け、被災者からの相談に応じることで、少しでも問題や悩みを解消し、その生活の再建と安定を支援していくことが必要となる。</p> <p>○申請に必要な手続き・書類等の簡素化、上記相談窓口との連携を図ることで、各種申請等の受付を被災者等の負担を軽減しつつ、効率的に実施する。相談で得られた情報は、その後の支援策を検討する際の重要な情報として、活用する。</p> |     |                |

### ●業務項目・手順等

| 内容         | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|            |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①臨時相談窓口の設置 | 広聴広報課, 災害復興部  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項       | <p>○情報公開・市民相談センターに寄せられた相談の多い内容を把握し、回答のマニュアルを作成する。これを広報する。</p> <p>○相談の内容に応じて、必要な各種専門家を把握し、連携体制を構築する。</p>   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 災害復興部      | <p>○災害直後の総合的な相談窓口設置が難しい時点では、各部署が必要に応じた相談対応を実施する。電話相談を中心として専用電話を確保し、対応職員を配置する。</p> <p>○相談受付の際には、その後の支援策実施に関するフォローアップが可能となるよう、被災者の情報を被災者台帳で一元管理し、全庁で共有できるようにする。</p> <p>○外国人被災者を対象に、翻訳ボランティアを配置した窓口を設置し、大使館や外国人団体の被災状況等の各種情報提供及び各種生活相談の窓口を設置する。</p> <p>○関係機関の協力を得ながら、可能な限り早期に、本格的な被災者総合支援窓口を開設するための準備(場所・専門家・職員確保)を行う。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容                     | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|------------------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                        |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ②総合支援窓口(ワンストップセンター)の設置 | 災害復興部  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 災害復興部                  | <p>○生活再建に関する広範囲な相談については同一の場所で受け付け、必要な情報を総合的かつ一元的に提供する。被災地の広がり、被災の集中度、交通機関の回復状況を勘案して窓口を設置する。</p> <p>○被災者の利用可能な支援制度については、相談と同時に各種申請の受付が可能となるようにする。</p> <p>○金融機関等との連携を図り、給付金の振り込み手続等を迅速に行うことも考慮する。</p> <p>○インターネット等を利用した事前申請に基づく審査等の迅速化も検討する。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

**【広聴広報課】**

**●事前準備(平時にやるべきこと)**

○年1回土佐工業交流会による合同相談会を開催し、大規模災害時の土佐工業交流会との連携体制を構築する。

**●留意事項**

- 出張窓口(代替施設等の確保)、移動窓口(車両、電源等資機材、事務機器等物品の確保)の実施について検討する。
- 被災者の相談や各種申請情報内容等、個人情報の取扱いに十分配慮する。
- り災証明等、災害対策本部が先行して設置する申請窓口との調整の必要がある。
- 相談の多い内容を把握し、FAQを作成する。
- 各種申請の受付に当たっては、被災者等が申請しやすいよう、受付の方法、場所、期間、関連する相談対応について、支援施策所管部局間で調整が必要である。
- 相談対応等に当たっては、災害時といえどもプライバシーへの配慮が必要である。

**●関係機関との調整**

| 関係機関     | 調整事項                   |
|----------|------------------------|
| 高知市防災政策課 | 土佐工業交流会に相談業務の派遣を依頼する   |
| 高知市総務課   | 相談スペースの確保(電話回線の確保等も含む) |
| 土佐工業交流会  | 相談員の派遣依頼               |

**●関連する法令、計画、資料等**

「大規模災害発生時における相談業務の支援に関する協定書」(平成27年5月15日締結)

**【災害復興部(防災政策課)】**

**●事前準備(平時にやるべきこと)**

- 各種相談・支援策が多岐にわたり、制度利用上の条件や各種手続きは複雑なものとなることから、被災者支援施策の内容把握を事前に行い情報共有を行う。
- 国や県、関係機関が実施する施策に関する相談も数多く発生するため、国や県等との連携方法を検討する。
- 各種申請等の受付を被災者等の負担を軽減しつつ、効率的に実施するため、申請に必要な手続き・書類等の簡素化、相談体制等について、関係部署と検討する。
- 申請受付に業務系及び情報系端末を使用する場合、応援職員でもすぐに対応できるよう、ICカードやパスワード設定について情報政策課と調整する。
- 被災により業務系、情報系端末が使用不能となった場合の対応を情報政策課と調整する。
- 各種申請業務について、日ごろ相談が多い内容や災害時に想定される内容について、回答のマニュアルを作成しておく。
- 災害時に給付金の振込手続きを迅速に行えるよう、指定金融機関との連携を図る。

**●留意事項**

- 出張窓口(代替施設等の確保)、移動窓口(車両、電源等資機材、事務機器等物品の確保)の実施について検討する。
- 被災者の相談や各種申請情報を一元的に把握・管理することとなるため、個人情報の取扱いに十分配慮する。
- り災証明等、災害対策本部が先行して設置する申請窓口との調整の必要がある。
- 相談の多い内容を把握し、FAQを作成する。
- 各種申請の受付に当たっては、被災者等が申請しやすいよう、受付の方法、場所、期間、関連する相談対応について、支援施策所管部局間で調整が必要である。
- 相談や申請の受付に当たっては、災害時といえどもプライバシーへの配慮が必要である。

**●関係機関との調整**

| 関係機関   | 調整事項  |
|--------|-------|
| 指定金融機関 | 支払い業務 |

**●関連する法令、計画、資料等**

被災者支援に関する各種制度の概要(内閣府)

## 施策4:金融・財政面の措置

### (1)金融・財政面の緊急措置

|       |  |     |               |
|-------|--|-----|---------------|
| 施策コード | 2-4-1  | 施策名 | 施策4:金融・財政面の措置 |
| 項目    | (1)金融・財政面の緊急措置   |     |               |
| 概要    | <p>○既存金融制度による融資、既存制度の拡充と特別融資制度の創設、各金融機関に対する円滑な融資及び既貸付金の条件緩和などを要請する。</p> <p>○早急に行うべき事業の予算化を図るために予算の補正を行う。その後の通常の予算においても、震災対策・復興対策を最重要課題として位置づけ、予算編成を行う。</p> |     |               |

#### ●業務項目・手順等

| 内容             | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|                |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ①緊急の金融措置       | 産業政策課, 農林水産課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 産業政策課<br>農林水産課 | <p>○被害を受けた農林漁業者及び中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため、必要に応じて以下のような金融支援対策を実施する。</p> <p>1)既存制度の拡充と特別融資制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存融資制度を拡充又は特別制度融資を創設し、これに伴う関係金融機関に対する預託等の措置を行う。</li> <li>・信用力・担保力が不足した事業者への金融の円滑化を図るため、特別保証制度の創設を検討する。</li> </ul> <p>2)各金融機関に対する円滑な融資の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請する。</li> </ul> <p>3)既貸付金の条件緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害を受けた事業者に対する既貸付制度資金について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を講ずるよう必要な措置を行うとともに、関係金融機関に対し指導を行う。</li> <li>・被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、被害を受けた事業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。</li> </ul> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

| 内容          | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|             |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ②財政需要見込額の算定 | 財政課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 財政課         | ○災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を迅速に調査し、全体の資金量を把握する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

| 内容        | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|           |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ③行財政計画の検討 | 財政課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 財政課       | <p>○各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定する。</p> <p>○財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、普通交付税の繰上交付、災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入、特別交付税の交付及び起債等、地方財政措置制度に基づき必要な措置を検討する。</p> <p>○災害対策に係る資金計画において一時的に資金が不足する場合は、金融機関からの一時借入金又は地方財務事務所からの災害応急融資により、必要資金を確保する。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

| 内容    | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|       |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ④予算編成 | 財政課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 財政課   | <p>1) 予算編成の基本方針作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専決処分を行うべき事業の基準、当該年度の補正予算編成の考え方、次年度の予算編成の考え方など、予算編成の基本方針を策定する。</li> <li>・緊急度が高い復旧・復興対策を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と、執行を当面凍結すべき事業を早急に抽出し、予算の執行方針を策定する。</li> </ul> <p>2) 予算編成の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災から概ね1週間までに応急活動費用への予算措置を行う。</li> <li>・議会等を召集する時間的余裕がない場合には、首長の専決処分によって予算の補正を行う。</li> <li>・正確な予算規模を把握することが困難な場合には、復旧・復興以外の分野について、予算編成を骨格予算にする。</li> </ul> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

**【財政課】**

|   |                      |
|---|----------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |                      |
| ○財務会計システムが機能しなくなることも念頭に、災害対応にあたる各部局の負担にならないよう、可能な限り事務手続を簡素にした被災後の予算編成手順を検討しておく。 |                      |
| <b>●留意事項</b>  |                      |
| ○被災による税収入の減少等により財政は圧迫されるので、あらゆる手段を活用し、復興財源を確保すること。                              |                      |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                      |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>          |
| 高知県市町村振興課   | 普通交付税の繰上交付や特別交付税の交付等 |
| 市中銀行・高知財務事務所等   | 一時借入金や災害応急融資等        |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |                      |
| 大規模災害からの復興に関する法律  |                      |

**【産業政策課・農林水産課】**

|   |             |
|---|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |             |
| ○各種施策のニーズに関する地域の特性を把握し、対象者に応じた相談体制等を検討する。<br>○相談所では、高知市が実施する施策だけでなく、県や国、関係機関が実施する施策に関する相談も数多く発生するため、県や国等との連携方法を定めておく。 |             |
| <b>●留意事項</b>  |             |
| 災害からの復興で実施される各種事業内容は、多種多様であると同時に、通常では長期にわたって実施する内容を、短期間で集中的に実施する必要がある。  |             |
| <b>●関係機関との調整</b>  |             |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b> |
| 商工会議所   | 円滑な融資の実施等   |
| 地元金融機関等   | 円滑な融資の実施等   |
| 高知県商工政策課  | 支援施策等のあり方   |
| 経済産業局(四国経済産業局)  | 支援施策等のあり方   |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |             |
| 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律<br>大規模災害からの復興に関する法律  |             |

## (2)復興財源の確保

|       |   |     |               |
|-------|---|-----|---------------|
| 施策コード | 2-4-2   | 施策名 | 施策4:金融・財政面の措置 |
| 項目    | (2)復興財源の確保  |     |               |
| 概要    | ○公共施設の被害情報を激基法に定める事項にしたがって迅速に調査して国に報告し、激基災害の指定が受けられるように努め、復旧・復興事業にかかる財政援助措置が受けられるようにする。また、復興事業を推進するために、既存の国の補助事業・特例等を有効に活用していく。 |     |               |

### ●業務項目・手順等

| 内容             | 担当部局                           | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|----------------|--------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                |                                | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①補助事業、特例等の有効活用 | 財政課                            |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 財政課            | ○適用可能な法制度に基づく事業の適用や補助金の活用等を図る。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容  | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-----|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|     |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ②起債 | 財政課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 財政課 | ○健全な財政を維持することについても配慮した上で、災害対策債、歳入欠かん等債を発行し、復興財源の確保を図る。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容     | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|--------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|        |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ③特別交付税 | 財政課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 財政課    | ○地方税を始めとする各種収入の減少、職員の超過勤務等、地方公共団体においては各種の財政負担が生じることから、特別交付税による財源の確保を図る。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容        | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-----------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|           |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ④その他の財源確保 | 財政課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 財政課       | ○(財)全国市町村振興協会の低金利融資や宝くじ、公営競技の収益金等、その他の財源確保を図る。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

### 【財政課】

|   |                 |
|---|-----------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |                 |
| ○発災後速やかに復興事業の予算編成に着手できるよう、大規模災害時に活用できる補助事業や起債等、各種の財政措置に関する知識を平時から深めておく。 |                 |
| <b>●留意事項</b>  |                 |
| ○復興財源の確保に関して、激基災害の指定以外にも、能登半島地震の例では、復興支援のクラウドファンディング等が有効である。            |                 |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                 |
| 関係機関  | 調整事項            |
| 高知県市町村振興課   | 起債の協議や特別交付税の交付等 |
| 市中銀行・高知財務事務所等   | 起債の発行           |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |                 |
| 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法<br>激基災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律                        |                 |

### (3)復興基金の活用

|       |  |     |               |
|-------|--|-----|---------------|
| 施策コード | 2-4-3  | 施策名 | 施策4:金融・財政面の措置 |
| 項目    | (3)復興基金の活用   |     |               |
| 概要    | <p>○災害からの復興において、既存の復興施策を補完し、被災者の救済及び自立支援のために、また、被災地域の総合的な復興対策を長期的、安定的、機動的に進めるために南海地震等災害復興基金復興基金を活用する。</p> <p>○復興基金を活用し機動的・弾力的な施策を実行していくとともに、同時に復興基金の目的・活用方法等を明確に定めることが必要である。</p> |     |               |

#### ●業務項目・手順等

| 内容   | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|--|-------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|  |       | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①南海地震等災害復興基金の活用  | 防災政策課 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| <b>防災政策課</b> <p>1)復興基金の運用<br/>           ・復興基金を活用し機動的・弾力的な施策を実行していくとともに、同時に復興基金の目的・活用方法等を明確に定めることが必要である。<br/>           ・運用財産確保方策については宝くじ等の収益金や、義援金等についても運用財産として受け入れるかどうか等について検討する。</p> <p>2)復興基金による支援の実施<br/>           ○復興基金を活用して、次のような施策の実施を検討する。<br/>           ・被災者の生活の安定・自立及び健康・福祉の増進を支援する事業<br/>           ・被災者の住宅の再建など住宅の復興を支援する事業<br/>           ・被害を受けた中小企業者の事業再開など産業の復興を支援する事業<br/>           ・被害を受けた私立学校の再建など教育・文化の復興を支援する事業<br/>           ・被災地域の早期かつ総合的な復興に資する事業<br/>           ○これらの施策を決定するにあたって、義援金等を運用財産として受け入れる場合には、用途を生活復興の支援に限るかどうか検討する。</p> |       |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

#### 【防災政策課】

| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b><br>○復興基金を用いた施策の内容を検討する。<br>《被災者の生活再建支援》<br>・メンタルヘルスケア施設の設置<br>・被災者住宅再建、購入支援に対する利子補給制度<br>・民間賃貸住宅家賃補助<br>・被災者雇用奨励金 など<br>《地域経済復興支援》<br>・中小企業金融機関災害復興資金等に対する利子補給<br>・事業再開等支援資金利子補給<br>《文化の振興》<br>・文化財修理費助成事業補助 |               |      |               |               |        |             |
|--|---------------|------|---------------|---------------|--------|-------------|
| <b>●留意事項</b><br>○実際の被災状況を書鑑み、基金の活用方法に応じて、基金条例の見直しを検討する。  |               |      |               |               |        |             |
| <b>●関係機関との調整</b>   |               |      |               |               |        |             |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>調整事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高知県南海トラフ地震対策課</td> <td>県下の市町村との基準を調整</td> </tr> <tr> <td>高知市財政課</td> <td>使用用途について、調整</td> </tr> </tbody> </table>                        | 関係機関          | 調整事項 | 高知県南海トラフ地震対策課 | 県下の市町村との基準を調整 | 高知市財政課 | 使用用途について、調整 |
| 関係機関   | 調整事項          |      |               |               |        |             |
| 高知県南海トラフ地震対策課  | 県下の市町村との基準を調整 |      |               |               |        |             |
| 高知市財政課   | 使用用途について、調整   |      |               |               |        |             |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b><br>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(激甚法)<br>大規模災害からの復興に関する法律(復興法)  |               |      |               |               |        |             |

### 3. すまいと暮らしの再建

#### 施策1：緊急の住宅確保

##### (1)一時提供住宅の供給

|       |   |     |             |
|-------|---|-----|-------------|
| 施策コード | 3-1-1                                     | 施策名 | 施策1:緊急の住宅確保 |
| 項目    | (1)一時提供住宅の供給                              |     |             |
| 概要    | 住宅に被害を受けた被災者に対して、市営住宅等を災害時の一時使用住宅として提供する。 |     |             |

##### ●業務項目・手順等

| 内容              | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-----------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                 |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①供給可能な一時提供住宅の確保 | 住宅政策課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 住宅政策課           | ○一時提供住宅として使用できる公的賃貸住宅等の空家状況を把握する<br>・市営住宅の空家のうち一時使用が可能な住宅のリストを作成<br>・県営住宅の空家の一時使用について県と調整<br>・必要に応じ、国家公務員宿舎や県職員住宅等の空家の一時使用を要請 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容         | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|            |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ②入居者の募集・選定 | 住宅政策課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 住宅政策課      | ○一時提供住宅の入居者の選定基準の作成及び募集窓口の設置等を行い、入居者の募集・選定を行う。<br>・入居者の募集方法の決定及び選定基準の作成<br>・募集窓口の設置及び募集の広報<br>・各住宅管理者において入居者の選定及び入居手続き事務を実施 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容             | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|----------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ③一時提供住宅の入居者の管理 | 住宅政策課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 住宅政策課          | ○一時提供住宅の入居者の管理及び相談への対応を行う。<br>・入居者台帳の作成<br>・市営住宅では指定管理者での入居者対応を要請する。<br>・高齢者や障がい者などの要配慮者に対する見守り支援等を検討(健康福祉部等) |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

##### 【住宅政策課】

|   |              |
|---|--------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |              |
| ○市営住宅等の空家状況を把握し、関係機関と空家情報を共有化する。                                      |              |
| ○入居者の選定基準以外に、優先順位を検討する。   |              |
| <b>●留意事項</b>  |              |
| ○一時提供住宅の供給は、被災状況、避難所の状況及び応急仮設住宅(賃貸型応急住宅含む)の供給見通し等を踏まえ、柔軟に対応していく必要がある。 |              |
| ○市営住宅については、被災状況に応じて、一時使用だけでなく、特定入居または被災者向けの公募の実施も検討する。                |              |
| ○一時提供住宅を供給する場合は、応急仮設住宅(建設型応急住宅)とあわせた入居者の募集を検討する。                      |              |
| <b>●関係機関との調整</b>  |              |
| 関係機関  | 調整事項         |
| 高知県土木部住宅課   | 県営住宅の空家の一時使用 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |              |
| 公営住宅法   |              |



## (2) 応急的な住宅の供給計画の検討

|       |   |     |             |
|-------|---|-----|-------------|
| 施策コード | 3-1-2   | 施策名 | 施策1:緊急の住宅確保 |
| 項目    | (2) 応急的な住宅の供給計画の検討  |     |             |
| 概要    | 発災直後において、避難所等での実態調査を勘案しながら応急的な住宅の必要戸数を推計するとともに、建設候補地の調査・確保を行いながら応急仮設住宅の供給計画を検討する。 |     |             |

### ●業務項目・手順等

| 内容               | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
|------------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|
|                  |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |
| ① 応急的な住宅の供給戸数の検討 | 住宅政策課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
| 住宅政策課            | ○ 応急仮設住宅入居希望世帯数の把握<br>・ 避難所担当と連携し、各避難所において避難者名簿を作成する中で、アンケートや聴き取り調査を行い、住宅の被害状況と応急仮設住宅への入居希望世帯数を把握し、必要戸数を推計する。<br>・ 必要戸数の推計は、実際の応募状況や段階的な被災者の意向調査等により、適宜見直しを行う。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |

| 内容                 | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
|--------------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|
|                    |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |
| ② 応急仮設住宅の供給可能戸数の算出 | 住宅政策課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
| 住宅政策課              | 1) 建設候補地の被害状況調査<br>・ あらかじめ建設候補地として確保している公有地や防災協力仮設候補地として登録されている民有地について、ライフライン、道路や交通における被害状況を調査の上、建設の可否及び可能である場合の時期等を把握する。<br>2) 建設候補地となり得る民有地の調査<br>・ あらかじめ把握している建設候補地となり得る民有地情報(農地等)をもとに被害状況などの現地調査を行い、利用可能な土地を把握・選定する。<br>3) 賃貸型応急住宅(民間住宅の借上げ)の供給戸数の把握<br>・ 県と不動産関係団体との協定により提供される物件情報等をもとに賃貸型応急住宅の供給戸数を把握する。<br>4) 応急仮設住宅の供給可能戸数の算出<br>・ 上記1)～3)により応急仮設住宅の供給可能戸数を算出する。地域別、世帯形態別(高齢者・障がい者の有無も含む)の供給可能戸数を把握する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |

| 内容               | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
|------------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|
|                  |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |
| ③ 応急的な住宅の供給計画の策定 | 住宅政策課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
| 住宅政策課            | ○ 「② 応急仮設住宅の供給可能戸数の算出」の1)・2)により、応急的な住宅の供給戸数を決定し、供給計画を策定する。<br>1) 応急仮設住宅及び一時提供住宅の供給戸数の決定<br>・ 応急的な住宅の必要戸数の推計、応急仮設住宅の供給可能戸数及び一時提供住宅として供給可能なストック数を勘案し決定する。<br>・ 応急仮設住宅の建設戸数は、県と調整の上で決定する。<br>2) 応急的な住宅の供給計画の策定<br>・ 応急的な住宅(応急仮設住宅の建設計画／一時提供住宅の供給計画)の供給計画を策定する。<br>・ 応急的な住宅の供給にあたっては、被災者の従前居住地内又は近接した場所となるように努める。また、団地内のコミュニティ・バランスや高齢者・障がい者等の利用に配慮する。<br>・ 供給計画については、計画期間、計画対象地域、応急仮設住宅・一時提供住宅の供給方針及び地域別、世帯形態別(高齢者・障害者の有無を含む)の供給戸数を示す。<br>・ 必要に応じ、応急仮設住宅における集会所等の設置やプレハブ以外の応急仮設住宅の供給を検討する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |



**【住宅政策課】**

|  |                            |
|--|----------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○応急仮設住宅建設候補地となる公有地の掘り起こし</li> <li>○高知市防災協力仮設候補地登録制度による民有地の登録促進</li> <li>○応急仮設住宅の建設候補地となり得る民有地情報の把握及び精査</li> <li>○セーフティネット住宅の登録促進(賃貸型応急住宅となり得るもの)</li> <li>○県が毎年実施している応急仮設住宅の供給に関する訓練への参加</li> </ul>   |                            |
| <b>●留意事項</b>   |                            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○建設候補地が既に別の用途(応援部隊の拠点やガレキ置き場等)で利用されている可能性もあるため、災害対策本部における土地利用に関する調整が必要。</li> <li>○供給計画策定までに時間を要する可能性があるため、計画策定を待たず、応急仮設住宅の建設用地が確保できたものから順次建設の準備を進める。</li> <li>○応急仮設住宅の団地には、集会所だけでなく、高齢者・障がい者等の要配慮者への生活支援やペット対応など、入居者の生活や心身の安定につながる機能も検討していく必要がある。</li> <li>○補修すれば賃貸型応急住宅として活用できる民間賃貸住宅が相当数存在すると考えられるため、必要に応じて補修費用を救助費の対象とするよう県を通して国に要望していく必要がある。</li> </ul> |                            |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                            |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>                |
| 高知県土木部住宅課  | 応急仮設住宅の建設等に関する連絡・調整        |
| JA高知市・JA高知県  | 災害協定に基づく使用可能な農地のあっせんに関すること |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>  |                            |
| 災害救助法<br>高知県応急仮設住宅供給計画<br>高知市防災協力仮設候補地登録事務処理要領<br>災害時応急対策等の協力に関する協定(JA高知市・JA高知県との協定)   |                            |

### (3) 応急仮設住宅の建設

|       |  |     |             |
|-------|--|-----|-------------|
| 施策コード | 3-1-3  | 施策名 | 施策1:緊急の住宅確保 |
| 項目    | (3) 応急仮設住宅の建設  |     |             |
| 概要    | ○ 応急仮設住宅の建設用地を確保するとともに、必要戸数の推計や応急的な住宅の供給計画に基づき、県と役割分担しながら応急仮設住宅を建設する。また、建設後の維持管理体制を構築する。 |     |             |

#### ● 業務項目・手順等

| 内容          | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |
|-------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|
|             |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |
| ① 建設可能用地の確保 | 住宅政策課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |
| 住宅政策課       | 1) 公有地等における建設可能用地の確保<br>・ あらかじめ建設候補地として確保している公有地や防災協力仮設候補地として登録されている民有地について、ライフライン、道路や交通における被害状況を調査の上、建設の可否及び可能である場合の時期等を県へ報告する。建設できない状態の場合は、応急・復旧対策の調整を図る。他の公有地についても利用可能な用地を選定・確保する。<br>2) 民有地における建設候補地の選定<br>・ あらかじめ把握している建設候補地となり得る民有地情報(農地等)をもとに被害状況などの現地調査を行い、利用可能な用地を選定する。選定した民有地について、県へ報告の上、所有者と利用に関する交渉を行い、借地契約を締結する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |

| 内容           | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |
|--------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|
|              |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |
| ② 応急仮設住宅等の建設 | 住宅政策課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |
| 住宅政策課        | 1) 県による応急仮設住宅(プレハブ住宅)の建設<br>・ 応急仮設住宅の必要戸数の推計に基づき、県へ建設要望書を提出する。<br>・ 県は、段階的に市町村からの建設要望を集約の上、建設計画案(建設地、戸数、仕様等)及び発注仕様書を作成し、(一社)プレハブ建築協会へプレハブの応急仮設住宅の建設を発注する。<br>2) 業務委任による応急仮設住宅(木造住宅)の建設<br>・ (一社)全国木造建設事業協会や地元の建築事業者等が建設する木造応急仮設住宅は、県から業務委任を受けて市が建設する。建設の必要性については、応急的な住宅の供給計画において検討する。<br>※この他、県と(一社)日本ムービングハウス協会との協定に基づき、応急仮設住宅としてムービングハウスを供給することも可能。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |

| 内容                | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |
|-------------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|
|                   |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |
| ③ 維持管理体制構築・住環境の改善 | 住宅政策課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |
| 住宅政策課             | ○ 県による応急仮設住宅維持管理センター(仮称)の設置<br>・ 建設した応急仮設住宅の管理主体は市町村への委任となるが、施設管理において専門的で多様な業務があることから、県は、市町村が管理する応急仮設住宅を支援する体制として、応急仮設住宅維持管理センター(仮称)を設置する。<br>・ 入居者からの相談は、市または応急仮設住宅維持管理センターで受付し、瑕疵・修繕への対応及び施設の維持管理(保守点検等)は応急仮設住宅維持管理センターで対応する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |

**【住宅政策課】**

**●事前準備(平時にやるべきこと)**

- 応急仮設住宅建設候補地となる公有地の掘り起こし
- 高知市防災協力仮設候補地登録制度による民有地の登録促進
- 応急仮設住宅の建設候補地となり得る民有地情報の把握及び精査
- 県が毎年実施している応急仮設住宅の供給に関する訓練への参加

**●留意事項**

- 建設候補地が既に別の用途(応援部隊の拠点やガレキ置き場等)で利用されている可能性もあるため、災害対策本部における土地利用に関する調整が必要
- 供給計画策定までに時間を要する可能性があるため、計画策定を待たず、応急仮設住宅の建設用地が確保できたものから順次建設の準備を進める。
- プレハブ住宅以外の応急仮設住宅についても迅速かつ効率的な供給のため、市への業務委任ではなく県発注が望ましい。

**●関係機関との調整**

| 関係機関        | 調整事項                       |
|-------------|----------------------------|
| 高知県土木部住宅課   | 応急仮設住宅の建設等に関する連絡・調整        |
| JA高知市・JA高知県 | 災害協定に基づく使用可能な農地のあっせんに関すること |

**●関連する法令, 計画, 資料等**

- 災害救助法
- 高知県応急仮設住宅供給計画
- 高知市防災協力仮設候補地登録事務処理要領
- 災害時応急対策等の協力に関する協定(JA高知市・JA高知県との協定)

#### (4)入居者の募集・選定と入居後のサポート

|       |  |     |             |
|-------|--|-----|-------------|
| 施策コード | 3-1-4  | 施策名 | 施策1:緊急の住宅確保 |
| 項目    | (4)入居者の募集・選定と入居後のサポート  |     |             |
| 概要    | ○応急的な住宅の入居者の募集・選定を行い、被災者の迅速な入居を促進する。また、入居後の生活支援やコミュニティの維持に係る配慮を行い、被災者の孤立を防ぎ、早期自立を促進する。 |     |             |

##### ●業務項目・手順等

| 内容         | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
|------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|
|            |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |
| ①入居者の募集・選定 | 住宅政策課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
| 住宅政策課      | <p>○建設した応急仮設住宅(建設型応急住宅)及び一時提供住宅に係る入居者の募集・選定を行う。</p> <p>1)入居者の選定基準の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や障がい者等の要配慮者に対する優先入居の基準</li> <li>・従前の居住地や仮設団地のコミュニティ・バランスを考慮した募集方法及び選定基準の検討</li> </ul> <p>2)募集・相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃貸型応急住宅の申込受付を含めた一元的な募集・相談窓口を設置する。</li> </ul> <p>3)入居者の募集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口や避難所での周知及び申込書の配布、広報誌やホームページへの掲載、SNSやマスコミ等を通じた広報、市外・県外に一時避難している被災者への周知</li> </ul> <p>4)入居者の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選定基準に基づき入居者を決定し、入居手続きを行う。</li> </ul> <p>○賃貸型応急住宅の申込受付・審査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災後、県が賃貸型応急住宅に関する実施要領を作成し、内閣府の承認を受ける。また、県内では、被災者が物件を自ら探す方式を基本とすることから、県が協定を締結している不動産団体に物件の情報提供等を行う相談窓口の設置を要請する。</li> <li>・市は、上記2)及び3)において、賃貸型応急住宅に係る制度周知、相談対応、申込受付・審査を行う。審査にあたっては、建設型応急住宅や応急修理との重複申込がないか確認する。</li> <li>・県は、審査結果をもとに入居決定を行い、貸主・借主との三者契約により賃貸借契約を締結する。</li> </ul> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |

| 内容        | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
|-----------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|
|           |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |
| ②入居者の生活支援 | 健康福祉部, 住宅政策課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
| 住宅政策課     | <p>1)入居者台帳の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設型応急住宅及び一時提供住宅の入居者台帳を作成し、県及び応急仮設住宅維持管理センター(仮称)へ情報提供を行う。</li> <li>・賃貸型応急住宅の入居者情報は、申込・審査時に取得し、入居者台帳を整備するが、すべて把握できない場合もあるので、県へ情報提供を求める。</li> </ul> <p>2)入居者の生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急的な住宅の入居者の生活安定及び早期自立を図るため、健康福祉部や市社会福祉協議会等と連携しながら、入居者の見守り支援(安否確認)や相談支援を行うとともに、健康管理・心身のケア・生活指導等の取組を検討・実施する。</li> <li>・建設型応急住宅の規模によっては、団地内コミュニティの形成として、団地自治会の育成を図るとともに、入居者が孤立しないように団地内及び周辺住民との交流等が図られるよう配慮する。</li> </ul>   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
| 健康福祉部     | <p>○応急的な住宅入居者の管理及び相談への対応等を行う。</p> <p>①入居者名簿の作成</p> <p>②入居者の管理・生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理、生活指導等を含め、応急的な住宅入居者に対する以下のような各種福祉サービス等の供給を図る。</li> </ul> <p>○入居者の健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体は、入居者台帳を作成し、入居者の健康状態、必要とする介護の種類・程度を的確に把握するとともに、高齢者等の介護を必要とする入居者に対し、福祉面のケアを行う。</li> </ul> <p>○生活指導員、介護職員、相談員等の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者に対し生活指導、介護等のケアを提供するために生活指導員や介護職員等を派遣する。また、被災者の様々な悩みについて相談に応じたり、様々な情報を提供する相談員等を派遣する。</li> </ul> <p>○応急的な住宅入居者の相談対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急的な住宅入居者の生活再建の相談等に対応するため、巡回相談の実施もしくは仮設相談所の開設を行う。</li> </ul> <p>○自治会等の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な応急的な住宅団地では、団地内の地域社会づくりを進めるために自治会などの育成を図る。</li> </ul> <p>○周辺住民との交流促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急的な住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流等が図られるよう配慮する。具体的には、集会施設等を活用し、周辺住民と団地住民の交流会等を催す。</li> </ul> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |

**【健康福祉部】**

|   |                |
|---|----------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>                                     |                |
| ○各生活支援メニューや支援体制を検討する。<br>○NPO団体等との生活支援に向けた連携をとる。            |                |
| <b>●留意事項</b>  |                |
| ○健康管理や生活指導等については、専門知識が不可欠であり、保健師をはじめとした専門職員が調査を行う体制を整備する。   |                |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>    |
| 社会福祉協議会(県・市)  | ボランティア派遣に関する連携 |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>                                     |                |
| 災害救助法<br>高知県応急仮設住宅供給計画<br>応急仮設住宅(民間賃貸住宅)借上げ事業業務マニュアル(高知県作成) |                |

**【住宅政策課】**

|   |                                   |
|---|-----------------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |                                   |
| ○応急仮設住宅建設候補地となる公有地の掘り起こし<br>○高知市防災協力仮設候補地登録制度による民有地の登録促進<br>○応急仮設住宅の建設候補地となり得る民有地情報の把握及び精査<br>○セーフティネット住宅の登録促進(賃貸型応急住宅となり得るもの)<br>○県が毎年実施している応急仮設住宅の供給に関する訓練への参加<br>○応急仮設住宅入居マニュアル案の作成及び精査  |                                   |
| <b>●留意事項</b>  |                                   |
| ○応急仮設住宅(建設型応急住宅)への入居は、高齢者や障がい者等の要配慮者の優先を基本としながらも、バランスの取れたコミュニティを形成するために、可能な限り従前の居住地や応急仮設住宅団地内のコミュニティ・ミックスを考慮した入居者の選定を行う必要がある。<br>○入居者の孤立や孤独死を防ぎ、生活再建を促進するためには、入居者の実態調査等を実施し、プライバシーの保護に最大限に配慮しながら適切な生活支援を行う必要がある。特に、賃貸型応急住宅については、入居者が地域に散在することになるため、それに配慮した取組が必要である。また、入居者の抱える生活上の問題は多様であることから、ボランティア、NPO団体、民間事業者と連携した支援体制の構築が重要である。 |                                   |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                                   |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>                       |
| 高知県土木部住宅課   | 応急仮設住宅の建設及び入居、賃貸型応急住宅の申込に関する連絡・調整 |
| 高知市社会福祉協議会・福祉関係団体等  | 入居者の生活支援に関すること                    |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>   |                                   |
| 災害救助法<br>高知県応急仮設住宅供給計画<br>応急仮設住宅(民間賃貸住宅)借上げ事業業務マニュアル(高知県作成)   |                                   |

## (5)利用の長期化・解消への措置

|       |   |     |             |
|-------|---|-----|-------------|
| 施策コード | 3-1-5   | 施策名 | 施策1:緊急の住宅確保 |
| 項目    | (5)利用の長期化・解消への措置  |     |             |
| 概要    | ○震災復興や恒久的な住宅の建設・供給の遅れから、応急的な住宅の利用が長期化する場合に必要な措置を実施する。また、恒久的な住宅の早期供給とあわせて、住宅再建意向調査等を踏まえ、入居者が恒久的な住宅に移行できるように支援する。 |     |             |

### ●業務項目・手順等

| 内容           | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
|--------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|
|              |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |
| ①利用長期化への経過措置 | 住宅政策課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
| 住宅政策課        | 1)応急仮設住宅の供与期間の延長<br>・応急仮設住宅(建設型及び賃貸型応急住宅)の供与期間は2年以内であるが、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法」が適用された場合は、1年の範囲内で延長でき、再延長も同様の取り扱いとなることから、震災復興や恒久的な住宅の供給の進捗状況に応じ、延長を検討する。<br>・利用の長期化等により、入居者に緊急やむを得ない事情がある場合は、災害救助事務取扱要領に基づき、応急仮設住宅間での住み替えを認める。<br>2)空き住戸の利用<br>・利用が長期化する中で、空き住戸の増加も見込まれることから、既往の事例(多人数世帯の2室入居、被災住宅の修理時の仮住居等)を参考の上、被災実態に応じて空き住戸の利活用を検討する。<br>3)応急仮設住宅の統廃合<br>・空き住戸の増加や建設用地の返還要請等により、応急仮設住宅の統廃合も想定されるが、住み替えは入居者に精神的・経済的負担を与えるため、必要最小限に留める。統廃合の実施にあたっては、入居者への早期の情報提供、用地返還等のためやむを得ない場合における移転費の補償、災害公営住宅の入居募集における優先枠の設定等の対応を検討する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |

| 内容                      | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
|-------------------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|
|                         |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |
| ②応急的な住宅から恒久的な住宅への住み替え支援 | 住宅政策課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
| 住宅政策課                   | 1)住み替え情報の提供及び相談対応<br>・不動産関係団体等と連携・協力を図りながら、恒久的な住宅の確保に関する相談窓口を設置し、公的賃貸住宅(災害公営住宅含む)及び民間賃貸住宅の募集情報や民間住宅の物件情報等を提供するとともに、被災者の相談対応やサポート等を行う。なお、この際には、応急的な住宅の入居者に対する実態調査や住宅再建意向調査等を踏まえて対応する。<br>2)一時入居から正式入居への転換<br>・市営住宅への一時入居者の中には正式入居を希望するものが出てくると考えられる。高齢者等の場合、住み替えの負担が大きいことから、必要に応じて一時入居から正式入居への転換を検討する。<br>3)その他各種住み替え支援策<br>・「高知市被災者向けセーフティネット住宅家賃低廉化事業」に基づき、災害公営住宅の代替としてセーフティネット住宅(専用住宅)に登録された民間住宅へ住み替えた場合の家賃低廉化補助(最長20年)を実施する。賃貸型応急住宅を同事業に切り替えた場合、住み替えせずに恒久的な住宅の確保が可能となる。<br>・その他、既往の事例を参考に各種支援策を検討する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |

### 【住宅政策課】

#### ●事前準備(平時にやるべきこと)

○不動産業者に対する高知市被災者向けセーフティネット住宅家賃低廉化事業の周知

#### ●留意事項

○応急仮設住宅間の住み替えについては、賃貸型応急住宅から別の賃貸型応急住宅への住み替えも可能だが、1回限りとされている。  
 ○農地を応急仮設住宅用地として使用していた場合、土の入れ替えなど土地の原状復旧が難しい上、土地の返還後も地力回復に一定の時間を要することから、農業補償等の検討が必要となる。

#### ●関係機関との調整

| 関係機関      | 調整事項                          |
|-----------|-------------------------------|
| 高知県土木部住宅課 | 応急仮設住宅の供与期間の延長、統廃合及び撤去等に関する調整 |
| 不動産関係団体   | 恒久的な住宅への住み替えに係る情報提供・相談体制に関する事 |

#### ●関連する法令、計画、資料等

災害救助法  
 高知県応急仮設住宅供給計画  
 高知市被災者向けセーフティネット住宅家賃低廉化事業補助金交付要綱



## 施策2：恒久住宅の供給・再建

### (1)住宅供給に関する基本計画の作成

|       |   |     |                |
|-------|---|-----|----------------|
| 施策コード | 3-2-1   | 施策名 | 施策2:恒久住宅の供給・再建 |
| 項目    | (1)住宅供給に関する基本計画の作成  |     |                |
| 概要    | 応急仮設住宅の早期解消及び被災者の生活再建を図るためには、恒久的な住宅を早期に供給する必要があることから、住宅供給に関する基本計画を作成する。 |     |                |

#### ●業務項目・手順等

| 内容              | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-----------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                 |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①恒久的な住宅の必要戸数の算出 | 住宅政策課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 住宅政策課           | <p>○住宅被害戸数から恒久的な住宅の必要戸数(概算)を算出する。また、住宅被害戸数の詳細把握のための調査により、恒久的な住宅の必要戸数を補正・決定する。</p> <p>①住宅被害戸数の概況把握・報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部等で収集される住宅被害情報や応急危険度判定調査の結果等から、震災直後における住宅被害戸数の概況を把握する。</li> <li>・公営住宅等の被災状況の調査を行う。</li> <li>・市は逐次把握した住宅被害情報を県に報告する。県はそれらを取りまとめ、国に報告する。なお、公営住宅建設の前提となる住宅減失戸数は、災害救助法における応急仮設住宅建設のための住宅被災戸数とは異なる点に留意する。</li> </ul> <p>②被災者等の再建意向の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅再建意向の把握(時期:災害発生から1ヵ月後以降)</li> <li>・住宅確保の見込み(補修、再建、購入、公営住宅入居、民間賃貸住宅入居等)</li> <li>・宅地や再建場所への意向(補修、希望する宅地の面積・位置)</li> <li>・まちづくりへの意向の把握(時期:復興基本構想や基本計画案公表後等)</li> <li>・集団移転や区画整理事業等への意向(移転か、従前場所での再建か等)</li> <li>・市街地整備計画案に対する要望・意見等</li> </ul> <p>③恒久的な住宅の必要戸数(概算)の想定</p> <p>○以上を勘案して、地域別、世帯状況別(高齢者・障害者の有無、世帯収入等)の必要戸数(概算)を想定する。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容                | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                   |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ②恒久的な住宅の供給可能戸数の把握 | 住宅政策課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 住宅政策課             | <p>1)公営住宅の供給による供給可能戸数の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規建設可能用地を把握し、新規建設による供給可能戸数を算出する。</li> <li>・応急仮設住宅の建設可能用地の把握時に、公営住宅の新規建設可能用地も把握する。また、建設可能用地の被害状況等の調査も行う。</li> <li>・既存公営住宅の補修・補強による現状維持戸数、建替えによる供給可能戸数を算出する。</li> </ul> <p>2)民間住宅の供給可能戸数の算出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急的な住宅の供給可能戸数の算出で収集した民間賃貸借上げ等による住宅の情報に基づき、借上げ等による供給可能戸数を算出する。</li> <li>・関係団体等に、民間賃貸住宅の新規建設・建替え及び民間分譲住宅の新規建設による供給可能戸数等を確認する。</li> </ul> <p>3)公社・都市再生機構住宅の新規建設・建替えによる供給可能戸数の算出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公社・都市再生機構の賃貸住宅・分譲住宅の補修・補強、建替え、新規建設による供給可能戸数を算出する。</li> </ul> <p>4)供給可能戸数の算出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以上により、被災地全体の住宅供給可能性を把握する。</li> </ul> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容              | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-----------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                 |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ③恒久的な住宅の供給計画の策定 | 住宅政策課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 住宅政策課           | <p>○恒久的な住宅の必要戸数及び供給可能戸数の検討結果と、住宅被害戸数の詳細把握に基づき、恒久的な住宅の供給計画を策定する。なお、ここで策定する供給方針は、住宅復興に関する基本的な枠組みであり、その達成に向けての具体的な施策は、別途詳細な計画を策定する。</p> <p>①恒久的な住宅の供給戸数の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・恒久的な住宅の必要戸数及び供給可能戸数の検討結果と、引き続き実施される住宅被害戸数の詳細把握に基づき、以下を想定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○都市計画事業との連携による恒久的な住宅の供給計画量</li> <li>○自力で持ち家を再建・修復、購入、民間賃貸住宅に入居する世帯数の想定</li> <li>○災害公営住宅など低家賃の公営住宅の供給計画量</li> </ul> </li> </ul> <p>②公的住宅の供給方針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間賃貸住宅・分譲住宅の供給可能戸数等を踏まえ、公的住宅の供給計画を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○公営住宅(主に災害公営住宅の供給)</li> <li>○その他公的賃貸住宅(地域優良賃貸住宅等)</li> </ul> </li> <li>・それぞれの種類の住宅について、供給方針、地域別・世帯形態別の供給戸数、計画期間等を示す。</li> <li>・公営住宅等の家賃の設定、家賃補助等について検討する。</li> </ul> <p>③民間住宅(補修・再建、分譲、賃貸)への対応方針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地における住宅ニーズを勘案しながら、民間住宅の補修・再建、民間賃貸住宅の新規建設・建替え及び民間分譲住宅の新規建設による供給への動向を踏まえ、民間住宅への対応方針を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○持ち家の補修・再建への支援方針、対象戸数</li> <li>○民間賃貸住宅の補修・再建・新規建設への支援方針、対象戸数</li> <li>○民間分譲住宅の補修・再建・新規建設への支援方針、対象戸数</li> </ul> </li> </ul> <p>④恒久的な住宅の供給計画(住宅の緊急整備計画)の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以上の検討を踏まえ、被災地全体の恒久的な住宅の供給計画(住宅の緊急整備計画)を策定し、公表する。</li> <li>・計画においては、市営住宅(主に災害公営住宅)、その他の公的賃貸住宅、民間住宅(分譲・賃貸)等の供給方針、地域別・世帯形態別の供給戸数、計画期間等を示す。</li> </ul> <p>⑤住宅の緊急整備計画の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地における住宅建設動向、被災者ニーズの継続的把握を踏まえ、適宜、緊急整備計画を見直す。</li> </ul> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

【住宅政策課】

●事前準備(平時にやるべきこと)

- 恒久的な住宅の必要戸数の算出
  - ・震災直後における住宅被害戸数の概要把握方法や公営住宅等の被災状況調査の調査票案の作成。
  - ・公営住宅等の撤去、補修・補強の基準案の作成。
  - ・被災者の再建意思の把握方法、まちづくりへの意向の把握方法の検討。
  - ・恒久的な住宅の必要戸数の算出方法案を作成。
  - ・民間賃貸借上げに可能となる民間住宅の供給可能戸数の算出手法等を確認。
  - ・GIS(地理情報システム)の整備及び活用方法を検討。
- 恒久的な住宅の供給可能戸数の把握
  - ・公営住宅の新規建設可能用地の把握、候補地の選定。
  - ・被災地全体の恒久的な住宅の供給可能戸数の算出方法案を作成。
- その他
  - ・住宅の入居要件の設定にあたり、グループ単位での募集など従前のコミュニティの維持方法、家賃低廉化対策等を検討。

●留意事項

- 恒久的な住宅の必要戸数の検討では、被災者の特性、ニーズやコミュニティへの配慮の観点等に考慮することが必要。
- 公営住宅建設の前提となる住宅減失戸数は、災害救助法における応急仮設住宅のための住宅被災戸数とは異なる点に留意。
- 恒久的な住宅の供給計画の検討では、高齢者の環境が変わらない、住み慣れたところで住み続けるという視点が重要。また、個人の希望を尊重するとともに、集団移転先での敷地の配置や、マンション建替時の住戸の配置などにより、コミュニティの維持に配慮することが重要。
- 持ち家比率の高い地域では、民間賃貸住宅の建設支援や公営住宅の建設等に比べ、自力再建支援策へのニーズが高い。持ち家指向が高い地域では、公営住宅等へ入居した被災者もその後に住宅建設を行い、公営住宅等の空き家が増える例もある。ニーズに適合した施策を実施するために地域の特性等を把握することが必要である。

●関係機関との調整

| 関係機関      | 調整事項            |
|-----------|-----------------|
| 高知県住宅課    | 各種事業支援          |
| 高知県土木部住宅課 | 災害公営住宅の整備に関すること |

●関連する法令、計画、資料等  
公営住宅法  
高知県災害公営住宅整備指針



## (2)公営住宅の供給

|       |   |     |                 |
|-------|---|-----|-----------------|
| 施策コード | 3-2-2   | 施策名 | 施策2: 恒久住宅の供給・再建 |
| 項目    | (2)公営住宅の供給  |     |                 |
| 概要    | 〇応急仮設住宅を解消する段階においても自力で住宅を確保できない世帯に対して、公営住宅等の供給により住宅確保を支援する。 |     |                 |

### ●業務項目・手順等

| 内容          | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|             |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①公営住宅の建替・補修 | 住宅政策課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 住宅政策課       | <p>〇災害により市営住宅・共同施設が滅失又は著しく損傷した場合は、建替え(再建)又は補修の必要性を検討する。</p> <p>①建替え(再建)<br/>           ・建替えは、復興まちづくり計画、住宅供給に関する基本計画及び高知市営住宅再編計画における基本方針や団地毎の整備・管理の方針等を踏まえ、実施の是非を判断する。<br/>           ・現地建替えが基本であるが、津波浸水区域など立地場所の災害リスク等を踏まえ、他の場所での再建も可能。現地建替えの場合は、災害リスクに対する安全対策が必要となる。</p> <p>②補修<br/>           ・既設公営住宅復旧事業は、戸当たり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、一事業主体内での合計額が190万円以上となる災害が対象となる。災害査定は、机上査定等により簡素化される場合もある。激甚法による補助率の嵩上げは、年度末に最終補助率が決定される。</p> <p>・応急復旧に対応できる住宅は、発災後、早期に復旧が可能であるが、津波被害や火災により躯体に大きな損傷がある場合などは大規模な復旧工事が必要となり、長期化が見込まれる。このため、被害状況の全体把握の上、従前入居者の応急仮設住宅における仮住まい期間や復興まちづくり計画の内容を考慮しながら、計画的に復旧工事を進めていく。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容         | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|            |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ②災害公営住宅の供給 | 住宅政策課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 住宅政策課      | <p>1)災害公営住宅の供給<br/>           ・住宅再建意向調査や住宅供給に関する基本計画に基づき、災害公営住宅の供給計画を作成する。供給過剰とならないように実際の応募状況や継続的な意向調査により、必要に応じて計画を見直す。<br/>           ・供給方法は、直接建設方式、買取方式、借上げ方式、UR建設委託方式があるため、用地の確保状況や復興まちづくり計画の内容(面的整備等)を踏まえ、適切な手法を選択し、各手法の長所を活かすことで早期整備を図る。<br/>           ・建設用地は、復興まちづくり計画を勘案し選定し、必要に応じて用地取得を行う(東日本大震災では用地取得費が国庫補助対象)。津波浸水区域に建設する場合は、盛り土等の安全対策を要する。</p> <p>2)セーフティネット住宅(民間住宅)の活用<br/>           ・賃貸型応急住宅や空き家等の既存の民間住宅及び復興期に建設される民間住宅について、セーフティネット住宅への登録を促進し、災害公営住宅の代替として活用する。この場合、「高知市被災者向けセーフティネット住宅家賃低廉化事業」(国庫補助事業)に基づき、家賃低廉化補助(最長20年)を実施する。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容       | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|----------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|          |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ③家賃低減化対策 | 住宅政策課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 住宅政策課    | <p>〇公営住宅の家賃は収入に応じて設定されるため、被災者も支払い可能な範囲の家賃が設定されることとなるが、病気にかかっていることやその他特別の事情がある場合において必要があると認められるときは家賃を減免する(公営住宅法第16条4項)。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容         | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|            |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ④入居者の募集・選定 | 住宅政策課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 住宅政策課      | <p>1)入居者の選定基準の作成<br/>           ・災害公営住宅の入居者の選定基準を作成する。<br/>           ・被災者救済の観点から入居者資格を緩和しようとする場合は、条例において定める(ただし、政令に規定する収入以下)。<br/>           ・被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する場合は、災害発生日から3年間は収入要件が除外される。</p> <p>2)市営住宅の一時入居者の居住継続の意向把握及び正式入居の手続き<br/>           ・一時入居者の正式入居要件等を整理し、正式入居の意向調査を行った上で、入居手続きを進める。</p> <p>3)入居者の募集<br/>           ・広報及びマスコミ等により、募集情報を提供する。</p> <p>4)入居者の選定<br/>           ・選定事務及び入居事務を行う。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容          | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|             |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ⑤その他公的住宅の供給 | 住宅政策課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 住宅政策課       | <p>○応急的な住宅確保や災害公営住宅の建設等では被災者への住宅供給が間に合わないような場合等には、民間住宅等を活用した公的住宅を供給し、入居が促進されるように、以下の対策を検討する。</p> <p>①地域優良賃貸住宅制度の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域優良賃貸住宅制度は、民間事業者等が実施する賃貸住宅の整備等に要する費用の助成や家賃の減額に対する助成を行うことで、居住環境が良好な賃貸住宅の供給を行う制度。災害発生から3年間は、災害により滅失した住宅に居住していた者も入居できることから、必要に応じて制度の活用を検討する。</li> <li>・災害により滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために供給される災害地域優良賃貸住宅については、災害の規模、事業方式(建設・買取/改良)等により、整備等に要する費用への補助率に嵩上げ規定がある。※いずれも入居者資格に収入制限がある。</li> </ul> <p>②従前居住者向け住宅(都市再生住宅等)の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興まちづくり計画による面的整備等に伴い住宅を失うこととなる従前居住者向けの住宅として、住宅市街地総合整備事業による都市再生住宅等があることから、必要に応じて供給(公共又は民間による整備)を検討する。</li> </ul> <p>③サービス付き高齢者向け住宅等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単身高齢者世帯の被災者については、見守りや生活支援の必要性が高いことから、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームの活用及びそのための支援策を検討する。</li> </ul> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

【住宅政策課】

●事前準備(平時にやるべきこと)

- 災害公営住宅入居マニュアル案の検討
- 不動産業者に対する高知市被災者向けセーフティネット住宅家賃低廉化事業の周知

●留意事項

- 激甚災害の場合、既設公営住宅復旧事業や災害公営住宅の整備に関し、補助率の嵩上げ等の優遇措置がある。
- 高知市営住宅再編計画では、災害公営住宅は通常の市営住宅とは別枠で戸数管理を行うものとしている。その結果、市営住宅全体の供給戸数が増加するが、復興が進む中で被災者の需要が減れば、通常の公営住宅へ転用できるため、既存団地の用途廃止や建替え抑制により供給戸数の適正化を図っていく必要がある。
- 災害公営住宅は、単身高齢者世帯の入居ニーズが高くなると想定される。入居者の孤立や孤独死を防ぐため、整備や募集にあたってはコミュニティ・ミックスへの配慮や見守り・生活支援の仕組み等の検討も必要となる。

●関係機関との調整

| 関係機関      | 調整事項            |
|-----------|-----------------|
| 高知県土木部住宅課 | 災害公営住宅の整備に関すること |

●関連する法令、計画、資料等

- 公営住宅法
- 高知県災害公営住宅整備指針
- 高知市営住宅再編計画
- 高知市被災者向けセーフティネット住宅家賃低廉化事業補助金交付要綱

### (3)その他各種対策

|       |               |     |                |
|-------|---------------|-----|----------------|
| 施策コード | 3-2-3         | 施策名 | 施策2:恒久住宅の供給・再建 |
| 項目    | (3)その他各種対策    |     |                |
| 概要    | ○建築確認・監視体制の整備 |     |                |

#### ●業務項目・手順等

| 内容            | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|---------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|               |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①建築確認・監視体制の整備 | 建築指導課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 建築指導課         | ○迅速な建築確認申請の処理、現場審査の実施、違反建築の監視・指導ができる体制を整え、建築物の安全性向上に努める。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

#### 【建築指導課】

##### ●事前準備(平時にやるべきこと)

○防災査察や違反建築防止週間に合わせて、違反建築の防止のための啓発活動などを行い、建築物の安全性向上の必要性を広報していく。

##### ●留意事項

○被災者は苦しい経済状態の中で再建を急ぎ、また、悪質な業者も横行することから、無届けで建設したり、建ぺい率、容積率、構造などの面で違反建築が建てられる可能性が高くなる。これらを監視し、危険な住宅の再生産を防ぐ。

##### ●関係機関との調整

| 関係機関             | 調整事項 |
|------------------|------|
| 高知県建築指導課         | 監視体制 |
| ●関連する法令, 計画, 資料等 |      |
| 建築基準法            |      |

## 施策3：雇用の維持・確保

### (1)雇用状況の調査

|       |   |     |              |
|-------|---|-----|--------------|
| 施策コード | 3-3-1   | 施策名 | 施策3:雇用の維持・確保 |
| 項目    | (1)雇用状況の調査  |     |              |
| 概要    | ○混乱した被災直後において、迅速かつ的確な雇用対策を展開するためには、正確な雇用状況の把握が必要であり、被災直後に、迅速に雇用状況調査を行うとともに、その後も定期的に雇用状況を把握する。 |     |              |

#### ●業務項目・手順等

| 内容      | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|---------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|         |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①雇用状況調査 | 産業政策課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 産業政策課   | 1)主要企業に対して、雇用調整等の有無について電話等によるヒアリングを労働局と連携して実施<br>2)業界団体に対して、雇用調整等の有無についてヒアリング調査を行い、業種ごとの雇用状況の把握を労働局と連携して実施 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容         | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|            |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ②定期的雇用状況調査 | 産業政策課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 産業政策課      | ○アンケート調査を労働局と連携して実施<br>①事業所対象：災害による経営への影響や雇用調整の実施状況<br>②雇用保険求職者給付の対象となる被災離職者：離職理由や就職活動状況<br>③パートや中高年の従業員：必要に応じ、雇用状況についてヒアリングやアンケート調査を実施 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容          | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|             |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ③雇用状況の整理・分析 | 産業政策課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 産業政策課       | ①雇用状況調査及び②定期的雇用状況調により把握した雇用状況を、労働局と連携して業種別や年齢別、雇用形態別に分類し、整理・分析する |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

#### 【産業政策課】

|   |          |
|---|----------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>                                       |          |
| ○雇用状況調査(ヒアリング調査及びアンケート調査)を行う際のサンプリング方法について、事前に検討し、調査方針を定めておく。 |          |
| <b>●留意事項</b>  |          |
| ○国・県・各種業界団体・組合等との連携による効果的な対応の検討                               |          |
| <b>●関係機関との調整</b>  |          |
| 関係機関  | 調整事項     |
| 高知労働局   | 調査対応での連携 |
| 高知商工会議所   | 調査対応での連携 |
| 高知県雇用労働政策課  | 調査対応での連携 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |          |
| 労働基準法<br>障害者雇用促進法   |          |

## (2)雇用の維持

|       |  |     |              |
|-------|--|-----|--------------|
| 施策コード | 3-3-2  | 施策名 | 施策3:雇用の維持・確保 |
| 項目    | (2)雇用の維持   |     |              |
| 概要    | ○雇用維持のための各種制度等を活用し、被災事業所等の雇用の維持を図ることで、従業員の解雇を防ぐ。 |     |              |

### ●業務項目・手順等

| 内容            | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|---------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|               |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①事業者への雇用維持の要請 | 産業政策課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 産業政策課         | ○業界団体等への要請<br>・県及び高知労働局、市内の業界団体や事業所全般に対して、雇用維持に努めるよう要請する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容             | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|----------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ②公的機関での雇用維持の要請 | 産業政策課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 産業政策課          | ○関係機関への周知<br>・関係機関に対して、所管部局を通じて雇用維持を周知する。<br>(あわせて、「③各種事業制度の周知及び活用促進」の趣旨と内容を周知) |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容               | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|------------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                  |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ③各種事業制度の周知及び活用促進 | 広聴広報課、産業政策課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項             | ○事業主への周知<br>・国の「雇用調整助成金制度」等の雇用維持のための各種制度の趣旨と内容を、マスコミ等を通じて事業主へ周知する。業界団体には、雇用維持の要請時に、「雇用調整助成金制度」の趣旨と内容について周知する。<br>・必要な特例措置が確定した段階において、国が作成した支援策を取りまとめたリーフレットを関係機関等の窓口に置いて配布するとともに、マスコミを通じて周知する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 産業政策課            | ○事務処理体制の周知<br>・「雇用調整助成金」の申請を取り扱う窓口や臨時窓口の情報を収集し、マスコミ及び事業所(事業主)等に周知する。   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

**【広聴広報課】**

|   |             |
|---|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |             |
| ○既存の災害時の支援制度についての周知及び理解の促進  |             |
| <b>●留意事項</b>  |             |
| ○本市において事業者の9割以上を占める中小企業事業者には、支援のための制度の趣旨や内容についての知識・理解が不十分であり、申請に繋がらない可能性が高い。併せて、関係機関等の相談窓口等への相談が殺到する可能性が高い。 |             |
| <b>●関係機関との調整</b>  |             |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b> |
| メディア各社  | 周知方法        |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>   |             |
| 雇用調整助成金制度<br>労働保険料未納事業主の徴収延期措置  |             |

**【産業政策課】**

|  |                             |
|--|-----------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                             |
| 1) 事業主支援<br>・安易な解雇を防止し、事業主の雇用維持に向けた決断を促進させるための、支援方策について周知。<br>・中小企業の事業者には、雇用調整助成金制度の趣旨や内容についての知識や理解が不十分で窓口等に制度の内容に関する相談が殺到する可能性がある。このような事態を防ぐためにも事業者に対する支援策を周知       |                             |
| <b>●留意事項</b>   |                             |
| ○安易な解雇を防止し、事業主の雇用維持の促進のため、支援方策の周知徹底が重要。<br>○公共職業安定所に設置した特別相談窓口等への制度内容についての相談が殺到する可能性があるため、迅速に支援策を周知<br>○雇用確保の観点から、事業主に対し、雇用調整助成金制度等の雇用維持支援策を迅速に決定し、雇用を維持するよう迅速に要請する。 |                             |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                             |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>                 |
| 高知労働局  | 雇用の維持に関する要請や各種制度の周知のための連携方法 |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>  |                             |
| 雇用調整助成金制度<br>労働保険料未納事業主の徴収延期措置   |                             |

### (3)離職者の生活・再就職支援

|       |  |     |              |
|-------|--|-----|--------------|
| 施策コード | 3-3-3  | 施策名 | 施策3:雇用の維持・確保 |
| 項目    | (3)離職者の生活・再就職支援  |     |              |
| 概要    | ○就労の場を失い生活に困窮している被災者に対し、生活の安定化のための経済的支援。<br>○就労の場を失ったものに対し、再就職あっ旋などの支援についての周知。 |     |              |

#### ●業務項目・手順等

| 内容              | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|                 |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ①雇用保険制度の活用促進と周知 | 広聴広報課, 産業政策課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 共通事項            | ○被災直後から、雇用保険制度の趣旨と内容等について、マスコミ等を通じて被災離職者へ周知するとともに、高知市無料職業紹介所等においても制度の主旨と内容等について周知徹底を図る。<br>○事業所への支援策を含め、必要な特例措置が確定した段階において、支援策を取りまとめたリーフレット等を作成、掲示・配布するとともに、マスコミを通じて周知する。<br>○庁内においても制度の共有を行い、各窓口で対象者に対し制度の周知を行う。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

| 内容       | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|          |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ②求人動向の把握 | 産業政策課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 産業政策課    | 1)求人情報の把握<br>・公共職業安定所及び業界団体等との密接な連携により、事業所の求人情報を総合的に把握する。<br>2)求人傾向の分析<br>・求人情報の把握及び雇用状況調査の結果等をもとに、業種別・年齢別等の求人傾向を定期的に整理・分析する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

| 内容       | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|          |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ③求職動向の把握 | 産業政策課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 産業政策課    | 1)求職状況の把握<br>・公共職業安定所、各種相談所を通じ、被災離職者の求職状況を総合的に把握する。<br>2)求職傾向の分析<br>・高知労働局で実施される予定の、被災離職者の求職状況の把握及び雇用状況調査の結果をもとに、業種別及び職種別の求職傾向を定期的に整理・分析する。<br>3)求職者ニーズの把握<br>・きめ細かな職業紹介業務を行うために、高知市無料職業紹介所において求職者のニーズを把握する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

| 内容    | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|       |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ④求人拡大 | 産業政策課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 産業政策課 | 1)民間企業における求人開拓<br>・事業所に対し、被災離職者の雇用を要請する広報を行う。<br>・中高年層等、特に再就職が厳しい者については、重点的に雇用の開発を行う。<br>2)公共団体等における求人確保<br>・雇用機会の確保を率先して図るため、本市における会計年度任用職員の採用等を促すと同時に、関係団体に対しても、臨時職員の採用等を要請する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

| 内容      | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|         |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑤職業のあっ旋 | 産業政策課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 産業政策課   | 1)高知市無料職業紹介所におけるあっ旋<br>・求人情報の把握及び雇用状況調査等により収集した求人情報をもとに、被災離職者に対する速やかな職業のあっ旋を行う。<br>2)再就職のあっ旋<br>・被災求職者等の早期再就職の促進を図るために、合同就職面接会等を開催する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

**【広聴広報課】**

|  |             |
|--|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>                              |             |
| ○既存の災害時の支援制度についての周知及び理解の促進                           |             |
| <b>●留意事項</b>   |             |
| ○雇用保険求職者給付の離職票の受け付けは激甚法指定から30日以内であるため、迅速な制度内容の周知が必要。 |             |
| <b>●関係機関との調整</b>                                     |             |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b> |
| メディア各社   | 各種制度の周知     |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>                              |             |
| 雇用保険   |             |

**【産業政策課】**

|   |                              |
|---|------------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |                              |
| ○復興期には雇用保険制度等の施策について知識が乏しい離職者が多数発生すると考えられる。従って、離職者に対して離職者支援制度の迅速かつ的確に周知することが必要であり、そのための体制等についてあらかじめ検討し整備しておく。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者への要請や周知を行う際のマスコミへの情報提供の方法等についての事前検討</li> <li>・臨時受付窓口の開設及び事務処理職員の確保の方法等についての事前検討</li> <li>・一時疎開者に対する再就職支援情報の提供方法の事前検討</li> </ul> |                              |
| <b>●留意事項</b>  |                              |
| ○職業あっ旋では、求職情報と求職者情報を十分収集・分析し、それぞれに大ききずれが生じないように職業のあっ旋及び職業訓練を実施することが重要である。   |                              |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                              |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>                  |
| 高知労働局   | 各種制度の周知, 求人の開拓, 職業あっ旋等について連携 |
| 公共職業安定所   | 各種制度の周知, 求人の開拓, 職業あっ旋等について連携 |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>   |                              |
| 雇用保険  |                              |



## 施策4：被災者への経済的支援

### (1)給付金等

|       |                                       |     |                |
|-------|---------------------------------------|-----|----------------|
| 施策コード | 3-4-1                                 | 施策名 | 施策4:被災者への経済的支援 |
| 項目    | (1)給付金等                               |     |                |
| 概要    | ○災害により被害を受けた場合の支援策として、災害援護資金の貸付を行うもの。 |     |                |

#### ●業務項目・手順等

| 内容                 | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|--------------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                    |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給 | 健康福祉総務課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 健康福祉総務課            | <p>○災害により世帯主が死亡するなど経済基盤を失った被災者に対して、災害弔慰金を支給する。また、被災により障害が発生した被災者に対して、災害障害見舞金を支給する。</p> <p>①災害弔慰金の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害による死亡者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。</li> <li>・災害弔慰金の支給方法の決定<br/>→災害弔慰金の支給方法については、支給対象者数やその時点での状況に応じ、決定する。</li> <li>・災害弔慰金の支給対象者の把握及び支給方法等の周知<br/>→被害状況調査等を基に災害弔慰金の支給対象者を把握する。また、災害弔慰金の支給方法や罹災証明書の取得方法等を被災者に周知するとともに、必要に応じ災害弔慰金に関する相談窓口等を開設する。</li> <li>・重複支給・支給漏れの防止<br/>→災害弔慰金は基本的に死亡者の住居の本拠(実際に住居を構え生活していた場所)があった市町村が支給するが、住民票が別の市町村におかれていた場合には、重複支給を行うおそれや逆に支給漏れが生じるおそれがある。従って、これらを防ぐためには、他地方公共団体に対し、死亡者及び遺族の把握や災害弔慰金等の支給の報告を依頼する。</li> <li>・災害弔慰金給付審査委員会の設置<br/>→災害に起因しない病死者等の遺族が災害弔慰金の支給を申し立てることが想定される。このような申し立てに対応するために、死因と災害との因果関係を調査し判定を行う委員会を設置する(ここでは「災害弔慰金給付審査委員会」とする)。また、判定の際には、災害との因果関係や遺族の特定などで専門的な医学や法律の知識が必要となるため、医師、弁護士等を委員とすることが望ましい。</li> </ul> <p>②災害障害見舞金の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。(手順は弔慰金に準じる。)</li> <li>・災害による負傷の症状が固定したときの障害状況に基づき支給されることから、災害後一定期間を経過した時点で支給事務が開始される。</li> <li>・災害関連死の認定基準は設けられておらず、判断は市町村にゆだねられているため、審査会の設置を条例に定めるよう検討する。</li> </ul> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容          | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|             |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ②生活再建用資金の貸付 | 健康福祉総務課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 健康福祉総務課     | ○災害援護資金(災害弔慰金法)の貸付<br>・「災害弔慰金の支給等に関する法律」に従い、災害によって被害を受けた低所得者に対して、災害援護資金の貸付を行う。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容                       | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|--------------------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                          |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ③被災者生活再建支援制度(被災者生活再建支援法) | 健康福祉総務課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 健康福祉総務課                  | <p>○災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給するもの。</p> <p>○実施主体は都道府県である。ただし、全ての都道府県は、議会の議決により支給事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している。</p> <p>○支援金の支給<br/>対象世帯と支給限度額:制度の対象となる自然災害により</p> <p>①住宅が「全壊」した世帯<br/>②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯<br/>③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯<br/>④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)の世帯に対して支給。支給額は、基礎支援金、加算支援金の合計額となる。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

**【健康福祉総務課】**

|  |                 |
|--|-----------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                 |
| <p>○災害弔慰金等の円滑な支給のため、被災者の状況等についての情報の共有化及び連絡・連携体制に関する近隣自治体間での事前協議。</p> <p>○支給対象者となる者の把握方法と調査内容を検討する。</p> <p>○迅速な支給が行えるように、想定される被害状況に対して適切な支給方法を検討しておく。</p> <p>○災害発生時の広報について検討する。</p> <p>○災害援護資金については、連帯保証人の必置義務は撤廃されているため、引き続き、条例で連帯保証人を必置とするかを検討する。</p> |                 |
| <b>●留意事項</b>   |                 |
| <p>○災害弔慰金の重複支給や支給もれを防ぐため、他の自治体との連絡を緊密にする。</p> <p>○返済能力が低い被災者等は、活用が困難な場合があるため、他の経済的支援措置を検討する。</p>   |                 |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                 |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>     |
| 高知県地域福祉政策課   | 支援金の支給に関する連携    |
| 金融機関   | 貸付制度に関する説明と協力要請 |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>  |                 |
| <p>災害弔慰金法</p> <p>被災者生活再建支援法</p>  |                 |

## (2)各種減免猶予等

|       |  |     |                |
|-------|--|-----|----------------|
| 施策コード | 3-4-2  | 施策名 | 施策4:被災者への経済的支援 |
| 項目    | (2)各種減免猶予等   |     |                |
| 概要    | ○災害により被害を受けた被災者に対しては必要に応じて地方税や公共料金等について、減免や徴収猶予などの措置を行う。 |     |                |

### ●業務項目・手順等

| 内容            | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|---------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|               |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①税の減免等        | 税務管理課, 市民税課, 資産税課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項          | 1)申告・納付の期限の延長<br>・期限の延長の告示<br>条例に基づき期限の延長の公示。国等の情報確認。<br>2)広報・周知<br>・期限の延長及び減免・徴収猶予等について広報周知 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 市民税課,<br>資産税課 | ○税の減免<br>①減免のスケジュール作成<br>・規模により受付窓口を開設する地域と期間を設定<br>②減免の申請受付・処理                              |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 税務管理課         | ○税の減免<br>・減免に関する条例の制定<br>○税の徴収猶予<br>①徴収猶予や納付相談の受付・処理<br>・国・県・他の被災市町村との情報共有。<br>②猶予期限後の督促・催告  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容                     | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|------------------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                        |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ②公共料金の減免等              | 清掃工場, 上下水道局お客さまサービス課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 清掃工場                   | ○市は、災害により被害を受けた被災者に対して、必要に応じ、清掃工場への持ち込みによる災害廃棄物の廃棄物処理手数料を軽減・免除する。<br>○ライフライン事業者等による各種料金の減免等も実施されるため、市はそれらの実施に必要な情報提供などに協力する。   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 上下水道局お<br>客さまサービス<br>課 | 1)水道料金及び下水道使用料の減免等<br>①減免等の決定<br>・被害状況や応急・復旧活動の状況を見定めつつ、高知市水道事業業務継続計画(大規模地震・津波対策編)5.5料金お客さまセンターの業務継続(4)災害時の減免等に従い、減免等を決定する。<br>②減免等の実施<br>・減免等が決定したら速やかに被災者に周知し、料金徴収等包括委託業者と連携して業務の実施にあたる。<br>2)上下水道に関する個人負担への支援措置<br>①支援措置の検討<br>・被害状況や応急・復旧活動の状況を見定めつつ、上下水道に関する個人負担(給水装置や排水設備の修繕費等への貸付等)への支援措置を検討する。<br>②支援措置の実施<br>・支援措置が決定したら速やかに被災者に周知し、業務の実施にあたる。<br>3)高知広域都市計画下水道事業受益者負担金の徴収猶予等<br>①徴収猶予等の決定<br>・被害状況や応急・復旧活動の状況を見定めつつ、高知広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び同条例施行規程に基づき、徴収猶予等を決定する。<br>②徴収猶予等の実施<br>・徴収猶予等が決定したら速やかに被災者に周知し、業務の実施にあたる。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容           | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|--------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|              |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ③保険料の減免、徴収猶予 | 介護保険課, 保険医療課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項         | 1)国等の情報確認<br>・国や県から通知や情報を確認する。<br>2)保険料の減免及び納期限の延長の条例制定に向けた関係各課との協議<br>・関係各課と協議し, 条例制定に向けた協議を行う。<br>3)条例制定・公布<br>・減免及び納期限延長の条例の制定・公布並びにその広報周知を行う。<br>4)申請受理・審査・決定<br>・制定された条例に基づき, 事務処理を行う。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容          | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|             |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ④国保・一部負担金減免 | 保険医療課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 保険医療課       | ○高知市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予の実施に関する取扱要綱等に基づき申請受理, 審査・決定を行う。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容                            | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------------------------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                               |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ⑤後期高齢者医療保険・保険料、一部負担金の減免、徴収猶予等 | 保険医療課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 保険医療課                         | 1)国・県・高知県後期高齢者広域連合等からの情報収集<br>①国・県・高知県後期高齢者広域連合等からの通知や情報を確認する。<br>2)減免猶予等の制度について広報<br>①減免等について広報誌に掲載する。<br>②罹災証明書を交付する際に, 減免等の制度について案内する。<br>3)申請書の受理・高知県後期高齢者広域連合へ送致<br>①申請に不備がないか確認する。<br>②受け付けた申請書を, 高知県後期高齢者広域連合に早急に送致する。<br>4)決定した内容を被保険者に通知<br>①高知県後期高齢者広域連合が決定した内容を, 速やかに申請者に通知する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容       | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|----------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|          |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ⑥保育料の減免等 | 保育幼稚園課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 保育幼稚園課   | ○災害により被害を受けた被災者(保護者)に対して, 必要に応じ, 保育料の減免や納付期限の延長を行う。<br>・被災者からの減免申請により速やかに審査・決定を行う。<br>・納付期限延長についての相談に対応する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容                   | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|----------------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                      |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ⑦奨学資金貸付金返還金の徴収猶予について | 青少年・事務管理課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 青少年・事務管理課            | 1)猶予についての広報<br>・災害被災による返還猶予について高知市ホームページ等で広報する。<br>2)猶予申請の受付<br>・奨学生からの猶予申請を受付, 審査, 猶予の実施。猶予期間は1年とし, 必要な状況が継続している場合は1年ごとに更新し, 最大5年間猶予する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

**【税務管理課・市民税課・資産税課】**

|   |                |
|---|----------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |                |
| ○徴収猶予、減免、納期限の延長等納税緩和措置にかかる受付<br>・申請受付での手続きやルール、人員体制を定めておくなど、事前に受付体制を検討する。<br>・被災者からの問合せが殺到することが想定されるため、事前に広報などの周知方法について検討する。                                    |                |
| <b>●留意事項</b>  |                |
| ○国が、地域及び期日を指定して画一的に期限の延長を行う場合には、地方公共団体はその国税にかかる期限の延長の措置に準じて画一的に期限を延長することが適当。<br>○国が、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予徴収猶予等に関する法律等に基づき国税の減免等を行う場合には、地方公共団体は被災者に対して広報等を行う必要がある。 |                |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>    |
| 国   | 期限の延長等の情報の把握   |
| 県・他の被災市町村   | 減免等の措置について情報共有 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |                |
| 期限の延長⇒地方税法第20条の5の2、高知市税条例第18条の2、自治税企第12号自治事務次官通知<br>減免⇒高知市税条例第51条(市民税)・第71条(固定資産税)・第89条(軽自動車税種別割)・第139条の3(特別土地保有税)・第152条(事業所税)<br>徴収猶予等⇒地方税法第15条、高知市税条例第9条      |                |

**【介護保険課】**

|  |                      |
|--|----------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                      |
| ○徴収猶予、減免、納期限の延長等納税緩和措置にかかる受付<br>・申請受付での手続きやルール、人員体制を定めておくなど、事前に受付体制を検討する。<br>・被災者からの問合せが殺到することが想定されるため、事前に広報などの周知方法について検討する。 |                      |
| <b>●留意事項</b>   |                      |
| ○国の動きに応じた対応が必要だが、納期限が近い場合には、条例を用いた個別の徴収猶予申請ではなく、一律に納期限の延長を行う条例を制定する必要がある。  |                      |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                      |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>          |
| 国  | 減免や納期限の延長等の情報の把握     |
| 県・他の被災市町村  | 減免や納期限延長等の措置について情報共有 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |                      |
| 介護保険法第142条   |                      |

**【保険医療課】**

|   |                      |
|---|----------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |                      |
| ○徴収猶予、減免、納期限の延長等納税緩和措置にかかる受付<br>・申請受付での手続きやルール、人員体制を定めておくなど、事前に受付体制を検討する。<br>・被災者からの問合せが殺到することが想定されるため、事前に広報などの周知方法について検討する。                                  |                      |
| <b>●留意事項</b>  |                      |
| ○国の動きに応じた対応が必要だが、納期限が近い場合には、条例を用いた個別の徴収猶予申請ではなく、一律に納期限の延長を行う条例を早期に制定する必要がある。<br>○国保や介護保険など、他の保険制度の減免等についても必要な情報を収集し、高知県後期高齢者広域連合に情報を提供し、必要な支援を抜き取りなくできるようにする。 |                      |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                      |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>          |
| 国   | 減免や納期限の延長等の情報の把握     |
| 県・他の被災市町村   | 減免や納期限延長等の措置について情報共有 |
| 医療機関等   | 一部負担金減免等の実施に関する情報提供  |
| 高知県後期高齢者医療広域連合  | 申請受付、減免等決定についての情報連携  |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |                      |
| 国民健康保険法第77条<br>国民健康保険法第44条第1項、高知市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予の実施に関する取扱要綱<br>高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例  |                      |

**【保育幼稚園課】**

|  |                               |
|--|-------------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                               |
| ○徴収猶予、減免、納期限の延長等納税緩和措置にかかる受付<br>・申請受付での手続きやルール、人員体制を定めておくなど、事前に受付体制を検討する。<br>・被災者からの問合せが殺到することが想定されるため、事前に広報などの周知方法について検討する。 |                               |
| <b>●留意事項</b>   |                               |
| ○減免や納付期限の延長については、高知市保育料減免基準及び他の被災者や保護者との公平性に考慮し決定する必要がある。  |                               |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                               |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>                   |
| 税務管理課、保険医療課等   | 減免基準に上乗せする場合などに各課で足並みを揃える必要あり |
| 教育政策課  | 給食費の免除について(かがみ幼稚園)            |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |                               |
| 高知市保育の実施に関する条例及び施行規則<br>高知市保育料減免基準<br>高知市立幼稚園保育料徴収条例   |                               |

**【清掃工場】**

|  |  |
|--|--|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |  |
| ○災害時のごみの処理について、広報等で市民に周知を行う。減免期間、減免対象となる地域の確認及び通常通り減免申請書を使用するののか等のルール作りを事前に行う。ごみ処理手数料減免による歳入減について財政課と協議する。 |  |
| <b>●留意事項</b>   |  |
| ○発災直後～1年間程度は、個別の災害廃棄物等を清掃工場で受け入れることは困難と思われる。   |  |
| <b>●関係機関との調整</b>   |  |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>                                |
| 上下水道局  | ライフライン事業者間で、減免期間や減免対象地域等の情報を共有し、画一的な対応を図る。 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |  |
| 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例<br>高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則   |  |

**【上下水道局お客さまサービス課】**

|  |  |
|--|--|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |  |
| ○災害等により使用料の減免等を実施した他市の情報を参考事例として収集する。<br>○災害等により上下水道に関する個人負担への支援措置を実施した他市の情報を参考事例として収集する。<br>○災害等により下水道事業受益者負担金の徴収猶予等を実施した他市の情報を参考事例として収集する。   |  |
| <b>●留意事項</b>   |  |
| ○被災していない一般住民等との公平性の観点から、減免期間や金額等の決定には一定の配慮が必要である。<br>○被災していない一般住民等との公平性の観点から、支援内容等の決定には一定の配慮が必要である。  |  |
| <b>●関係機関との調整</b>   |  |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>                              |
| 料金徴収等包括委託業者  | 業務実施における連携                               |
| 環境保全課・東部環境センター   | 公平性を考慮した汚水処理施設(公共下水道・浄化槽・汲み取り)ごとの支援内容の調整 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |  |
| 高知市給水条例<br>高知市下水道条例、高知市下水道条例施行規程、高知市団地下水道条例、高知市団地下水道条例施行規程<br>高知市農業集落排水処理施設条例、高知市農業集落排水処理施設条例施行規則<br>高知市水道事業業務継続計画(大規模地震・津波対策編)<br>水道法<br>下水道法<br>水質汚濁防止法<br>浄化槽法<br>高知広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例、高知広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程 |  |

**【青少年・事務管理課】**

|   |             |
|---|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>                       |             |
| ○猶予の根拠となる添付文書等をあらかじめ想定し、高知市ホームページ用の文案を作成しておく。 |             |
| <b>●留意事項</b>                                  |             |
| ○猶予ができる返還金は期日未到来分のみ。                          |             |
| <b>●関係機関との調整</b>                              |             |
| <b>関係機関</b>                                   | <b>調整事項</b> |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>                         |             |
| 高知市大学等奨学資金貸付規則 第20条<br>高知市大学等奨学資金事務取扱要領       |             |



### (3)義援金

|       |  |     |                |
|-------|--|-----|----------------|
| 施策コード | 3-4-3  | 施策名 | 施策4:被災者への経済的支援 |
| 項目    | (3)義援金   |     |                |
| 概要    | ○義援金の募集を決定し、義援金を現金又は金融機関に開設した義援金受付口座において受付を行い、設置した高知市災害義援金配分委員会により決定した方法により、義援金申請者に迅速かつ適切に義援金の交付を行うもの。 |     |                |

#### ●業務項目・手順等

| 内容      | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |
|---------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
|         |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 |
| ①義援金の受付 | 出納課   |     |     |     |     |     |    |    |    |
| 出納課     | 1)義援金募集の決定<br>・災害発生から2日程度で、市長又は市災害対策本部において決定する。<br>2)義援金口座の開設<br>・義援金口座(四国銀行高知市役所支店、高知銀行、ゆうちょ銀行に各1口座)及び管理用口座(四国銀行高知市役所支店)を開設し、義援金口座にかかる振込手数料の無料扱いを各金融機関に依頼。<br>3)義援金の募集<br>①受付期間、方法等を本市のホームページ等で対外的に周知する。<br>・窓口における現金領収、現金書留での送金の取扱いは出納課で行い、受領書を発行し義援金口座へ入金。<br>・各義援金口座は定期的に記帳し出納簿で各金融機関別に管理する。<br>②県からの配分については、管理用口座(四国銀行高知市役所支店)に直接入金してもらう。<br>③確認事項<br>・税法上の優遇措置について、高知税務署に確認する。<br>○今回の災害に対する義援金は、寄附金控除等として取り扱われるかの確認を行う。<br>・所得税法第78条第2項第3号の規定に基づく寄附金控除<br>・法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく損金<br>○確定申告時必要な「義援金等を支出したことが確認できる書類」 |     |     |     |     |     |    |    |    |

| 内容           | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |
|--------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
|              |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 |
| ②義援金配分委員会の設置 | 出納課   |     |     |     |     |     |    |    |    |
| 出納課          | ○高知市災害義援金配分委員会設置要綱に基づき、配分委員会を設置する。<br>①配分委員会の庶務は、出納課<br>②委員・総務部長、防災対策部長、財務部長、市民協働部長、健康福祉部長、こども未来部長、教育長、会計管理者<br>【注意事項】委員会のメンバーに外部委員(社会福祉協議会、日赤、民生委員協議会等)を入れる場合は、執行機関の附属機関とみなされ条例により設置する必要があるため事務手続に留意が必要。(地方自治法第138条の4第3項、第202条の3第1項) |     |     |     |     |     |    |    |    |

| 内容                      | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |
|-------------------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
|                         |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 |
| ③義援金の配分対象・基準・方法等の協議及び決定 | 出納課  |     |     |     |     |     |    |    |    |
| 出納課                     | 1)設置した高知市災害義援金配分委員会において、義援金の配分対象、配分基準、方法を協議し、その協議結果に基づき、市長が決定する。<br>2)注意事項<br>・県から義援金の配分がある場合<br>○県は被害状況を点数化して配分額を決定しており、市はこれに上乗せして配分する。大規模災害の際は、必ず県からの配分があるためその後に市は決定する。<br>・県から義援金の配分がない場合<br>○市独自に被害状況を点数化して配分額を決定する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |

| 内容         | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|            |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ④義援金の配分・交付 | 出納課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 出納課        | <p>○市で募集した義援金の第1次配分は迅速に行い、申請書等の提出により現金支給のほか口座振込により交付する。</p> <p>①財務会計システムが稼働している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開設した口座に振り込まれた義援金を歳入歳出外現金(52-71義援金)で会計管理者口座(30014)に入金</li> <li>・財務会計システムを通じて、義援金申請者の口座に振り込む</li> </ul> <p>②財務会計システムが稼働していない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開設した口座に振り込まれた義援金を手書きの支出命令で義援金申請者の口座に振り込む</li> </ul> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容        | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-----------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|           |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ⑤義援金の交付申請 | 出納課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 出納課       | ○「義援金配分要綱」を制定し、配分対象者へ周知、申請書等の提出により義援金の申請を行ってもらう。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容              | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-----------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                 |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ⑥配分計画及び配分項目の再検討 | 出納課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 出納課             | ○被害が長期化する場合は、被災者等のニーズを十分に把握し、それに対応した配分項目を検討する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容                    | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-----------------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                       |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ⑦義援金処理にかかる監査及び支給状況の公表 | 出納課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 出納課                   | ○被災者等に対し、義援金が適正かつ公平に配分されたことを示すために、義援金の処理にかかる監査を行うとともに支給状況について公表する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

**【出納課】**

|  |                  |
|--|------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                  |
| <p>1)「災害時における義援金取扱マニュアル(平成29年12月5日作成)」、「高知市災害義援金配分委員会設置要綱(平成26年8月1日作成)」の見直し</p> <p>2)義援金配分要綱の基礎資料の収集</p> <p>3)被災者の把握、罹災証明書発行、義援金配分等を行う被災者支援システムの整備</p> <p>4)適切な配分ルールの検討(被災地全体で統一したものではない)</p>  |                  |
| <b>●留意事項</b>   |                  |
| <p>1)義援金の管理:市で募集が決定された場合、速やかに受け入れ事務を開始し、本市の収入とは区別して管理する。</p> <p>2)義援金の配分:被災地全体に適正かつ公平な被害認定を行い、迅速に配分を行う。(被災地全体で統一のものではない)</p> <p>3)重複支払いの防止:被害が長期化した場合、支給される被災者が重複しないよう支給状況等の確認、支給者が多数に上る場合はデータベース化し、手作業によるミスを減らす。</p> <p>4)義援金募集のPR:災害が長期化した場合、国民の関心が復興から遠のくことがないよう募集の周知を行う。</p> <p>5)「災害時における義援金取扱マニュアル(出納課作成)」に定めのない事項については、会計管理者がその都度決定するものとする。</p> |                  |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                  |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>      |
| 高知県会計管理課、地域福祉政策課   | 義援金の受付、配分等に関すること |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |                  |
| <p>災害時における義援金取扱マニュアル(平成29年12月5日)</p> <p>業務②:高知市災害義援金配分委員会設置要綱、地方自治法第138条の4第3項、第202条の3第1項</p> <p>業務④:災害報告取扱要領(昭和45年4月10日消防防第246号消防庁長官)</p>  |                  |



## 施策5：公的サービス等の回復

### (1)公共施設の復旧

|       |   |     |                 |
|-------|---|-----|-----------------|
| 施策コード | 3-5-1   | 施策名 | 施策5: 公的サービス等の回復 |
| 項目    | (1)公共施設の復旧  |     |                 |
| 概要    | 〇地方公共団体の各種証明などの事務・医療・保健・福祉・教育等の公的なサービスは、生活者にとって重要な機能である。災害によって、長期間停滞したり、回復が遅れることのないように関連公共施設の早期復旧やその機能維持のための方策に努める。 |     |                 |

#### 【施設所管課】

地域活性推進課、文化振興課、民権・文化財課、総務課、地域防災推進課、地域コミュニティ推進課、スポーツ振興課、人権同和・男女共同参画課、畜場、介護保険課、地域保健課、生活食品課、障がい福祉課、高齢者支援課、保育幼稚園課、新エネルギー・環境政策課、環境施設対策課、環境保全課、環境業務課、清掃工場、東部環境センター、観光企画課、観光魅力創造課、公営事業課、農林水産課、鏡地域振興課、土佐山地域振興課、春野地域振興課、耕地課、市場課、都市建設総務課、市街地整備課、住宅政策課、公共建築課、みどり課、出納課、上下水道局総務課、上下水道局お客さまサービス課、消防局総務課、学校教育課(鏡幼稚園)、学校環境整備課、青少年・事務管理課、人権・子ども支援課、図書館・科学館課、高知商業高等学校

#### ●業務項目・手順等

| 内容           | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|              |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ①施設等の被災状況の把握 | 施設所管課等  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 共通事項         | 〇公的サービスに関わる機関、所管施設の被災状況、被災者状況を迅速に把握し、機能回復に向けての再建築のあり方(施設の早期復旧・拡充、代替施設の確保等)を決定する。<br>〇各機関・施設の再開状況に関する情報を収集し、住民等に情報提供する。  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| スポーツ振興課      | 〇市が管理するスポーツ施設について、被害状況調査を行う。<br>〇指定管理施設(総合運動場含む5場)は指定管理者に連絡し、被害状況の報告を受ける。<br>〇被災前から避難所等の防災拠点として位置づけられていた施設の使用状況等を把握する。  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 新エネルギー・環境政策課 | 〇「高知市災害廃棄物処理計画Ver.2」において、災害廃棄物を迅速かつ確に処理するためには、廃棄物処理施設の被害状況等の情報を基に対応方針を検討していく必要があるとしており、各担当からの情報は、企画担当が集約・解析した上で、統括担当(廃対本部)へ報告を行う。<br>〇発災後は、県を通じて、国から廃棄物処理施設の被害状況等の報告が求められるため、総務担当は所定の様式により報告を行うとともに、災害廃棄物処理に関する支援体制の見通しや、他市町村の被害状況等の情報収集に努める。<br>〇国庫補助事業の活用可否等については、災害廃棄物処理の対応方針の決定に影響するため、発災当初から国・県の担当者と緊密な情報交換を行う。環境省が所管する災害関連の補助事業は、「災害等廃棄物処理事業」及び「廃棄物処理施設災害復旧事業」の2種類があり、詳細な事務手続き等については、環境省が作成した「災害関係業務事務処理マニュアル」に記載されている。<br>〇災害関連の補助事業は、その性質上、災害対応を行った後に、又は災害対応を行いながら国の災害査定を受けることとなるため、発災当初から国庫補助金の申請を見据えて、補助事業の採択要件を確認できる気象データや、被災状況の写真、災害廃棄物処理業務の実施記録等を可能な限り詳細に残しておく必要がある。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 高齢者支援課       | 1)老人福祉センターや福寿園等の所管施設について、利用者・入所者の安否確認を含めた被害状況調査及び情報収集を行う。<br>2)各施設管理者による確認や応急危険度判定等により、施設の利用の可否、復旧の難易度、緊急措置の必要性等を判断し、機能回復に向けての再建築のあり方(施設の早期復旧、代替施設の確保、廃止等)を決定する。<br>3)各施設の再開状況に関する情報を収集し、住民等に情報提供を行う。   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 保育幼稚園課       | 1)被害調査<br>・市は公立保育所、民営保育所等の教育・保育施設について、被害状況調査を行う。被災前から避難場所として位置づけられている保育所等については、避難者の使用状況を把握する。<br>2)復旧・復興方針の策定<br>・被害状況や応急・復旧活動の利用状況を見定めながら、地域特性や、施設に避難してきた保護者、地域住民等の意向を把握しつつ、復旧・復興の方針を決定する。   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 生活食品課        | 〇情報収集<br>①的確かつ迅速な動物救護を実施するために、本市災害対策本部及び県業務衛生課と情報共有を図り、本市保健所において地震による犬猫の被災状況を収集する。<br>②県・市の連絡体制を確認する。   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 学校環境整備課      | 〇学校環境整備課の職員を、各地区の担当に分け、各学校や、学校関連施設の被害状況の情報を集める。<br>〇各施設管理者からの被害概要を集める。<br>〇被害程度の判定は外観目視による簡便なもので良く、当該被害による利用の可否、復旧の難易度、緊急措置や機能代替措置の必要性を判断することに重点を置く。<br>〇各学校や学校関連施設の被災状況、被災者状況を迅速に把握し、機能維持に向けて再建築のあり方(施設の早期復旧・拡充、代替施設の確保等)を決定する。<br>〇各学校や学校関連施設の再開状況に関する情報を収集し、住民等に情報提供する。  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 青少年・事務管理課    | 〇ふれあい広場、児童遊び場、青年センター及び工石山青少年の家の被災状況を迅速に把握し、機能維持に向けての再建築のあり方(施設の早期復旧、代替施設の確保、廃止等)を決定する。<br>〇各施設の再開状況に関する情報を収集し、住民等に情報提供する。   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 出納課          | 1)財務会計システム:日本電気株式会社のサーバー等設備、本市の設備及びネットワーク設備に問題ないか確認。<br>2)銀行システム:指定金融機関である四国銀行のサーバー等設備、地銀ネットワークの設備、本市の設備及びネットワーク設備等に問題がないか確認。   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

| 内容             | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |
|----------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
|                |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 |
| ②早期復旧による機能維持   | 施設所管課等  |     |     |     |     |     |    |    |    |
| 共通事項           | ○コンピュータシステムの早期復旧、データの復旧等を行う。  |     |     |     |     |     |    |    |    |
| スポーツ振興課        | ○被害状況調査結果や指定避難所としての利用の有無、周辺地区の状況を勘案して、スポーツ施設としての早期復旧が可能であれば、迅速性を重視した原状復旧の修繕を行う。   |     |     |     |     |     |    |    |    |
| 地域保健課          | ○貸館再開にむけて、各部屋の被害状況の内容確認を行い、貸館にあたり問題がないかを判断する。修繕箇所がある場合は修繕業者との迅速な連携を行う。  |     |     |     |     |     |    |    |    |
| 公共建築課          | ○医療については、必要に応じて仮設診療所、巡回移動診療所を設置する。<br>○福祉サービスについては、災害により新たに施設等への入所が必要になった要援護者に対し、一時入所の実施とそれに伴う施設の拡充・整備を図る。地域における福祉需要の動向及び復興期を通じての福祉需要の変化を判断し、必要な場合には福祉施設の新設を検討する。<br>○学校施設は、教育に著しく支障となる場合及び被害の拡大を防止する等のため、被害の程度によっては国の現地調査を待たずに、事前に着工する「事前着工制度」の活用も検討する。  |     |     |     |     |     |    |    |    |
| 市街地整備課         | ○集会所、公民館は地域活動の拠点となる施設であるため、機能維持等に向けての再築策のあり方(施設の早期復旧、代替施設の確保、除却等)を決定し、早期に対応を行う。   |     |     |     |     |     |    |    |    |
| 地域コミュニティ推進課    | ○ふれあいセンター・コミュニティセンター等は地域活動の拠点となる施設であるため、早期に復旧し地域コミュニティ活動の再開を図る。   |     |     |     |     |     |    |    |    |
| 上下水道局お客さまサービス課 | ○料金お客さまセンターの業務復旧<br>①高知市水道事業業務計画(大規模地震・津波対策編)の5.5料金お客さまセンターの業務継続<br>②業務復旧計画<br>③災害時対応業務及び事業継続計画(高知市上下水道局料金お客さまセンターBCP)に従い復旧活動を行う。   |     |     |     |     |     |    |    |    |
| 生活食品課          | 1)動物救護の活動方針の策定<br>2)動物救護の活動方針を決定するために関係機関(県、市、高知県獣医師会、動物愛護ボランティア団体等)と協議する。<br>3)動物の被災状況を分析・検討して高知市被災動物救護対策本部の設置について検討する。<br>4)県外関係機関等への支援要請<br>○高知市被災動物救護対策本部の設置<br>①本部を保健所生活食品課に設置し(本部長は生活食品課長)、市庁内関係部署及び国、県、被災動物支援団体等との連絡調整を行う。<br>②本部は被災動物の医療及び保護支援、避難動物支援、被災動物救護関連の事業を行う。<br>③本部は支援物資の管理を行う。<br>○被災動物支援センターの設置・運営<br>①本部の決定に基づき、必要に応じて開設する。<br>②被災地における被災動物やその飼養者等に対して必要な支援を行う。<br>③本部は飼主不明で保護された被災動物及び避難所等への同行避難が困難とされた被災動物について、一時的にセンターに収容・保管し、適切に飼養する。<br>④収容動物の治療等については高知県獣医師会等に協力を要請する。                      |     |     |     |     |     |    |    |    |
| 文化振興課          | ○所管施設について、各施設の電気や給排水設備等の復旧対応を行う。  |     |     |     |     |     |    |    |    |
| 学校環境整備課        | ○市の通常業務については、そのほとんどがコンピューター化されていることから、コンピューターシステムの早期復旧、データの復旧等を行うことが重要となる。<br>・学校教育に著しく支障となる場合及び被害の拡大を防止する等のため、被害の程度によっては国の現地調査を待たずに、積極的に事前に着工する「事前着工」も可能である。<br>このような場合には、事前に文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課へ事前着工届を提出する。<br>○災害復旧(表2.1.5-2 公立学校の災害復旧における原形復旧の範囲(出典:文部科学省ホームページ参照))は、被災施設を原形に復旧することを原則としている。ここでいう「原形に復旧する」とは、被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設を復旧することをいう。<br>○原形に復旧することが不可能、著しく困難または不相当である場合においては、従前の効用を復旧するための施設を建設または当該施設に代るべき必要な施設をすることも原形復旧に含まれる。<br>○建物を新築して原形に復旧する場合については、建物の構造を改良して従前の効用を復旧しようとするものも、原形復旧とみなされる。 |     |     |     |     |     |    |    |    |
| 青少年・事務管理課      | ○青年センターについては、教育研究所との複合施設であることから、学校教育に著しく支障となる場合及び被害の拡充を防止するため、被害の程度によっては、国の現地調査を待たない「事前着工」も検討する。  |     |     |     |     |     |    |    |    |
| 図書館・科学館課       | ○通常業務については、そのほとんどがコンピューター化されていることから、コンピュータシステムの早期復旧、データの復旧等を行うことが重要となる。   |     |     |     |     |     |    |    |    |
| 人権・こども支援課      | ○通信環境及びライフラインの早期復旧をめざす。   |     |     |     |     |     |    |    |    |
| 高知商業高等学校       | ○学校教育に著しく支障となる場合及び被害の拡大を防止する等のため、被害の程度によっては国の現地調査を待たずに、積極的に事前に着工する「事前着工」も可能である。このような場合には、事前に文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課へ事前着工届を提出する。   |     |     |     |     |     |    |    |    |
| 出納課            | 1)被害を受けていた場合、復旧期間の対応を調整<br>2)災害発生時から2週間以内は、今後の支払及び収納を円滑に行うためにも金融機関や本市財務会計システムの稼働に向けた調整を最優先に行う。<br>3)調整後は災害関係経費の支出を優先する。<br>【重要】災害関係経費に係る支出について、復旧期間中に復旧を待たず緊急的に支出が必要とされる場合に、資金前渡での支払方法の確立及び関係機関との調整が必要となる。  |     |     |     |     |     |    |    |    |

| 内容               | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |
|------------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
|                  |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 |
| ③仮設・代替施設等による機能維持 | 総務課, 地域コミュニティ推進課, 介護保険課, 保健所地域保健課, 障がい福祉課, 保育幼稚園課, 公共建築課, 上下水道局お客さまサービス課, 消防局総務課, 学校環境整備課, 青少年・事務管理課, 人権・子ども支援課, 図書館・科学館課, 高知商業高等学校    |     |     |     |     |     |    |    |    |
| 共通事項             | 〇復旧等に時間を要する場合には、代替施設の確保等を早急に進める。   |     |     |     |     |     |    |    |    |
| 地域保健課            | 〇貸館業務については代替施設での対応を検討する。   |     |     |     |     |     |    |    |    |
| 公共建築課            | 〇医療サービス機能に関しては、特に医療機関の復旧が遅れている地域や被災前と比較して医療需要の増加が見られる地域においては、応急活動として開設されていた医療救護所を仮設診療所に移行させ医療活動を維持する。<br>教育施設に関しては、仮設校舎の建設、代替施設の活用を図る。 |     |     |     |     |     |    |    |    |
| 保育幼稚園課           | 〇被害が少ない園での臨時保育所の開設<br>各保育所が被災し、保育所の運営ができない場合は、津波浸水区域外に立地し、被害が少ない保育所で、臨時保育所を開設する。従事できる保育士は、保育を行う。                                       |     |     |     |     |     |    |    |    |
| 学校環境整備課          | 〇学校及び学校関連施設に関しては、仮設校舎の建設、代替施設の校舎としての活用を図る。   |     |     |     |     |     |    |    |    |
| 青少年・事務管理課        | 〇他部署の施設所管課と協議を行い、複合施設としての利活用等の横断的な対応を検討・依頼する。  |     |     |     |     |     |    |    |    |
| 高知商業高等学校         | 〇教育施設に関しては、仮設校舎の建設、代替施設の校舎としての活用を図る。   |     |     |     |     |     |    |    |    |
| お上下水道局お客さまサービス課  | 〇料金お客さまセンターの被災状況を迅速に把握し、業務再開場所の選定を行う。  |     |     |     |     |     |    |    |    |

#### 【地域活性推進課】

|   |                          |
|---|--------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |                          |
| 〇各施設の優先的な再建事業の実施に関して、関係部局・関係機関等と事前協議を行うとともに、事業手続の簡略化等に関して検討しておく。<br>〇施設の復旧や新設の際の財源、用地等の確保について事前に検討しておく。                     |                          |
| <b>●留意事項</b>  |                          |
| 〇被災時は、各集落活動センターは避難場所となるため、防災対策部や自主防災組織等関係機関との連携を要する。<br>〇各施設の再建にあたっては、センターの被災状況や、公民館等の公共施設の状況等を把握したうえで、関係機関や地域組織等との検討・実施する。 |                          |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                          |
| 関係機関  | 調整事項                     |
| 高知県中山間地域対策課   | 復興対応での連携(被災状況の把握, 復旧支援等) |
| 地域活動組織  | 被災状況の把握等                 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |                          |
| 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律  |                          |

#### 【文化振興課】

|  |                           |
|--|---------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                           |
| 〇各施設の優先的な再建事業の実施に関して、関係部局・関係機関等と事前協議を行うとともに、事業の手続きの簡略化等に関して事前に検討しておく。<br>〇施設新設の際の財源、用地、人材の確保等の方法について定める。代替施設についても検討する。<br>〇民間施設の復旧に関する事業手法(適用事業、助成金額、国への支援要請方法等)を検討する。 |                           |
| <b>●留意事項</b>   |                           |
| 〇各施設の再建築については、被災状況調査により各施策の需要量等を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査の実施にあたっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。<br>〇各施設・機関の復旧状況等について、各機関及び被災者に対して情報提供を迅速に行う。                           |                           |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                           |
| 関係機関   | 調整事項                      |
| 高知県文化国際課   | 復興対応での連携(被害状況の把握, 方針の決定等) |
| 各文化施設  | 被害状況の把握                   |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |                           |
| 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律   |                           |

**【総務課】**

|   |             |
|---|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |             |
| ○各施設の優先的な再建事業の実施に関して、関係部局・関係機関等と事前協議を行うとともに、事業の手続きの簡略化等に関して事前に検討しておく<br>○施設新設の際の財源、用地、人材の確保等の方法について定める。代替施設についても検討する。                       |             |
| <b>●留意事項</b>  |             |
| ○各施設の再建築については、被災状況調査により各施策の需要量等を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査の実施にあたっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する<br>○各施設・機関の復旧状況等について、各機関及び被災者に対して情報提供を迅速に行う。 |             |
| <b>●関係機関との調整</b>  |             |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b> |
| 設備保守業者  | 復旧対応での連携    |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |             |
| 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律  |             |

**【地域コミュニティ推進課】**

|   |                                  |
|---|----------------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |                                  |
| ○平時から施設の状況の把握や、施設管理者や地域住民との意見交換をはじめとする連携に努め、発災時の対応がスムーズに行えるようにする。<br>○修繕が必要な箇所については、適宜修繕を行っていく。 |                                  |
| <b>●留意事項</b>  |                                  |
| ○各施設の復旧状況等について、各施設及び被災者に対して情報提供を迅速に行う。  |                                  |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                                  |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>                      |
| ふれあいセンター運営委員会及び指定管理者  | 平時の意見交換や、発災時の施設や地域の状況等についての情報収集等 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |                                  |
| 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律  |                                  |

**【スポーツ振興課】**

|                         |  |
|-------------------------|--|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b> |  |
| <b>●留意事項</b>            |  |
| <b>●関係機関との調整</b>        |  |
| <b>関係機関</b>             | <b>調整事項</b>                                |
| 公共建築課                   | 機能維持の早期復旧に向けた調整                            |
| 指定管理者                   | 被災状況、使用有無、人材確保、市民への情報提供                    |
| 高知県観光振興スポーツ部スポーツ課       | スポーツチーム、スポーツ施設の被災状況等の情報共有と復興支援での連携(活動再開支援) |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |  |
| 高知市スポーツ推進計画             |  |

**【人権同和・男女共同参画課】**

|   |             |
|---|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |             |
| ○各施設の優先的な再建事業の実施に関して、関係部局・関係機関等と事前協議を行うとともに、事業の手続きの簡略化等に関して事前に検討しておく<br>○施設新設の際の財源、用地、人材の確保等の方法について定める。代替施設についても検討する。                       |             |
| <b>●留意事項</b>  |             |
| ○各施設の再建築については、被災状況調査により各施策の需要量等を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査の実施にあたっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する<br>○各施設・機関の復旧状況等について、各機関及び被災者に対して情報提供を迅速に行う。 |             |
| <b>●関係機関との調整</b>  |             |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b> |
|   |             |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |             |
| 隣保館設置運営要綱、同和対策関連施策～部落差別解消に向けた取組～<br>高知市立市民会館条例、高知市人権施策推進基本計画<br>高知市立市民会館条例施行規則  |             |



**【介護保険課】**

|   |                         |
|---|-------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |                         |
| ○各施設の優先的な再建事業の実施に関して、関係部局・関係機関等と事前協議を行うとともに、事業の手続きの簡略化等に関して事前に検討しておく。<br>○施設新設の際の財源、用地、人材の確保等の方法について定める。代替施設についても検討する。<br>○民間施設の復旧に関する事業手法(適用事業、助成金額、国への支援要請方法等)の検討 |                         |
| <b>●留意事項</b>  |                         |
| ○各施設の再建築については、被災状況調査により各施策の需要量等を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査に実施にあたっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。<br>○各施設・機関の復旧状況等について、各機関及び被災者に対して情報提供を迅速に行う。                        |                         |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                         |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>             |
| 各施設   | 被災状況、使用有無、人材確保、市民への情報提供 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |                         |
| 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律<br>老人福祉法   |                         |

**【地域保健課】**

|  |                |
|--|----------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                |
| ○各施設の優先的な再建事業の実施に関して、関係部局・関係機関等と事前協議を行うとともに、事業の手続きの簡略化等に関して事前に検討しておく。<br>○施設新設の際の財源、用地、人材の確保等の方法について検討する。代替施設についても検討する。                      |                |
| <b>●留意事項</b>   |                |
| ○各施設の再建築については、被災状況調査により各施策の需要量等を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査の実施にあたっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。<br>○各施設・機関の復旧状況等について、各機関及び被災者に対して情報提供を迅速に行う。 |                |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>    |
| 総合あんしんセンター入居団体   | 施設の復旧対応での連携    |
| 高知市医師会   | 急患センターの運営等での連携 |
| 保健福祉センター入居団体   | 施設の復旧対応での連携    |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |                |
| 厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領   |                |

**【生活食品課】**

|   |  |
|---|--|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |  |
| ○発災時から復興期までの対策及び災害等に備えた平常時の対策を具体的な指針として定めておく。<br>○対象用地となる城ノ平運動公園駐車場の点検整備を行っておく。   |  |
| <b>●留意事項</b>  |  |
| ○高知市災害時動物救護マニュアルの策定と関係団体等との協定を締結する必要がある。  |  |
| <b>●関係機関との調整</b>  |  |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>                                |
| 高知県業務衛生課  | 高知県被災動物救護対策本部との連携体制                        |
| 公益社団法人高知県医師会  | 負傷動物の治療体制、飼い主支援、動物病院等における被災動物の一時預かり、被災動物保護 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |  |
| 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」(環境省)<br>「災害時動物救護の地域活動マニュアル策定のガイドライン」(社団法人日本獣医師会)<br>「災害時における動物の救護活動に関する協定書」(平成23年4月25日締結)<br>人とペットの災害対策ガイドライン(環境省)<br>人とペットの災害対策ガイドライン 災害への備えチェックリスト(環境省) |  |

**【障がい福祉課】**

|   |                         |
|---|-------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |                         |
| ○各施設の優先的な再建事業の実施に関して、関係部局・関係機関等と事前協議を行うとともに、事業の手続きの簡略化等に関して事前に検討しておく。<br>○施設新設の際の財源、用地、人材の確保等の方法について定める。代替施設についても検討する。<br>○民間施設の復旧に関する事業手法(適用事業、助成金額、国への支援要請方法等)の検討 |                         |
| <b>●留意事項</b>  |                         |
| ○各施設の再建築については、被災状況調査により各施策の需要量等を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査に実施にあたっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。<br>○各施設・機関の復旧状況等について、各機関及び被災者に対して情報提供を迅速に行う。                        |                         |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                         |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>             |
| 指定管理者   | 被災状況、使用有無、人材確保、市民への情報提供 |
| 民間施設運営法人  | 被災状況、使用有無、人材確保、市民への情報提供 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |                         |
| 高知市東部健康福祉センター条例、身体障害者福祉法(高知市障害者福祉センター)、高知市南部健康福祉センター条例、高知市春野あじさい会館条例、高知市土佐山健康福祉センター条例<br>身体障害者福祉法(高知市障害者福祉センター)<br>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律                       |                         |

**【高齢者支援課】**

|  |                         |
|--|-------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                         |
| ○近隣施設との統廃合に向けた調整や施設の不具合部分等を確認するとともに、修繕が必要な箇所については、適宜修繕を行っていく。  |                         |
| <b>●留意事項</b>   |                         |
| ○各施設の再建築については、被災状況調査により各施策の需要量等を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査に実施にあたっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。<br>○各施設・機関の復旧状況等について、各機関及び被災者に対して情報提供を迅速に行う。 |                         |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                         |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>             |
| 指定管理者  | 被災状況、使用有無、人材確保、市民への情報提供 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |                         |
| 老人福祉法  |                         |

**【保育幼稚園課】**

|  |             |
|--|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |             |
| ○各保育所等と保育幼稚園課の非常時の連絡手段の確立や蓄電池の確保、非常食の備蓄や復旧に必要な資機材の準備を行う。   |             |
| <b>●留意事項</b>   |             |
| ○各施設の再建築については、被災状況調査により各施策の需要量等を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査に実施にあたっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。<br>○各施設・機関の復旧状況等について、各機関及び被災者に対して情報提供を迅速に行う。 |             |
| <b>●関係機関との調整</b>   |             |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b> |
| 高知県幼保支援課   | 復旧・復興対応での連携 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |             |
| 児童福祉法  |             |

**【新エネルギー・環境政策課】**

|  |                   |
|--|-------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                   |
| ○「災害関係業務事務処理マニュアル」を活用し、補助事業に係る業務の流れを理解する。  |                   |
| <b>●留意事項</b>   |                   |
| ○各施設の再建築については、被災状況調査により各施策の需要量等を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査に実施にあたっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。<br>○各施設・機関の復旧状況等について、各機関及び被災者に対して情報提供を迅速に行う。 |                   |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                   |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>       |
| 高知県環境対策課   | 国県への施設被災状況などの情報共有 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |                   |
| 高知市災害廃棄物処理計画Ver.2<br>「災害関係業務事務処理マニュアル」   |                   |

**【環境施設対策課】**

|   |                                       |
|---|---------------------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |                                       |
| ○廃棄物処理の代替方法や住民等への情報提供方法を事前に検討   |                                       |
| <b>●留意事項</b>  |                                       |
| ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に適合する処理方法の選択<br>○各施設の再建築については、被災状況調査により各施策の需要量等を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査に実施にあたっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。<br>○各施設・機関の復旧状況等について、各機関及び被災者に対して情報提供を迅速に行う。 |                                       |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                                       |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>                           |
| 公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会  | プラスチック製容器包装及びPETボトルペール品、ガラスびんの引渡しの可否等 |
| 公益社団法人全国都市清掃会議  | 乾電池等水銀を含む廃棄物の引渡しの可否等                  |
| 公益財団法人 高知市環境事業公社  | プラスチック製容器包装及びPETボトルペール品の中間処理業務の可否等    |
| 高知市再生資源処理協同組合   | ガラスびん及び乾電池等水銀を含む廃棄物の中間処理業務の可否等        |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |                                       |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律<br>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律   |                                       |

**【環境業務課】**

|  |                   |
|--|-------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                   |
| ○車両の点検内容や人材の確保等の方法について定める。<br>○各施設の優先的な再建事業の実施に関して、関係部局・関係機関等と事前協議を行うとともに、事業の手続きの簡略化等に関して事前に検討しておく。<br>○住民等への情報提供方法を事前に検討しておく。               |                   |
| <b>●留意事項</b>   |                   |
| ○各施設の再建築については、被災状況調査により各施策の需要量等を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査に実施にあたっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。<br>○各施設・機関の復旧状況等について、各機関及び被災者に対して情報提供を迅速に行う。 |                   |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                   |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>       |
| 高知県環境対策課   | 国県への施設被災状況などの情報共有 |
| 新エネルギー・環境政策課   | 情報収集、情報提供         |
| 高知市再生資源協同組合  | 収集車両の稼働状況         |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |                   |
| 高知市南海トラフ地震対策業務継続計画<br>高知市災害廃棄物処理計画Ver.2  |                   |

**【清掃工場】**

|  |             |
|--|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |             |
| ○廃棄物処理の代替方法や住民等への情報提供方法を事前に検討  |             |
| <b>●留意事項</b>   |             |
| ○各施設の再建築については、被災状況調査により各施策の需要量等を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査に実施にあたっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。<br>○各施設・機関の復旧状況等について、各機関及び被災者に対して情報提供を迅速に行う。 |             |
| <b>●関係機関との調整</b>   |             |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b> |
| 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社  | 復旧方法の検討     |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |             |
| 高知市災害廃棄物処理計画ver.2<br>環境部災害時初期対応マニュアル   |             |

**【東部環境センター】**

|  |             |
|--|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |             |
| ○環境部として実施するBCP訓練・研修への参加、東部環境センター防災訓練   |             |
| <b>●留意事項</b>   |             |
| ○各施設の再建築については、被災状況調査により各施策の需要量等を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査に実施にあたっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。<br>○各施設・機関の復旧状況等について、各機関及び被災者に対して情報提供を迅速に行う。 |             |
| <b>●関係機関との調整</b>   |             |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b> |
| 新エネルギー・環境政策課   | 情報収集、情報提供   |
| 一般廃棄物処理収集運搬許可業者  | 許可車両の稼働状況   |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |             |
| 高知市南海トラフ地震対策業務継続計画<br>高知市災害廃棄物処理計画Ver.2  |             |

**【鏡地域振興課】**

|  |                           |
|--|---------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                           |
| ○関係機関と優先すべき再建事業や事業手続きの簡略化等の事前検討<br>○新設の場合の財源、用地、人材の確保方法や代替施設の場合の事前検討             |                           |
| <b>●留意事項</b>   |                           |
| ○再建建築については、被災状況調査により各施策の需要量を把握した上で、検討が必要<br>○施設の復旧状況等については、各機関及び被災者に情報提供を行うことが必要 |                           |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                           |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>               |
| 公共建築課  | 仮設・代替施設等及び機能維持の早期復旧に向けた調整 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |                           |
| 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律   |                           |

**【土佐山地域振興課】**

|  |                           |
|--|---------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                           |
| ○関係機関と優先すべき再建事業や事業手続きの簡略化等の事前検討<br>○新設の場合の財源、用地、人材の確保方法や代替施設の場合の事前検討             |                           |
| <b>●留意事項</b>   |                           |
| ○再建建築については、被災状況調査により各施策の需要量を把握した上で、検討が必要<br>○施設の復旧状況等については、各機関及び被災者に情報提供を行うことが必要 |                           |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                           |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>               |
| 公共建築課  | 仮設・代替施設等及び機能維持の早期復旧に向けた調整 |
| 指定管理者  | 復旧対応での連携                  |
| 施設管理業務委託業者   | 復旧対応での連携                  |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |                           |
| 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律   |                           |

**【春野地域振興課】**

|  |                           |
|--|---------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                           |
| ○関係機関と優先すべき再建事業や事業手続きの簡略化等の事前検討<br>○新設の場合の財源、用地、人材の確保方法や代替施設の場合の事前検討             |                           |
| <b>●留意事項</b>   |                           |
| ○再建建築については、被災状況調査により各施策の需要量を把握した上で、検討が必要<br>○施設の復旧状況等については、各機関及び被災者に情報提供を行うことが必要 |                           |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                           |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>               |
| 公共建築課  | 仮設・代替施設等及び機能維持の早期復旧に向けた調整 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |                           |
| 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律   |                           |

**【耕地課】**

|   |             |
|---|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |             |
| ○各施設の優先的な再建事業の実施に関して、関係部局・関係機関等と事前協議を行うとともに、事業の手続きの簡略化等に関して事前に検討しておく。<br>○施設新設の際の財源、用地、人材の確保等の方法について定める。代替施設についても検討する。<br>○民間施設の復旧に関する事業手法(適用事業、助成金額、国への支援要請方法等)の検討 |             |
| <b>●留意事項</b>  |             |
| ○各施設の再建建築については、被災状況調査により各施策の需要量を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査に実施にあたっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。<br>○各施設・機関の復旧状況等について、各機関及び被災者に対して情報提供を迅速に行う。                        |             |
| <b>●関係機関との調整</b>  |             |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b> |
| 高知県農業基盤課  | 情報収集、情報提供   |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |             |
| 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法<br>農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律   |             |



**【市街地整備課】**

|  |                           |
|--|---------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                           |
| ○各施設の優先的な再建事業の実施に関して、関係部局・関係機関等と事前協議を行うとともに、事業の手続きの簡略化等に関して事前に検討しておく。<br>○施設新設の際の財源、用地、人材の確保等の方法について定める。代替施設についても検討する。                       |                           |
| <b>●留意事項</b>   |                           |
| ○各施設の再建築については、被災状況調査により各施設の需要量等を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査に実施にあたっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。<br>○各施設・機関の復旧状況等について、各機関及び被災者に対して情報提供を迅速に行う。 |                           |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                           |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>               |
| 高知市公共建築課   | 仮設、代替施設等及び機能維持の早期復旧に向けた調整 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |                           |
| 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律   |                           |

**【公共建築課】**

|   |                        |
|---|------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |                        |
| ○他都市で実施した、各仮設施設の図面等を取り寄せて整理する。<br>○各施設管理課及び防災対策部と仮設施設の建設候補地についての確認。<br>○各施設管理課及び防災対策部と再建の優先順に関する事前協議。 |                        |
| <b>●留意事項</b>  |                        |
| ○被災状況の把握調査については、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。  |                        |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                        |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>            |
| 各施設管理課・防災対策部  | 仮設施設の建設予定地、設置の優先順位について |
| 各建設業団体  | 復旧工事の調整                |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |                        |
| 事前着工制度(文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課)<br>建築基準法<br>事前復興まちづくり計画   |                        |

**【出納課】**

|   |                          |
|---|--------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |                          |
| 1)財務会計システム及び銀行システムの被害確認方法の確立<br>2)財務会計システム及び銀行システム復旧期間における代替手段の検討及び調整 |                          |
| <b>●留意事項</b>  |                          |
| ○各施設・機関の復旧状況等について、各機関及び被災者に対して情報提供を迅速に行う。                             |                          |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                          |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>              |
| 日本電気(株)高知支店   | 被害状況の確認及び復旧期間における代替手段の調整 |
| (株)四国銀行高知支店   | 被害状況の確認及び復旧期間における代替手段の調整 |
| 富士通Japan(株)   | 被害状況の確認及び復旧期間における代替手段の調整 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |                          |
| 高知市南海トラフ地震対策業務継続計画  |                          |

**【上下水道局お客さまサービス課】**

|  |             |
|--|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |             |
| ○施設所管課と被災時の対応について事前協議を行う   |             |
| <b>●留意事項</b>   |             |
| ○各施設の再建築については、被災状況調査により各施設の需要量等を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査に実施にあたっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。<br>○各施設・機関の復旧状況等について、各機関及び被災者に対して情報提供を迅速に行う。 |             |
| <b>●関係機関との調整</b>   |             |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b> |
| 料金徴収等包括委託業者  | 復旧活動での連携    |
| 施設所管課  | 復旧活動での連携    |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |             |
| 高知市水道事業業務継続計画(大規模地震・津波対策編)<br>事業継続計画(高知市上下水道局料金お客さまセンターBCP)  |             |

**【消防局総務課】**

|  |                |
|--|----------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                |
| ○各施設の優先的な再建事業の実施に関して、関係部局・関係機関等と事前協議を行うとともに、事業の手続きの簡略化等に関して事前に検討する。<br>○施設新設の際の財源、用地、人材の確保等の方法について定める。代替施設についても検討する。                               |                |
| <b>●留意事項</b>   |                |
| ○各施設の再建築については、被災状況調査により各施策の需要量を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査による実施にあたっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する必要がある。<br>○各施設・機関の復旧状況等について、各機関及び被災者に対して情報提供を迅速に行う。 |                |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>    |
| 総合あんしんセンター入居団体   | 施設の復旧対応での連携    |
| 高知市医師会   | 急患センターの運営等での連携 |
| 保健福祉センター入居団体   | 施設の復旧対応での連携    |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |                |
| 消防法<br>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律  |                |

**【学校環境整備課】**

|   |                           |
|---|---------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |                           |
| ○各施設の優先的な再建事業の実施に関して、関係部局・関係機関等と事前協議を行うとともに、事業の手続きの簡略化等に関して事前に検討しておく。<br>○施設新設の際の財源、用地、人材の確保等の方法について定める。代替施設についても検討する。                      |                           |
| <b>●留意事項</b>  |                           |
| ○各施設の再建築については、被災状況調査により各施策の需要量を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査の実施にあたっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。<br>○各施設・機関の復旧状況等について、各機関及び被災者に対して情報提供を迅速に行う。 |                           |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                           |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>               |
| 都市建設部   | 仮設・代替施設等及び機能維持の早期復旧に向けた調整 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |                           |
| 公立学校施設災害復旧費国庫負担法  |                           |

**【青少年・事務管理課】**

|  |                 |
|--|-----------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                 |
| ○児童遊び場について、遊具保安点検結果に基づいて老朽化が激しい遊具については適切な措置をとり、被災時の安全を確保する。<br>○各施設の優先的な再建事業の実施に関して、関係機関と事前に検討を行う。     |                 |
| <b>●留意事項</b>   |                 |
| ○各施設の再建築については、被災状況調査により各施策の需要量を把握した上で検討する。<br>○児童遊び場を整備する際には、青少年育成協議会と今後の在り方について検討し、廃止や修繕等の対応を行う必要がある。 |                 |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                 |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>     |
| 社会福祉法人昭和会  | ふれあい広場復興対応の連携   |
| 一般社団法人高知市青年センターサークル協議会   | 青年センター復興対応の連携   |
| 学校法人日吉学園   | 工石山青少年の家復興対応の連携 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |                 |
| 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律<br>青年センター地震避難マニュアル<br>工石山青少年の家危機管理・安全管理マニュアル                                |                 |

**【人権・こども支援課】**

|   |                           |
|---|---------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |                           |
| ○各施設の優先的な再建事業の実施に関して、関係部局・関係機関等と事前協議を行うとともに、事業の手続きの簡略化等に関して事前に検討しておく。<br>○施設新設の際の財源、用地、人材の確保等の方法について定める。代替施設についても検討する。<br>○民間施設の復旧に関する事業手法(適用事業、助成金額、国への支援要請方法等)の検討 |                           |
| <b>●留意事項</b>  |                           |
| ○複合施設は、関係課と情報共有を密に行う。<br>○各施設の再建築については、被災状況調査により各施策の需要量を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査に実施にあたっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。<br>○復旧状況等について、各機関及び被災者に対して情報提供を迅速に行う。       |                           |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                           |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>               |
| 公共建築課   | 仮設・代替施設等及び機能維持の早期復旧に向けた調整 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |                           |
| 公共施設再配置計画   |                           |

**【図書館・科学館課】**

**●事前準備(平時にやるべきこと)**

○各施設の優先的な再建事業の実施に関して、関係部局・関係機関等と事前協議を行うとともに、事業の手続きの簡略化等に関して事前に検討しておく。

**●留意事項**

○施設の再建築については、被災状況調査により各施策の需要量等を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査の実施にあたっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。  
○各施設・機関の復旧状況等について、各機関及び被災者に対して情報提供を迅速に行う。

**●関係機関との調整**

| 関係機関  | 調整事項                      |
|-------|---------------------------|
| 公共建築課 | 仮設・代替施設等及び機能維持の早期復旧に向けた調整 |

**●関連する法令、計画、資料等**

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

**【高知商業高等学校】**

**●事前準備(平時にやるべきこと)**

○各施設の優先的な再建事業の実施に関して、関係部局・関係機関等と事前協議を行うとともに、事業の手続きの簡略化等に関して事前に検討しておく。また、施設新設の際の財源、用地、人材の確保等の方法について定める。代替施設についても検討する。

**●留意事項**

○施設の再建築については、被災状況調査により各施策の需要量等を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査に実施にあたっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。

**●関係機関との調整**

| 関係機関       | 調整事項     |
|------------|----------|
| 高知県学校安全対策課 | 復興対応での連携 |
| 高知県高等学校課   | 復興対応での連携 |

**●関連する法令、計画、資料等**

公立学校施設災害復旧費国庫負担法

**【民権・文化財課】**

**●事前準備(平時にやるべきこと)**

○各施設の優先的な再建事業の実施に関して、関係部局・関係機関等と事前協議を行うとともに、事業の手続きの簡略化等に関して事前に検討しておく。また、施設新設の際の財源、用地、人材の確保等の方法について定める。代替施設についても検討する。

**●留意事項**

○施設の再建築については、被災状況調査により各施策の需要量等を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査に実施にあたっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。

**●関係機関との調整**

| 関係機関     | 調整事項                     |
|----------|--------------------------|
| 高知県文化国際課 | 復興対応での連携(被害状況の把握、方針の決定等) |
| 各文化施設    | 被害状況の把握                  |

**●関連する法令、計画、資料等**

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

**【スポーツ振興課】**

**●事前準備(平時にやるべきこと)**

○各施設の優先的な再建事業の実施に関して、関係部局・関係機関等と事前協議を行うとともに、事業の手続きの簡略化等に関して事前に検討しておく。また、施設新設の際の財源、用地、人材の確保等の方法について定める。

**●留意事項**

○施設の再建築については、被災状況調査により各施策の需要量等を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査に実施にあたっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。

**●関係機関との調整**

| 関係機関 | 調整事項 |
|------|------|
|      |      |
|      |      |

**●関連する法令、計画、資料等**

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

**【斎場】**

|  |             |
|--|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |             |
| ○各施設の優先的な再建事業の実施に関して、関係部局・関係機関等と事前協議を行うとともに、事業の手続きの簡略化等に関して事前に検討しておく。また、施設新設の際の財源、用地、人材の確保等の方法について定める。 |             |
| <b>●留意事項</b>   |             |
| ○各施設の再建築については、被災状況調査により各施策の需要量等を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査に実施にあたっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。        |             |
| <b>●関係機関との調整</b>   |             |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b> |
|  |             |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |             |
| 保健衛生施設等災害復旧事業  |             |

**【環境保全課】**

|  |             |
|--|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |             |
| ○各施設の優先的な再建事業の実施に関して、関係部局・関係機関等と事前協議を行うとともに、事業の手続きの簡略化等に関して事前に検討しておく。また、施設新設の際の財源、用地、人材の確保等の方法について定める。代替施設についても検討する。 |             |
| <b>●留意事項</b>   |             |
| ○各施設の再建築については、被災状況調査により各施策の需要量等を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査に実施にあたっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。                      |             |
| <b>●関係機関との調整</b>   |             |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b> |
|  |             |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |             |
|  |             |

**【観光企画課、観光魅力創造課】**

|  |                          |
|--|--------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                          |
| ○各施設の優先的な再建事業の実施に関して、関係部局・関係機関等と事前協議を行うとともに、事業の手続きの簡略化等に関して事前に検討しておく。また、施設新設の際の財源、用地、人材の確保等の方法について定める。代替施設についても検討する。 |                          |
| <b>●留意事項</b>   |                          |
| ○各施設の再建築については、被災状況調査により各施策の需要量等を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査に実施にあたっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。                      |                          |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                          |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>              |
| 高知県文化国際課   | 復興対応での連携(被害状況の把握、方針の決定等) |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |                          |
| 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律   |                          |

**【農林水産課】**

|  |                           |
|--|---------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                           |
| ○各施設の優先的な再建事業の実施に関して、関係部局・関係機関等と事前協議を行うとともに、事業の手続きの簡略化等に関して事前に検討しておく。また、施設新設の際の財源、用地、人材の確保等の方法について定める。代替施設についても検討する。 |                           |
| <b>●留意事項</b>   |                           |
| ○各施設の再建築については、被災状況調査により各施策の需要量等を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査に実施にあたっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。                      |                           |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                           |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>               |
| 公共建築課  | 仮設・代替施設等及び機能維持の早期復旧に向けた調整 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |                           |
| 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律  |                           |

**【公営事業課】**

|  |      |
|--|------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |      |
| ○各施設の優先的な再建事業の実施に関して、関係部局・関係機関等と事前協議を行うとともに、事業の手続きの簡略化等に関して事前に検討しておく。また、施設新設の際の財源、用地、人材の確保等の方法について定める。 |      |
| <b>●留意事項</b>   |      |
| ○各施設の再建築については、被災状況調査により各施策の需要量等を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査に実施にあたっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。        |      |
| <b>●関係機関との調整</b>   |      |
| 関係機関   | 調整事項 |
|  |      |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |      |
| 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律   |      |

**【都市建設総務課】**

|  |                           |
|--|---------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                           |
| ○各施設の優先的な再建事業の実施に関して、関係部局・関係機関等と事前協議を行うとともに、事業の手続きの簡略化等に関して事前に検討しておく。また、施設新設の際の財源、用地、人材の確保等の方法について定める。代替施設についても検討する。 |                           |
| <b>●留意事項</b>   |                           |
| ○各施設の再建築については、被災状況調査により各施策の需要量等を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査に実施にあたっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。                      |                           |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                           |
| 関係機関   | 調整事項                      |
| 公共建築課  | 仮設・代替施設等及び機能維持の早期復旧に向けた調整 |
|  |                           |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |                           |
| 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律   |                           |

**【住宅政策課】**

|  |                           |
|--|---------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                           |
| ○各施設の優先的な再建事業の実施に関して、関係部局・関係機関等と事前協議を行うとともに、事業の手続きの簡略化等に関して事前に検討しておく。また、施設新設の際の財源、用地、人材の確保等の方法について定める。代替施設についても検討する。 |                           |
| <b>●留意事項</b>   |                           |
| ○各施設の再建築については、被災状況調査により各施策の需要量等を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査に実施にあたっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。                      |                           |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                           |
| 関係機関   | 調整事項                      |
| 公共建築課  | 仮設・代替施設等及び機能維持の早期復旧に向けた調整 |
|  |                           |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |                           |
| 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律   |                           |

**【みどり課】**

|  |      |
|--|------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |      |
| ○各施設の優先的な再建事業の実施に関して、関係部局・関係機関等と事前協議を行うとともに、事業の手続きの簡略化等に関して事前に検討しておく。また、施設新設の際の財源、用地、人材の確保等の方法について定める。代替施設についても検討する。 |      |
| <b>●留意事項</b>   |      |
| ○各施設の再建築については、被災状況調査により各施策の需要量等を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査に実施にあたっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。                      |      |
| <b>●関係機関との調整</b>   |      |
| 関係機関   | 調整事項 |
| 高知県公園下水道課  |      |
|  |      |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |      |
| 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律   |      |

**【学校教育課】**

**●事前準備(平時にやるべきこと)**

○各施設の優先的な再建事業の実施に関して、関係部局・関係機関等と事前協議を行うとともに、事業の手続きの簡略化等に関して事前に検討しておく。また、施設新設の際の財源、用地、人材の確保等の方法について定める。代替施設についても検討する。

**●留意事項**

○各施設の再建策については、被災状況調査により各施策の需要量等を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査に実施にあたっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。

**●関係機関との調整**

| 関係機関  | 調整事項                      |
|-------|---------------------------|
| 公共建築課 | 仮設・代替施設等及び機能維持の早期復旧に向けた調整 |

**●関連する法令、計画、資料等**

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律



## (2)医療・保健対策

|       |  |     |                 |
|-------|--|-----|-----------------|
| 施策コード | 3-5-2  | 施策名 | 施策5: 公的サービス等の回復 |
| 項目    | (2)医療・保健対策   |     |                 |
| 概要    | ○被災生活の長期化や生活環境の変化による健康被害の予防と地域の自治組織, ボランティア, 関係機関と連携したソーシャルキャピタルの醸成やコミュニティの再構築に取り組む。 |     |                 |

### ●業務項目・手順等

| 内容                         | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----------------------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|                            |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ①中長期保健活動計画(ロードマップ)の作成・進捗管理 | 地域保健課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 地域保健課                      | 1)計画作成体制の構築<br>・被災後2週目までに関係課との体制構築を行う。<br>2)ニーズの把握<br>・被災者の健康状態等の情報収集を行う。(保健医療支援チーム等との連携による収集)<br>・ニーズの明確化と保健対策の検討を行う。<br>3)計画の作成と共有<br>・作成した計画は庁内関係部署や保健医療支援チームと共有し, 支援の方向性に対する共通認識を深める。<br>・進捗管理及びフェーズや健康課題に応じて必要な見直しを行う。<br>・必要に応じ健康づくり計画を見直す。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

| 内容          | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|             |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ②保健医療専門職の確保 | 地域保健課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 地域保健課       | 1)情報収集<br>・被害状況, 職員の被災状況や参集状況, 地域の医療機関の医療提供状況, 避難所設置状況などの情報を把握し, 応援派遣要請の要否の判断を行う。<br>2)応援・派遣要請<br>・必要なマンパワーを勘案し県に応援派遣を要請する。<br>3)応援・派遣の受け入れ終了<br>・支援活動等の状況と人員確保状況を踏まえ, 総合的に終了時期を判断する。<br>4)保健医療専門職の雇用<br>・必要な職種等について人事課と協議する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

| 内容           | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|              |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ③保健活動のまとめと評価 | 地域保健課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 地域保健課        | ○活動評価<br>・年1回程度進捗状況を確認した結果をもとに, 評価し, 必要に応じ見直しを行う。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

| 内容       | 担当部局                                    | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|          |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ④巡回相談の実施 | 健康増進課                                   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 健康増進課    | ○巡回相談の実施<br>・避難所等において被災住民を対象に健康相談を実施する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

| 内容               | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|------------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                  |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ⑤健康教育の実施・普及啓発の実施 | 健康増進課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 健康増進課            | 1)健康教育の実施<br>・被災に伴う生活の場の変化、健康被害の予防のための健康教育を実施する。<br>2)普及啓発活動<br>・健康被害の予防に関するチラシ、ポスターを作成し、避難所等で配布する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容                  | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|---------------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                     |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ⑥新たな健康被害に関する保健活動の実施 | 健康増進課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 健康増進課               | 1)健康課題(ニーズ)の明確化と対策の検討<br>・個人が地域の(新たな生活の場所)のニーズを確認する。<br>・地域住民や関係機関(者)を共有し支援を検討する。<br>2)保健活動(事業)の実施計画の作成。<br>3)保健活動の実施<br>・地域の自治組織等と連携した保健活動の実施 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容          | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|             |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ⑦健診等通常業務の再開 | 健康増進課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 健康増進課       | 1)再開計画作成<br>・検診等の通常業務の再開に向けた計画を作成する。<br>2)関係機関との調整<br>・通常業務の再開にあたり関係機関と調整を行う。<br>3)市民への周知<br>・マスコミや各種窓口等で業務再開を周知する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

【地域保健課】

|  |      |
|--|------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |      |
| ○計画策定体制や保健医療専門職について関係課と合意形成しておく。<br>○保健対策に係るニーズについて保健師等が知識を得ておく。 |      |
| <b>●留意事項</b>   |      |
| <b>●関係機関との調整</b>   |      |
| 関係機関   | 調整事項 |
|  |      |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>  |      |
| 高知市健康づくり計画   |      |

【健康増進課】

|   |             |
|---|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |             |
| ○復旧・復興期に想定される健康被害予防のため保健活動媒体を事前に作成。健康教育として市民への周知啓発。<br>○保健対策に係るニーズについて保健師等が知識を得ておく。 |             |
| <b>●留意事項</b>  |             |
| <b>●関係機関との調整</b>  |             |
| 関係機関  | 調整事項        |
| 高知県保健政策課  | よさこい健康プラン21 |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>   |             |
| 高知市健康づくり計画, 食育推進計画, 自殺対策計画<br>高知市障害者計画, 高齢者保健福祉計画                                   |             |



### (3)福祉対策

|       |  |     |                 |
|-------|--|-----|-----------------|
| 施策コード | 3-5-3  | 施策名 | 施策5: 公的サービス等の回復 |
| 項目    | (3)福祉対策  |     |                 |
| 概要    | <p>○災害により新たな福祉需要が発生することが考えられる一方、福祉施設の被災により福祉サービスの供給がままならなくなる場合も予想される。また、災害発生以前から福祉サービスを受けていた被災者に対して、従前のサービスが供給できなくなることも考えられる。このため、被災後の福祉需要の動向を的確に把握した上で、福祉施設の被災状況や施設で不足している物資の状況の確認等を実施し、応急的な復旧を支援するとともに、施設の被災状況により再整備が必要な場合、可能な支援を実施して早期復旧を目指すとともに福祉人材の確保を行う。</p> |     |                 |

#### ●業務項目・手順等

| 内容         | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
|------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|
|            |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |
| ①社会福祉施設の再建 | 介護保険課、障がい福祉課、高齢者支援課、福祉管理課、保育幼稚園課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
| 共通事項       | <p>1)所管施設の被害調査<br/>・所管施設について、現状の把握</p> <p>2)入所者の被災状況<br/>・入所者の被災状況を把握し、適宜支援の実施</p> <p>3)施設サービス等復旧の支援<br/>・所管施設との必要な支援についての随時情報交換<br/>・災害対策本部を通じた支援物資の提供</p> <p>4)再整備(改築・改修)の在り方の支援<br/>・所管施設の被害状況の最終確認<br/>・国の補助金のメニューの確認及び速やかな周知の実施<br/>・事務作業等進んでいない事業所に対する支援の実施</p> <p>5)新たな施設の設置検討<br/>・施設サービスの需要の動向と被災状況を考慮し、状況によっては施設の新設を検討する。検討にあたっては関係機関と協議を行う。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |

| 内容         | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
|------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|
|            |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |
| ②在宅福祉サービス等 | 介護保険課、障がい福祉課、高齢者支援課、基幹型地域包括支援センター   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
| 共通事項       | <p>1)事業者の被災状況の把握<br/>・事業者の被災状況及び事業者の所在エリアの被災状況(道路状況を含む。)を把握(必要に応じて現地に行き、状況を確認)</p> <p>2)要援護者、要介護者等の把握と支援体制の整備<br/>・応急仮設住宅入居者や避難所生活者を中心に市職員や委託相談支援事業者、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等による巡回を実施し、災害により新たに要援護者、要介護者等となった被災者の把握に努める。<br/>・要援護者、要介護者等に対しては、定期的に市職員や委託相談支援事業者、居宅介護支援事業者等に訪問してもらうなど、支援体制の早期確立に努める。<br/>・ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービスの在宅3サービスの実施に当たっては、被災状況や避難生活の長期化等を配慮し、対象者を広げるなど、サービスの拡充に努める。</p> <p>3)一時入所の実施<br/>・入所可能な施設及び受入可能人数を把握し、需要調査結果と比較して、施設が不足する場合は、福祉施設に定員以上の受入を要請、又は他自治体への依頼、国への要請等を行う。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
| 高齢者支援課     | <p>1)被災した事業者に対し、国からの支援等について情報提供を行う。</p> <p>2)福寿園等、被災した高齢者の一時受入れの可能性について検討を行う。</p>   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |

| 内容    | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
|-------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|
|       |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |
| ③生活保護 | 福祉管理課・第一福祉課・第二福祉課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
| 福祉管理課 | <p>○被災によって新たに生活保護が必要となる被災者が発生することが予想されるため、生活保護制度に対する広報の充実に努めるとともに、新たな要保護者の発見に努める。</p> <p>①ケースワーカーの巡回による要保護者の早期発見<br/>・避難所生活者等に対してケースワーカーの巡回訪問を実施し、要保護者の実態(数・状況等)の早期把握に努める。</p> <p>②生活保護制度に関する広報の充実<br/>・避難所等を中心に、生活保護制度に関する小冊子等を配布し、制度の周知徹底と利用促進に努める。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |

## 【介護保険課】

### ●事前準備(平時にやるべきこと)

- 地域の介護サービスのニーズ等の継続的な調査・把握体制を構築しておく。協力団体を把握し連絡システムを定める。
- 施設の復旧や新設に係る国や県の補助金等を把握する。
- 一時入所の実施について、国と協議すべき内容を整理する。また、一時保護基準について検討しておく。
- 本市や近隣市町村における福祉施設の所在地、入所可能な人数を把握しておく。
- 本市における介護が必要な被保険者の名前、所在地等を把握しておく。

### ●留意事項

- 被災した災害弱者が多数の場合は、地域内の施設のみでは入所定員を超える場合が考えられるため、近隣の地方公共団体の施設と情報交換を行い、簡易ベッドの補充や他施設への搬送等の措置を図る等、一時入居者への対応や受入人数の調整を図る。
- 一時入居者の転所、退所にあたっては入居の必要性、入居者の希望等に配慮し、適切に対処する。
- 介護施設やグループホーム等の施設が被災した場合には、周辺の福祉施設と調整を図り、被災施設の入居者の受け入れ先を速やかに確保し、移転が図られるようにする。この場合、入居者はできるだけまとまった形で周辺施設へ移転することに配慮し、移転先で入居者が孤立することのないように調整することが重要である。

### ●関係機関との調整

| 関係機関             | 調整事項     |
|------------------|----------|
| 高知県, 県内市町村, 各施設等 | 被災者の受入調整 |

### ●関連する法令, 計画, 資料等

介護保険法  
高知市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

## 【障がい福祉課】

### ●事前準備(平時にやるべきこと)

- 地域の福祉需要動向等の継続的な調査・把握体制を構築しておく。協力団体を把握し連絡システムを定める。
- 施設の復旧や新設に係る国や県の補助金等を把握する。
- 一時入所の実施について、国と協議すべき内容を整理する。また、一時保護基準について検討しておく。
- 本市や近隣市町村における福祉施設の所在地、入所可能な人数を把握しておく。
- 本市における介護が必要な障害者の名前、所在地等を把握しておく。

### ●留意事項

- 被災した災害弱者が多数の場合は、地域内の施設のみでは入所定員を超える場合が考えられるため、近隣の地方公共団体の施設と情報交換を行い、簡易ベッドの補充や他施設への搬送等の措置を図る等、一時入居者への対応や受入人数の調整を図る。
- 一時入居者の転所、退所にあたっては入居の必要性、入居者の希望等に配慮し、適切に対処する。
- 障害者支援施設やグループホーム等の施設が被災した場合には、周辺の福祉施設と調整を図り、被災施設の入居者の受け入れ先を速やかに確保し、移転が図られるようにする。この場合、入居者はできるだけまとまった形で周辺施設へ移転することに配慮し、移転先で入居者が孤立することのないように調整することが重要である。

### ●関係機関との調整

| 関係機関             | 調整事項     |
|------------------|----------|
| 高知県, 県内市町村, 各施設等 | 被災者の受入調整 |

### ●関連する法令, 計画, 資料等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
児童福祉法  
高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

## 【高齢者支援課】

### ●事前準備(平時にやるべきこと)

- 民間事業所・施設の災害時情報共有システムへの事前登録の推進
- 国の補助金のメニューの確認・施設の災害マニュアル等定期的な確認の実施

### ●留意事項

- 事業所や施設の被災状況の把握の実施

### ●関係機関との調整

| 関係機関             | 調整事項         |
|------------------|--------------|
| 高知県建築士協会         | 危険度区分判定等の実施。 |
| 高知県, 県内市町村, 各施設等 | 被災者の受入調整     |

### ●関連する法令, 計画, 資料等

老人福祉法  
高知市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

**【基幹型地域包括支援センター】**

|   |             |
|---|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |             |
| ○基幹型地域包括支援センターが担当している要支援1・2、事業対象者の高齢者宅を訪問し、避難時にどのような支援が必要か聞き取りを行い、個別避難計画を作成する。    |             |
| ○地域防災推進課を通じて、自主防災組織等に個別避難計画を共有し、要援護者と避難支援者をつなぐ。                                   |             |
| ○被災した高齢者の生活支援について、支援内容や関係機関との連携体制構築に向け検討する。                                       |             |
| <b>●留意事項</b>  |             |
| ○被災した高齢者が避難所等に避難している場合は、被災した高齢者の避難支援の留意点(常用薬、かかりつけ医、食事制限、禁忌動作等)を避難所等の運営につなぐ必要がある。 |             |
| ○被災した高齢者の被災時の状況によっては、福祉避難所につなぐ必要がある。  |             |
| <b>●関係機関との調整</b>  |             |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b> |
| 地域包括支援センター  | 安否確認での連携    |
| 介護サービス事業者   | 介護サービス提供の調整 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |             |
| 介護保険法<br>高知市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  |             |

**【福祉管理課・第一福祉課・第二福祉課】**

|   |             |
|---|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |             |
| ○救護施設事業者が事業継続するために、必要な情報の周知が行えるよう連絡体制の整備を行っておく。   |             |
| ○事業継続(再開)に必要な支援を円滑に行えるように、復旧支援の工程を整備しておく。   |             |
| ○施設の復旧や新設に係る国や県の補助金等を把握しておく。  |             |
| ○生活保護制度に関する小冊子等を整備し、研修等により生活保護制度の理解に努める。  |             |
| <b>●留意事項</b>  |             |
| ○被災した災害弱者が多数の場合は、地域内の施設のみでは入所定員を超える場合が考えられるため、近隣の地方公共団体の施設と情報交換を行い、簡易ベッドの補充や他施設への搬送等の措置を図る等、一時入居者への対応や受入人数の調整を図る。                       |             |
| ○一時入居者の転所、退所にあたっては入居の必要性、入居者の希望等に配慮し、適切に対処する。   |             |
| ○救護施設が被災した場合には、周辺の福祉施設と調整を図り、被災施設の入居者の受け入れ先を速やかに確保し、移転が図られるようにする。この場合、入居者はできるだけまとまった形で周辺施設へ移転することに配慮し、移転先で入居者が孤立することのないように調整することが重要である。 |             |
| <b>●関係機関との調整</b>  |             |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b> |
| 高知県地域福祉政策課  | 救護施設関連での連携  |
| 高知県福祉指導課  | 救護施設関連での連携  |
| 高知県、県内市町村、各施設等  | 被災者の受入調整    |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |             |
| 生活保護法   |             |

**【保育幼稚園課】**

|  |             |
|--|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>                              |             |
| ○地域の福祉需要動向等の継続的な調査・把握体制を構築しておく。協力団体を把握し連絡システムを定める。   |             |
| ○新たな社会福祉施設の建築可能地の事前選考を行う。                            |             |
| <b>●留意事項</b>   |             |
| ○被害が大きい保育所等については、復旧までの間は他の保育所等で保育を行うことなどを想定し、検討しておく。 |             |
| <b>●関係機関との調整</b>                                     |             |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b> |
| 高知県幼保支援課   | 復旧・復興対応での連携 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>                                |             |
| 児童福祉法  |             |

#### (4)メンタルヘルスケアの充実

|       |   |     |                 |
|-------|---|-----|-----------------|
| 施策コード | 3-5-4   | 施策名 | 施策5: 公的サービス等の回復 |
| 項目    | (4)メンタルヘルスケアの充実   |     |                 |
| 概要    | <b>【児童に対するこころのケア事業の実施】</b><br>○災害により健康障害が発生する場合や被災による精神的なダメージ(PTSD: 心的外傷後ストレス障害)が原因となって身体機能が低下する等の影響を受ける被災者が発生する可能性がある。被災者(児童)の健康回復・精神的な安定を図るために、健康管理や精神的ケアを行う。 |     |                 |

##### ●業務項目・手順等

| 内容                 | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
|--------------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|
|                    |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |
| ①こころのケアに関する相談窓口の設置 | 健康増進課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
| 健康増進課              | 1)心の相談窓口の開設<br>2)巡回相談の実施<br>・避難所等において被災住民を対象に心身の健康相談の実施<br>3)DPAT等関係機関との連携 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |

| 内容                    | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
|-----------------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|
|                       |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |
| ②児童・生徒に対するこころのケア事業の実施 | 保育幼稚園課, 人権・こども支援課, 高知商業高等学校   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
| 共通事項                  | ○被災の経験はその後の人格形成に大きな影響を与える場合があることから、児童・生徒のこころのケアに関する対策を充実する。<br>①児童・生徒に対する相談窓口の設置やカウンセリングの実施、遊び場の確保等により、精神的な健康の早期回復を目指す。<br>②保育所や学校等との連携を図り、ケアが必要な児童・生徒に関する情報収集を行う。<br>③保健所や教育委員会と連携を図り、スクールカウンセラーや精神科医、心の教育アドバイザー(臨床心理士)等、専門家による児童・生徒のこころのケア対策に努める。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |

| 内容                 | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
|--------------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|
|                    |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |
| ③在宅障害者、ハイリスク者の巡回相談 | 健康増進課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
| 健康増進課              | 1)巡回相談の実施<br>・精神保健医療の専門人材によるチームを編成し、避難所や応急仮設住宅を中心に巡回精神相談を実施する。<br>2)DPAT等関係機関との連携 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |

| 内容          | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
|-------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|
|             |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |
| ④支援者自身の心のケア | 健康増進課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
| 健康増進課       | 1)支援者のストレス対処法を啓発<br>・支援者のストレスについての教育<br>・支援者の心身のチェックと相談体制<br>2)支援者の心のケア対策<br>・関係機関と連携し、支援者の心のケア対策を検討 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |

| 内容                         | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
|----------------------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|
|                            |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |
| ⑤ストレスやPTSDに関する健康教育、普及啓発の実施 | 健康増進課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
| 健康増進課                      | 1)健康教育の実施<br>・避難所等において被災住民を対象とした健康教育の実施<br>2)普及啓発活動<br>・ストレスやPTSDに関するチラシ、ポスターを作成し避難所等で配布する |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |

【健康増進課】

|  |                      |
|--|----------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                      |
| ○要配慮者や支援者等の情報、資料の整備等<br>○災害時の心のケアに関する知識や技術の向上<br>○心のケアサポーターを養成し、地域住民への啓発を実施。PTSDに関する事前研修の実施。   |                      |
| <b>●留意事項</b>   |                      |
| ○身体の健康管理に関しては、一般的に高齢者や障害者、慢性疾患を持つ人などが身体の異常を生じやすいことから、優先的に対処する必要がある。<br>○一般的に精神的なダメージを取り除くには長期間を要するため、継続的なケア対応の可能な組織体制が必要である。<br>○特に高齢者や障害者への支援を実施するためのマンパワーの確保を図るために、社会福祉協議会等を通じて、福祉関連の専門ボランティアを募集し、ボランティアを活用した介護やケアにあたる。<br>○人的被害で家族の内一人だけ残されるような場合では、遺族に対しては、特に長期にわたり十分な精神的ケアが必要である。 |                      |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                      |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>          |
| 高知県障害保健支援課   | 高知県災害時の心のケアマニュアルについて |
| 高知県精神保健福祉センター  | 高知県災害時の心のケアマニュアルについて |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |                      |
| 高知市自殺対策計画, 高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画, 高知市健康づくり計画   |                      |

【保育幼稚園課】

|  |   |
|--|---|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |   |
| ○児童に対するこころのケア事業の実施<br>○PTSDに関する事前研修の実施<br>○子どものこころのケアに対する体制の整備<br>○心のケア等の専門知識を持った専門家の確保・育成                         |   |
| <b>●留意事項</b>   |   |
| ○一般的に精神的なダメージを取り除くには長期間を要するため、継続的なケア対応の可能な組織体制が必要である。<br>○人的被害で家族の内一人だけ残されるような場合では、遺族に対しては、特に長期にわたり十分な精神的ケアが必要である。 |   |
| <b>●関係機関との調整</b>   |   |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>   |
| 保健所(健康増進課)   | 児童に対する心のケア事業の実施について、健康福祉部で行う精神保健医療の専門的人材によるチームで行う保育所等での巡回相談の実施のほか、児童への対応の仕方について保育士へ伝えていただく。 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |   |
| 児童福祉法  |   |

【人権・こども支援課】

|  |               |
|--|---------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |               |
| ○PTSDに関する事前研修の実施<br>○子どものこころのケアに対する体制の整備<br>○小中学校との連携によるスクールカウンセラーの設置等の推進<br>○自治体職員等活動要員のためのケア体制<br>○心のケア等の専門知識を持った専門家の確保・育成             |               |
| <b>●留意事項</b>   |               |
| ○一般的に精神的なダメージを取り除くには長期間を要するため、継続的なケア対応の可能な組織体制が必要である。<br>○人的被害で家族の内一人だけ残されるような場合では、遺族に対しては、特に長期にわたり十分な精神的ケアが必要である。<br>○学校及び関係機関と情報共有を行う。 |               |
| <b>●関係機関との調整</b>   |               |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>   |
| 高知県教育委員会人権教育・児童生徒課   | カウンセリング実施への連携 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |               |
| 児童福祉法  |               |

【高知商業高等学校】

●事前準備(平時にやるべきこと)

- こころのケアに関する相談窓口の設置
- 生徒に対するこころのケア事業の実施
- 自治体職員等活動要員のためのケア体制
- 心のケア等の専門知識を持った専門家の確保・育成

●留意事項

- 身体の健康管理に関しては、一般的に高齢者や障害者、慢性疾患を持つ人などが身体の異常を生じやすいことから、優先的に対処する必要がある。
- 一般的に精神的なダメージを取り除くには長期間を要するため、継続的なケア対応の可能な組織体制が必要である。
- 特に高齢者や障害者への支援を実施するためのマンパワーの確保を図るために、社会福祉協議会等を通じて、福祉関連の専門ボランティアを募集し、ボランティアを活用した介護やケアにあたる。
- 人的被害で家族の内一人だけ残されるような場合では、遺族に対しては、特に長期にわたり十分な精神的ケアが必要である。

●関係機関との調整

| 関係機関     | 調整事項     |
|----------|----------|
| 高知県保健体育課 | 復興対応での連携 |

●関連する法令, 計画, 資料等

学校保健安全法



## (5)学校の再開

|       |  |     |                 |
|-------|--|-----|-----------------|
| 施策コード | 3-5-5  | 施策名 | 施策5: 公的サービス等の回復 |
| 項目    | (5)学校の再開   |     |                 |
| 概要    | ○災害が発生し、避難が必要となった場合、小中学校は避難所として長期間通常の利用ができなくなることが予測される。このような事態に対して被災した児童・生徒への教育の確保を図るために、教育施設等の早期再検討による教育の場等の確保が課題となる。 |     |                 |

### ●業務項目・手順等

| 内容       | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|----------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|          |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①教育施設の復旧 | 学校環境整備課, 高知商業高等学校   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項     | 1)公立学校の施設の復旧<br>・施設の被害状況や避難所としての利用, 復興状況等を勘案し, かつ児童・生徒に対する教育が滞ることのないよう, 優先的に学校施設の再建を行う。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容     | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|--------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|        |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ②教室の確保 | 学校環境整備課, 高知商業高等学校   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項   | 1)仮設校舎の建設<br>・被災により教室が不足している学校については, 応急仮設校舎の建設を検討する。<br>・なお, 国の公立諸学校建物其他災害復旧費補助金の対象となるため, 建設する場合は必要に応じて補助金の申請を行う。<br>2)民間施設等の利用の検討と協力依頼<br>・学校の被災が著しく, かつ仮設校舎の建設用地に不足があるなどの場合には, 早期授業再開のため, 社会教育施設や民間施設の一部を教室として利用することを検討するとともに, 関係機関等に協力を依頼する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容           | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|--------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|              |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ③被災児童・生徒への支援 | 学校教育課, 高知商業高等学校   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 学校教育課        | 災害救助法が適用となる場合は, 児童・生徒に対して無償で教科書を支給する。   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 高知商業高等学校     | ○被害の影響が児童・生徒の生活基盤におよぶ場合, 一時的に授業料を納入することができなくなったり, 学生生活を継続するのが困難になることが予想される。このような事態は公立・私立を問わず全ての児童・生徒に起こり得るため, 被災児童・生徒に対する授業料の免除等の支援策を実施する。<br>①授業料等の軽減<br>・被災により生活基盤を喪失した者に対して, 授業料等の軽減等の対策をとる。<br>②学用品の支給<br>・災害救助法が適用となる場合は, 児童・生徒に対して無償で教科書等の学用品を支給する。<br>③転校等についての柔軟対応<br>・近隣自治体も含め, 各学校長に対して, 被災による転入学児童・生徒についての弾力的な取り扱いを依頼する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容        | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-----------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|           |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ④入学試験への対応 | 高知商業高等学校   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 高知商業高等学校  | ○災害の発生した時期によっては, 被災地内の児童・生徒・学生が入学試験を受けられなかったり, 会場等の施設の被災や交通機関の復旧の遅れ等により入学試験が混乱することも想定される。その際には, 不公平が生じないよう, 関係機関との協議・連携のもと, 対策を講じる。<br>○受験者間に不公平が生じないよう, 関係機関との協議を行い, 入学試験の日程変更や出願締切りの延期, 会場の変更等の柔軟な対応をとる。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容            | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|---------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|               |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ⑤転校についての柔軟な対応 | 青少年・事務管理課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 青少年・事務管理課     | 1)市内学校の被害情報収集<br>・市内学校の被害や避難所開設状況を確認し、学校の再開や教育場所の確保にかかる情報を収集する。<br>2)近隣自治体への弾力的な取り扱いの依頼<br>・市内での被害が大きい場合は、近隣自治体への被災による転入学児童・生徒への弾力的な取り扱いを依頼する。<br>3)転出入希望者からの相談対応や情報提供<br>・新しい拠点や避難場所からの就学について校区学校の情報提供を行うとともに、相談には柔軟に対応する。<br>4)転出入者への通知<br>・被災を受けての転出入による転校にあたっては弾力的な取り扱いを行う。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容         | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|            |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ⑥子ども会事業の再開 | 人権・こども支援課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 人権・こども支援課  | 1)施設の復旧(児童館, 集会所)<br>・施設の被災状況や避難所としての利用, 復興状況等を勘案し, かつ子どもの居場所としての子ども会事業が実施できるよう, 施設の再建を行う。<br>2)人材の確保<br>・発災後は応急業務への対応の必要性から人材不足が見込まれるため, 関係機関と情報共有をしながら, 配置転換も含めて事業再開に必要な人材確保に努める。<br>3)学校再開時期との調整<br>・発災後は学校も避難所機能が優先される。校区小・中学校と連携・協議しながら, 学校再開を見据え, 児童・生徒が安心, 安全に過ごすことができる居場所の提供を行う。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

【学校教育課】

|  |                  |
|--|------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b><br>○教科書の給与手順についてのマニュアル化<br>・被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学した場合の教科書の取扱いについて<br>・被災により喪失又は損傷した教科書の給与について   |                  |
| <b>●留意事項</b><br>○災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)では, 同法第2条第1項適用地域において, 被災に伴い喪失又は損傷した教科書(高等学校分を含む。)を児童生徒へ給与することが, 都道府県知事の行う救助の一つとして定められており, それに要する費用について国庫負担がなされること。<br>○そのため, 域内に同法第2条第1項適用地域がある都道府県教育委員会においては, 教科書・一般書籍供給会社等とも連携し, 可能な限り速やかに児童生徒の教科書の喪失又は損傷の状況について, 把握する必要があること。 |                  |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                  |
| 関係機関   | 調整事項             |
| 高知県小中学校課   | 教科書無償給与について相互確認。 |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b><br>災害救助法   |                  |

【学校環境整備課】

|  |          |
|--|----------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b><br>1)公立学校の施設の復旧<br>・学校施設の優先的な再建事業の実施についての関係部局・関係機関等との事前協定<br>・再建事業の手続きの簡略化等に関する事前検討<br>2)代替施設の校舎としての利用検討<br>・地域内の民間施設についての被災時の教室としての利用可能性の調査<br>・民間施設の教室としての利用に関し, 施設管理者との事前協議及び協力依頼 |          |
| <b>●留意事項</b><br>○早期再開に向け, 小中高の枠を取り払い, 教室確保の検討を行う。  |          |
| <b>●関係機関との調整</b>   |          |
| 関係機関   | 調整事項     |
| 高知県小中学校課   | 代替施設等の調整 |
| 高知県高等学校課   | 代替施設等の調整 |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b><br>学校教育法<br>公立学校施設災害復旧費国庫負担法<br>高知市立高等学校授業料等に関する条例<br>高等学校等就学支援金の支給に関する法律  |          |



**【青少年・事務管理課】**

|                             |                  |
|-----------------------------|------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>     |                  |
| ○情報収集の方法を確認。                |                  |
| <b>●留意事項</b>                |                  |
| ○市外、県内外からの転入学生徒についても想定しておく。 |                  |
| <b>●関係機関との調整</b>            |                  |
| <b>関係機関</b>                 | <b>調整事項</b>      |
| 高知県小中学校課                    | 転入学生徒の受け入れについて調整 |
| 高知県高等学校課                    | 転入学生徒の受け入れについて調整 |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>     |                  |
| 学校教育法                       |                  |

**【人権・こども支援課】**

|                                   |             |
|-----------------------------------|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>           |             |
| ○優先的な再建事業の実施についての関係部局・関係機関等との事前協議 |             |
| <b>●留意事項</b>                      |             |
| ○学校及び関係部署との連絡・調整と情報共有を行う。         |             |
| ○複合施設は関係課との協議を行う。                 |             |
| <b>●関係機関との調整</b>                  |             |
| <b>関係機関</b>                       | <b>調整事項</b> |
| 高知県子ども家庭課                         | 支援の連携       |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>           |             |
| 児童福祉法                             |             |

**【高知商業高等学校】**

|   |                |
|---|----------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |                |
| 1)公立学校の施設の復旧<br>・学校施設の優先的な再建事業の実施についての関係部局・関係機関等との事前協定<br>・再建事業の手続きの簡略化等に関する事前検討                                    |                |
| 2)代替施設の校舎としての利用検討<br>・地域内の民間施設についての被災時の教室としての利用可能性の調査<br>・民間施設の教室としての利用に関し、施設管理者との事前協議及び協力依頼                        |                |
| 3)被災児童・生徒への支援<br>・災害救助法による教科書等の供与手順のマニュアル化<br>・災害救助法の適用外の教科書供与に関する事前検討<br>・被災による転校についての国や自治体、学校等との事前協議(手続きの簡略化等を含む) |                |
| 4)入学試験の日程変更等<br>・入学試験等に対する柔軟対応の方策等に関する学校等との事前協議   |                |
| <b>●留意事項</b>  |                |
| ○応急救助機関の活動拠点になっていることから、平時の授業再開に向け、各機関と調整が必要である。   |                |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>    |
| 高知県高等学校課  | 授業料の減免方法, 入試対応 |
| 高知県学校安全対策課  | 復興対応での連携       |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>   |                |
| 学校教育法<br>公立学校施設災害復旧費国庫負担法<br>高知市立高等学校授業料等に関する条例<br>高等学校等就学支援金の支給に関する法律  |                |

## (6) ボランティアとの連携

|       |  |     |                 |
|-------|--|-----|-----------------|
| 施策コード | 3-5-6  | 施策名 | 施策5: 公的サービス等の回復 |
| 項目    | (6) ボランティアとの連携   |     |                 |
| 概要    | ○災害発生時に全国から参集すると予測されるボランティアが活力を十分に発揮できるよう、市とボランティアとの連携体制を確立し、早期復興をめざす。 |     |                 |

### ●業務項目・手順等

| 内容          | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|             |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①ボランティアとの連携 | 地域コミュニティ推進課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 地域コミュニティ推進課 | 1) ボランティア登録窓口の整備<br>・「高知市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定」に基づき、市は高知市社会福祉協議会(以下「市社協」)に災害ボランティアセンター(以下「災害VC」)の設置を要請。災害VCは市社協が主体となって運営し、活動参加者の受付や被災地におけるニーズの需給調整、高知市災害VCネットワーク会議(以下「災害VCNW」)との連携等、必要な対応を行う。<br>2) 災害VCNW会議との連携協力体制の確立<br>・災害VCNW会議と市との連絡・調整、情報の共有等のため、連携を強化する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容          | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|             |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ②ボランティアの育成  | 地域コミュニティ推進課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 地域コミュニティ推進課 | 1) ボランティア講座等の開催・広報の充実<br>・高知市市民活動サポートセンターや、NPO団体等が実施する各種ボランティア講座等の開催を推進するとともに、ボランティア活動やボランティア保険等についての広報の充実を図る。<br>2) 災害ボランティアの育成<br>・市社協が実施している「高知市災害ボランティアセンター運営模擬訓練」への助成等を通じて、災害時にボランティア活動を行える人材等の育成を推進する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

### 【地域コミュニティ推進課】

#### ●事前準備(平時にやるべきこと)

- 発災時に速やかに、かつ、より有効に災害VCが機能するよう、設置場所、運営体制、必要な資器材、費用負担等について日頃から市社協と協議を行っていく。
- 市社協の行う「高知市災害ボランティアセンター運営模擬訓練」の広報を行うとともに、訓練に市職員も参加し、災害VCの実際の運営方法等について把握しておく。
- 市や各種市民団体、社協(県・市・地区)、事業者、NPOの連携組織である「高知市災害VCNW会議」での協議等を通じて、発災時のそれぞれの役割を確認するとともに連携強化に努める。

#### ●留意事項

- 人員が不足しているボランティアの種類をマスメディアその他の媒体を活用して募集する。特に専門性が求められるものに関しては、公的研究機関や大学等へ依頼することも考えられる。
- 特に訓練を受けていない一般ボランティアについては、被災者などのプライバシーを守ることや被災者の感情を逆撫ですることのないように短時間のオリエンテーションを受けさせるようにし、被災地域において効率的な働きができるようにする。

#### ●関係機関との調整

| 関係機関        | 調整事項                            |
|-------------|---------------------------------|
| 高知市社会福祉協議会  | 災害VCの設置場所、運営体制、資器材、費用負担、訓練への参加等 |
| 高知市災害VCNW会議 | 発災時の役割分担等                       |

#### ●関連する法令、計画、資料等

- 災害救助法
- 高知市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定(令和2年3月 高知市・高知市社会福祉協議会締結)
- 高知市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル(令和4年3月 高知市災害VCNW会議・高知県社会福祉協議会作成)

## 4. 安全な地域づくり

### 施策1：公共土木施設等の災害復旧

#### (1)災害復旧

|       |  |     |                  |
|-------|--|-----|------------------|
| 施策コード | 4-1-1  | 施策名 | 施策1：公共土木施設等の災害復旧 |
| 項目    | (1)災害復旧  |     |                  |
| 概要    | ○被害を受けた所管施設の早期復旧を図るため、被害状況の調査、激甚災害指定の検討及び災害査定等、災害復旧に向けて一連の手続きを定める。 |     |                  |

#### 【施設所管課】

地域活性推進課、文化振興課、民権・文化財課、総務課、地域防災推進課、地域コミュニティ推進課、スポーツ振興課、人権同和・男女共同参画課、斎場、介護保険課、地域保健課、生活食品課、障がい福祉課、高齢者支援課、保育幼稚園課、新エネルギー・環境政策課、環境施設対策課、環境保全課、環境業務課、清掃工場、東部環境センター、観光企画課、観光魅力創造課、公営事業課、農林水産課、鏡地域振興課、土佐山地域振興課、春野地域振興課、耕地課、市場課、都市建設総務課、市街地整備課、住宅政策課、公共建築課、みどり課、道路管理課、道路整備課、河川水路課、上下水道局総務課、上下水道局水道整備課、上下水道局下水道整備課、消防局総務課、学校教育課(鏡幼稚園)、学校環境整備課、青少年・事務管理課、人権・こども支援課、図書館・科学館課、高知商業高等学校

#### ●業務項目・手順等

| 内容            | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
|---------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|
|               |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |
| ①被害の把握・報告     | 施設所管課等   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
| <b>共通事項</b>   | 1)被害状況の都道府県集計と国への報告<br>・県所管課が県全体の施設被害数を速やかに集計し、その結果を国の主務省庁に対し報告できるよう所管の施設被害状況を早期に把握する。<br>2)災害緊急調査の要請<br>・大災害が発生し、緊急を要する場合には、主務省に災害査定を担当官の派遣を要請して災害緊急調査を実施することで、現地において被災した公共土木施設等に対する応急措置や復旧方針などについての助言を得ることも想定しておく。各施設の再開状況に関する情報を収集し、住民等に情報提供する。<br>3)激甚災害指定の検討と激甚災害指定の推進<br>・市は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。激震災害に係る特別財政援助を受けた時には、関係調査を作成する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
| <b>下水道整備課</b> | ○災害報告書(概算被害額の算定)を発災後10日以内に提出する<br>○災害報告書(概算被害額の訂正)を発災後1か月以内に提出する   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
| <b>住宅政策課</b>  | ○調査は、応急危険度判定の内容のほか、建物躯体、敷地の状態、エレベータや受水・排水設備等の共同設備も行い、空家については部屋内(居住部)も調査を行う。  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |

| 内容     | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|--------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|        |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ②応急工事  | 施設所管課等  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項   | <p>○被害の把握・報告と併行して、被害の拡大を防ぎ、被災した施設の従前の効用を一刻も早く回復させるために、必要に応じて応急工事を実施する。</p> <p>○応急工事は原則として管理者の負担で施行されるが、主務大臣が特別の事情があると認める場合にはその全部又は一部が国庫負担の対象となる。</p> <p>①被災事実を示す写真等の撮影</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急工事等を災害査定前に実施する場合、写真が被災事実確認の重要な資料となるので、メジャー等を添え、被災範囲、数量、規格等が確認できるように写真等を撮影しておく必要がある。</li> </ul> <p>②負担法・暫定法による応急工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主務大臣が特別の事情があると認める応急工事費には、応急本工事と応急仮工事の2種類がある。</li> <li>・応急工事については、復旧工事に利用できるような工法・材料で施工された場合には、最終的に災害復旧の中に入れて採択されることとなっている。</li> <li>・なお、一定の金額以上の応急復旧工事は事前協議の対象となる。</li> </ul> <p>○応急工事は、国庫負担の対象となるよう、検討方法は以下の優先度で実施する。</p> <p>①本復旧工事の全部又は一部として応急本工事を実施</p> <p>②負担法のルールをふまえて必要な応急仮工事を実施</p> <p>③負担法のルールにこだわらず、管理者として必要な対策をすぐに実施</p> <p>応急工事費には以下の2種類がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「応急本工事」：査定を待たずに被災施設を短期間に原型に復旧する工事の全部又は一部を施工する工事。</li> <li>・「応急仮工事」：復旧工事(本復旧)が完了するまでの短期間に、査定を待たずに被災した施設の効用を最低限必要な範囲で確保する工事。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○負担法の適用例：被災した道路の迂回路の確保、仮橋の設置など</li> <li>○暫定法の適用例：仮締切工事など</li> </ul> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 下水道整備課 | <p>1)共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県建設業協会下水道部会(災害協定)との調整</li> </ul> <p>2)管路施設</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①土砂の浚渫</li> <li>②破損箇所の修繕</li> <li>③止水バンド等による圧送管の止水</li> <li>④可搬式ポンプによる下水の排除</li> <li>⑤仮設水路・仮設管路の設置</li> <li>⑥排水設備の復旧</li> <li>⑦浮上マンホールの切り下げ・擦り付け</li> <li>⑧道路管理者との協議・調整</li> </ol> <p>3)処理場・汚水ポンプ場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急復旧工事の実施については、①構造的な被害②機能的な被害③周辺施設に与える影響の程度を踏まえて判断し、本復旧にかかるまでの期間を勘案し、段階的に実施する。</li> <li>・土木、建築、機械、電気の各職種の応急復旧工事の情報を共有して実施する。</li> <li>・既存施設の代替利用や他設備機器の転用により機能を確保する。</li> </ul>  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 住宅政策課  | ○応急的な処置で、居住機能が維持できる内容のものについては、工事発注などで対応を行う。   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容           | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|--------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|              |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ③復旧の基本方針の決定等 | 施設所管課等  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項         | <p>1)復旧の基本方針の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧の基本方針は県が定める。</li> </ul> <p>2)災害復旧計画概要書(査定設計書)の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害を受けた公共施設等の管理者は、1)の基本方針に基づき、速やかに災害復旧計画概要書(査定設計書)を作成する。</li> <li>・なお、被害を受けた公共土木施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本にしつつも、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。</li> </ul> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 下水道整備課       | ○点検・調査の情報により、被害状況や復旧に要する期間を的確に把握し、短期・長期の復旧方針を作成。復旧対象の各施設・機器について応急対策とするか恒久対策とするかの方針を決定。被害の発生時期やほかの災害復旧工事の状況等も考慮し、復旧工事の目標スケジュールを設定する。   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| みどり課         | ○応急仮設住宅建設用地等公園緑地の使用状況を見定めながら、都市計画や地域特性、地域住民の意向を踏まえた復旧・復興の方針を策定する。   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 住宅政策課        | ○修理・修繕が必要な内容などをとりまとめ、【恒久住宅の供給・再建(2)公営住宅の供給①公営住宅の建替・補修】で、方針を決定する。  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容    | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|       |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ④災害査定 | 施設所管課等  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項  | <p>1)災害査定申請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は復旧事業費の早期決定により災害復旧事業の円滑な実施を図るため、都道府県営災害復旧事業について、国(関係省庁)に対し国庫負担申請(査定予定日の2週間前を目安に申請)を行う。市町村営災害復旧事業については副申を行う。</li> </ul> <p>2)査定の迅速化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害査定を迅速に実施するため、総合単価や机上査定限度額の引き上げを要請する。</li> <li>・災害復旧の申請額を算定する作業を簡素化、迅速化するため、総合単価が設定されている。</li> <li>・総合単価は、単位あたりの直接工事費によって算出される。</li> <li>・実際に現場で行う査定のほかに、写真等の資料を基に行う机上査定がある。</li> <li>・大災害の場合には、この限度額が引き上げられることがある。</li> </ul> <p>(総合単価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧の申請額を算定する作業を簡素化、迅速化するため、総合単価が設定されている。</li> <li>・総合単価は、単位あたりの直接工事費によって算出される。なお、申請の限度額は、平成26年に撤廃されている。</li> </ul> <p>(机上査定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に現場で行う査定のほかに、写真等の資料を基に行う机上査定がある。これは、負担法関連では通常300万円以下、暫定法関連及び文教施設では200万円以下の案件が対象となる。</li> <li>・大災害の場合には、この限度額が引き上げられることがある。</li> </ul> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 河川水路課 | <p>1)大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・激甚災害(本激)に指定又は指定の事前公表がされた災害で、かつ、「緊急災害本部」が設置された災害、もしくは、激甚災害(本激)に指定又は指定の事前公表がされた災害の査定を適用する。</li> <li>・申請額1,000万円未満までは机上査定。ただし、区分A(激甚災害に指定されかつ緊急災害本部が設置された災害の場合)の机上査定は5,000万円まで引き上げられる。</li> <li>・航空写真や代表的な断面の活用が可能で、災害査定の準備期間の軽減及び作業量(測量、図面作成等)を軽減できる。</li> </ul> <p>2)事前打合わせによる査定前の工事着手</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・査定前に緊急に施行する必要性のある施設に適用する。</li> <li>・査定前に打合わせを行い、査定の迅速な処理及び査定に手戻りが生じないようにするために行う。</li> </ul>  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 住宅政策課 | ○【恒久住宅の供給・再建(2)公営住宅の供給①公営住宅の建替・補修】に記載   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容              | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-----------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                 |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ⑤災害復旧関係技術職員等の確保 | 人事課、環境保全課、観光企画課、観光魅力創造課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 人事課             | <p>1)安否確認システムを活用し、安否確認を行う。</p> <p>2)各所属は部局総務課を通じて部局長へ安否状況及び参集状況を報告する。部局長は災害対策本部へ報告する。</p>   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 環境保全課           | <p>1)災害復旧関係技術職や専門職の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧事業に関して技術職員が不足した場合や専門職員が必要な場合に、高知県や(社)全国防災協会に要請する。</li> </ul>  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 観光企画課、観光魅力創造課   | <p>○当課において、災害復旧事業に係る技術職員等が不足しているため、当該災害復旧事業を所管する都道府県の部局の主幹課に対し、技術職員等の応援派遣について協力を要請する。</p> <p>(参考)災害復旧技術専門家派遣制度</p> <p>○大規模な災害発生時には、災害復旧業務の実践経験を積んだ技術者が不足がちなことから、地方公共団体からの要請により、災害復旧制度に熟知し、復旧工法に関する高度な技術的知識や実践経験が豊富な専門家を災害現地に派遣し、災害復旧活動の支援・助言をボランティア活動として行うことを目的として平成15年に創設された制度。</p> <p>○手順：派遣要請は、地方公共団体等が(社)全国防災協会を通じて行う。</p> <p>○活動に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援・助言は無報酬のボランティア活動として行われる。</li> <li>・派遣に要する交通費・宿泊費等の実費は、原則として派遣要請を行った地方公共団体等が負担。</li> </ul> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容             | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|----------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ⑥被害調査(2次調査)の実施 | 上下水道局下水道整備課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 下水道整備課         | <p>○共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本復旧工事を実施するか否かの判断、復旧工事の数量、復旧工法の決定、災害査定用資料の作成のために必要な情報を得るために行う。</li> <li>・応援自治体、(公社)日本下水道管路管理業協会、(公社)全国上下水道コンサルタント協会及び日本下水道事業団との調整</li> </ul> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |



| 内容        | 担当部局            | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |
|-----------|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|
|           |                 | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |
| ⑦本復旧工事の実施 | 上下水道局下水道整備課     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |
| 下水道整備課    | ○ライフライン施設の復興を参照 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |

【施設所管課】 ※ここに記載の無いものは、各課に記載しています。

| ●事前準備(平時にやるべきこと)   |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○被害の状況調査、災害査定等の手続きについて理解し、想定される業務を把握しておく</li> <li>○災害復旧の手順を平時から確認しておく</li> <li>○各所管施設の点検・整備。</li> <li>○災害査定に係る測量及び設計書作成を行うことのできる技術職員の確保(研修等)</li> <li>○市営住宅管理センター(指定管理者)との災害時対応協議及びセンターの対応体制の確立(住宅政策課)</li> <li>○高知市が管理する施設(墓地及び納骨堂、大気監視局)の状況調査を実施する。(環境保全課)</li> </ul>   |  |
| ●留意事項  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○地方公共団体が管理する公共施設や公共土木施設等が災害を受けた場合、迅速な効用回復によって民生安定を図り、また被害の発生を防止する必要がある。</li> <li>○災害に因って必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧することを目的としているが、被災の状況によっては原形復旧のみでは事業の効果限定され、再度同様の自然災害で被災(再度災害)する場合もあるため、災害復旧事業に別途改良費を加えて事業を実施することもある。</li> <li>○近年は、地球環境から身近な自然環境まで、その保全や改善が社会資本整備においても重要な課題となっている。災害復旧事業もその例外でなく、事業の実施に当たって自然環境との調和や良好な環境づくりに努めることが求められており、そのための事業ガイドラインが作成されている。</li> <li>○「大規模災害からの復興に関する法律」(平成25年法律第55号)において、被災地方公共団体等からの要請及び当該被災地方公共団体等における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業等の工事について、国または都道府県が代行できることが明記された。</li> <li>○上下水道局本庁舎、資機材倉庫及び災害応援隊受入用駐車場の設備の点検・整備を行っておく。</li> </ul> |  |
| ●関係機関との調整  |  |
| 関係機関   | 調整事項   |
| 高知県土木事務所   | 復興対応での連携   |
| 高知県公園下水道課  | 復興対応での連携   |
| 高知県防災防砂防課  | 災害査定申請に関すること   |
| 高知県総務課   | 財政面・被害調査での連携   |
| 高知県人権・男女共同参画課  | 復興対応の連携  |
| 地下埋設物管理者   | 特にガス事業者からの情報は管路施設の被害箇所への推定に参考になり、かつ管路施設内へのガス漏洩の危険防止対策になるため、情報収集を行う |
| 高知県文化国際課   | 復興対応での連携(被害状況の把握等)   |
| ●関連する法令、計画、資料等   |  |
| 地方自治法<br>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律<br>災害対策基本法<br>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(国土交通省)<br>公立社会教育施設災害復旧事業(文部科学省)<br>公営住宅法<br>道路法<br>河川法<br>下水道法<br>建築基準法<br>水質汚濁防止法<br>下水道施設の耐震対策指針と解説2014年版、下水道施設の地震対策マニュアル2014年版、高知市下水道BCP   |  |

【文化振興課、民権・文化財課】

| ●事前準備(平時にやるべきこと)  |                    |
|---|--------------------|
| ○支援制度の確認や受入れ体制の整備などを確認、検討しておく。  |                    |
| ●留意事項   |                    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○各施設の優先的な再建事業の実施に関して、関係部局・関係機関等と事前協議を行うとともに、事業の手続きの簡略化等に関して事前に検討しておく。</li> <li>○自治公民館等、民間施設の復旧に関する事業手法(適用事業、助成金額、国への支援要請方法等)の検討</li> </ul> |                    |
| ●関係機関との調整   |                    |
| 関係機関  | 調整事項               |
| 高知県文化国際課  | 復興対応での連携(被害状況の把握等) |
| ●関連する法令、計画、資料等  |                    |
| 公立社会教育施設災害復旧事業(文部科学省)<br>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律   |                    |

**【総務課】**

**●事前準備(平時にやるべきこと)**

○被害の状況調査, 災害査定等の手続きについて理解し, 想定される業務を把握しておく

**●留意事項**

○復興法に基づく災害復旧事業の代行

・「大規模災害からの復興に関する法律」(平成 25 年法律第 55 号)において, 被災地方公共団体等からの要請及び当該被災地方公共団体等における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は, 漁港, 道路, 海岸保全施設, 河川等の災害復旧事業等の工事について, 国または都道府県が代行できることが明記された。

**●関係機関との調整**

| 関係機関   | 調整事項         |
|--------|--------------|
| 高知県総務課 | 財政面・被害調査での連携 |

**●関連する法令, 計画, 資料等**

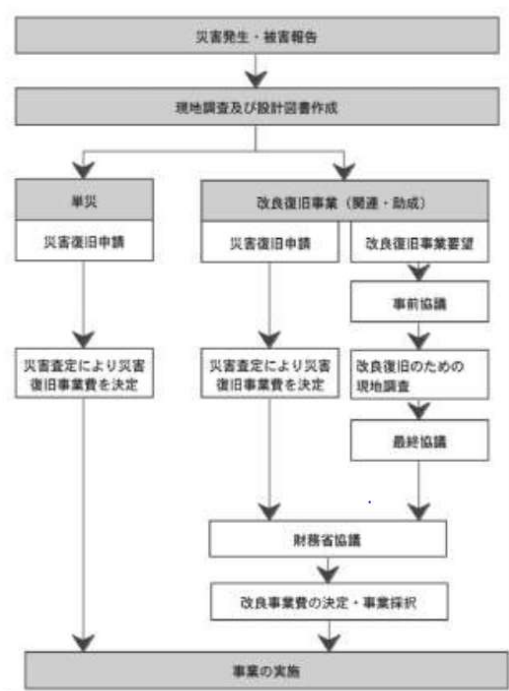


図2.2.1-2 災害復旧の手順

**【人事課】**

**●事前準備(平時にやるべきこと)**

○安否確認システムの運用テストを行う。  
○BCPの精査。庁内の人員調整方法の整理を行っておく。

**●留意事項**

○応急対策期の応援職員の受け入れについては, 災害対策本部で対応する。  
○会計年度任用職員の安否確認の方法及び市営住宅の宿泊所としての活用を今後検討する。

**●関係機関との調整**

| 関係機関         | 調整事項   |
|--------------|--------|
| 高知市旅館ホテル協同組合 | 宿泊所の確保 |

**●関連する法令, 計画, 資料等**



**【人権同和・男女共同参画課】**

|  |             |
|--|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |             |
| ○被害状況の調査方法の手順について明確にしておく。  |             |
| <b>●留意事項</b>   |             |
| ○災害復旧時に近隣の公共施設との複合化の可能性を検討する。  |             |
| <b>●関係機関との調整</b>   |             |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b> |
| 高知県人権・男女共同参画課  | 復興対応の連携     |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>  |             |
| 隣保館設置運営要綱, 同和対策関連施策～部落差別解消に向けた取組～<br>高知市立市民会館条例, 高知市人権施策推進基本計画<br>高知市立市民会館条例施行規則 |             |

**【地域保健課】**

|  |                               |
|--|-------------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                               |
| ○発災以降の災害査定や, 応急工事に伴う業務を想定し, 業務順位をつけて準備をしておく。   |                               |
| <b>●留意事項</b>   |                               |
| ○復興法に基づく災害復旧事業の代行<br>・「大規模災害からの復興に関する法律」(平成 25 年法律第 55 号)において, 被災地方公共団体等からの要請及び当該被災地方公共団体等における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は, 漁港, 道路, 海岸保全施設, 河川等の災害復旧事業等の工事について, 国または都道府県が代行できることが明記された。 |                               |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                               |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>                   |
| 高知県  | 財政的支援を受けるにあたっての財政面・施設調査面等での調整 |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>  |                               |

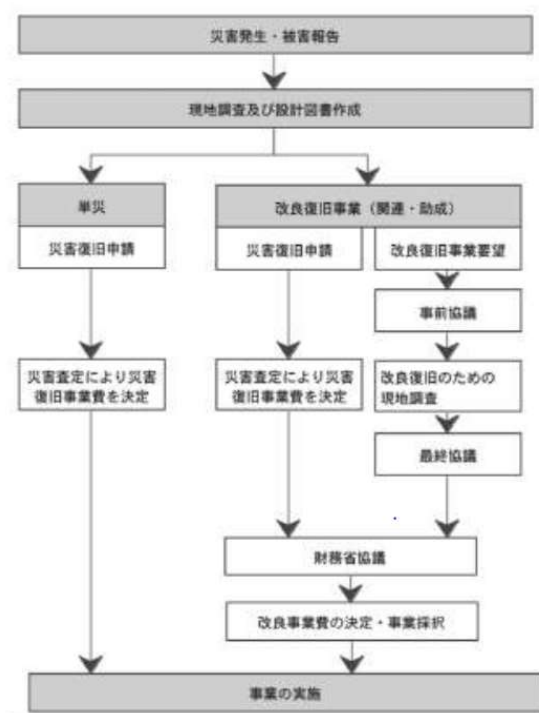


図2.2.1-2 災害復旧の手順

- 総合単価
  - ・災害復旧の申請額を算定する作業を簡素化, 迅速化するため, 総合単価が設定されている。
  - ・総合単価は, 単位あたりの直接工事費によって算出される。なお, 申請の限度額は, 平成26年に撤廃されている。
- 机上査定
  - ・実際に現場で行う査定のほかに, 写真等の資料を基に行う机上査定がある。これは, 負担法関連では通常300万円以下, 暫定法関連及び文教施設では200万円以下の案件が対象となる。
  - ・大災害の場合には, この限度額が引き上げられることがある。

**【環境保全課】**

|  |             |
|--|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |             |
| ○高知市が管理する施設(墓地及び納骨堂, 大気監視局)の状況調査を実施する。                                     |             |
| <b>●留意事項</b>   |             |
|  |             |
| <b>●関係機関との調整</b>   |             |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b> |
|  |             |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>  |             |
| 高知市地域防災計画(地震・津波対策編)令和3年度修正<br>「激震災害による対処するための特別の財政支援等に関する法律(昭和37年法律第150号)」 |             |

**【観光企画課・観光魅力創造課】**

|  |             |
|--|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>                |             |
| ○災害復旧の手順を平時から確認しておく。                   |             |
| <b>●留意事項</b>                           |             |
| ○大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興体制や復興基本方針を確認する。 |             |
| <b>●関係機関との調整</b>                       |             |
| <b>関係機関</b>                            | <b>調整事項</b> |
|  |             |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>                |             |
| 都市公園法<br>復興法<br>高知市都市公園条例              |             |

**【鏡地域振興課】**

|   |             |
|---|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |             |
|   |             |
| <b>●留意事項</b>  |             |
| ○「大規模災害からの復興に関する法律」(平成25年法律第55号)に基づき, 必要に応じて国や県が災害復旧事業等の工事を代行できることが明記されている。 |             |
| <b>●関係機関との調整</b>  |             |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b> |
|   |             |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>   |             |
|   |             |

**【耕地課】**

|                         |             |
|-------------------------|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b> |             |
| ○各所管施設の点検・整備。           |             |
| <b>●留意事項</b>            |             |
|                         |             |
| <b>●関係機関との調整</b>        |             |
| <b>関係機関</b>             | <b>調整事項</b> |
|                         |             |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b> |             |
|                         |             |

**【都市建設総務課】**

|  |          |
|--|----------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |          |
| ○各駐車場における特性等の把握<br>○災害査定に係る測量及び設計書作成を行うことのできる技術職員との災害時を想定した平時の打ち合わせ等   |          |
| <b>●留意事項</b>   |          |
| ○災後は罹災証明の発行等の行政手続きのため、市役所への来庁者が増えることが想定されることから、高知市県庁前地下駐車場等については市民の利便性確保のため、施設の効用を最小限必要な範囲で確保する応急仮工事等も検討する。また、一部国民保護避難施設としての指定を受けている駐車場もあり、国民の生命を保護する目的も有している駐車場もあることから、駐車場ごとに優先順位をつけ、できるだけ早期の原形復旧に努め、被災後の修繕計画についても随時更新していく。 |          |
| <b>●関係機関との調整</b>   |          |
| 関係機関   | 調整事項     |
| 高知県公園下水道課  | 復興対応での連携 |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>  |          |
| 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(国土交通省)<br>高知市駐車場修繕計画  |          |

**【市街地整備課】**

|                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>        |           |
| ○災害復旧申請や災害査定を受けるための手順を確認する。    |           |
| <b>●留意事項</b>                   |           |
| ○復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。 |           |
| <b>●関係機関との調整</b>               |           |
| 関係機関                           | 調整事項      |
| 道路整備課・みどり課                     | 復旧基本方針の確認 |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>        |           |
| 災害手帳                           |           |

**【住宅政策課】**

|   |      |
|---|------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |      |
| ○市営住宅管理センター(指定管理者)との災害時対応協議及びセンターの対応体制の確立<br>○エレベータや受水・排水設備等、共用設備の復旧体制の確立 |      |
| <b>●留意事項</b>  |      |
|   |      |
| <b>●関係機関との調整</b>  |      |
| 関係機関  | 調整事項 |
|   |      |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>   |      |
| 公営住宅法   |      |

**【みどり課】**

|   |            |
|---|------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |            |
| ○災害査定に係る測量及び設計書作成を行うことのできる技術職員の確保(研修等)  |            |
| <b>●留意事項</b>  |            |
| ○被災後、公園緑地は公共のオープンスペースとして、応急仮設住宅建設用地や災害廃棄物仮置場等の応急的な用地として使用される。復興復旧に向けた公園緑地の整備に際しては、これら応急的な使用状況と整合を図る必要がある。 |            |
| <b>●関係機関との調整</b>  |            |
| 関係機関  | 調整事項       |
| 高知県土木部公園下水道課  | 復旧復興対応での連携 |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>   |            |
| 公共土木施設(公園)災害復旧事業(国土交通省)   |            |

**【道路管理課】**

|                                      |                |
|--------------------------------------|----------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>              |                |
| ○情報共有のための連絡体制の構築                     |                |
| <b>●留意事項</b>                         |                |
| ○被災報告については、報告箇所の抜かりがないよう確認し速やかに報告する。 |                |
| <b>●関係機関との調整</b>                     |                |
| 関係機関                                 | 調整事項           |
| 高知県道路課                               | 被害状況等の報告, 情報共有 |
| 高知県防災砂防課                             | 災害復旧事業に関すること   |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>              |                |
|                                      |                |

**【道路整備課】**

|  |             |
|--|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |             |
| ○災害復旧申請や災害査定を受けるための手順を確認する。  |             |
| <b>●留意事項</b>   |             |
| ○復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。<br>○災害復旧事業の代行について、市の要請及び市における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、市に代わり国または都道府県が代行できることが「大規模災害からの復興に関する法律」(平成25年法律第55号)に明記された。 |             |
| <b>●関係機関との調整</b>   |             |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b> |
| 高知県  | 査定協議の日程     |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>  |             |
| 高知市地域防災計画(一般対策編)   |             |

**【河川水路課】**

|   |             |
|---|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |             |
| ○排水機場等の施設台帳を整備しておく<br>○航空写真(GIS)等を用いた災害設計図書作成の訓練  |             |
| <b>●留意事項</b>  |             |
| ○災害査定前に工事着手した場合には、査定時に被災状況等が確認できる資料を整えておく。<br>○大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針を適用する場合、被災後10日以内に要望の申し出が必要。<br>また、1箇所の決定見込金額が4億円以上となる場合は、採択保留となる。<br>○災害復旧工事としての採否は、事前打合せの際ではなく、あくまでも査定の時点で決定される。<br>○決定(未入)金額からの3割又は300万円以上の増額、工種の追加は重要変更の対象となり、協議から決定までに半年以上の期間を要する。 |             |
| <b>●関係機関との調整</b>  |             |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b> |
| 高知県河川課  | 復興対応での連携    |
| 高知土木事務所   | 復興対応での連携    |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>   |             |
| 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法<br>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令<br>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則<br>公共土木施設災害復旧事業査定方針<br>大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針<br>河川砂防技術基準<br>美しい山河を守る災害復旧基本方針<br>公共土木施設災害復旧事業費ガイドライン(案)<br>大規模災害からの復興に関する法律   |             |

**【上下水道局上下水道局総務課】**

|  |             |
|--|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |             |
| ○上下水道局本庁舎、資機材倉庫及び災害応援隊受入用駐車場の設備の点検・整備を行っておく。   |             |
| <b>●留意事項</b>   |             |
| ○応急工事は原則として管理者の負担で施行されるが、主務大臣が特別の事情があると認める場合にはその全部又は一部が国庫負担の対象となる。<br>○被害を受けた公共土木施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本にしつつも、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。<br>○災害査定を迅速に実施するため、総合単価や机上査定限度額の引き上げを要請する。 |             |
| <b>●関係機関との調整</b>   |             |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b> |
| 高知県市町村振興課  | 復興対応での連携    |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>  |             |

【上下水道局水道整備課】

|   |                            |
|---|----------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |                            |
| ○災害査定に係る、必要書類及び手順の把握、準備。<br>○日常点検等に施設の状況及び機能把握を行っておく。                             |                            |
| <b>●留意事項</b>  |                            |
| ○応急工事等を災害査定前に実施する場合、写真が災害事実確認の重要な資料となるため、メジャー等を添え、被災範囲、数量、規格等が確認できるように写真等を撮影しておく。 |                            |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                            |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>                |
| 高知県業務衛生課  | 被災状況の報告、災害緊急調査における調査官の派遣依頼 |
| 高知県防災砂防課  | 災害査定申請に関すること               |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |                            |
| 高知市水道事業業務継続計画<br>高知市上下水道局災害時活動マニュアル   |                            |

【上下水道局下水道整備課】

|  |  |
|--|--|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |  |
| ○受援力の向上<br>○道路管理者との復旧範囲等の調整や、被災前の状況把握(管路調査等)の実施<br>○重要情報のバックアップ<br>○配備・備蓄計画  |  |
| <b>●留意事項</b>   |  |
| ○長期浸水の状況により調査及び応急復旧の対象施設数が異なることに留意する   |  |
| <b>●関係機関との調整</b>   |  |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>  |
| 道路管理者・河川管理者  | 復旧工事が現場で錯綜する可能性もあるので工事の時期・内容について明示し広報する                            |
| 地下埋設物管理者   | 特にガス事業者からの情報は管路施設の被害箇所への推定に参考になり、かつ管路施設内へのガス漏洩の危険防止対策になるため、情報収集を行う |
| 河川管理者・港湾管理者  | 未処理汚水の放流、緊急放流について協議を行う   |
| 県防災砂防課   | 災害復旧事業における資料の提出を行う   |
| 県公園下水道課  | 高知県下水道対策本部が設置されるため、災害支援に関する総合的な調整を行う                               |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |  |
| 災害対策基本法<br>地方自治法<br>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法<br>道路法<br>下水道法<br>建築基準法<br>水質汚濁防止法<br>下水道施設の耐震対策指針と解説2014年版、下水道施設の地震対策マニュアル2014年版、高知市下水道BCP |  |

## (2)山地災害対策

|       |                                  |     |                  |
|-------|----------------------------------|-----|------------------|
| 施策コード | 4-1-2                            | 施策名 | 施策1:公共土木施設等の災害復旧 |
| 項目    | (2)山地災害対策                        |     |                  |
| 概要    | ○山地における被災箇所への復旧、再発防止の治山施設の整備を図る。 |     |                  |

### ●業務項目・手順等

| 内容         | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
|------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|
|            |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |
| ①被災箇所の応急対策 | 鏡地域振興課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
| 鏡地域振興課     | ○市は現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の応急工事の実施や技術職員による山地災害危険地区の点検を行い、危険性が高いと判断した箇所については関係機関や住民に周知するなど適切な応急対策を行う。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |

| 内容         | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
|------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|
|            |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |
| ②被災施設の災害復旧 | 鏡地域振興課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
| 鏡地域振興課     | ○市は被災の直接原因を明確にして適切な工法により速やかな災害復旧工事を行い、安全性の確保に努める。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |

| 内容       | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
|----------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|
|          |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |
| ③治山施設の整備 | 鏡地域振興課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
| 鏡地域振興課   | ○山地災害による人家・公共施設等への被害防止・軽減と水源涵養や生活環境の保全・形成等を図るため、治山施設整備を実施する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |

### 【鏡地域振興課】

#### ●事前準備(平時にやるべきこと)

○日常のパトロールなどによる施設の点検

#### ●留意事項

○事業区域に住宅等がある場合や地権者への計画説明には理解を得られるように丁寧な解説が必要  
 ○計画策定には、学識経験者等の協力を得るとともに各種事業の役割分団を明確にしておくこと。  
 ○工事実施には、二次災害を発生させないように監視体制や観測機器等の設置により安全管理を十分に行うこと。  
 ○「大規模災害からの復興に関する法律」(平成25年法律第55号)に基づき、必要に応じて国や県が災害復旧事業等の工事を代行できることが明記されている。保安施設事業は森林法に基づく、国直轄による事業実施も検討すること。

#### ●関係機関との調整

| 関係機関     | 調整事項    |
|----------|---------|
| 林野庁      | 災害対応の連携 |
| 高知県治山林道課 | 災害対応の連携 |

#### ●関連する法令、計画、資料等

森林法  
地すべり等防止法

### (3)洪水対策

|       |   |     |                   |
|-------|---|-----|-------------------|
| 施策コード | 4-1-3   | 施策名 | 施策1: 公共土木施設等の災害復旧 |
| 項目    | (3)洪水対策   |     |                   |
| 概要    | ○洪水は、短い期間で再度発生する可能性が高いことから、治水施設の迅速な整備は治水対策上、非常に重要である。被災した河川施設の復旧を図るとともに、被災箇所以外も含めた河道の整備、排水施設等の整備等を状況に適応した方法で行う。洪水害地域の復興・防災まちづくりでは、「総合的な治水対策の検討」に基づき、「治水施設の整備」「保水・遊水機能の強化」を行う。 |     |                   |

#### ●業務項目・手順等

| 内容           | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|--------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|              |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①総合的な治水対策の検討 | 河川水路課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 河川水路課        | <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来、大河川を中心とした河川改修が進められてきたが、昭和54年度から治水安全度の低い特定の都市河川において、総合治水対策が開始されており、また、平成8年3月の河川審議会答申では、「流域と一体となった総合的な治水対策の推進」が今後の河川整備の基本的方向と示されるなど、総合的な治水対策が強調されてきている。</li> <li>・洪水害は河川の全流域わたって様々な被害を各所で発生させることや異常降雨により超過洪水が発生する危険性が常にあることから、洪水害発生後の復興・防災まちづくりにおいては、従来のように河川改修のみに依存しない総合的な治水対策を計画し、実施していく必要がある。この基本的な考え方は、「21世紀の社会を展望した今後の河川整備の基本方向について(河川審議会答申・平成8年6月)」に準ずるものとする。</li> </ul> <p>○計画作成の流れ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水害地域における復興・防災まちづくりでは、被害調査等の結果から、被災した河川施設の応急復旧や災害復旧を先行して行い、地域の暫定的な安全性を確保する。次に総合的な治水対策の必要性を検討した後、河川施設の整備や保水・遊水機能の強化、防災活動体制づくり、被災した宅地・公共施設の整備等の個別の復興・再建計画を調整し、以下のフローに従い、全体の計画案としてとりまとめていく。</li> <li>・なお、総合的な治水対策としては、被害の発生地域により以下のような方法が考えられる。</li> </ul> <p>①上流部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上流部での河道拡幅等は、下流部へ大きな影響を与えることとなるために、総合的な治水対策の重要性は下流部よりも高い。そこで、上流部での河道拡幅は可能な限り避け、防災調整池等の調整施設の整備を図ることが必要である。下流域と一体で緊急的な整備を実施する必要があるれば、河川全域を抜本的に改修することも考えられる。</li> <li>・なお、危険渓流地で発生する土砂災害対策の内容との調整等も図ることが必要である。</li> </ul> <p>②下流部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下流部は市街化されている場合が多いため、特に河川の拡幅が困難な場所(密集市街地等)では、河床掘削や放水路、分水路、地下河川等の整備の検討を行う。河川拡幅が可能な場合は、河道整備と同時に流域での保水・貯留機能の強化を計画する。</li> <li>・内水被害が発生しやすい低地部では、内水排除のための排水ポンプや水門の整備、宅地の嵩上げ等を検討する。</li> </ul> <p>○検討の進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、国直轄河川において、地域協議会を設け、河川管理者と地方公共団体との役割分担のもとで、「地域洪水氾濫対策計画」を作成し、避難地・水防拠点の整備、宅地嵩上げ、建物のピロティー化等、総合的な施策の取り組みによる浸水被害軽減対策を展開することができる。</li> <li>・対策の内容は、河道の整備に加え、流域部の保水・貯水機能の向上やハザードマップや浸水実績図の作成・公表や予警報や避難のためのシステムの整備等ソフト的な対策も合わせたものである。</li> <li>・土砂・流木の発生抑制を図るために砂防事業や急傾斜対策等も合わせて検討する。</li> <li>・なお、河川法改正(平成9年)により、河川環境の保全と整備が目的に加えられると共に、整備計画策定においては必要に応じて地域の意見を聞くことが義務づけられている。</li> <li>・また、地方財政法の改正(令和2年)により、緊急的な河川等の浚渫経費について、令和2年度から令和6年度までの間に限り、特例的に地方債を起すことができることとされた。準用河川や普通河川を含め、全ての河川が対象であることから積極的な活用を検討する。</li> </ul> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容              | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-----------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                 |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ②河川施設における障害物の除去 | 河川水路課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 河川水路課           | ○再度災害の防止を図るため、災害復旧に関する事業を実施する場合、災害発生の原因となった障害物の除去(河川等災害特定関連事業)や、災害復旧助成事業・災害関連事業の実施に障害となる原因の除去を行う(河川等災害関連特別対策事業)。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容         | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|            |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ③河川施設の災害復旧 | 河川水路課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 河川水路課      | <p>○比較的部分的な河川施設の被害では、速やかな復旧を行い、安全性を確保するために、被災箇所について原形復旧を目的とした災害復旧を行う。</p> <p>○被災箇所の災害復旧では、被災原因を明らかにし、それに対応した復旧工法を選定する。この場合、多自然川づくりの考え方に基づく復旧と、「美しい山河を守る災害復旧基本方針(平成20年3月)」に準ずるものとする。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |



| 内容    | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|       |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ④河道整備 | 河川水路課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 河川水路課 | <p>○市は、各所管の河川について、再度災害の発生防止を果たすために、洪水量と既存の河川施設における計画高水流量、河川施設の現状の整備状況等を考慮し、被害箇所のみを災害復旧とするか、一定計画による改修とするのかを判断する。</p> <p>○上流部での河道整備は、下流部での河道負担を増加させるため、調節池等の積極的な整備を図り、流域の貯留機能を高める必要がある。しかし、このような対策が十分できない場合は、上流・下流部で一体的な整備を行う。</p> <p>○下流部等で河道の拡幅が困難な場所においては、放水路・分水路や地下河川等の整備の検討を行う。</p> <p>○災害復旧は多自然川づくりの考え方に基づく復旧とし、災害に対する備えだけでなく、従前から有している河川環境の保全を図る。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容          | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|             |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ⑤保水・遊水機能の強化 | 河川水路課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 河川水路課       | <p>○河川等の治水施設の整備に加えて、雨水が河川へ流入する量を減少させることにより、地域の治水力を向上させる。このためには、防災調整池等の整備の推進や立地規制、誘導等を行い、流域部における保水・遊水機能の強化を図る。</p> <p>○市は、所管の公共施設の用地から貯留量を算出し、流域貯水施設整備計画づくりを進める。</p> <p>○流域部の保水・遊水能力を向上させるため、調整池の整備に必要な土地の取得や大規模な都市開発に併せた調整池の整備、あるいは既存の公共施設や民間施設を貯留浸透機能を持った構造に改良することを検討する。</p> <p>①貯留機能の強化<br/>②立地規制・誘導の実施</p> <p>○市は、水田や自然池等の保水・遊水機能を持つ地域を市街化調整区域に設定し、地域内の開発が抑制されるようにする。</p> <p>○市は、保水・遊水機能が高い地域内における残土処理や盛り土の規制を行い、遊水・保水機能の確保を図る。</p> <p>○市は、団地等の開発時における防災調整池等の設置基準を設けたり、既存の設置基準の強化を行う。</p> <p>○積極的な対策の実施：河川周辺の状況から、河川改修が困難な場合は、流域部の保水・遊水施設の整備を図るために、他のまちづくり計画等においても、保水・遊水施設整備のための対策の積極的な導入を検討する。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容         | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|            |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ⑥内水排除施設の整備 | 耕地課, 河川水路課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項       | <p>○内水河川(本川水位の上昇に伴い自然排水ができずにその流域内に湛水が生じる河川をいう。)が合流する本川の流域における内水被害の状況を勘案し、内水により住民の生命、身体又は財産への被害又はその流域の住民の生活再建が困難となる被害が生じるおそれが特に高い河川において、河川管理者及び地方公共団体等が連携して実施することにより、排水機場の整備など内水被害の効果的かつ効率的な軽減を図る。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

**【河川水路課】**

|   |             |
|---|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |             |
| ○河川特性・環境特性の把握<br>○給油・試運転等のメンテナンス  |             |
| <b>●留意事項</b>  |             |
| ○河川における災害復旧事業及び改良復旧事業を実施する場合には、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づくことが原則。<br>○「多自然川づくり」とは、河川全体の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための管理を行うことを意味する。          |             |
| <b>●関係機関との調整</b>  |             |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b> |
| 高知県河川課  | 復興対応での連携    |
| 高知土木事務所   | 復興対応での連携    |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>   |             |
| 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法<br>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令<br>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則<br>公共土木施設災害復旧事業査定方針<br>大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針<br>河川砂防技術基準<br>美しい山河を守る災害復旧基本方針<br>公共土木施設災害復旧事業費ガイドライン(案) |             |

**【耕地課】**

|                            |             |
|----------------------------|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>    |             |
| ○各所管施設の点検・整備。              |             |
| <b>●留意事項</b>               |             |
| <b>●関係機関との調整</b>           |             |
| <b>関係機関</b>                | <b>調整事項</b> |
| 高知県河川課                     | 復興対応での連携    |
| 高知土木事務所                    | 復興対応での連携    |
| <b>●関連する法令, 計画, 資料等</b>    |             |
| 地方財政法(国土交通省)<br>河川法(国土交通省) |             |

## (4)津波・高潮対策

|       |  |     |                   |
|-------|--|-----|-------------------|
| 施策コード | 4-1-4  | 施策名 | 施策1: 公共土木施設等の災害復旧 |
| 項目    | (4)津波・高潮対策   |     |                   |
| 概要    | ○津波・高潮害が発生した場合は、河川堤防・水門等の施設の整備を進め、高潮が市街地等へ流入することを防止する。<br>○各管理者が連携して復興に向けた施設整備を行う。 |     |                   |

### ●業務項目・手順等

| 内容                 | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|--------------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                    |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①海岸・港湾施設・漁港施設の災害復旧 | 農林水産課, 耕地課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項               | 1)復旧・復興方針の策定<br>・被害状況や応急・復旧活動の利用状況を見定めながら、復旧・復興の方針を決定する。<br>2)被災施設の復旧<br>・復旧・復興方針及び復興計画に基づき、被災施設の復旧を行う。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容            | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|---------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|               |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ②河川改修, 水門等の整備 | 耕地課, 河川水路課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項          | ○河川の護岸改修や河道の拡幅等の河川改修を図る。また、ひ門、排水機等の整備も図り、高潮や放流先河川からの流入量の調節機能を強化する。<br>①河川改修, 水門等の整備<br>・被害を防止するために、河川の護岸改修や河道の拡幅等の河川改修を図る。<br>②異常な天然現象により生じた公共施設の災害<br>・異常な高潮、波浪(うねりを含む)、津波による災害で被災の程度が比較的軽微と認められないものは災害復旧事業を適用する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容          | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|             |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ③潮害防備保安林の復旧 | 農林水産課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 農林水産課       | 1)復旧・復興方針の策定<br>・被害状況や応急・復旧活動の利用状況を見定めながら、復旧・復興の方針を決定する。<br>2)被災施設の復旧<br>・復旧・復興方針及び復興計画に基づき、潮害防備保安林の復旧を行う。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

**【農林水産課】**

|   |             |
|---|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |             |
| ○海岸保全施設及び漁港施設の点検を確実にし、機能の保全に努める。<br>○潮害防備保安林の管理を適切に行い、機能の保全に努めるとともに、植栽密度の薄い箇所へ植栽を行い、機能の回復を図る。   |             |
| <b>●留意事項</b>  |             |
| <b>●関係機関との調整</b>  |             |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b> |
| 国土交通省高知河川国道事務所  | 復興対応での連携    |
| 高知県漁港漁場課  | 復興対応での連携    |
| 漁業協同組合  | 復興対応での連携    |
| 高知県中央東林業事務所   | 復興対応での連携    |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |             |
| 漁港及び漁場の整備等に関する法律<br>海岸法<br>高知市漁港管理条例、高知市漁港管理規則<br>高知市海岸法施行細則<br>高知市立農林漁業共同利用施設設置条例<br>高知市幼稚保育成施設設置条例<br>森林法<br>高知市森林整備計画<br>負担法<br>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 |             |

**【耕地課】**

|                                    |             |
|------------------------------------|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>            |             |
| ○津波浸水想定に基づいた防潮堤の整備。<br>○潮止堰の点検・整備。 |             |
| <b>●留意事項</b>                       |             |
| <b>●関係機関との調整</b>                   |             |
| <b>関係機関</b>                        | <b>調整事項</b> |
| 水産庁                                | 復興対応での連携    |
| 四国地方整備局                            | 復興対応での連携    |
| 港湾・海岸課                             | 復興対応での連携    |
| 県河川課                               | 復興対応での連携    |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>              |             |
| 漁港漁場整備法<br>海岸法                     |             |

**【河川水路課】**

|  |             |
|--|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>                      |             |
| ○排水機場・水門等の施設台帳を整備しておく<br>○給油・試運転等のメンテナンス     |             |
| <b>●留意事項</b>                                 |             |
| ○高潮については、潮位、潮位偏差、波高等及びこれらの時間的因果関係を調査する必要がある。 |             |
| <b>●関係機関との調整</b>                             |             |
| <b>関係機関</b>                                  | <b>調整事項</b> |
| 高知県河川課                                       | 復興対応での連携    |
| 高知土木事務所                                      | 復興対応での連携    |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>                        |             |
| 地方財政法  |             |

## (5)防災活動体制の強化

|       |   |     |                  |
|-------|---|-----|------------------|
| 施策コード | 4-1-5   | 施策名 | 施策1:公共土木施設等の災害復旧 |
| 項目    | (5)防災活動体制の強化  |     |                  |
| 概要    | ○各種防災施設の整備が重要であるが、発生する災害は想定規模を超えることもあり得るため、対策の全てをハード系施設整備のみに頼ることは危険であり、また、コスト面から現実的に難しい場合もある。被害を軽減するためには施設管理、観測、避難等のソフト面の対策についても、防災まちづくり計画の一環として計画する。 |     |                  |

### ●業務項目・手順等

| 内容              | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
|-----------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|
|                 |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |
| ①監視・情報伝達システムの整備 | 防災政策課, 地域防災推進課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
| 防災政策課           | <p>○被害発生後に周辺住民の避難体制の整備を速やかに検討し、それをサポートするための観測システム・予警報システムの検討及びその整備を行うことが必要である。</p> <p>○それらを住民及び関係機関へ迅速に伝達するため、監視体制及び情報伝達体制の整備を行う。</p> <p>○防災工事が開始された場合は、工事関係者へも通報を図る。</p> <p>①観測・予警報設備の整備</p> <p>《風水害・高潮》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民等への情報伝達機能の向上のために、防災行政無線の設置の拡充を図る。</li> </ul> <p>《土砂災害》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒避難体制の充実・強化を図るため、監視体制及び情報伝達体制の整備を行う。</li> </ul> <p>《地震・津波》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波予警報は、一般には気象庁の津波警報があるが、緊急情報衛星同報受信システムなど、より迅速な津波情報の入手が可能となっている。その他に、自治体と大学など研究機関との合同で予警報システムを開発するなどの事例もあり、地域の地形や津波特性に合ったシステムの導入を検討する。</li> </ul> <p>②情報伝達・避難誘導施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報伝達装置はサイレン、情報表示盤、戸別受信機、避難誘導施設は看板、誘導標識などがある。</li> <li>・事業手法としては、防災まちづくり事業、漁業集落関連の事業等で行う。</li> <li>・目立つ場所に津波等の到達表示を行うことにより、そこに住む人のみならず、外来者に対しても津波の恐ろしさを実感させることができる。最高到達点だけでなく、町の中における各地点で高さ表示がされていると日常生活の中で津波を意識することができる。</li> </ul> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |

| 内容            | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
|---------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|
|               |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |
| ②自主防災組織の育成・強化 | 地域防災推進課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
| 地域防災推進課       | <p>○地域住民自身による組織的な防災活動を推進していくため、住民による自主防災組織づくりと育成・強化を図る。</p> <p>①法制度に基づく事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の形成に関しては、市町村の単独事業となるが、自主防災組織が使用する各種機器や施設整備を実施する場合には、防災まちづくり補助事業がある。</li> </ul> <p>②手順(自主防災組織の設置)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.①自主防災組織設置エリア、組織形態の検討(組織の形態は、既存の町内会・自治会が自主防災組織を形成するもの、町内会長等のもとに新規の自主防災組織を設置するもの、全く新規に組織するものの3つにわけられる)</li> <li>2.町内会、自治会への呼びかけ</li> <li>3.説明会実施</li> <li>4.役員名簿作成、提出依頼</li> </ol> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |

**【防災政策課】**

|  |             |
|--|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |             |
| ○大学等研究機関や関係機関等と連携して、観測システム等の活用を検討する。<br>○停電を考慮し、予警報、情報伝達、誘導システムを構成する各機器について、予備電源の対策を施しておく。 |             |
| <b>●留意事項</b>   |             |
| <b>●関係機関との調整</b>   |             |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b> |
| 気象庁  | 津波情報等の提供    |
| 高知県危機管理・防災課  | DONETの情報提供  |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |             |
| 地方財政法<br>河川法<br>地すべり等防止法<br>砂防法<br>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律                                   |             |

**【地域防災推進課】**

|  |             |
|--|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |             |
| ○自主防災組織の育成・強化<br>・自主防災組織の結成を促進する。<br>・研修会や訓練を通じて防災力の向上を図る。<br>・民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会等と連携した取組を図る。<br>・自主防災組織をリード・サポートする人材を育成する。   |             |
| <b>●留意事項</b>   |             |
| ○自主防災組織の育成強化に関する留意点<br>・再結成に際しては、従前のコミュニティの継続への配慮が必要。<br>・組織メンバーの防災意識や防災に関する知識を向上させることが必要。<br>・定期的に研修会や訓練等を実施し、人材の育成、組織の意識啓発を図る。 |             |
| <b>●関係機関との調整</b>   |             |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b> |
| 自主防災組織   | 組織の育成に関する連携 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |             |
|  |             |

## 施策2：安全な市街地・公共施設整備

### (1)基盤未整備地域の整備

|       |   |     |                   |
|-------|---|-----|-------------------|
| 施策コード | 4-2-1   | 施策名 | 施策2:安全な市街地・公共施設整備 |
| 項目    | (1)基盤未整備地域の整備   |     |                   |
| 概要    | ○被災地の街区等の基盤が未整備な場合、市街地の面的整備、道路等基盤整備により災害に強い市街地の形成を図り、併せて、良好な住環境の整備を図る。また、住宅密集地域においては、密集住宅市街地整備促進事業の活用や、延焼防止対策を推進する。 |     |                   |

#### ●業務項目・手順等

| 内容       | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|----------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|          |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①建築制限の実施 | 都市計画課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 都市計画課    | 1)初期建築制限<br>・都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要がある場合、建築基準法第84条により1月以内の建築制限を行う(更に1月をこえない範囲内で延長可能)。<br>2)長期的建築制限<br>・被災市街地復興特別措置法では、震災などにより相当数の建築物が滅失した区域を「被災市街地復興推進地域」として都市計画決定することにより、災害後最長2年間堅牢な建物の建築行為が制限されるとともに、市街地復興のための特別措置を適用できることが定められている。<br>・したがって、建築基準法による建築制限を実施しつつ、被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行うことで長期的建築制限を行う。長期的建築制限は、都市計画事業を導入する場合には、事業の根拠法に基づく建築制限に移行することとなる。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容          | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|             |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ②住宅市街地の基盤整備 | 市街地整備課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 市街地整備課      | 1)復旧・復興方針の決定<br>・住宅整備に関連する各種計画に基づき、都市形成の骨格となる道路ネットワークや土地利用方針との整合を図りつつ、市街地の成り立ちや被災状況に応じた宅地基盤の復旧・復興方針を決定する。<br>2)事業化の検討・決定<br>・復旧・復興方針に基づき、各権利者や利害関係者等と調整を図りつつ整備区域等を定め、地域の特性に応じて活用する事業の検討を行い、事業化を決定する。<br>3)事業種別<br>・土地区画整理事業 ・被災市街地復興土地区画整理事業<br>・密集市街地整備促進事業 ・漁業集落環境整備事業<br>・漁港漁村総合整備事業 ほか |     |     |     |     |     |    |    |    |    |



**【都市計画課】**

|  |                    |
|--|--------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                    |
| ○必要な法手続き等に必要となる各種図面・基礎調査資料等の準備<br>○円滑に建築制限を実施するための連携体制や法手続き等について確認   |                    |
| <b>●留意事項</b>   |                    |
| ○初期建築制限の実施に当たっては、災害対策本部や関係機関と緊密な連携を図り、家屋等の被害状況調査結果に基づいて速やかに基盤整備を図るべき地区を決定し、建築制限を実施する必要がある。<br>○長期的建築制限の実施に当たっては、2カ月という限られた期間内において都市計画決定により「被災市街地復興推進地域」を指定しなければならないため、法手続きの迅速化を図るとともに、その他の事務手続きについても、簡素化、代替化を図り、平時に比べ事務処理期間を短縮する必要がある。 |                    |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                    |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>        |
| 高知県 都市計画課 計画担当   | 都市計画決定に関する協議       |
| 高知県 建築指導課  | 建築基準法による建築制限に関する協議 |
| 高知県 災害対策本部   | 被害状況の聴取            |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |                    |
| 都市計画法<br>建築基準法<br>土地区画整理法<br>被災市街地復興特別措置法<br>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律<br>都市計画マスタープラン  |                    |

**【市街地整備課】**

|   |             |
|---|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |             |
| ○事業実施にあたっては、事業種別や実施主体によって手続きが様々であることから、事業活用における要件等の整理を行っておく。                          |             |
| <b>●留意事項</b>  |             |
|   |             |
| <b>●関係機関との調整</b>  |             |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b> |
| 県都市計画課  | 復旧・復興方針の決定  |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |             |
| 都市計画法<br>建築基準法<br>土地区画整理法<br>被災市街地復興特別措置法<br>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律<br>都市計画マスタープラン |             |

## (2)被災宅地・公共施設の移転・嵩上げ

|       |  |     |                   |
|-------|--|-----|-------------------|
| 施策コード | 4-2-2  | 施策名 | 施策2:安全な市街地・公共施設整備 |
| 項目    | (2)被災宅地・公共施設の移転・嵩上げ  |     |                   |
| 概要    | <p>○被害を受けた集落・市街地等を、高台や内陸部など安全な地域に移転する場合には、集団で住宅団地等に移転する防災集団移転促進事業、単独で移転するがけ地近接等危険住宅移転事業がある。</p> <p>○洪水や津波・高潮災害の被災地で、原形復旧では再度被災する可能性が高い場合、地盤の嵩上げを行って集落・市街地を再建することにより、安全性の高い集落・市街地を形成する。</p> <p>○宅地への対策と併せて、被災公共施設等の移転・嵩上げを検討する。</p> |     |                   |

### ●業務項目・手順等

| 内容    | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
|-------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|
|       |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |
| ①移転事業 | 災害復興部  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
| 災害復興部 | <p>○被災した集落や市街地等の移転については下記の方法を活用する。</p> <p>1)防災集団移転促進事業<br/>・災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する事業である。</p> <p>2)がけ地近接等危険住宅移転事業による移転<br/>・移転対象世帯が少ない場合やまとまって移転する意向が弱い場合に適する事業である。</p> <p>3)土地区画整理事業<br/>・危険区域の宅地を換地により事業区域内の安全な場所へ移転する場合や、移転先を整備するために区画整理事業を実施する。<br/>①都道府県や市町村が、河川の拡幅や法線の変更、放水路等の設置等を行う場合で、かつ河川周辺部の街区を河川改修と一体で整備する場合<br/>②浸水被害や家屋の全半壊が発生した街区において、土地区画整理事業の整備計画等がある場合<br/>③浸水被害や家屋の全半壊が発生した区域において、災害に強いまちづくりを進めるために避難地(公園)、避難道路等の整備を計画する場合</p> <p>4)漁業集落環境整備事業による移転<br/>・土地利用高度化再編整備として、津波・高潮等の常襲地域において、安全な場所への移転を行い、跡地に水産関連施設の用地整備を行うものである。</p> <p>5)低地対策河川事業等<br/>・低地部において、河川改修事業と一体として市街地再開発事業を実施する場合。<br/>・宅地移転や整備を河川改修と一体となって実施する場合、河川改修事業の一部として実施する。(直轄河川激甚災害対策特別緊急事業)</p> <p>6)水防災対策特定河川事業<br/>・宅地の嵩上げ、集約化をする場合。</p> <p>7)過疎地域集落再編整備事業<br/>・災害に関連して設けられた事業ではないが、集落等の移転を推進する事業である。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |

| 内容     | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
|--------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|
|        |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |
| ②嵩上げ事業 | 災害復興部   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
| 災害復興部  | <p>○被災地の地盤を嵩上げする方法は、地形や地域特性、従前の集落・市街地状況、被災者の意向等により、種々の方法が考えられる。それら要素を調査・勘察し、地域に合った手法を選定する。</p> <p>○なお、嵩上げにあたっては、以下のような点が課題となる。</p> <p>①被災箇所の地盤の嵩上げ・良好な住環境の整備<br/>②避難路・避難地の整備<br/>③残存家屋への対応<br/>④嵩上げに伴う被災者の一時的住宅確保<br/>⑤住宅再建資金関連事業の延長</p> <p>1)漁業集落整備関連の事業による嵩上げ・基盤整備<br/>・漁業集落(漁港と一体となった集落)において地盤の嵩上げを行おうとする場合には、漁業集落環境整備事業、漁港漁村総合整備事業の「土地利用高度化再編整備」により、嵩上げ・整地するとともに、集落道、水産飲雑用水施設、排水施設、防災安全施設、緑地広場などの集落環境施設整備を行うことが可能である。<br/>・また、嵩上げた土地は基盤が未整備であるため、宅地として利用が可能となるよう、漁業集落環境整備事業等の他、区画整理事業や上下水道関係の災害復旧事業等により住環境の整備を行う。</p> <p>2)その他手法による嵩上げ・基盤整備<br/>・漁業集落以外の地域では、嵩上げに活用できる補助事業は基本的にはないが、農村においては農業集落整備関連事業による集落土地基盤整備と併せて行ったり、その他の集落・市街地においては復旧・復興対策として行われる漁港・港湾事業、海岸・河川事業、その他防災対策事業、住宅団地造成等により発生した残土の受入と土地区画整理事業などの基盤整備事業を組み合わせることにより可能である。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |

| 内容              | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-----------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                 |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ③被災公共施設等の移転・嵩上げ | 災害復興部, 消防局総務課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項            | <p>○所管の公共施設の復旧に際して、災害危険度や施設の重要度等に応じて以下の様な改良復旧を行い、安全性の確保を図る。</p> <p>①庁舎の再建に伴う移転・嵩上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に災害対策本部が設置され、応急対策や復旧・復興対策の中核を担う庁舎、避難所等となる学校、医療・救護を行う病院、平時から災害弱者の収容等を行っている福祉施設等などの公的な重要施設において、災害時の安全性を向上させるため、移転や地盤の嵩上げなどを行う。</li> <li>・浸水等の危険の無い安全な場所への移設、施設の補強・堅牢化、防水板の設置等の耐水化を図る。</li> <li>・庁舎建設基金や起債により庁舎の再建を行う。</li> </ul> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 災害復興部           | <p>1)医療・福祉施設の再建に伴う移転・嵩上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生施設等災害復旧事業(社会福祉施設等災害復旧事業、環境衛生施設災害復旧事業、医療施設災害復旧事業、伝染病院等災害復旧事業)の活用により、移転又は嵩上げを行う。</li> </ul> <p>2)公立学校の再建に伴う移転・嵩上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立学校施設災害復旧事業を活用し、移転又は嵩上げを行う。</li> </ul>   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

**【災害復興部】**

**●事前準備(平時にやるべきこと)**

○復興事業手法(先進事例)を研究

- ・事前の移転にあたっては、都市再生特別措置法改正により創設した防災移転支援計画(居住誘導区域等権利設定等促進計画)制度の活用を検討する。
- ・被災した土地の転換や土地の売却・利用による収益の分配等が元の所有状況に応じて行うことができる“土地総有”の考え方を取り入れ、その管理を行う団体の設置を検討する。

**●留意事項**

○移転先の選定にあたっては、十分に安全性の検討を行うものとする。必要に応じて、移転先の安全性に関して専門家による調査を行う。

○住宅の移転や埋没した宅地の整備を行う場合は、まず被災者の住宅再建意向を把握することが重要である。

○住宅再建や土地購入の際に必要な費用や補助の内容について、被災者の十分な理解が図れるよう行政側の相談体制づくりが必要である。

○嵩上げ事業は一般に長期の事業期間を要するが、嵩上げ期間中の生活への不安から、早期の住宅再建を望む世帯が自力で移転するケースが多数発生し、嵩上げ事業の収支が成立しなくなることも考えられるため、嵩上げに伴う被災者の一時的住宅確保として、応急仮設住宅の供与期間の延長、公営住宅の特定入居や家賃補助などの対策も検討する。

**●関係機関との調整**

| 関係機関     | 調整事項                        |
|----------|-----------------------------|
| 高知県都市計画課 | 移転事業・嵩上げ事業における連携、土地区画整理事業申請 |

**●関連する法令, 計画, 資料等**

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律  
津波防災地域づくりに関する法律  
土地区画整理法

**【消防局総務課】**

**●事前準備(平時にやるべきこと)**

○移転地の検討

- ・ハザードマップ等を活用し、被災が予想される箇所からの移転先を事前に検討する。

**●留意事項**

移転先の選定にあたっては、十分に安全性の検討を行う。必要に応じて、移転先の安全性に関して専門家による調査を行う。

**●関係機関との調整**

| 関係機関     | 調整事項       |
|----------|------------|
| 高知県都市計画課 | 復興業務に関する連携 |

**●関連する法令, 計画, 資料等**

## 施策3：都市基盤施設の復興

### (1)道路・交通基盤の復興

|       |   |     |               |
|-------|---|-----|---------------|
| 施策コード | 4-3-1   | 施策名 | 施策3：都市基盤施設の復興 |
| 項目    | (1)道路・交通基盤の復興   |     |               |
| 概要    | ○道路及び交通基盤は、住民の生活と地域の産業経済を支えているものであり、交通機能が長期に渡り停止すると生活再建・事業再建に大きな影響を与えることから、迅速な復旧を図る。被害を受けたことで、防災上の課題が明らかになった場合には、原型復旧のみならず耐震性の強化や災害に強い交通ネットワークの構築など、必要な復興事業を行う。 |     |               |

#### ●業務項目・手順等

| 内容          | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
|-------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|
|             |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |
| ①復旧・復興方針の策定 | 耕地課, 道路管理課, 道路整備課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
| 共通事項        | <p>○被害状況や応急・復旧活動に必要な路線等の緊急性の検討、地域特性、関係公共施設関係者の意向等を勘案し、道路の復旧・復興方針を決定する。</p> <p>1)被害調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理する道路について被害調査を行い、被害状況及び調査結果を共有するよう体制を整備する。鉄道施設についても、事業者と情報を共有できるように連携体制を整備する。</li> </ul> <p>2)道路に関する方針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機能回復の迅速性を重視し、現状復旧を図る。</li> <li>・既存の中長期的な施設整備計画を踏まえ、計画の前倒し実行による復興を図る。</li> <li>・既存の中長期的な施設整備計画そのものを見直し、新たに整備計画を作成し復興を行う。</li> </ul> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |

| 内容              | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
|-----------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|
|                 |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |
| ②迅速かつ円滑な復旧事業の実施 | 耕地課, 道路管理課, 道路整備課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
| 共通事項            | <p>○原状復旧を行うと決定した路線については、迅速かつ円滑に復旧事業を行う。</p> <p>○施設の構造等に防災上の問題点が明らかになった場合は、耐震性の強化のための工法の見直しなど、可能な限り改良復旧(復興)に努める。</p> <p>○復旧事業を行う順序については、応急対策・復旧対策への活用性といった緊急性を考慮して決定する。</p> <p>○復旧にあたり復旧予定時期を住民に周知する。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |

| 内容                | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
|-------------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|
|                   |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |
| ③災害に強い交通ネットワークの構築 | 耕地課, 道路管理課, 道路整備課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
| 共通事項              | <p>1)都市計画道路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・渋滞等の従前の課題に対応するとともに、市街地・集落地の整備事業と調整しつつ整備を進める。</li> <li>・道路の代替性の確保や多様な交通手段が円滑に連結される交通ネットワークの構築等を考慮した上で、災害に強い交通ネットワークの構築を目指す。</li> <li>・県や広域の道路整備計画との整合を図りながら、格子状や放射状などの幹線道路網の形成を図る。また、駅や主要施設等と連結する交通網の構築を検討する。</li> <li>・被災した沿道の市街地・集落地と一体となった整備を行う。</li> </ul> <p>2)既存道路の改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧や整備を行う道路に加え、連結する既存道路について耐震性の強化等の改修を行う。生活道路に関しては、市街地・集落地の整備に併せて、狭隘道路や行き止まり道路の改善など道路環境の安全性・快適性の向上を図る。</li> <li>・道路の点検を行い、必要箇所については耐震性の強化を図る。</li> </ul> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |

| 内容            | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
|---------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|
|               |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |
| ④より快適な道路空間の整備 | 道路管理課, 道路整備課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
| 共通事項          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災性の向上に加え、市街地の道路空間が快適なものになるよう「人」「環境」「景観」に配慮し、個性ある道路整備を行う。</li> <li>・高齢者や障害者等が歩きやすいよう、歩道の幅や段差の解消に配慮する。</li> <li>・透水性舗装や沿道・法面の緑化を推進し環境に配慮した整備を行う。</li> </ul> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |

**【耕地課】**

|  |                        |
|--|------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                        |
| ○各所管施設の点検<br>○情報共有のための連絡体制の構築<br>○復旧・復興に関する法律や補助事業等について事前に調査及び抽出し、事業実施のために必要な手順を明確にしておく。   |                        |
| <b>●留意事項</b>   |                        |
| ○災害復旧事業は、基本的に現状復旧であるため被災前の状況を正確に把握しておく必要がある。<br>○災害査定前に復旧工事実施の必要性が高い場合には、事前着工を行い、都市機能の早期回復や被災地の安全確保を図る。<br>○「大規模災害からの復興に関する法律」(平成25年法律第55号)において、被災地方公共団体の要請及び当該被災地方公共団体における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、道路工事について、被災地方公共団体に代わり国または都道府県が代行できることが明記されている。<br>○損壊した道路舗装の補修が復興交付金(効果促進事業)の対象となることが明記されている。 |                        |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                        |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>            |
| 高知県農業基盤課   | 被害状況等の報告、情報共有、復興対応での連携 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |                        |
| 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法   |                        |

**【道路管理課】**

|  |                        |
|--|------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                        |
| ○緊急輸送道路等の防災拠点に至るルートを把握しておく。<br>○各所管施設の点検・整備。<br>○情報共有のための連絡体制の構築   |                        |
| <b>●留意事項</b>   |                        |
| ○災害復旧事業は、基本的に現状復旧であるため被災前の状況を正確に把握しておく必要がある。<br>○災害査定前に復旧工事実施の必要性が高い場合には、事前着工を行い、都市機能の早期回復や被災地の安全確保を図る。<br>○「大規模災害からの復興に関する法律」(平成25年法律第55号)において、被災地方公共団体の要請及び当該被災地方公共団体における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、道路工事について、被災地方公共団体に代わり国または都道府県が代行できることが明記されている。<br>○損壊した道路舗装の補修が復興交付金(効果促進事業)の対象となることが明記されている。 |                        |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                        |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>            |
| 高知県道路課   | 被害状況等の情報共有             |
| 高知土木事務所  | 被害状況等の報告、情報共有、復興対応での連携 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |                        |
| 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法<br>道路法<br>高知市地域防災計画   |                        |

**【道路整備課】**

|  |                        |
|--|------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                        |
| ○避難路や緊急輸送路確保のために橋梁の耐震化や崩土の防止等必要な施設の整備を実施する。<br>○復旧・復興に関する法律や補助事業等について事前に調査及び抽出し、事業実施のために必要な手順を明確にしておく。   |                        |
| <b>●留意事項</b>   |                        |
| ○災害査定前に復旧工事実施の必要性が高い場合には、事前着工を行い、都市機能の早期回復や被災地の安全確保を図る。<br>○災害復旧事業の代行について、市の要請及び市における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、市に代わり国または都道府県が代行できることが「大規模災害からの復興に関する法律」(平成25年法律第55号)に明記された。<br>○損壊した道路舗装の補修は復興交付金(効果促進事業)の対象となる。 |                        |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                        |
| <b>関係機関</b>  | <b>調整事項</b>            |
| 高知県道路課   | 被害状況等の情報共有             |
| 高知土木事務所  | 被害状況等の報告、情報共有、復興対応での連携 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |                        |
| 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法<br>道路法<br>高知市地域防災計画   |                        |

## (2)物流基地・港湾の復興

|       |   |     |               |
|-------|---|-----|---------------|
| 施策コード | 4-3-2   | 施策名 | 施策3:都市基盤施設の復興 |
| 項目    | (2)物流基地・港湾の復興   |     |               |
| 概要    | ○港湾流通施設が被害を受けると、住民の経済・産業活動を支える物流機能が麻痺する恐れがあるので、迅速にその被害状況を把握し、復旧・復興方針を策定して、復旧・復興事業を推進する。 |     |               |

### ●業務項目・手順等

| 内容           | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|--------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|              |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①港湾・漁港の復旧・復興 | 農林水産課, 耕地課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| <b>共通事項</b>  | 1)被害調査<br>・港湾施設の被害調査を行い、被災状況を把握するとともに使用可能なバース、港湾へのアクセス路の状況等を把握する。<br>2)港湾に関する方針の策定<br>・被災状況、港湾機能の特性等に基づき、迅速な現状復旧をめざすか、耐震性の強化、中長期的な問題点の改善等も行うのか検討し、基本方針を決定する。<br>3)事業<br>・公共土木施設等災害復旧事業により復旧を進める。復旧にあたっては、耐震性の強化等による改良復旧も行う。<br>・復旧事業を行う順序については、応急対策・復旧対策への活用性や緊急性を考慮して決定する。<br>・応急・復旧により、被災港湾施設が利用可能になるまでの暫定的な代替施港を確保し、一時的に貨物を他港で処理するように対応する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容          | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|             |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ②流通施設の復旧・復興 | 耕地課, 市場課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| <b>共通事項</b> | 1)市場内の被害状況把握<br>・復旧箇所確立のため、建物の状況確認(倒壊や破損)を行う<br>・復旧改修に向けた動線確保のため、津波による車両や設備の飛散状況確認を行う<br>・廃棄物搬出や工事車両侵入のため、周辺道路の被害状況把握を行う<br>2)市場関係者と営業再開に向けて連絡調整<br>・市場関係者と営業再開(時期・規模)に向けての連絡調整<br>・関係者と協力し、清掃・塵芥搬出等の搬出を行う<br>3)ライフライン破損箇所等の改修<br>・被害状況に応じた復旧方針を策定する<br>・調査→設計→施工→共用の手順で方針に基づき改修を行う |     |     |     |     |     |    |    |    |    |



**【耕地課】**

|   |                        |
|---|------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |                        |
| ○各所管施設の点検・整備。<br>○情報共有のための連絡体制の構築<br>○復旧・復興に関する法律や補助事業等について事前に調査及び抽出し、事業実施のために必要な手順を明確にしておく。  |                        |
| <b>●留意事項</b>  |                        |
| ○「大規模災害からの復興に関する法律」(平成25年法律第55号)において、被災地方公共団体の要請及び当該被災地方公共団体における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、漁港工事・空港工事について、被災地方公共団体に代わり国または都道府県が代行できることが明記されている。 |                        |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                        |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>            |
| 国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所   | 被害状況等の報告、情報共有、復興対応での連携 |
| 高知県漁業協同組合   | 被害状況等の報告、情報共有、復興対応での連携 |
| 高知市春野漁業協同組合   | 被害状況等の報告、情報共有、復興対応での連携 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |                        |
| 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法<br>海岸法<br>地方財政法  |                        |

**【農林水産課】**

|   |                        |
|---|------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |                        |
| ○各所管施設の点検・整備。<br>○情報共有のための連絡体制の構築<br>○復旧・復興に関する法律や補助事業等について事前に調査及び抽出し、事業実施のために必要な手順を明確にしておく。  |                        |
| <b>●留意事項</b>  |                        |
| ○「大規模災害からの復興に関する法律」(平成25年法律第55号)において、被災地方公共団体の要請及び当該被災地方公共団体における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、漁港工事・空港工事について、被災地方公共団体に代わり国または都道府県が代行できることが明記されている。 |                        |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                        |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>            |
| 国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所   | 被害状況等の報告、情報共有、復興対応での連携 |
| 高知県漁業協同組合   | 被害状況等の報告、情報共有、復興対応での連携 |
| 高知市春野漁業協同組合   | 被害状況等の報告、情報共有、復興対応での連携 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |                        |
| 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法<br>海岸法<br>地方財政法  |                        |

**【市場課】**

|   |                        |
|---|------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |                        |
| ○市場関係者との復興手順共有<br>○各所管施設の点検・整備。<br>○情報共有のための連絡体制の構築<br>○復旧・復興に関する法律や補助事業等について事前に調査及び抽出し、事業実施のために必要な手順を明確にしておく。                                  |                        |
| <b>●留意事項</b>  |                        |
| ○「大規模災害からの復興に関する法律」(平成25年法律第55号)において、被災地方公共団体の要請及び当該被災地方公共団体における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、漁港工事・空港工事について、被災地方公共団体に代わり国または都道府県が代行できることが明記されている。 |                        |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                        |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>            |
| 国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所   | 被害状況等の報告、情報共有、復興対応での連携 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |                        |
| ○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法<br>○海岸法<br>○建築基準法   |                        |



### (3)公園・緑地等の復興

|       |   |     |               |
|-------|---|-----|---------------|
| 施策コード | 4-3-3   | 施策名 | 施策3:都市基盤施設の復興 |
| 項目    | (3)公園・緑地等の復興  |     |               |
| 概要    | ○災害に強い都市づくりの視点に基づいた、公園緑地の体系的な整備を行う。資材置場等の防災拠点として大きな役割を果たすことを踏まえ、復旧事業を進める。 |     |               |

#### ●業務項目・手順等

| 内容          | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|             |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①復旧・復興方針の策定 | 清掃工場, みどり課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項        | 1)被害状況調査を行う。<br>2)被害状況や応急・復旧活動の利用状況を見定めながら、地域特性や地域住民の意向を把握しつつ、復旧・復興の方針を決定する。                                     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| みどり課        | ○応急仮設住宅建設用地等公園緑地の使用状況を見定めながら、都市計画や地域特性、地域住民の意向を踏まえた復旧・復興の方針を策定する。なお、方針の策定にあたっては、新たに整備される公園緑地のほか、廃止・統合についても検討を行う。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容          | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|             |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ②既存公園の復旧・復興 | 清掃工場, みどり課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| みどり課        | ○原状復旧を行う公園緑地については、迅速かつ円滑な復旧事業を実施する。<br>○既存公園緑地において、災害に強い都市づくりの視点に基づく復興に資する公園緑地については、防災機能の拡充を図る。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 清掃工場        | ○被害状況調査結果や広域避難地の整備状況、避難路の整備状況等の周辺地区の特性を勘案して、施設内容の拡充を伴う復興を行うか、迅速性を重視した原状復旧にとどめるかを決定する。           |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容           | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|--------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|              |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ③公園緑地の体系的な整備 | みどり課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| みどり課         | ○被災状況や被災後の人口動向、都市計画を踏まえ、公園の種別ごとの誘致圏域や防災拠点としての位置付け等を考慮し、公園緑地を体系的に整備する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容                  | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|---------------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                     |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ④防災拠点としての公園施設の拡充・整備 | みどり課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| みどり課                | ○防災拠点として整備する公園緑地については、耐震性貯水槽や災害時対応トイレ等の防災施設の整備とともに、遊具等施設の耐震化や大型車両の進入に対応した園路広場の整備など、防災拠点としての機能拡充を図る。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

**【清掃工場】**

|   |                         |
|---|-------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |                         |
| ○公園設備の点検・整備を行っておく。  |                         |
| <b>●留意事項</b>  |                         |
| ○被災後、公園・緑地を整備するには、環境部災害時初期対応マニュアルとの整合性に配慮し、既存計画自体を見直す必要がある場合については、既存計画の修正を行っていく必要がある。 |                         |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                         |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>             |
| エコパーク宇賀環境保全業務委託事業者<br>環境部   | 安否確認、被災状況の確認<br>被災状況の確認 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |                         |
| 環境部災害時初期対応マニュアル<br>高知市南海トラフ地震対策業務継続計画<br>応急期機能配置計画                                    |                         |

**【みどり課】**

|   |             |
|---|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |             |
| ○公園緑地の新規整備を行う場合は、公園の特性に応じた防災設備の整備を行う。<br>○既存の防災設備の点検を行う。  |             |
| <b>●留意事項</b>  |             |
| ○被災後、公園緑地は公共のオープンスペースとして、応急仮設住宅建設用地や災害廃棄物仮置場等の応急的な用地として使用される。復興復旧に向けた公園緑地の整備に際しては、これら応急的な使用状況と整合を図る必要がある。 |             |
| <b>●関係機関との調整</b>  |             |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b> |
| 高知県土木部公園下水道課  | 復旧復興対応での連携  |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |             |
| 高知市総合計画<br>高知市都市計画マスタープラン<br>高知市緑の基本計画<br>応急期機能配置計画   |             |

#### (4)ライフライン施設の復興

|       |  |     |               |
|-------|--|-----|---------------|
| 施策コード | 4-3-4  | 施策名 | 施策3:都市基盤施設の復興 |
| 項目    | (4)ライフライン施設の復興   |     |               |
| 概要    | ○ライフラインは、住民の日常生活や都市活動に不可欠であり、被災後の復興においては、迅速な機能回復を行い、あわせて防災性の向上を図る。 |     |               |

##### ●業務項目・手順等

| 内容          | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
|-------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|
|             |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |
| ①復旧・復興方針の策定 | 道路管理課, 道路整備課, 上下水道局水道整備課, 上下水道局下水道整備課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
| 共通事項        | 1)被害調査<br>・上水道, 下水道といった市が管轄するライフライン施設。<br>・また電力, 電話等の民間事業者のライフライン施設の被害状況及び被害調査結果を共有し把握する。<br>2)被害状況の情報共有<br>・各ライフライン施設の管理者及び道路・河川管理者等とこれまで行ってきた被害調査の情報共有を行う。<br>3)ライフラインに関する方針の策定<br>・ライフライン機能を回復するために、施設の早期復旧・復興を図る。その際、各ライフライン施設管理者や、道路等の復旧事業とのスケジュール等の調整を図り効率的な復旧を図る。<br>・被災状況, 地域特性, 既存の施設整備状況等に基づき、迅速な原形復旧をめざすか、耐震性の強化, 中長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのか検討し、基本方向を決定する。<br>4)人命を守ることを最重要視し、被災時においても最低限の都市機能を維持できるよう迅速な現状復旧を目指す。<br>5)まちづくり復興計画と整合を図り、果たすべき役割を新たに定義した上で、復興方針を決定する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |

| 内容                | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
|-------------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|
|                   |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |
| ②災害に強いライフライン施設の整備 | 道路管理課, 道路整備課, 上下水道局水道整備課, 上下水道局下水道整備課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
| 共通事項              | ○共同溝の整備<br>・市街地が大きな被害を受け面的整備を行う場合、市街地復興事業とあわせてライフラインの地中化, 共同化の整備について検討する。  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
| 下水道整備課            | 1)共通<br>・人命を守り、基本機能の確保, 全体機能の迅速な復旧に配慮した技術の検討を行う。下水道施設の計画設計では以下の事項について考慮する。<br>2)管路施設<br>・液状化対策や、マンホール蓋・斜壁等の飛散防止, 道路陥没対策の実施, 老朽管の耐震化, 管路のネットワーク化, 耐震性能の向上<br>3)処理場・ポンプ場施設<br>・避難しやすい施設配置, 施設の耐震・耐津波化, 資機材の備蓄, 自然エネルギー発電設備の設置, 下水道資源の活用, 省エネルギー施設の配置, 遠隔制御, 処理場間のネットワーク化, 防災施設としての活用<br>4)下水道の整備推進<br>・下水道施設については、復旧・復興事業の長期化により衛生上・環境上の問題が発生するおそれがあることから、他のライフライン施設と同様、施設の耐震性の強化を進めるとともに、緊急時の機能停止を避けるため、処理場間のネットワーク化を図る。<br>・各汚水処理場を幹線で結び、災害時に処理機能が支障を来した場合、他の処理場で汚水処理し、当該施設の下水処理に対応できるようにする。<br>・下水道整備が完了していない地域の下水道整備を推進する。その際には、市街地整備事業や被災後の市街地の状況を考慮し、整備を進める。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
| 水道整備課             | 1)策定した復旧・復興計画及び方針を基に、各ライフライン施設の管理者及び道路・河川管理者等と協議の上、所管施設の復旧・復興を進めていく。<br>2)上水道の拡充整備<br>・災害時の生活用水, 工業用水を確保するため、管路や施設の耐震化を進めるとともに、貯水槽や大容量送水管を整備する。<br>・一般水道, 工業用水道の幹線や施設の耐震性を強化する。<br>・住民の飲料水を貯水する貯水槽を整備する。また、給水タンク車による応急給水基地として大容量の貯水槽も整備する。<br>・水需要の大きい市街地において、貯水機能をもち、かつ各種の送水系統の中核となる貯水槽や大容量送水管を整備する。  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
| 道路管理課<br>道路整備課    | ○送電線・電話線の地中化<br>・道路交通の円滑化と景観の整備に加え、災害時の安全性及び道路空間の確保のため、電線類の地中化を図る必要性が高い道路の区間において、道路の地下に電線を共同して収容する。<br>・街路事業等の道路整備に併せて、電線の共同溝を整備する。  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |

**【道路管理課】**

|   |                               |
|---|-------------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |                               |
| ○情報共有のための連絡体制の構築  |                               |
| <b>●留意事項</b>  |                               |
| ○ライフライン施設の復旧・復興に関しては、各事業間の調整が地方公共団体の重要な役割となるため、復旧事業等の主体となる場合にも、他の事業者と調整することが重要となる。  |                               |
| ○本市が行うことが必要となる調整として、次のものがあげられる。   |                               |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速な原状復旧を目指す市街地では、ライフラインについても迅速性を最優先した本格復旧を行う。一方、基盤整備等を伴う面的な復興事業を行う市街地では、その事業のスケジュールにあわせライフラインの計画的な復旧・復興を行う。</li> <li>・既存の総合計画、各種ライフライン施設整備計画等の上位計画との整合性を十分に図り、復興計画を策定する。</li> <li>・各種ライフラインの共同溝等の整備については、各種ライフラインの特性等を勘案しながら各事業者と調整を図り進める。</li> <li>・土地区画整理事業等により面的整備が行われる場合、ライフラインの地中化、共同溝化等を可能な限り実現できるよう事業者に働きかける。</li> <li>・被災地における整備には時間がかかる可能性がある。このため迅速なライフライン機能の復旧を行う一方で、可能な場所からライフライン施設の整備を実施していく。</li> </ul> |                               |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                               |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>                   |
| 各ライフライン施設管理者  | 上下水道、ガス、電気通信等の埋設箇所及び方法の調整・検討。 |
| 高知県道路課  | 被害状況等の情報共有                    |
| 高知土木事務所   | 被害状況等の情報共有                    |
| 土佐国道事務所高知国道事務所  | 被害状況等の情報共有                    |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |                               |
| 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法<br>道路法<br>共同溝の整備等に関する特別措置法   |                               |

**【道路整備課】**

|   |                               |
|---|-------------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |                               |
| ○ライフラインの機能回復が迅速に行えるよう、緊急輸送道路等に架かる道路橋の耐震化を進める。   |                               |
| <b>●留意事項</b>  |                               |
| ○ライフライン施設の復旧・復興に関しては、各事業間の調整が地方公共団体の重要な役割となるため、復旧事業等の主体となる場合にも、他の事業者と調整することが重要となる。  |                               |
| ○本市が行うことが必要となる調整として、次のものがあげられる。   |                               |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速な原状復旧を目指す市街地では、ライフラインについても迅速性を最優先した本格復旧を行う。一方、基盤整備等を伴う面的な復興事業を行う市街地では、その事業のスケジュールにあわせライフラインの計画的な復旧・復興を行う。</li> <li>・既存の総合計画、各種ライフライン施設整備計画等の上位計画との整合性を十分に図り、復興計画を策定する。</li> <li>・各種ライフラインの共同溝等の整備については、各種ライフラインの特性等を勘案しながら各事業者と調整を図り進める。</li> <li>・土地区画整理事業等により面的整備が行われる場合、ライフラインの地中化、共同溝化等を可能な限り実現できるよう事業者に働きかける。</li> <li>・被災地における整備には時間がかかる可能性がある。このため迅速なライフライン機能の復旧を行う一方で、可能な場所からライフライン施設の整備を実施していく。</li> </ul> |                               |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                               |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>                   |
| 各ライフライン施設管理者  | 上下水道、ガス、電気通信等の埋設箇所及び方法の調整・検討。 |
| 高知県道路課  | 被害状況等の情報共有                    |
| 高知土木事務所   | 被害状況等の情報共有                    |
| 土佐国道事務所高知国道事務所  | 被害状況等の情報共有                    |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |                               |
| 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法<br>道路法<br>共同溝の整備等に関する特別措置法   |                               |

**【上下水道局水道整備課】**

**●事前準備(平時にやるべきこと)**

○被災後の復興計画策定時は、インフラに関する基礎データが必要となるため、施設台帳や管路台帳の整備状況を確認し、不足している場合は追加又は充実を図る。

**●留意事項**

○ライフライン施設の復旧・復興に関しては、各事業間の調整が地方公共団体の重要な役割となるため、復旧事業等の主体となる場合にも、他の事業者と調整することが重要となる。

○本市が行うことが必要となる調整として、次のものがあげられる。

- ・迅速な原状復旧を目指す市街地では、ライフラインについても迅速性を最優先した本格復旧を行う。一方、基盤整備等を伴う面的な復興事業を行う市街地では、その事業のスケジュールにあわせライフラインの計画的な復旧・復興を行う。
- ・既存の総合計画、各種ライフライン施設整備計画等の上位計画との整合性を十分に図り、復興計画を策定する。
- ・各種ライフラインの共同溝等の整備については、各種ライフラインの特性等を勘案しながら各事業者と調整を図り進める。
- ・土地区画整理事業等により面的整備が行われる場合、ライフラインの地中化、共同溝化等を可能な限り実現できるよう事業者と働きかける。
- ・被災地における整備には時間がかかる可能性がある。このため迅速なライフライン機能の復旧を行う一方で、可能な場所からライフライン施設の整備を実施していく。

**●関係機関との調整**

| 関係機関         | 調整事項                          |
|--------------|-------------------------------|
| 各ライフライン施設管理者 | 上下水道、ガス、電気通信等の埋設箇所及び方法の調整・検討。 |
| 道路・河川管理者     | 上下水道、ガス、電気通信等の埋設箇所及び方法の調整・検討。 |

**●関連する法令、計画、資料等**

高知市総合計画  
高知市水道事業基本計画

**【上下水道局下水道整備課】**

**●事前準備(平時にやるべきこと)**

○被災後の復興計画策定時は、インフラに関する基礎データが必要となるため、施設台帳や管路台帳の整備状況を確認し、不足している場合は追加又は充実を図る。

**●留意事項**

○ライフライン施設の復旧・復興に関しては、各事業間の調整が地方公共団体の重要な役割となるため、復旧事業等の主体となる場合にも、他の事業者と調整することが重要となる。

○本市が行うことが必要となる調整として、次のものがあげられる。

- ・迅速な原状復旧を目指す市街地では、ライフラインについても迅速性を最優先した本格復旧を行う。一方、基盤整備等を伴う面的な復興事業を行う市街地では、その事業のスケジュールにあわせライフラインの計画的な復旧・復興を行う。
- ・既存の総合計画、各種ライフライン施設整備計画等の上位計画との整合性を十分に図り、復興計画を策定する。
- ・各種ライフラインの共同溝等の整備については、各種ライフラインの特性等を勘案しながら各事業者と調整を図り進める。
- ・土地区画整理事業等により面的整備が行われる場合、ライフラインの地中化、共同溝化等を可能な限り実現できるよう事業者と働きかける。
- ・被災地における整備には時間がかかる可能性がある。このため迅速なライフライン機能の復旧を行う一方で、可能な場所からライフライン施設の整備を実施していく。

**●関係機関との調整**

| 関係機関           | 調整事項                                 |
|----------------|--------------------------------------|
| 高知県公園下水道課      | 高知県下水道対策本部が設置されるため、災害支援に関する総合的な調整を行う |
| 各ライフライン施設管理者   | 上下水道、ガス、電気通信等の埋設箇所及び方法の調整・検討。        |
| 高知県道路課         | 被害状況等の情報共有                           |
| 高知土木事務所        | 被害状況等の情報共有                           |
| 土佐国道事務所高知国道事務所 | 被害状況等の情報共有                           |

**●関連する法令、計画、資料等**

災害対策基本法  
地方自治法  
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法  
都市計画法  
道路法  
河川法  
下水道法  
建築基準法  
下水道施設の耐震対策指針と解説2014年版、下水道施設の地震対策マニュアル2014年版、高知市下水道BCP

## 施策4：文化の再生

### (1)文化財等への対応

|       |  |     |           |
|-------|--|-----|-----------|
| 施策コード | 4-4-1  | 施策名 | 施策4:文化の再生 |
| 項目    | (1)文化財等への対応  |     |           |
| 概要    | ○復旧・復興期において、被災者が生活の中に潤いや癒いを感じるためには、文化・社会教育施設の復興が重要であるため、文化施設、文化財の早期復旧方法や文化芸術活動による被災者支援や地域の文化芸術活動への支援についてあらかじめ検討を行っておくもの。 |     |           |

#### ●業務項目・手順等

| 内容            | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
|---------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|
|               |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |
| ①文化・社会教育施設の再建 | 文化振興課, 民権・文化財課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
| 共通事項          | ○展示品の仮保管場所の確保等をすすめ、被害の程度に応じて、国への助成の要請等を行う。<br>○文化・社会教育施設の被害状況や周辺施設の復旧の進展状況を勘案し、再建する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |

| 内容              | 担当部局                              | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
|-----------------|-----------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|
|                 |                                   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |
| ②文化芸術による被災者等の支援 | 文化振興課                             |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
| 文化振興課           | ○文化芸術の鑑賞機会や交流の場の提供により、被災者等の支援を行う。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |

| 内容                | 担当部局                              | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
|-------------------|-----------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|
|                   |                                   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |
| ③地域における文化芸術活動への支援 | 文化振興課                             |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
| 文化振興課             | ○地域の文化芸術活動の公演機会や鑑賞機会の回復に向けた支援を行う。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |

| 内容         | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
|------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|
|            |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |
| ④被害状況把握・調査 | 民権・文化財課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
| 民権・文化財課    | ○指定文化財の被災状況について、本市所有分については、本市職員による調査を行い、民間所有分については所有者又は管理者から、速やかに被災状況の報告を受け、被害状況を調査し把握する。(毀損届の提出)<br>○自由民権記念館の施設(展示室、収蔵庫等)及び設備、資料(展示資料、収蔵資料)の被災状況を調査する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |

| 内容              | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
|-----------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|
|                 |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |
| ⑤文化財・資料に対する応急措置 | 民権・文化財課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
| 民権・文化財課         | ○国指定文化財については、県を通じて被災状況を文化庁へ報告する。また、県指定文化財については、県へ報告する。<br>○文化庁及び県との協議・指導のもと、損傷の拡大を防ぐため、速やかに応急措置を講じる。<br>○自由民権記念館の被災状況を文化庁や県等へ報告した後、損傷の拡大を防ぎ、速やかに応急措置を講じる。施設及び設備が被災している場合は、資料の緊急避難を行う。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |

| 内容            | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
|---------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|--|
|               |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |  |
| ⑥所有者又は管理者との協議 | 民権・文化財課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |
| 民権・文化財課       | ○被災状況を文化庁や県へ報告した後、文化庁及び県との協議・指導のもと、損傷の拡大を防ぎ、速やかに応急措置を講じるため、所有者又は管理者との協議を行う。また、保護・復旧についても、継続して協議を行う。<br>○埋蔵文化財に関しては、仮設住宅建設や救助のための二次的損傷は最小限に抑えるため、関係部署と協議する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |  |



| 内容            | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|---------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|               |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ⑦文化財・資料の保護・復旧 | 民権・文化財課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 民権・文化財課       | <p>○文化財の毀損状況など再度詳細調査を行い、復旧の手順や修復・復旧に関する方針について、関係機関・専門家との協議の上、立案する。また、民間所有の文化財については、その所有者又は管理者とも協議を行う。</p> <p>○上記方針に基づき、修復・復旧を行う。</p> <p>○資料保存等の関係団体等に協力を依頼し、資料の保護・復旧を行う。</p> <p>○資料所蔵者への連絡・報告</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

【文化振興課】

●事前準備(平時にやるべきこと)

○文化・社会教育施設の復旧の優先度、展示品の仮保管場所等を定めておくとともに、国による助成の要請等を検討しておく。

●留意事項

○人命救助や避難民対策が中心となるため、文化財等の被災状況の調査の遅れ、救助や仮設住宅建設のために二次的に損傷を受ける可能性などが考えられる。そのため、専門職員等の派遣要請、早急な被災状況の把握、速やかな修復を図ることが重要である。

●関係機関との調整

| 関係機関     | 調整事項               |
|----------|--------------------|
| 文化庁      | 文化財保護・復旧に関する指導     |
| 高知県文化国際課 | 復興対応での連携(被害状況の把握等) |

●関連する法令、計画、資料等

文化財保護法、高知県文化財保護条例、高知県文化財保護条例施行規則、高知市文化財保護条例、高知市文化財保護条例施行規則

【民権・文化財課】

●事前準備(平時にやるべきこと)

- 文化財巡視・点検による、対象文化財の把握
- 所有者への災害対策についての啓発
- 仮設住宅建設予定地の検討等に関して、防災対策部や都市建設部への埋蔵文化財包蔵地の周知及び事前協議。
- 所蔵資料等のデータ化を進めるとともに、災害時対応マニュアルを作成する中で、復旧の優先度を定める。
- 資料の仮保管場所の確保
- 資料等の復旧に関し、関係施設等へ調査協力を依頼するための事前協議

●留意事項

○災害発生直後は、人命救助や避難民対策が中心となるため、文化財や博物館施設等の被災状況の調査が遅れることに加え、救助及び仮設住宅建設等のため、二次的に損傷を受ける可能性がある。文化財や歴史資料等の散逸や二次的損傷を最小に防ぐため、関係団体への人的支援を要請し、被災状況の調査、速やかな修復を図るよう手立てが必要である。特に民間所有の文化財については、日頃から、所有者又は管理者の文化財保護への啓発が不可欠である。

●関係機関との調整

| 関係機関               | 調整事項                |
|--------------------|---------------------|
| 文化庁                | 文化財保護・復旧に関する指導      |
| 高知県文化生活スポーツ部歴史文化財課 | 復旧対応での連携、文化庁との連絡・協議 |

●関連する法令、計画、資料等

文化財保護法、高知県文化財保護条例、高知県文化財保護条例施行規則、高知市文化財保護条例、高知市文化財保護条例施行規則  
博物館法、高知市立自由民権記念館条例、高知市立自由民権記念館資料取扱規則、高知市春野郷土資料館条例、高知市春野郷土資料館資料取扱規則



## (2)スポーツの復興

|       |   |     |           |
|-------|---|-----|-----------|
| 施策コード | 4-4-2   | 施策名 | 施策4:文化の再生 |
| 項目    | (2)スポーツの復興  |     |           |
| 概要    | <p>○スポーツ施設の整備等により、スポーツを通じた住民の健康増進と復興への活力を高める。</p> <p>○また、地元スポーツチームの活動再開を支援するとともに、チームの活躍が被災者の精神面を含めた健康を取り戻し、スポーツの力で復興への活力を高めることをめざす。</p> |     |           |

### ●業務項目・手順等

| 内容         | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|            |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①スポーツ施設の復興 | スポーツ振興課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| スポーツ振興課    | <p>○復旧・復興方針の策定</p> <p>①被害調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は管理するスポーツ施設について、被害状況調査を行う。(観月坂、春野スポーツ施設、土佐山西側複合集会所、長浜相撲場、鏡川大橋南下ゲートボール場、鏡川走路、カヌー艇庫横トイレなど)</li> <li>・指定管理施設(総合運動場含む5場)は指定管理者に連絡し、被害状況の報告を受ける。</li> <li>・被災前から避難所等の防災拠点として位置づけられていた施設の使用状況等を把握する。</li> </ul> <p>○指定緊急避難所:総合体育館、東部総合運動場くろしおアリーナ、旧御豊瀬小、東部総合運動場体育センター</p> <p>○指定避難所:総合体育館、東部総合運動場くろしおアリーナ、東部総合運動場体育センター、土佐山西川複合集会所</p> <p>②復旧・復興方針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況や応急・復旧活動の利用状況を見定めながら、指定管理者とも連携し、施設の特性や地域住民・利用者の意向を把握しつつ、復旧・復興の方針を決定する。</li> </ul> <p>○既存スポーツ施設の復旧・復興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況調査結果や指定避難所としての利用の有無、周辺地区の状況を勘案して、施設の抜本的整備を行うか、迅速性を重視した原状復旧にとどめるかを決定する。</li> </ul> <p>○スポーツ施設の体系的な整備</p> <p>①方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況や被災後の指定避難所などの利用状況を踏まえ、本来のスポーツによる各施設利用予定や防災拠点としての位置づけ等を考慮し、スポーツ施設を体系的に整備する。</li> </ul> <p>②内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知市スポーツ推進計画に基づくスポーツ施設の整備計画決定及び整備を図る。</li> </ul> <p>○防災拠点としてのスポーツ施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難所・指定避難所としてスポーツ施設の整備を行う。</li> </ul> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容                | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                   |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ②地元スポーツチームの活動再開支援 | スポーツ振興課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| スポーツ振興課           | <p>○活動再開支援方針の策定</p> <p>①被害調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は地元スポーツチームについて、被害状況調査を行う。</li> <li>・固定資産に加え、公式戦やイベントなどのスポーツ活動の変更・中止によるチケット収入やグッズ販売などの損失や経済波及効果も考慮する。</li> </ul> <p>②活動再開支援方針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ施設の被害状況や施設周辺の復旧の進展状況を勘案し、地元スポーツチームの意向を把握しつつ、活動再開支援の方針を決定する。</li> </ul> <p>○地元スポーツチームの活動再開支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災直後の混乱した状況が収まった段階において、活動再開支援方針を適切に展開していく。</li> <li>・特に公式戦への出場が急務と考えられるため、チームの練習場所の確保や試合会場への移動の支援を優先する。また、チームの資金需要の把握に努め、補助金や貸付金等の情報収集を行い、資金確保に向け支援していく。</li> </ul> <p>○復興への活力を高める支援活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動再開後は、地元スポーツチームと連携し、アスリートの被災者への慰問、スポーツを通じた交流事業等を展開する。</li> <li>・また、チームが独自に行うボランティア活動に協力するとともに、チャリティマッチや高知市内外で開催される公式戦の観戦に被災者を招待することなどを協議し、支援する。</li> </ul> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

**【スポーツ振興課】**

| <p><b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b><br/>                 ○スポーツ施設の点検・整備を行っておく。(スポーツ施設の復興)<br/>                 ○地元スポーツチームとの連携強化。(活動再開支援)</p>  |  |      |      |                 |                                    |                   |  |               |                                   |          |                  |              |                       |
|---|--|------|------|-----------------|------------------------------------|-------------------|--|---------------|-----------------------------------|----------|------------------|--------------|-----------------------|
| <p><b>●留意事項</b><br/>                 ○被災後、スポーツ施設を整備する際には、総合計画、総合戦略(KPI)、地域防災計画、スポーツ推進計画等の既存計画との整合性に配慮し、既存計画自体を見直す必要がある場合については、既存計画の修正を行っていく必要がある。(スポーツ施設の復興)<br/>                 ○スポーツは、直接、生命や衣食住に関わるものではないため、対策がある程度後回しになる傾向にあるが、復旧・復興期における、被災生活の潤いや憩い、あるいは復興に立ち向かう人々の活力の源にもなるものであり、なるべく早期に活動再開を支援する必要がある。(活動再開支援)</p>  |  |      |      |                 |                                    |                   |  |               |                                   |          |                  |              |                       |
| <p><b>●関係機関との調整</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>調整事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高知市教育委員会学校環境整備課</td> <td>学校体育施設開放事業に関連する復興状況での連携(スポーツ施設の復興)</td> </tr> <tr> <td>高知県観光振興スポーツ部スポーツ課</td> <td>春野総合運動公園等、県所管施設の状況等情報共有(スポーツ施設の復興)<br/>スポーツチーム、スポーツ施設の被災状況等の情報共有と復興支援での連携(活動再開支援)</td> </tr> <tr> <td>高知県教育委員会保健体育課</td> <td>事業や大会でのスポーツ施設利用予定等情報共有(スポーツ施設の復興)</td> </tr> <tr> <td>高知市商工観光部</td> <td>復興支援での連携(活動再開支援)</td> </tr> <tr> <td>高知市スポーツ振興事業団</td> <td>練習・試合環境の調整と連携(活動再開支援)</td> </tr> </tbody> </table> |  | 関係機関 | 調整事項 | 高知市教育委員会学校環境整備課 | 学校体育施設開放事業に関連する復興状況での連携(スポーツ施設の復興) | 高知県観光振興スポーツ部スポーツ課 | 春野総合運動公園等、県所管施設の状況等情報共有(スポーツ施設の復興)<br>スポーツチーム、スポーツ施設の被災状況等の情報共有と復興支援での連携(活動再開支援) | 高知県教育委員会保健体育課 | 事業や大会でのスポーツ施設利用予定等情報共有(スポーツ施設の復興) | 高知市商工観光部 | 復興支援での連携(活動再開支援) | 高知市スポーツ振興事業団 | 練習・試合環境の調整と連携(活動再開支援) |
| 関係機関  | 調整事項   |      |      |                 |                                    |                   |  |               |                                   |          |                  |              |                       |
| 高知市教育委員会学校環境整備課   | 学校体育施設開放事業に関連する復興状況での連携(スポーツ施設の復興)   |      |      |                 |                                    |                   |  |               |                                   |          |                  |              |                       |
| 高知県観光振興スポーツ部スポーツ課   | 春野総合運動公園等、県所管施設の状況等情報共有(スポーツ施設の復興)<br>スポーツチーム、スポーツ施設の被災状況等の情報共有と復興支援での連携(活動再開支援) |      |      |                 |                                    |                   |  |               |                                   |          |                  |              |                       |
| 高知県教育委員会保健体育課   | 事業や大会でのスポーツ施設利用予定等情報共有(スポーツ施設の復興)  |      |      |                 |                                    |                   |  |               |                                   |          |                  |              |                       |
| 高知市商工観光部  | 復興支援での連携(活動再開支援)   |      |      |                 |                                    |                   |  |               |                                   |          |                  |              |                       |
| 高知市スポーツ振興事業団  | 練習・試合環境の調整と連携(活動再開支援)  |      |      |                 |                                    |                   |  |               |                                   |          |                  |              |                       |
| <p><b>●関連する法令、計画、資料等</b><br/>                 高知市総合計画<br/>                 総合戦略(KPI)<br/>                 高知市スポーツ推進計画</p>   |  |      |      |                 |                                    |                   |  |               |                                   |          |                  |              |                       |

### (3)災害記憶の継承

|       |   |     |           |
|-------|---|-----|-----------|
| 施策コード | 4-4-3   | 施策名 | 施策4:文化の再生 |
| 項目    | (3)災害記憶の継承  |     |           |
| 概要    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害における貴重な経験や教訓を次世代に伝承するため、災害記録誌を作成する。</li> <li>・自治体及び住民の責務として、伝承活動を行う拠点ともなる記念館等の整備を検討する。</li> </ul> |     |           |

#### ●業務項目・手順等

| 内容        | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
|-----------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|
|           |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |
| ①災害記録誌の作成 | 広聴広報課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
| 広聴広報課     | 1)発災直後からの記録<br>・記録誌の内容として「応急活動・復旧の取組」が中心となるが、この時期は人員不足も見込まれることから、初動から記録を残すための体制を構築し、記録を残していく。<br>2)災害対策業務ごとの記録<br>・各業務ごとに記録として残すべき資料やデータを収集・整理<br>3)記録の補完<br>・資料等が残されていない場合には、住民や職員へのヒアリング等を実施し、記録を補完する。<br>4)原案作成・印刷・発行<br>・記載内容に合わせて、編集を行うとともに、印刷を行い、発行。発行後は、その目的に合わせて、活用を行う。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |

| 内容       | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
|----------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|
|          |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |  |  |
| ②記念館等の整備 | 災害復興部   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |
| 災害復興部    | ○震災の記憶や震災を通じ得られた教訓を風化させることなく後世に伝えるため、伝承活動を行う拠点ともなる記念館等の整備を検討する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |  |  |

#### 【広聴広報課】

|  |                           |
|--|---------------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>  |                           |
| ○災害記録誌の構成や内容等(例:発災から○年間の記録等)、対象・目的等(住民への経験・教訓の後世への継承、関係機関の防災対策への活用等)の検討。編纂体制の整備及び手法の検討。各部署における災害時に記録すべき内容等の選定。 |                           |
| <b>●留意事項</b>   |                           |
| ○災害時の混乱状況では、資料等の紛失や散逸の恐れがある。   |                           |
| <b>●関係機関との調整</b>   |                           |
| 関係機関   | 調整事項                      |
| 高知県  |                           |
| マスコミ各社   | 記録として残すべき写真やデータ等の提供への協力依頼 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>  |                           |

#### 【災害復興部】

|   |           |
|---|-----------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |           |
| ○災害時の混乱した状況では、貴重なデータや資料が紛失したり、散逸したりすることが考えられる。貴重なデータや資料の整理・保管等についての体制を構築しておく。 |           |
| <b>●留意事項</b>  |           |
| ○新たな施設を整備する場合は維持管理費用が掛かることも踏まえ、既存の施設の利用を検討する。                                 |           |
| <b>●関係機関との調整</b>  |           |
| 関係機関  | 調整事項      |
| 高知県南海トラフ地震対策課   | 震災の記録等の共有 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |           |

## 5. 産業・経済復興

### 施策1：情報収集・提供・相談

#### (1) 資金需要の把握

|       |  |     |                |
|-------|--|-----|----------------|
| 施策コード | 5-1-1  | 施策名 | 施策1:情報収集・提供・相談 |
| 項目    | (1)資金需要の把握   |     |                |
| 概要    | ○産業・経済の復興施策を決定するために、直接被害または間接被害を受けている被災事業者及び被災額に関する調査を行い、再建のための資金需要等を把握する。 |     |                |

#### ●業務項目・手順等

| 内容          | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|-------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|             |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①事業所等被害概況調査 | 産業政策課, 商業振興・外商支援課, 農林水産課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項        | <p>○被災直後において、地域防災計画に定める被害状況等の情報収集のほか、業界団体や金融機関、商店街振興組合、農林漁業団体等を通じて、業種ごとの被害状況を把握するなど、必要な調査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物や設備等の被害については、被害調査等の実施で把握できるが、商品等の損害状況については業界団体への照会、個別企業へのヒアリング調査等を実施する必要がある。</li> <li>・被害状況調査においては以下の項目を把握することが重要となる。</li> </ul> <p>①復旧状況の把握<br/>○災害直後の被害状況を業種別、規模別に把握するとともに、復旧状況を定期的に把握し、それらを支援策に的確に反映させる。</p> <p>②取引状況の把握<br/>○事業の継続・再開支援策(特に下請け企業等に対する施策)を適切に展開していくためには、取引状況の把握が必要である。このため、震災発生直後の混乱した状況が収まってきた段階において、定期的に取引状況を把握する。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容             | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|----------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ②定期的な被害・復旧状況調査 | 産業政策課, 商業振興・外商支援課, 農林水産課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項           | <p>○定期的な被害状況及び復旧状況の確認・把握を行う。</p> <p>○特に必要がある場合には、業界団体等あるいは事業所に対するアンケート調査を実施し、被害状況及び復旧状況の把握・確認のほか、復興に向けた意見・要望等を把握する。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容       | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|----------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|          |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ③取引状況の把握 | 産業政策課, 商業振興・外商支援課, 農林水産課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項     | <p>○事業の継続・再開支援策(特に下請け企業等に対する施策)を適切に展開していくためには、取引状況の把握が必要である。このため、被災直後の混乱した状況が収まってきた段階において、定期的に取引状況を把握する。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容       | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|----------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|          |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ④資金需要の把握 | 産業政策課, 商業振興・外商支援課, 農林水産課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項     | <p>○上記で把握した直接・間接の被害状況等を、業種別、地域別等に分類し、整理・分析する。</p> <p>○被災前の地域経済特性の把握と同時に、直接被害・間接被害を受けている被災事業者及び被災額について推計する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接被害(額)－建物・施設、農林地・漁場、設備、商品・作物・材料</li> <li>・間接被害(額)－売上減少等</li> <li>・復旧状況の考慮</li> <li>・経済活動の停滞・低下への配慮</li> </ul> <p>○分析結果は、支援策の立案等の基礎データとするため、関係部局へ速やかに配布するとともに、定期的にマスコミ等を通じ、住民等へ情報提供を行う。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

**【産業政策課, 商業振興・外商支援課, 農林水産課】**

**●事前準備(平時にやるべきこと)**

- 1)被害調査
  - ・被害・復旧状況分析班の設置及び構成について事前に検討しておく。
  - ・被害状況調査票のフォーマットを作成準備しておく。
- 2)情報収集体制の整備等
  - ・災害時に事業者の情報を迅速に入手するため、商工業・農林漁業団体等との連携を強化しておくとともに、事前に収集・整理・共有できる情報は整備しておく。
  - ・情報提供方策(利用媒体・情報項目・内容等)の事前検討、体制づくり
- 3)事業所関連の基礎資料の事前整理
  - ・商工会議所会員以外の事業所については、現況が把握されていないことが多いため、全ての地域内の事業者の所在地や規模等に関する情報を収集・整理する。

**●留意事項**

- 建物や設備等の被害については、被害調査等の実施で把握できるが、商品等の損害状況については業界団体への照会、個別企業へのヒアリング調査等を実施する必要がある。
- 被害状況調査においては以下の項目を把握することが重要となる。
  - ①復旧状況の把握
    - ・災害直後の被害状況を業種別、規模別に把握するとともに、復旧状況を定期的に把握し、それらを支援策に的確に反映させる。
  - ②取引状況の把握
    - ・事業の継続・再開支援策(特に下請け企業等に対する施策)を適切に展開していくためには、取引状況の把握が必要である。このため、震災発生直後の混乱した状況が収まってきた段階において、定期的に取り引状況を把握する。

**●関係機関との調整**

| 関係機関          | 調整事項           |
|---------------|----------------|
| 高知県商工政策課      | 情報共有及び調査における連携 |
| 高知県産業政策課      | 情報共有及び調査における連携 |
| 高知県農業政策課      | 情報共有及び調査における連携 |
| 高知商工会議所等の業界団体 | 情報共有及び調査における連携 |
| 高知市商店街振興組合連合会 | 情報共有及び調査における連携 |

**●関連する法令, 計画, 資料等**

## (2)各種融資制度の周知・経営相談

|       |  |     |                |
|-------|--|-----|----------------|
| 施策コード | 5-1-2  | 施策名 | 施策1:情報収集・提供・相談 |
| 項目    | (2)各種融資制度の周知・経営相談  |     |                |
| 概要    | ○国、都道府県、各種金融機関等の行う融資制度についての情報を事業者や各種団体に周知し、その活用を促進する。<br>○被災事業者の再建支援のために、各種の融資制度や業界団体等の紹介など事業再建に関する情報を提供するなど、事業者の経営相談に応じる。 |     |                |

### ●業務項目・手順等

| 内容             | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|----------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①取扱い機関への説明会の開催 | 産業政策課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 産業政策課          | ○融資取扱金融機関をはじめ、融資の申込受付場所となる関係機関、各相談所等に対し、制度の内容及び取扱方法等を周知するため、説明会を開催する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容           | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|--------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|              |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ②事業主・組合等への周知 | 産業政策課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 産業政策課        | ○国や都道府県、市町村の持つ既往制度の内容、また新たな支援制度等の実施が決定された場合、マスコミや業界団体等を通じ、事業主・組合等へ周知する。<br>○各相談所、取扱指定金融機関、産業振興センター、商工会議所等の関係機関において情報提供を行うとともに、リーフレット等を配布し周知する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容       | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|----------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|          |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ③相談体制の構築 | 産業政策課、商業振興・外商支援課、農林水産課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項     | ○被災事業者の事業再開等に関する各種相談に総合的かつ機動的に対応するために、当該地方公共団体及び商工会議所、農業協同組合等が一体となった産業復興に関する相談体制を構築する。<br>○復旧・復興に関する各種情報提供が円滑に行えるように、各機関の担当部局等を明確にしておく。<br>○相談業務に関する人員が不足した場合には、関連する行政機関等に応援を要請する。<br>○法律相談や税務相談にも対応できるように、弁護士や税理士にも協力を要請する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容       | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|----------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|          |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ④相談窓口の設置 | 産業政策課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 産業政策課    | ○事業者に対し、的確な相談・指導を行い、円滑な再建へと誘導していくために、相談窓口を設置する。<br>○被災状況調査及び事業所の被害概況調査、交通事情等を勘案し、経営相談窓口を設置する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

**【産業政策課, 商業振興・外商支援課】**

**●事前準備(平時にやるべきこと)**

- 1)経済復興に関わる既存制度の周知
  - ・融資制度等の経済復興に関わる既往の制度について、災害時に円滑に活用するために、平常時から事業者等に周知する。
- 2)貸付制度に関する都道府県、市町村担当者における情報交換
  - ・新規制度や個別に実施している貸付制度等に関して、県の担当者と情報交換を行い、災害発生時に経営者等に対して迅速な事業内容の周知ができるようしておく。
  - ・事業制度の周知を図るために、事前に事業者等を把握しておく。

**●留意事項**

- 相談・指導内容の統一化
- ・被災者の相談に対する回答などでばらつきが生じないよう統一的な対応を図るために、関係機関や国、県と協議し、相談・指導内容及びその体制について協議を行う必要がある。

**●関係機関との調整**

| 関係機関       | 調整事項      |
|------------|-----------|
| 地元金融機関     | 円滑な融資の実施等 |
| 高知県よろず支援拠点 | 相談体制の構築等  |
| 商工会議所      | 相談体制の構築等  |

**●関連する法令, 計画, 資料等**

**【農林水産課】**

**●事前準備(平時にやるべきこと)**

- 1)経済復興に関わる既往制度の周知
  - ・融資制度等の経済復興に関わる既往の制度について、災害時に円滑に活用するために、平常時から事業者等に周知する。
- 2)貸付制度に関する都道府県、市町村担当者における情報交換
  - ・新規制度や個別に実施している貸付制度等に関して、都道府県、市町村の担当者は情報交換を行い、災害発生時に経営者等に対して迅速な事業内容の周知ができるようしておく。
  - ・事業制度の周知を図るために、事前に事業者、農地等の所有者の所在(特に市町村外居住者)等を把握しておく。

**●留意事項**

- 相談・指導内容の統一化
- ・被災者の相談に対する回答などでばらつきが生じないよう統一的な対応を図るために、関係機関や国、県と協議し、相談・指導内容及びその体制について協議を行う必要がある。

**●関係機関との調整**

| 関係機関   | 調整事項      |
|--------|-----------|
| 地元金融機関 | 円滑な融資の実施等 |
| 農業協同組合 | 相談体制の構築等  |

**●関連する法令, 計画, 資料等**



### (3)物流の安定・取引等のあつ旋等

|       |  |     |                |
|-------|--|-----|----------------|
| 施策コード | 5-1-3  | 施策名 | 施策1:情報収集・提供・相談 |
| 項目    | (3)物流の安定・取引等のあつ旋等  |     |                |
| 概要    | <p>○商品・原材料等の仕入れや製品や生産物の出荷等が滞ることを防ぎ、営業の安定化を図るため、利用可能な物流ルートに関する情報を提供し、販売・流通経路の回復を図る。</p> <p>○また、取引先の被災や道路の被害による流通ルートの分断等によって、直接的及び間接的な被害により受注が減少している業種や事業者に対して、新たな発注先や販路開拓を目的とした取引先のあつ旋等を行う。</p> |     |                |

#### ●業務項目・手順等

| 内容         | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |
|------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|
|            |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |
| ①物流の安定     | 商業振興・外商支援課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |
| 商業振興・外商支援課 | <p>○業界団体等への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共施設等の被害・復旧状況を把握する。</li> <li>・道路等の公共施設の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートについて、適宜業界団体等に対し、情報提供を行う。</li> <li>・業界団体等への情報提供に関しては、インターネット等も活用する。</li> </ul> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |

| 内容         | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |  |
|------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--|
|            |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |  |
| ②取引先のあつ旋等  | 商業振興・外商支援課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |
| 商業振興・外商支援課 | <p>1)発注の開拓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の被害状況調査の結果や業界団体等の意見を踏まえ、取引のあつ旋の実施を検討し、あつ旋の必要性が認められた場合、発注開拓担当部局を設置する。</li> <li>・発注開拓担当部局は業界団体等と連携の上、他都道府県を含めた企業情報の入手及び企業訪問等により、発注の開拓を図る。</li> <li>・ふるさと納税等の活用により販路の拡大を支援する。</li> </ul> <p>2)商談会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に取引先のあつ旋等が必要な業種を対象に、必要に応じて商談会等を企画・開催し、取引先のあつ旋等を実施する。</li> </ul> <p>3)観光イベント等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光イメージの回復、観光客やコンベンションの誘致のため、業界団体や他の公共団体との協力体制をつくり、マスコミや全国各地で実施される観光フェア等を活用し、復興をPRするとともに、誘客イベントを適宜開催する。</li> <li>・被災地の復興のPR及びイメージアップを図るため、各地で物産展を開催する。</li> </ul> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |  |

#### 【商業振興・外商支援課】

|   |            |
|---|------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |            |
| <p>1)物流の安定のための情報の収集・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物流に関する補助ルートの事前検討</li> <li>・緊急物資輸送ルートに関する業界団体等との事前協議</li> </ul> <p>2)輸送手段に関する情報の収集・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運搬のための手段(車両、船舶等)の確保に関する業界団体等との事前協定等の締結</li> </ul> <p>3)取引先の開拓・あつ旋等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業界団体の情報を整理し、企業訪問や企業の情報収集などの活動内容等を検討</li> </ul> |            |
| <b>●留意事項</b>  |            |
| <b>●関係機関との調整</b>  |            |
| 関係機関  | 調整事項       |
| 高知県(地産地商・外商課等)  | 復興対応における連携 |
| 高知商工会議所等の業界団体   | 復興対応における連携 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |            |

## 施策2：中小企業の再建

### (1)再建資金の貸付等

|       |  |     |             |
|-------|--|-----|-------------|
| 施策コード | 5-2-1  | 施策名 | 施策2：中小企業の再建 |
| 項目    | (1)再建資金の貸付等  |     |             |
| 概要    | ○一時的に再開・再建資金の確保が困難化している事業主に対し、現行制度資金の円滑な活用、緊急資金制度の創設などにより自力再開・再建を支援する。 |     |             |

#### ●業務項目・手順等

| 内容                  | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|---------------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                     |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①資金需要の把握と関係金融機関への要請 | 産業政策課、商業振興・外商支援課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項                | <p>○被災者に対する貸付が迅速に行われるように、被災地を管轄する金融機関に対して、貸付手続きの簡易、迅速化、貸付条件の緩和等の特別措置の実施について要請を行う。</p> <p>○被害が甚大である場合、預貯金の払い戻しに加え、再建に向けた設備・運転資金の膨大な需要が予想される。このため、被害状況及びそれに基づいて発生する資金需要を的確に把握し、これに対応できる資金の準備を関係金融機関に要請する。</p> <p>①被害の把握等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者被害の状況を把握する。特に激甚な被害額となることが予想される場合には激甚法の適用のために、県と連携して「被害額確定調査」を行う。</li> </ul> <p>②関係金融機関等への資金準備要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況調査の結果等により、被災事業所の再建に要する資金需要を予測する。</li> <li>・資金需要予測に基づき、制度融資の取扱い指定金融機関及び信用保証協会に対し、資金の準備を要請する。</li> <li>・政府系中小企業金融機関等に対し、資金準備要請を行うよう国に求める。</li> </ul> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容           | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|--------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|              |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ②既往融資制度の活用促進 | 産業政策課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 産業政策課        | <p>○事業所の速やかな再建を図るため、県や国等の既往融資制度の内容を被災事業主や組合等に周知し、その活用を促進する。</p> <p>①取扱機関への説明会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな支援制度等の実施が決定された場合、新たな支援制度を取り扱う関係機関、各相談所等に対し、制度の内容及び取扱方法等を周知するため、説明会を開催する。</li> </ul> <p>②事業主・組合等への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな支援制度等の実施が決定された場合、マスコミや業界団体等を通じてその内容を事業主・組合等へ周知する。</li> <li>・各事業所、取扱指定金融機関、商工会議所等の関係機関において情報提供を行うとともに、リーフレット等を配布し周知する。</li> </ul> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容       | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|----------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|          |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ③経営相談の実施 | 産業政策課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 産業政策課    | ○交通事情等を勘案しながら、臨時の経営相談窓口を設置し、融資制度など事業再建に関する情報を提供する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容         | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|            |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ④商工業の高度化支援 | 産業政策課、商業振興・外商支援課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 産業政策課      | ○被災した中小企業が施設を再建するにあたっては、従前レベルでの施設再建にとどまるのではなく、設備や技術の高度化を図り、生産性や効率性を高めることが重要である。このため、施設の被災により衰退した企業に対して各種の事業の高度化支援を実施する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

**【産業政策課, 商業振興・外商支援課】**

**●事前準備(平時にやるべきこと)**

○要請する様式を事前に作っておく

**●留意事項**

○小売市場や商店街などの共同施設の再建支援策として災害復旧高度化事業等が活用されることが想定されるが、単なる原状復旧ではなく、将来的な展望も視野に入れた産業復旧高度化事業について検討することが必要である。  
 ○中小企業対策は、地域経済の総合的な活性化を図るために、農林漁業なども含む地域の主要な地場産業との連携を図り、より付加価値の高い製品等の開発に取り組むことが有効である。  
 ○商店街の活性化を図るためには、施設の再建と同時に、まちづくりや観光対策、雇用対策等との十分な調整を行い、地域内の人口確保や観光客の入込数の増加に努めることが重要である。  
 ○商業活動を活性化していくためには、営業形態の改善や経営者の意識改革が必要であり、長期にわたる人材育成にも目を向けた対策を行う必要がある。

**●関係機関との調整**

| 関係機関       | 調整事項      |
|------------|-----------|
| 地元金融機関     | 円滑な融資の実施等 |
| 高知県よろず支援拠点 | 相談体制の構築等  |
| 商工会議所      | 相談体制の構築等  |

**●関連する法令, 計画, 資料等**

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律  
 中小企業信用保険法

## (2)事業の場の確保

|       |  |     |              |
|-------|--|-----|--------------|
| 施策コード | 5-2-2  | 施策名 | 施策2: 中小企業の再建 |
| 項目    | (2)事業の場の確保   |     |              |
| 概要    | ○地場産業等の集積地域等が極めて激甚な被害を受けた場合に、事業の場の確保を支援する。また、その取り組みにより、被災者の就業の確保にもつなげていく |     |              |

### ●業務項目・手順等

| 内容       | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|----------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|          |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①早期の復旧支援 | 産業政策課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 産業政策課    | ○事業所再建のための資金融資に関して、国等が行う各種の産業施設の再建費用への助成・資金融資制度に対して、特例措置等を要請するとともに、それらに関する情報提供を行い、相談に対応するなど、その活用を促進する。さらに、基金等による助成制度・融資制度の設立を検討する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容               | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|------------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                  |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ②賃貸型共同仮設工場・店舗の検討 | 産業政策課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 産業政策課            | 事業所・工場の被災により、事業再開が困難となっている事業者に、一時的な事業の場を提供するため、賃貸型の共同仮設工場・店舗の整備を検討する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容                 | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|--------------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                    |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ③共同仮設工場・店舗設置団体への支援 | 産業政策課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 産業政策課              | <p>○共同仮設工場・店舗を設置しようとする事業組合等の団体に対して、計画策定や資金に関する支援を行う。</p> <p>①共同仮設工場・店舗設置団体への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共同仮設工場・店舗を設置しようとする団体に対して、計画策定や資金について総合的な指導を行う支援チームを設置する。</li> <li>支援チームの構成</li> <li>○自治体、商工会、商工会議所等から人員を集める。人員が不足する場合は、他の自治体に応援を要請する。</li> <li>○設置について周知するとともに、各種の団体からの派遣要請に基づき、指導を行う。</li> </ul> <p>②建設及び建設支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仮設工場、仮設店舗用地については、事前に建設用地として活用が想定される用地の情報を把握することが必要である。また、仮設工場や仮設店舗の用地は、応急仮設住宅の建設用地など様々な分野においても活用が想定されるため、あらかじめ関係部局・機関等と利用調整を図ることが求められる。</li> </ul> <p>③設置費用に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基金を創設し、共同仮設工場・店舗を設置する団体に対して、資金を融資する。</li> <li>中小企業高度化資金((独)中小企業基盤整備機構)の活用を促進する。(中小企業高度化資金の制度については高知県にもあるが、H15年から休止している。)</li> </ul> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容                  | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|---------------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                     |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ④民間賃貸工場・店舗の情報提供とあつ旋 | 産業政策課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 産業政策課               | <p>○被災した事業者に対し、民間の賃貸工場・店舗に関する情報を提供する。</p> <p>①物件情報の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業界団体やマスコミ等に対して、物件情報の提供を依頼し、情報を収集する。</li> </ul> <p>②物件情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種の相談所や業界団体等に情報リストを配布し、事業者へ情報提供を行う。</li> </ul> |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容             | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |
|----------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
|                |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 |
| ⑤事業用地の情報提供とあつ旋 | 産業政策課  |     |     |     |     |     |    |    |    |
| 産業政策課          | <p>○移転を伴う工場・事業所・店舗の再建を希望する事業者に対して、移転可能な事業用地に関する情報提供を行う。</p> <p>①事業用地の情報収集<br/>・工業団地等の工業地の空き状況を把握するとともに、業界団体やマスコミ等に対して、事業用地の情報の提供を依頼し、情報を収集する。</p> <p>②事業用地の情報収集<br/>・各種の相談所や業界団体等にリストを配布し、事業者へ情報提供を行う。</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |

| 内容         | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |
|------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
|            |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 |
| ⑥街路市の再開    | 商業振興・外商支援課  |     |     |     |     |     |    |    |    |
| 商業振興・外商支援課 | <p>1)出店者の罹災状況・出店可否の確認<br/>・出店者に電話等で連絡を取り、罹災状況及び出店可否の確認を行う</p> <p>2)開催場所の復旧状況の確認<br/>・開催場所である道路や水路の状況を確認するとともに利用可否の確認を行う<br/>・利用不可の場合は代替場所について選定・検討を行う</p> <p>3)委託先の業務可否の確認<br/>・警備や運営管理を委託している業者に業務実施可否の確認を行う<br/>・業務実施不可の場合は代替の業者の選定及び委託可否の確認を行う</p> <p>4)開催可否の判断・関係者への連絡<br/>・総合的に判断して開催の可否を判断し、関係者に連絡をする</p> |     |     |     |     |     |    |    |    |

【産業政策課】

|   |             |
|---|-------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |             |
| <p>○各関係機関等との連携についてのスキームの構築</p> <p>○共同仮設工場・店舗等を設置する団体に対して指導を行う支援チームの編成及びその活動内容等に関する事前検討。</p> <p>○用地利用に関する資料の作成。</p> <p>○仮設営業基盤についても、仮設住宅同様、建設用地の事前選定、建設用資材の事前準備等について検討</p>   |             |
| <b>●留意事項</b>  |             |
| <p>○発災後では調整が行えない業務のため、発災前の準備が重要となる。</p> <p>①仮設工場、仮設店舗の建設<br/>・経済復興支援策として仮設工場や仮設店舗を建設する場合には、被災事業所の産業特性を勘案して建設用地を決定する。</p> <p>②仮設工場・店舗へ入居できない工場・店舗に対する支援<br/>・仮設工場・店舗に入居できない工場・店舗に対して、民間賃貸工場に関する情報の提供等、事業の場の確保に係る支援を行う。</p> |             |
| <b>●関係機関との調整</b>  |             |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b> |
| 高知市商工会・商工会議所  | 支援内容等の確認    |
| 他自治体  | 支援内容等の確認    |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |             |
| 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業  |             |

【商業振興・外商支援課】

|   |                      |
|---|----------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |                      |
| <p>○共同仮設工場・店舗等を設置する団体に対して指導を行う支援チームの編成及びその活動内容等に関する事前検討。</p> <p>○用地利用に関する資料の作成。</p> <p>○仮設営業基盤についても、仮設住宅同様、建設用地の事前選定、建設用資材の事前準備等について検討</p>  |                      |
| <b>●留意事項</b>  |                      |
| <p>1)仮設工場、仮設店舗の建設<br/>・経済復興支援策として仮設工場や仮設店舗を建設する場合には、被災事業所の産業特性を勘案して建設用地を決定する。</p> <p>2)仮設工場・店舗へ入居できない工場・店舗に対する支援<br/>・仮設工場・店舗に入居できない工場・店舗に対して、民間賃貸工場に関する情報の提供等、事業の場の確保に係る支援を行う。</p> |                      |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                      |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>          |
| 道路管理課・河川水路課   | 街路市を開催している道路、水路の状況確認 |
| 高知県警察本部   | 道路上で開催               |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |                      |
| 中小企業・小規模事業者の販路開拓支援事業  |                      |

### (3)観光振興

|       |   |     |              |
|-------|---|-----|--------------|
| 施策コード | 5-2-3   | 施策名 | 施策2: 中小企業の再建 |
| 項目    | (3)観光振興   |     |              |
| 概要    | ○各種観光施設の早期再建, 新たな観光資源の開発や観光客誘致を行うことによって観光需要回復を目指すとともに, 本市の新たな観光魅力を創造するための契機とする。 |     |              |

#### ●業務項目・手順等

| 内容       | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|----------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|          |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①観光施設の開設 | 観光企画課, 観光魅力創造課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項     | ○本市の観光需要の回復を目指し, 高知ならではの食や自然, 歴史資源などを活かした観光施設の開設を検討する。施設整備の際には, 施設の特性などにに基づき, 国や県のような補助金の活用を検討する。<br>○地域の観光拠点施設の一つとして, 災害の記録や経験を後世に残すような資料館等の整備も検討する。整備にあたっては, 博物館の展示・設備に対する補助制度の活用を検討する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容       | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|----------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|          |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ②観光資源の開発 | 観光企画課, 観光魅力創造課   |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項     | ○被災後, 観光資源の把握を行い, 新たなコンテンツになり得る観光資源の整理及び開発を進める。整理した観光コンテンツを活用し, ツアー作成やPRイベントの実施等, 誘客につながる手法を検討するとともにコンテンツのブラッシュアップにも取り組む。<br>○災害を教訓とする災害遺構等を活用した教育旅行等のコンテンツについて開発の検討を行う。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容      | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|---------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|         |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ③観光客の誘致 | 観光企画課, 観光魅力創造課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項    | ○マスメディアを使った観光情報の提供や被災地域の観光状況を紹介する番組の制作を行う。<br>○全国各地での観光物産展の開催やMICE等の誘致を行う。また, 観光物産展の開催に係る経費の一部について補助支援を行う。<br>○観光施設の復旧に伴い, 教育旅行やスポーツ合宿等の誘致を再度図る。<br>○被災状況を反映・考慮した観光情報集約サイトを開設し, 当該Webサイトを利用した旅行者参加型キャンペーンやクーポンの配付等を実施する。これにより, 現地旅行情報の拡充を図るとともに, キャンペーン参加者からの発信による露出の増加と, コンテンツの評価を高め, 風評被害を防止誘客促進につなげる。<br>○観光関係機関と連携し, 正確な情報収集と適切な情報発信により風評被害の防止に努める。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

#### 【観光企画課, 観光魅力創造課】

##### ●事前準備(平時にやるべきこと)

- 観光資源の開発
  - ・アンケートなどを通じて, 観光客が本市のどのような部分について魅力を感じているか等を平時から把握しておく。

##### ●留意事項

- ①観光施設の開設
  - ・単なる観光施設の開設に留まらず, 施設を中心としたイベントの開催等によって, 地域の活性化にも寄与していく。
  - ・防災意識の醸成に寄与することを念頭に, 施設整備の際には, 災害に対する備えの充実も検討する。
  - ・観光施設等の整備にあたっては, 周辺の観光資源や観光拠点施設, 交通施設の整備状況等のその他の要素に十分配慮した計画づくりが重要である。
- ②観光資源の開発, ③観光客の誘致
  - ・関係機関との施策展開やタイミングが重複しないよう情報共有を行い, 効果的に業務を進める。

##### ●関係機関との調整

| 関係機関                   | 調整事項                              |
|------------------------|-----------------------------------|
| 高知県観光政策課               | 補助金の交付, 観光情報等を効果的・効率的に発信するための情報共有 |
| 国土交通省四国地方整備局           | 補助金の交付                            |
| 高知市観光協会・高知県観光コンベンション協会 | 観光情報等を効果的・効率的に発信するための情報共有         |

##### ●関連する法令, 計画, 資料等

- 都市計画法
- 高知市観光振興計画
- 高知市総合計画
- 高知市都市計画マスタープラン
- 博物館法



## 施策3：農林漁業の再建

### (1)再建資金の貸付等

|       |  |     |             |
|-------|--|-----|-------------|
| 施策コード | 5-3-1  | 施策名 | 施策3:農林漁業の再建 |
| 項目    | (1)再建資金の貸付等  |     |             |
| 概要    | 被災した農林漁業者に対して、経営再開のために必要な資金需要の把握や、融資制度の周知等を行い、被災経営者の早期経営再建を図る。 |     |             |

#### ●業務項目・手順等

| 内容       | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|----------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|          |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①資金需要の把握 | 農林水産課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 農林水産課    | 1)資金需要の予測<br>・被害状況調査の結果等により、被災事業者及び事業所の再建による資金需要を予測する。<br>2)関係金融機関等への資金準備要請<br>・資金需要予測に基づき、制度融資の取扱い指定金融機関に対し、資金の準備を要請する。<br>・政府系中小企業金融機関等に対し、資金準備要請を行うよう国に求める。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容                           | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|------------------------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                              |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ②既往融資制度の活用促進及び当該制度活用に係る被害認定等 | 農林水産課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 農林水産課                        | 1)取扱機関への説明会の開催<br>・融資取扱金融機関をはじめ、融資の申込受付場所となる関係機関、各相談所に対し、各種制度の内容及び方法を周知するため、説明会を開催する。<br>2)事業主・組合等への周知<br>・被災直後より、マスコミや農林漁業団体等を通じて、各種制度の趣旨と内容を被災農林漁業者へ周知し、その活用を促進する。<br>・農林漁業者、取扱指定金融機関等の関係機関において情報提供を行うとともに、リーフレット等を作成し、業界団体や関係機関等を通じて配布し、周知する。<br>3)融資制度活用に係る被害認定<br>・天災融資制度活用に係る被害農業者認定及び日本政策金融公庫による貸付に係る罹災証明書の発行について、遅滞なく行う。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容           | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|--------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|              |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ③相談・営農指導等の実施 | 農林水産課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 農林水産課        | ○農林水産業の被災状況調査に基づき、臨時的相談窓口を設置し、融資制度など事業再建にかかわる情報を提供する。<br>○また、災害による作物等への影響を把握し、関係機関と連携して適切な営農等の指導を実施する。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |



**【農林水産課】**

**●事前準備(平時にやるべきこと)**

1)情報収集体制の整備等

- ・災害時に事業者の情報を迅速に入手するため、農林漁業団体等との連携を強化しておくとともに、事前に収集・整理・共有できる情報は整備しておく。
- ・情報提供方策(利用媒体・情報項目・内容等)の事前検討、体制づくり

2)事業所関連の基礎資料の事前整理

- ・全ての地域内の事業者の所在地や規模等に関する情報を収集・整理する。

**●留意事項**

○経営者の高齢化は全国的にも進んでおり、再建にあたっては多額の融資が受けられず、離農するケースが発生することも予想され、また、農林地の荒廃は災害危険を増大させる要因にもなる。そのため、貸付金に対する利子補給や資金補助等の支援方法を検討し、営農活動が継続できるようにすることが必要である。

○貸付にあたっては、保証人や担保が必要であるため、借入できない被災者が発生する可能性もある。このような被災者に対する救済措置を検討する必要がある。

○資金の借り入れにより生産等を再開した農林漁業者でも、状況によっては、収益が思うように回復しなかったり再度災害により被災するなど不測の事態が生じ、借入金の償還ができない場合もあると考えられる。そのようなケースをできるだけ未然に防ぐことが可能となるよう、継続的に経営状態を調査し、経営相談や技術相談等を実施するなどの体制を整備する。

**●関係機関との調整**

| 関係機関     | 調整事項                                |
|----------|-------------------------------------|
| 農林水産省    | 政府系中小企業金融機関等に対する資金準備要請に係る調整         |
| 高知県農業政策課 | 既往融資制度(天災融資制度等)に係る調整及び相談営農指導等における連携 |
| 農業協同組合   | 発災から復興に至るまで随時連携                     |
| 漁業協同組合   | 発災から復興に至るまで随時連携                     |

**●関連する法令, 計画, 資料等**

天災融資法

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(天災融資制度)

日本政策金融公庫による貸付(農林漁業セーフティネット資金・農林漁業施設資金)

## (2)農林漁業基盤等の再建

|       |  |     |              |
|-------|--|-----|--------------|
| 施策コード | 5-3-2  | 施策名 | 施策3: 農林漁業の再建 |
| 項目    | (2)農林漁業基盤等の再建  |     |              |
| 概要    | ○被害を受けた所管施設の早期復旧を図るため、被害状況の調査、激甚災害指定の検討及び災害査定等、災害復旧に向けて一連の手続きを定める。 |     |              |

### ●業務項目・手順等

| 内容      | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|---------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|         |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ①災害復旧事業 | 農林水産課, 耕地課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項    | ○被災した農林漁業用施設を速やかに原形復旧、あるいは従前の機能を持つ施設に復旧する。<br>○「4.安全な地域づくり 施策1: 公共土木施設等の災害復旧 (1)災害復旧」と同様。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容      | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|---------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|         |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ②災害関連事業 | 農林水産課, 耕地課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項    | ○災害復旧事業のみでは被災施設等が再度被害を被るおそれがある場合、被災施設及び関連する脆弱未被災施設等の補強等を災害復旧事業と併せて行う。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容            | 担当部局  | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|---------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|               |   | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ③公共土木施設災害復旧事業 | 農林水産課, 耕地課                                  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 共通事項          | ○「4.安全な地域づくり 施策1: 公共土木施設等の災害復旧 (1)災害復旧」と同様。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容         | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|            |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ④代替生産施設の整備 | 農林水産課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 農林水産課      | 1)代替農地の確保と提供に係る調整<br>・被害状況や農業者等の要望から必要量を把握し、農地の確保及び被災農業者への貸付に向け、農地所有者と担い手間の調整を行う。<br>2)農林水産業施設の調整<br>・集出荷施設や生産物加工共同施設等の代替施設について調整等を行う。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

| 内容         | 担当部局   | 期間  |     |     |     |     |    |    |    |    |
|------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|            |  | 2週間 | 1か月 | 2か月 | 4か月 | 6か月 | 1年 | 2年 | 3年 | 8年 |
| ⑤農林水産業の活性化 | 農林水産課  |     |     |     |     |     |    |    |    |    |
| 農林水産課      | 1)農林水産業者の生産意欲の増進<br>・各種セミナー、研修の開催や、生産者間の交流を促進するとともに、被災した農林水産業者の生産技術の向上と新規就労者の育成を図る。<br>2)販路の拡大<br>・物産展の開催、マーケティング調査を行うなど、生産物の販路の拡大を図る。 |     |     |     |     |     |    |    |    |    |

**【農林水産課】**

|   |                   |
|---|-------------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |                   |
| <p>○各所管施設の点検・整備。<br/>         ・農林漁業者に対して作物等の共済制度への加入を奨励する。<br/>         ・農林水産物の被害を最小限に抑えることは結果的に被災後の復旧・復興に係る地方自治体及び農林漁業者等の負担を最小限に抑えることとなる。そのため、以下の事前対策を行う。<br/>         ⇒災害分類別に各種作物の生育ステージに応じた対応策の情報を遅滞なく農業者に提供できるよう、農業技術資料等の整備をしておく。<br/>         ⇒災害危険度が高い区域に畜舎・放牧場がある場合や、1箇所に大量の家畜を有する畜舎・放牧場については、家畜の避難計画を策定するとともに、安全な避難場所を設けるよう指導する。<br/>         ・農作物加工場、家畜処理場、水産加工場などが被災した場合、作物や家畜等に直接的な被害がなくても出荷に支障をきたすことが考えられる。また、風害等により果樹の大量落果が生じた場合などには、短期的にその保存(冷蔵・冷凍)や加工(ジュース化等)のための施設が必要となる。そのため、都道府県内外においてそれら施設の相互利用協定等を締結しておく。</p> |                   |
| <b>●留意事項</b>  |                   |
| <p>○農林業者が再開を考える場合、被災した農林地がどのように復旧・復興されるのかは、今後の経営にかかわる問題であることから、農林地周辺の復旧・復興の方向性を早期に提示する必要がある。<br/>         ○農地等の復旧工事を実施する場合、必要な重機を保有している各種団体等と委託契約を交わし、かつ労働力としては被災農業者等をあて、被災農家へ現金収入を得させる等工夫する。<br/>         ○農地の整備は、土木関連部課と農業関連部課の十分な調整及び役割分担を行う必要がある。<br/>         ○農林地の風水害による被害は、水が引けば再開可能となる冠水被害と、農林地の生産環境が変質してしまう地形変化・土砂流入・表土流出などの被害に大別される。農林業の生産基盤の整備が必要となるのは主に後者であり、その被害形態に該当する地区がある場合には早期に事業実施の検討を図る。</p>   |                   |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                   |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>       |
| 高知県農業基盤課  | 災害復旧事業に係る調整       |
| 高知県農業政策課  | 災害復旧事業に係る調整       |
| 高知県農産物マーケティング戦略課  | 販路拡大等にかかる連携       |
| 農業協同組合  | 共同施設等の調整、復興対応での連携 |
| 国土交通省高知河川国道事務所  | 復興対応での連携          |
| 高知県漁港漁場課  | 復興対応での連携          |
| 漁業協同組合  | 復興対応での連携          |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |                   |
| <p>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法<br/>         激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律</p>   |                   |

**【耕地課】**

|   |                |
|---|----------------|
| <b>●事前準備(平時にやるべきこと)</b>   |                |
| <p>○情報共有のための連絡体制を構築しておく。<br/>         ○各所管施設の点検、施設台帳の整備、現地調査時の写真撮影方法、報告様式の作成をしておく。<br/>         ○災害発生前に被害調査時の流れを確認しておき、調査器具や資機材を準備する。</p>   |                |
| <b>●留意事項</b>  |                |
| <p>○農林業者が再開を考える場合、被災した農林地がどのように復旧・復興されるのかは、今後の経営にかかわる問題であることから、農林地周辺の復旧・復興の方向性を早期に提示する必要がある。<br/>         ○災害復旧事業の災害査定後の農地等の復旧では営農に支障をきたす場合は、積極的に査定前着工を実施する。<br/>         ○農地等の復旧工事を実施する場合、必要な重機を保有している各種団体等と委託契約を交わし、かつ労働力としては被災農業者等をあて、被災農家へ現金収入を得させる等工夫する。<br/>         ○農地の整備は、土木関連部課と農業関連部課の十分な調整及び役割分担を行う必要がある。<br/>         ○農林地の風水害による被害は、水が引けば再開可能となる冠水被害と、農林地の生産環境が変質してしまう地形変化・土砂流入・表土流出などの被害に大別される。農林業の生産基盤の整備が必要となるのは主に後者であり、その被害形態に該当する地区がある場合には早期に事業実施の検討を図る。</p> |                |
| <b>●関係機関との調整</b>  |                |
| <b>関係機関</b>   | <b>調整事項</b>    |
| 高知県農業基盤課  | 情報共有及び調査における連携 |
| 高知県農業政策課  | 情報共有及び調査における連携 |
| 農業協同組合  | 情報共有及び調査における連携 |
| <b>●関連する法令、計画、資料等</b>   |                |
| <p>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法<br/>         激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律</p>   |                |